

2. 経済統制

25

②

国立公文書館	
分類	内閣府 平成17年度
排架番号	4E
	34
	309



裏面白紙

2. 經濟統制

昭 25

② 公団.

裏
面
白
紙

肥料配給公団 改定に因りて

経済

二五、一、九
経本、生、産、局

25
1/1
1/1

一 昭和二十四年八月十日 経済科学局 肥料配給部
係官より公団廃止後の統制方式に就き廃止に至る迄
措置に一切は本生産局長宛研究方要請あり
之に對して肥料公団は末端機構の切離し、機構の簡
素化を経て漸進的に廃止すること、廃止の時期に（一）
ては未定なり旨及び公団廃止後日 複數の元産、及び
卸業者を之設置し尙暫くは配給並に価格統制
を繼續することを要する旨非公式に回答した。

二 九月十日 内閣官房副長官主催の第一回公団
向題研究会あり爾后決定本訂に於て関係各者

経済安定本部

協談ハ二十日三日又官に提出し之決定せられ直ちに四日
閣議に提出せられ閣議決定を留保せられ今日に
至るまで、官會議に於て決定せられ未だ決定の要旨
は定からず。

（一）肥料配給公団は存置するに府県以下末端組織
を以て第一卸業者単位に後數の卸業者を不者とせしむ

三 その他氏自黨に於て肥料配給公団ト云ふ三月末を以て
廃止することの意見あり爾后氏自黨改組会と意見の交
換を介して未だ決定の意見一致と見るに至らざる。

四 二十四年十二月三十一日 附 總司令部 經濟科学局長より肥
料公団の存続に關する非公式と二十五一年一月七日に受領
し

（續）

又右に訂正の回答と二十五年一月十五日迄に提出することと
存して、司令部の綴書に「同一問題」となる場合は次
の通りである。

一、肥料公団の全面的廃止の時期について、總司令部の
綴書に「二十五年會計年度中、公団を存続する
様態をせられて、所屬の民自営は二十五年三月末に廃
止することと主張してゐる。此の点を如何に調整するこ
との問題

二、公団の資本金以下、末端機構の切離しの時期について
は、民自営に於いては出来ぬ、又速かに遅くも二十五年
三月末に廃止することと主張してゐるが、總司令部に於て
は、春肥配給の中途であること及び三月に価格改訂あり
ことより、配給の混乱を生ずる虞ありと見て、及時的な意向
を示す（速らく春肥配給終了後の入日より切り替へる）

經濟安定本部

意向の様である。この点の調整と如何なるか、如何の
問題

三、今後民自営とわき意見調整と如何なるか、如何の
問題



農林部 肥料配給司

肥料配給公団の存続に関する処理方針 一九三〇、一、二七

農林部 肥料配給司 長

W.F. マーカッタウ 氏宛

25
1.19
10-4

裏面白紙

一、日本政府は前年より昭和二十四年十二月まで日附非公式覚書に肥料配給公団の存続についてを

昭和二十五年一月七日に受領し直ちに政府部内にて検討の結果決り結論を得たので同答する。

二、肥料の供給に及る費用が極端に高騰し、農業者は甚だ重大な苦勞を以て日本政府は

本年春肥の配給についてはこれに留給し、現況に鑑み且配給機構を改定し、混雑を回避する

ための肥料配給公団を現機構より維持せしめ肥料の流通円滑なる配給を促進するの並進を以て考

えらる。

三、然し乍ら肥料の供給量は農林部が好意による輸入肥料と国内産肥料の生産の増加により

順調に増上しつゝあり、一方計画されてゐる肥料供給量の漸減方針による消費量増大の値より

か將來農家の肥料に対する需要の増大も亦存疑に非ざるべしと推測される。かゝる状況は最

最近の経済諸事情の推移に照して考へるに肥料の配給統制は本年春肥増量から弛緩し、配

給公団制度による強度の統制方式を必要としない段階に至るべしと推測される。よつて

日本政府は肥料配給公団の廃止に關し次の方針による事を希望する。

四、肥料配給公団の府県段階以ての組織はそのまま本年七月末迄に之に於ての民間配給

機構を整備の上廃止する。

五、肥料配給公団の全般的廃止は前号の未端組織廃止に引續き同公団の本支店にかかわる民間

配給機構も設けられ組織確立の上可及的速かにこれを行ふ。

六、肥料配給公団の廃止後も肥料の配給並に価格統制は引續き行ふこととする。その配給

機構及び配給方式については農林省の意向を以て之を決定する。全国及び都道府県単位に新

設ける複数の元常業者及び卸業者を以て配給する等の方法を考へられるが、配給機構

及び配給方式、価格、価格調整等の支給方法、平等に伴う平等、全般的措置並に

に關する具體的実施要領は肥料配給の機構その他諸般の事情も慎重に考慮の上

進んで決定せられたい。

肥料配給司 長

青木 秀 彦

6
分
計

價格調整公團定款

2/21

25
221
2-11

6

價格調整公團定款

第一章 總 則

第一條（名稱）この公團は、價格調整公團法によつて設立せられたもので、價格調整公團と稱する。

第二條（目的）この公團は、經濟安定本部總務長官の定める基本的な政策及び計畫に従い物價廳長官の定める價格等（以下指定價格等という）の適正な調整に關する業務を行うことを目的とする。

前項の價格等とは、價格、運送賃その他給付の對價である財産的給付をいう。

第三條（事務所）この公團は、主たる事務所を東京都に置く。

この公團は、物價廳長官の認可を受けて、價格等の調整に關する業務を行うため必要の地に從たる事務所を設けることができる。

この公團は、業務の都合により便宜の地に出張所を設けることができる。

第四條（公告方法）この公團の公告は、官報、又は日本經濟新聞及び產業經濟新聞に掲載してこれを行ふ。

第二章 基本金及び運営資金

第五條（基本金、運営資金）この公團の基本金は、三千萬圓とし金庫政府の出資による。

この公團の運営資金は、必要があるときには、復興金庫から借入れるものとする。

第三章 役員

第六條（役員）この公團に役員として理事長、副理事長各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第七條（役員）の職務權限）理事長は本公團を代表し、その業務を總理する。

副理事長は、理事長の定めるところによりこの公團を代表し、理事長を補佐してこの公團の業務を掌理し、理事長に事故あるときにはその職務を代理し、理事長が缺員のときにはその職務を行ふ。

理事は理事長の定めるところによりこの公園を代表し、理事長及び副理事長を補佐してこの公園の業務を掌理する。

理事は理事長の定め定める順位により、理事長及び副理事長に事故のあるときには、その職務を代理し、理事長及副理事長が缺員のときにはその職務を行う。

監事はこの公園の業務を監査する。

第八條（役員）の任命—理事長、副理事長、理事及び監事は、物價局長官がこれを任命する。

第九條（代理人）—理事長、副理事長及び理事は理事長の定めるところにより、この公園の職員のうちから主たる事務所又は従たる事務所の業務に關して一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することかてきる。

第十條（特別利害關係の禁止）—この公園の役員及び職員は、指定價格等に對する給付の目的である物資の生産、精製、加工、保管、賣買若しくは輸送を業とする會社の株式を所有し、又はこれらの會社その他の企業業の業務に従事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有し

てはならない。

第十一條（身分）—この公園の役員及び職員は、價格調整公園法第十四條の規定に基き官吏その他の政府職員とする。

第十二條（特別報酬規程）—この公園は、その役員及び職員に對して、特別の報酬を與る必要があるときには、その報酬規程を定め、經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様である。

第四章 理事會

第十三條（組織）—理事會は、理事長、副理事長及び理事の全員を以てこれを組織する。監事は、理事會に出席して、意見を述べることができ

る。

第十四條（付議事項）—この公園の業務に關する重要事項は、理事會の議決を経て、これを行う。

第十五條（開會、招集、議決方法）—定時理事會は、毎月一回、臨時理事會は、必要ある毎に、これを開く。理事會は、理事長がこれを招集し、

その議長となる。

理事會の議事は、理事長、副理事長及び理事全員の過半数でこれを決し、可否同数のときには、理事長の決するところによる。

第十六條（議事録）理事會の議事については、議事録を作成し、理事長、副理事長及び理事の全員が、これに署名捺印しなければならない。

前項の議事録は、これを保存し、経済安定本部、主務官廳又は會計検査院の要求があるときには、これを提出するものとする。

第五章 業務及びその執行

第十七條（業務内容）この公團は、経済安定本部総務長官の定める基本的な政策及び計畫に基いて、物價總長官のなす指導及び監督に従い左の業務を行う。

一、経済安定本部総務長官の定める方策に基く價格等の調整のための資金の受入又は交付。

二、経済安定本部総務長官の定める方策に基く價格等の調整のための買取及び賣戻。

三、前各條の業務に附帯する業務。

第十八條（業務の制限）この公團は、如何なる性質又は形式においても、融資、前賣又は投資をすることができないものとする。

第十九條（業務方法）この公團は、業務開始の際業務の方法を定めて、経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

第二十條（事業計畫）この公團は、毎事業年度の前期及び後期の初めに、おいて六箇月毎の事業計畫を作成し、理事長、副理事長及び理事の全員がこれに署名捺印して、これを経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。

これを變更しようとするときも同様である。

前項の認可があつたときには、理事長、副理事長及び理事の全員は、これに氏名捺印するものとする。

第二十一條（業務規程）業務の執行に關する諸規程は、理事長が、これを定める。

第二十二條（事業年度）この公團の事業年度は、年一回とし、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第二十三條（豫算の作成及び提出）この公團の豫算は、大蔵大臣の定める作成及び提出の手續により、この公團において作成し、これに當該年度の事業計畫書、前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録並びに前年度及び當該年度の豫定損益計算書及び豫定貸借対照表を添え、物價廳長官を經由して大蔵大臣に提出するものとする。

第二十四條（豫算の形式及び内容）この公團の豫算は、これを款及び項に區分する。

前項に規定するものの外、この公團の豫算の形式及び内容については、大蔵大臣の定めるところによる。

この公團は、豫算が國會の議決を経たときは、國會が議決したところに従い、項を目及び節に區分し、その豫算を物價廳長官を經由して

大蔵大臣に提出し、その區分の承認を得るものとする。

第二十五條（財産目録、貸借対照表、損益計算書）この公團は、第二十二條の各事業年度毎に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、翌年度七月三十一日までこれを經濟安定本部總務長官に提出し、その承認を受けるものとする。

この公團は、前項の規定による經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し且つこれを定款とともに各事務所に備えて置くものとする。

第二十六條（決算報告書の作成及び提出）この公團は、豫算の形式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、これに當該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録を添え、翌年度八月三十一日までこれを物價廳長官を經由して大蔵大臣に提出するものとする。

第二十七條（剰余金の國庫納付）この公團の剰余金は、物價廳長官が定める期日までに國庫に納付するものとする。

前項において剰余金とは、當該事業年度の損益計算において收入と支出との差引勘定上生じた剰余金額をいう。

第二十八條（豫算の執行）この公團は、豫算について、各項に定める目的の外に使用してはならない。

この公團は、豫算に定める各項の経費の金額を彼此移用することが出来ない。但し、豫算の執行上の必要に基き、あらかじめ豫算をもつて國會の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を経て移用することが出来る。

この公團は、大蔵大臣の指定する各目又は節の経費の金額については、大蔵大臣の承認を経なければ目の間又は節の間において彼此流用することが出来ない。

この公團は、前二項の規定により移用又は流用の承認を経ようとするときには、物價廳長官を経由するものとする。

この公團は、第三項の規定により大蔵大臣の指定する目又は節以外の目又は節の経費の金額については、この公團限り、當該目又は節相互の間において彼此流用することが出来る。

この公團は、各四半期毎に毎四半期開始の一ヶ月前までに収入見込、支出負擔行爲及び支拂の計畫を作成して、物價廳長官を経由して大蔵

大臣の承認を求めらるものとする。

この公團が、この豫算を執行するに當つては、前項に掲げる承認があつた後、その承認を受けたところに従い支出負擔行爲及び支拂を實行するものとする。

第二十九條（豫算執行報告）この公團は、大蔵大臣から豫算の執行に關して報告を求められたときは、別に定めのない限り、十五日以内に報告するものとする。

第三十條（不動産及び固定資産の取得制限）この公團は、經濟安定本部總務長官の承認を受けた場合の外不動産及び固定資産を取得しないものとする。

この公團は、前項に規定する承認を受けて不動産及び固定資産を取得する場合においても、この公團が所有する不動産及び固定資産の額の合計額が基本金の額を超えないものとする。

第三十一條（この章規定外の豫算及び決算）この章に規定するものの外この公團の豫算及び決算に關しては、國の豫算及び決算の作成、提出に關し適用される法令の規定の例によるものとする。

第三十二條（この章規定外の經理手續）この章に規定するものの外、この公園の會計上の重要な經理手續に關しては、この公園が大藏大臣の承認を経て定めるところによるものとする。

第三十三條（記録の記載及び整備）この公園は、財産目録、貸借對照表、損益計算書その他一切の會計上の記録を整然且つ明確に記載し會計検査院の検査及び承認を受けるものとする。

第七 章 定款の變更

第三十四條（定款の變更）この定款を變更しようとするときは、物價
部長官及び經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならぬ。

肥料配給公團廃止に伴う措置要領(案)

昭二五、二、一六

一、前提

肥料配給公團の存廃について日本政府は昭和十一年三月三十日附總司令部
經濟科學局長より別紙(一)の如き非公式覺書を受領し之に対し本年
一月十六日付をもつて別紙(二)の如く回答した。

肥料配給公團令の有効期限については右の覺書第四項前段の要請
に基きニホも一年延期することとし、而して同公團の廃止については別紙(二)の
回答に従い、府縣段階以下の組織は本年七月末迄に廃止の上各府縣に
複数の卸賣業者をおきその全般的廃止の期日は肥料消費者価格の値上
り供給の増加その他經濟諸事情を考慮の上需給緩和の見透しを得
次第決定することとする。この際とるべき配給統制方式については左によるも
のとす。

二、肥料配給公團廃止後に於ける肥料配給統制方式

(1) 割當

(1) 農林省は従来通り都道府縣別、肥料別配給割當を行う外工場別、元
賣業者別出荷割當を行ふ。この割當については新たに設ける肥料配
給審議會の議決を経て定めるものとする。

(2) 肥料の購入に當つては夫々消費者、小賣業者又は卸賣業者の選擇
制に基き購入予約方式によるものとする。(但し割當公文書は当該都道府縣
内のみ有効とする。)

(2) 配給機関

配給機関として小賣、卸賣、元賣業者を置く

(3) 小賣業者

現行の登録区域以内に在住する農業者よりの選出に基き都道府縣知事
が指定する。

(4) 卸賣業者

その者が販賣を担当しようとする各々の都道府縣内の小賣業者からの選出に
基き都道府縣知事が指定する。

(5) 元賣業者

農林大臣の定める一定の資格條件に適合し且つ肥料製造業者(以下輸入業者

を含むものとする。から推薦を受けた者につき農林大臣が指定する。

(二) 元賣業者は卸賣業者からの購入予約に基づき肥料製造業者に出荷に関する指示を行い、原則として消費者最寄駅で購入し、同一場所の卸業者に賣渡す外配給の时期的調整、代金の回収を行い、肥料流通の円滑をはかる。但し肥料製造業者はその者から直接購入を希望する卸賣業者に対しては直賣しうることをする。

(ホ) 卸賣業者は原則として小賣業者藏置所で賣渡すことをする。

(3) 價格

(イ) 價格は肥料製造業者、元賣業者、卸賣業者、小賣業者、販賣價格とする。

(ロ) 肥料製造業者販賣價格は消費地最寄駅渡しとし全國一律とする。價格調整金は物価より直接製造業者に交付することとする。

(ハ) 肥料配給の时期的調整に要する金利及び諸掛は消費者の負担とせず肥料製造業者に於て負担する如く製造業者販賣價格を定

(ニ) 消費地最寄駅以降小賣業者藏置所迄の運賃諸掛は賣費を加算しうるものとする。

(ホ) 肥料需要の季節性に鑑み肥料價格に毎月別價格差を付することとする。

(4) 金融

元賣業者に対しては大藏省が全部資金の廻付を預託制度、農林省認証による肥料手形及びニホの日銀最終割引制度等により所要資金の確保に持段の措置を構ずる。尚末端業者については農業手形制度の拡充強化を圖る。

(5) 予算的措置その他

(イ) 第二項第一号の割当事務を行うための措置をとる。

ロ、農林省に之に必要なる人員、予算措置を講ずる。之が為定員法の改正を行う。

ハ、農林省に元賣業者、製造業者、卸賣業者を以て構成する肥料割

当審議會も設け右の予算措置の外農林省設置法の改正を行ふ。

④第二項第三号の価格調整金交付業務のため物価庁又は農林省に之に必要な人員及び予算措置を講ずる。

三、經濟諸事情の推移によつては本年後半期に於て肥料の需給が大巾に緩和し前述の如き配給統制も必要としない段階に立至ることも予想されるが斯る場合に於ては左の如く措置する。

(1) 需給の調整

割当配給制度は行わず肥料の需給が混乱し又は混乱する虞があると農林大臣が認めたる場合は肥料の製造業者、販賣業者に対しその出荷先並に販賣先の指示又は制限を命ずる等暫定的措置を講ずる。

(2) 肥料管理制度

農家經濟の安定を圖り肥料製造業の健全なる発達に資するため恒久的制度として肥料管理法(假稱)を制定し農林省に特別会計を設け肥料の季節的需給の特殊性を考慮し投機的賣買の防止並に需給の円滑化の爲め毎年一定量の肥料を買取り賣渡し得る如く措置することとする。

25
2.24
10-4
16

肥料配給公團廃止に伴う措置要領 (農林省試案)

一 肥料配給公團廃止後に於ける肥料配給統制方式

(1) 割当

(1) 農林省は従来通り都道府縣別、肥料別配給割当を行う外工場別、元賣業者別出荷割当を行う。この割当については新たに設ける肥料割当審議會の議決を経て定めるものとする。

(2) 肥料の購入に當ては夫々消費者、小賣業者又は卸賣業者の擇制に基く購く予約方式によるものとする。但し割当公文書は當該都道府縣内のみ有効とする。

(2) 配給機関

配給機関として小賣、卸賣、元賣業者を置く

(1) 小賣業者

現行の登録区域内に在住する農業者よりの遷出に基き都道府縣知事が指定する。

(2) 卸賣業者

その者が販賣も担当しようとする各々の都道府縣内の小賣業者からの提出に基き都道府縣知事が指定する。

(1) 元賣業者

農林大臣の定める一定の資格条件に適合した者につき農林大臣が指定する。

(2) 元賣業者は卸賣業者からの購入予約に基き肥料製造業者に出荷に關する指示を行い、原則として消費者最寄駅で購入し、同一場所卸賣業者に賣渡す外配給の时期的調整、代金の回收を行い、肥料流通の円滑をはかる。但し肥料製造業者はその者から直接購入を希望する卸賣業者に対しては直賣(うる)こととする。

(3) 卸賣業者は原則として小賣業者藏置所で賣渡すこととする。

(3) 價格

(1) 價格は肥料製造業者、元賣業者、卸賣業者、小賣業者販賣價格とする。

(1) 価格調整金は直接製造業者に交付することとする。

(2) 元賣業者販賣価格は消費地最寄駅渡しとし全国一律とする。

(3) 消費地最寄駅以降小賣業者截置所迄、運賃諸掛は賣費を加算するものとする。

(4) 肥料需等の季節性に鑑み肥料価格差を付することとする。

(4) 金融

大蔵省が金部資金の利用、肥料手形制度の創設、農業手形制度の拡充等を考へらる。

(5) 予算的措置その他

(1) 第二項第一号の割当事務を行うため次の措置をとる。

a. 農業者に之に必要な人員、予算措置を講ずる。之が為定員法の改正を行う。

b. 農業者に製造業者、元賣業者、消費者代表等をも以て構成する。

肥料割当審議会を設け右の予算措置の外農林省設置法の改正を行ふ。

(2) 第二項第三号の価格調整金交付業務のため物価庁又は農林省に之に必要な人員及び予算措置を講ずる。

二、經濟諸事情の推移によつては本年後半期に於て肥料の需給が大巾に緩和(前記)の如き配給統制を必要としない段階に立至ることも予想されが斯る場合に於ては左の如く措置する。

(1) 需給の調整

割当配給制度は行はず肥料の需給が混乱し又は混乱する虞があると

農林大臣が認めたる場合は肥料の製造業者、販賣業者に於てその出荷先並に販賣先の指示又は制限を命ずる并暫定的措置を講ずる。

(2) 肥料管理制度

農家經濟の安定を圖り肥料製造業の健全なる發達に資するため恒久的的制度として肥料管理法(假稱)を制定し農林省に特別会計を設け肥料の季節的需の特殊性を考慮し投機的賣買の防止並に需給の円滑化のため政府は毎年一定量の肥料を買取り賣渡し得る如く措置することとする。

秘

肥料配給公団廃止に関する打合せ資料（議會答弁要領）

昭二五、二、二六
経本、生産局

一、A、肥料配給公団の全廃の期日をいつとするか、

B、本年七月末迄に存続段階以下の組織を廃止し、非公式覚書の趣旨を考慮して需給状況勘案の上可及的に右に近日期日に公団を併廃しをいふ考へて居る。

二、A、公団廃止後の配給方式は如何なる考へであるか

B、八月の消費者価格値上げに伴う有効需要の推移も考へなければならぬが直ちに配給統制を撤廃する迄には至らぬと思ふ。

3. 組成
1. 地は社内
2. 及び社内
3. 子備定
新式

配給統制の方式としては需給事情如何にもよるが出来る限り簡単な方式を採用致し、配給方法としては消費者並に販賣業者の購入先選擇による購入予約制により元賣、卸賣、小賣業者を置くこととするが卸賣及び肥料製造業者の希望によつては元賣を直さず買戻しを途も同じで置きたい。（尚本年後半期に於ては需給事情が大中

に緩和する可能性も強いのでは）場合暫定的には農林大臣が必要と認めた場合に限り肥料製造業者、販賣業者の出荷、販賣先の指示又は制限を行うに止め恒久的制度として投機的買戻防止のため政府が或る程度買入、保管、賣渡機能を持ち肥料のマーケットオペレーションも行うことを考慮してゐる。

三、A、元賣業者を置く理由如何

B、メーカーと卸も直結せしめた場合群小の卸業者とメーカーが出荷契約をすることとなり適確なる配給も期し難いから元賣か或程度一括して配給の时期的調整を行つ、メーカーに出荷指図することか布ま
しい。公団廃止後配給上最も困難な問題は金融にあるが、此れが円滑なる運用上受信能力ある元賣の如きものを制度として設けることが必要であり且つ代金回収、メーカーとの代金決済も元賣を通じた方が円滑に行われると思はれる。

四、A、業者の振出方法如何

B、小賣については一應現行方式を踏襲し、卸は販賣担当予定府県内の

25
2.24
10~1

小賣からの進出に基いて指定することとし元賣については資産の状況
其後の経験等も検討の上製造業者者の推薦に基き農林大臣
が指定する。(一定の資格要件のあるもの)

五、A. 運賃の調整は如何にして行ふや。
B. 全国着心減価格が一率となる如く肥料工場別出荷割合を新として

六、A. 不需用期の肥料消費者価格に対する措置如何
B. 肥料の予り即的需要性に鑑み限目別価格差を付することとする

七、A. 価格調整基金支出の方式及び調整基金廃止後のメーカー別価格の調整方式如何

八、A. 公団廃止後の肥料の金融対策如何
B. 公団の存続以下切高后中央の存続する間は卸賣業者に対して公
團証明付手形を利用する

九、A. 公団廃止に伴い政府の予算人員に対する措置如何
B. 工場別元賣業者別出荷割合の事後に要する予算及人員
を農林省に確保する
C. 肥料の割当を行うに際しこの諮問機関として肥料割当委員会を
農林省に置き必要とする予算措置を講ずる
D. 価格調整基金交付業者別の左め物価及は農林省に之に必要
な人員予算措置をとる

八、A. 公団廃止後の肥料の金融対策如何

B. 公団の存続以下切高后中央の存続する間は卸賣業者に対して公
團証明付手形を利用する

(2) 全農会は大蔵省予金部資金の融通も予計制度、日銀再割
引を条件とする肥料手形制度等の創設により元賣業者個人の
他業者者の金融を固る

(3) 金 融
については農林省手形制度の拡張利用も考慮
する

九、A. 公団廃止に伴い政府の予算人員に対する措置如何

B. 工場別元賣業者別出荷割合の事後に要する予算及人員
を農林省に確保する

C. 肥料の割当を行うに際しこの諮問機関として肥料割当委員会を
農林省に置き必要とする予算措置を講ずる

D. 価格調整基金交付業者別の左め物価及は農林省に之に必要
な人員予算措置をとる

十、A. 此科価格の見直し並に補給金削減見込如何。

B. 消費米価格については本年秋刈りより昨年十二月末の価格の七割

値上げを行ふこととなつてあり補給金は一先二五會計年度中

支給することとしてゐる。補給金廃止後の価格は有効需要の

減退と企業合理化操業度の上昇等と勘案されば右の

七割値上げ程度の価格に落付くのではないかと思はれる。

十一、A. 此科価格値上げの米価に及ぼす影響如何。

B. 本年一、二月の値上げについては六月に行つた農業者心リテイ

指数の改訂によるバック・ペイにより補償し、その以降の値

上げは行供出米価算定の降之を算入する。

十二、A. 此科配給公団取員の轉換対策如何。

B. 此科配給業者並に引込に設けられたる元賣業者、卸賣業者

等に極力吸収せしめる方針の下に此科配給公団を以て如何に

せしめ内係を局に於てこそ本が推進を図る。その際にも如何に推進する

十、
此科配給業者並に引込に設けられたる元賣業者、卸賣業者

此科配給業者並に引込に設けられたる元賣業者、卸賣業者

此科配給業者並に引込に設けられたる元賣業者、卸賣業者

此科配給業者並に引込に設けられたる元賣業者、卸賣業者

此科配給業者並に引込に設けられたる元賣業者、卸賣業者

Handwritten numbers and lines: 50, 30, 20, 10, 70, 10, 50.

一、飼料配給公開廃止後の措置

A 飼料配給規則の廃止と同時に

- 1 食糧管理法を改正し雑穀を除外する
- 2 油糧配給調整規則を改正し現行指定油粕を除外する
- 3 魚粕等配給調整規則を廃止する

B 金 助

1 金額の算定

輸入飼料

五六億

其他主要飼料

五億

大豆粕

九億

椰子粕

六八億

(穀)

大豆粕、椰子粕、亞麻仁粕、落花生粕、魚粕、えん麦、食糧拂下

2 金融の方法

(1) 輸入は二ヶ月の貿易手形制とする

この場合には資金不要

(2) 前項不可能の場合は輸入業者に出出す

(3) 其他飼料の場合

(二五、二五)

25
227
1026

預金部資金の利用

日銀が市中銀行に對し飼料資金の枠を與える

市中銀行は申込者の信用、能力を判定自らの責任に於て融資する

○輸入促進の措置

1 輸入飼料を確保するには海外事情の把握が先決條件であるから政府は自ら市場調査に當るか或は民間商社の渡航實現につとめる

2 輸入業者に對し金融措置を講ずる

○ 項(イ)又は(ロ)

3 年間爲替資金枠の確保

三、飼料公團の業務増少について

A 1 公團はその業務の一部(輸送等)を民間業者に代行せしめて来たが現段階に於ては滞貨處理の困難と関連し極めて微妙なものがあるから特に注意する要がある

2 公團支所段階に於ける滞貨は業務打切以前より更に果増せしめざること

B 三月十日業務打切より公團廢止までの間の措置

1 滞貨處理

(イ) 配合飼料製造工場の原料として一定量を拂下げる

対象工場 指定十工場と畜舎農の五工場

品目数量は公團在庫の確定次第檢討する

(ロ) 前項以外の残量は努めて一括存置し、全國的組織をもつて飼料事業等を行うもの

の中適當と認めらるるものに對し公正に拂下げる

(ハ) 金融については政府に於て特別の援助をする

2 飼料取扱

(イ) 飼料配給規則に依る指定販賣業者は廢止し、届出に依る販賣業者をして配給せしめる

(ロ) 消費者又は販賣業者と生産者との直結とする

飼料供給公團業務簡素化指導要領案

飼料供給公團の業務を機効簡素化し、^{且つ}公團本部の減少を^{（二五、一〇）}達成^{（一）}するための左記の措置をとるものとする。

本年二月より

記

一、供給品目の整理

本年二月一日より、供給供給品目を左の品目に整理し、その他の飼料は供給供給、價格供給共に之を撤廃する。
公團は供給供給手持飼料を速かに処分するものとする。

品目

備

考

- 1 輸入飼料
- 2 薪
- 3 米
- 4 同油粕

（ 飼内 産 ）

25
1.12
10-4

めくれず

- 5 大豆 糖
- 6 玉 蜀黍
- 7 飼 合 飼 料

(輸入原料より生産されたものを含む)
食糧官理特別会計より飼料用として下げられたもの
輸入飼料一品目以上を含むもの

但し、燕麥は越前推展後において食糧官理特別会計より飼料用として下げ受け得る態勢が整備され次第速かに(但し、二月一日以降とする)終期を撤廃する。

三、公團の政買配給業務の簡素化

A 地方振興料については本年二月一日以降左の要領により業務の簡素化を図るものとする。

- 1 公團は地方振興料について販買より配給に於ける全業務を代行業者をして代行せしめる。
- 2 代行業者の選定は代行業務担当希望者中、公團が産産局の承認を受けて定められた一定の資格条件を備へた者の中より三以内を公團が指定する。

但し、代行業者が代行契約に違反し又は産産局若しくは公團の業務に支障を及ぼす場合は、公團は直ちにその業務を停止し、必要に応じて再選定を行うものとする。

飼料配給公團業務の簡素化

農林省 産 局
二五、一、一二

一、飼料配給公團を廃止し、統制配給制度より自由な経済形態に移行するまでにその轉換も容易ならしめるため、次の如く司令部より示唆があった。

三月末に於ける公團在庫を減力少くする爲めには次の措置が必要であらう。

(A) 飼料配給公團は昭和二十五年二月一日又は十五日より新規買入れを停止し、嗣後は農林大臣の指定する卸賣業者(小賣業者よりの購入依頼又は卸賣業者たらんとする希望に基き)に手持商品を賣渡す。

(B) 前者の期日以後に生産された飼料は卸賣業者が生産者より直接買取り公團は専ら販賣上の処置を行ひ現実の経済行爲にクワイしない。

三、前項の示唆に基き現状に於ては、別紙の様な方法を執る事が適当と考

へる。

3 公團は通貨請附のブール並に代行業者の收買した飼料の出荷先指示の命を行い、その他の業務はすべて代行業者の責任に於て行うものとする。よう、代行契約を結ぶものとする。
日本製領事館上必要な細目は帝産局の承認を受けて公團が定めるものとする。

備考

中央扱飼料、地方扱飼料の区分は左の通りとする。

中央扱	地方扱
輸入飼料	米
大豆粕	米糠油粕
玉蜀黍	現行地方扱
配合飼料	
現行中央扱	

Vertical text columns on a heavily stained and aged document page. The text is extremely faint and illegible due to the poor condition of the paper and the quality of the scan. The page appears to be a historical record or official document, possibly containing names, dates, and administrative details.



政府保有在庫緊急処理要綱(案)

(三五.三.五)

政府機内保有物資の在庫量は現在相当多量に上り、その緊急処理が必要であるが、
処理の結果が産業界に与える影響の重大性に鑑み、この際左記の方針に基き処理の統
一を図ることとする。

記

- 一 処理の対象は、左に掲げる各機関の保有物資とする。
- イ 産業復興公団
- ロ 鉱工業貿易公団
- ハ 繊維貿易公団
- ニ 食料品配給公団
- ホ 飼料配給公団

(特別調達庁保有物資の処理については別途措置するものとする。)

二 政府保有在庫は原則として可及的速かに処分することと主眼とし、処分に際して
は国内産業に対する急激な影響の緩和と海外に対する不当廉売の防止に特に注意す

るものとし、左に掲げる物資（以下備蓄物資という。）以外のものは昭和二十五年十二月末日以前に国内又は国外に売却するものとする。

イ 國家災害救助用の緊急物資

ロ 本年中に於ける一定数量以上の売却が、国内産業に著しい打撃を与え、その結果日本経済に悪影響を及ぼす物資

ハ 本年中に於ける一定数量以上の売却が輸出貿易に悪影響を与える物資

ニ 需面の需要が伴わないため差当り一定数量以上売却の見込がないが、国内資源に恵まれない等の理由により将来の産業復興上その保有が必要と認められる物資

三 備蓄物資の範囲は、関係各省と協議の上経済安定本部が決定する。

四 一に掲げる各機関は、その保有する備蓄物資以外の物資に因する処分計画を作り、関係各省を経て経済安定本部に提出するものとする。

五 処分の内容緊急遂行実施を促進するため、政府は左に掲げる措置をとるものとする。

イ 競争入札に付する場合は、予定価格は、あらゆる条件を考慮して取引を可能ならしめるように合理的に定めるものとする。

ロ 滞貨処理上特に必要のある場合には、一般競争入札によることなく指名競争入札又は随意契約によつて売却することを認めること。

ハ スクラップとしての価値しかない物資は、スクラップ価格で処分することを認めること。

ニ イロ又はハの措置によつても売却不可能の物資については、主務官庁の承認を得て廃棄処分を付するものとする。

ホ 滞貨の買取に必要な資金については特別の金融措置を講ずること。

六 備蓄物資については産業復興公団に集中して保有せしめ経済安定本部の定める計画に基づいてその管理運営を行うものとする。これがため産業復興公団に対して所要資金を確保し必要な予算的措置を講ずると共に所要施設の整備を認めるものとする。

家備蓄の対象物資一覽(案)

25.3.5 生産局

案)	要領書重	金額(円)	区分	備考
7	4276 ^{ton} 222	963540	□	国内生産 80,000/年 全在庫 約 20,000 需要 20,000 (輸出見込 30,000を含む)
0	1,002. 680	60,120	□	国内生産 14,000/年 全在庫 約 2,200 需要 7,500
2	15550. 322	2,267,190	□	国内生産 460/年 市中在庫は相当ある見込 需要 250 (25区内に 1,000 程度消化見込)
2	2000.-	1,678,000	=	国内生産 45/年 需要 45
3	86. 203	34681	□	国内生産 45/年 需要 45
	30,966.-	1,238,644	=	外に肉類検肉所有のものが 38,000 枚あるが別途 処理される予定
8	995. 678	93,508	□	国内生産 1,300/年 全在庫 約 300 需要 1,600
	53.-	45,580	□	原石たるモナズ石は三分の輸入在庫 (200 ton) あり、 生産 35 ton 需要 35 ton 希少な工業(トリウム)維持の必要
	2000.-	76,000	□	生産(相当品) 2400/年 在庫若干 需要 3600 借入金により取引を促進するが残費 2000の見込
	400.-	152,000	□	三分の在庫の外、原料の生酒石 半分分の在庫あり 借入金により取引を促進するが残費 400 tonの見込
	1167 俵	16,658	ハ	外に肉類検肉保有の生糸 約 27,000 枚あり
	46,862,082 ^円	4,108,000	ハ	
	1307,891 ^円	104,307	イ	半年毎に回販の予定
		9,123,483		

國家備蓄の対象物資一覽 (案)

25.3.5 生産局

物資名	現保有機関	滞貨総量(24年)	要需量	金額(円)	区分	備考
電気銅	産業復興公団	4276.737 ^{ton}	4276.737 ^{ton}	363540	□	国内生産 80,000/年 全在庫約 20,000 需要 70,000 (輸出見込 30,000 含む)
電気鉛	産業復興公団 鐵工品貿易公団	1002.680 15550.322	1002.680 15550.322	60,120 2267190	□	国内生産 14,000/年 全在庫約 22,000 需要 7500
錫	鐵工品貿易公団	2163.322	2000.-	1,678,000	=	国内生産 420/年 市中在庫は把握ある見込 需要 2500 (25区内に 1000 程度消化見込)
水。銀	産業復興公団	86.703	86.703	34681	□	国内生産 45/年 需要 45
特殊銅	同上	30966.-	30966.-	1,238,640	=	外に内債機関所有のものが 38,000 があるが別途 処理される予定
セメント	鐵工品貿易公団	995.678	995.678	93508	□	国内生産 1300/年 全在庫約 300 需要 1600
弗化セリウム	同上	53.-	53.-	45,580	□	原石たるモナス石は三年分の輸入在庫 (200 ton) あり 生産 35 ton 需要 35 ton 弗炭素工業(トリウム)維持の必要
錐状黒鉛 (朝鮮産)	同上	2763.-	2000.-	76000	□	生産(該当品) 2400/年 在庫若干 需要 3600 滞貨金融により取引を促進するが残量 2000 見込
吐酒石	同上	538.423	400.-	152600	□	7年分の在庫の外 原料の吐酒石半年分の在庫あり 滞貨金融により取引を促進するが残量 400 ton の見込
生糸	纖維貿易公団	1167 俵	1167 俵	16,688	ハ	外に内債機関保有の生糸約 27000 俵あり
絹製品	同上	46,862,082 ^碼	46,862,082 ^碼	4,108,000	ハ	
綿製品	産業復興公団	1,307,891 ^碼	1,307,891 ^碼	1,043,070	イ	半年毎に回数の予定
計				9,123,483		

裏面白紙

21

食糧配給公団改組に因連する向題点

一 配給所の数を増すこと

(1) 公団存続中は農林大臣の承認を必要とすることとし、承認の基準は当該配給所の担当人数、担当地域、現従業員数により決定する。(この基準で配給所がどの位増設されるか予測すること)

(2) 自由登録実施に至るまでに現公団職員の地域拡充をどの程度みとめることが妥当かという向題がある。

(3) 増設の場合の経営形態は、委託制か直営制か。(直営乙という形態は規則ニ七條の三を脱法する手段の如く考えられるか如何)

(4) 自由登録に当つては消費者の利便と適正マージン適正規模を考慮して配給所を増設しうるよう最低登録要保有数を決定する必要がある。

二 自由登録の時期

(1) 第一案 八月中に小売の仮登録

卸売の仮登録

3.12.
10~4

九月一日に本登録に切替

小売業者 自由登録の時期は小売につき一月一日 卸売は

自由登録をも行はない 自由登録の時期は小売につき一月一日 卸売は

つき三月一日とする (この場合一月一日以降の卸の委託制をとるとし

て 卸の選定方法は如何にすべきか)

(3) 才三案 小売 卸売共一月一日とする

三 価格プールの向題

(1) 中小企業等協同組合法(二四六(法律才百八十一号)によれば従業員の数が二十人を超えない商業事業者(企業組合を含み企業組合以外の組合を除く)の作る事業協同組合及びその連合会は 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律才二十四條才一号の要件を備える組合とみなされる (六) 但し 連合会は 通商産業局の管轄区域を越えんとし経済事業がでない(七七三)ことになつてゐるが主要食糧の小売 卸売共従業員が二十人以下である限りこの適用をうけつゝウマージンの定め方によつては 事實上アウトサイダの禁止は極めて僅少に止

めながら事業組合及び連合会を組織せしめうるのではないが (この場合といえども農協 生協は別系統となることは勿論である)

(2) 右の場合のマーヂン決定は 着駅近くを担当する卸業者について 不当な利益を与えないよう配慮する必要がある

四 卸売業者につき各都道府県単位に五以上の発生を計日は要求しているが、その方法に向題がある

(1) 小売業者登録の保有数について 最大限を設ける 此の場合には 最大限以上の登録が集まらないようにする方法に困難があり又最大限を越える登録小売業者を他の卸に分割せしめるとしても 如何なる選定方法で分割に該当する者と定めるか 他の卸のうちの誰れに分割するかに向題がある

(2) 各府県を五地区以上に分けて 一地区毎に卸を発生せしめる 一地区一卸とするかニ卸とするか アンテイトラストセクションの向題あり

(3) 小売業者登録の最低限を定めるときに五以上の卸が発生する可能性を与えること、また、五以下であつて実業上五以下に落ちることの防止をどう考へるか

五 一配給所一経営者の問題

(1) 中小企業等協同組合法第六條で二十人以下の従業員をもつ企業組合の発生が予想され、この組合は数配給所を經營する場合もあり得るのであるが、これは好ましくないとして禁止するか。

禁止の方法は、経営収議会の資格條件とするよう公団に指示することであらうがその指示は少くとも不当であるのではないか。

(2) 多数の小売施設を一経営者が支配することは、本系の米屋が家族労働を主とするものであつた実状に鑑み好ましくないと考へるが、その禁止についての方法は、(1)に述べた理由により指導又は勧告による外あるまい。

(3) 自由に放任しおき、マーデンからくる制約又は公正取引委員会の判断によつて不当に多数の配給所支配は防止しうると考へるべきか。

六 卸売業者の事業区域

(1) 二以上の卸売業者が一地区において交錯すると喰率調整のための配給操作が複雑化する。この場合に卸に対して担当地区別の喰率を指示して販売せしめること

は困難か。

喰率による配給は小売段階で嚴格に守られさえすればいいのであつて、卸の販売では小売に不当なストック負担を負はせない程度の操作さえできればよいと考へる。

(2) 卸売業者を一地区一卸とするためには、地区毎に卸を登録することとし、しかも小売業者の登録の最低限度数を定めるに当り一卸しか発生しないように定める必要がある。

七 小売業者の事業区域

一定地域の消費者の喰率を一定にせしめるため小売業者の事業区域は一定喰率の配給確保が可能で地域に限定する必要がある。市邑では喰率の一定化は困難であると考ふる。

八 小売業者の登録の最低限要保有数量

現行配給所の担当戸数、担当面積、消費者の便益を考へた適正措置、適正従業員数、マーチン等を考慮して定めること。

九 精米施設

(1) 小賣又は卸賣の何れか一方に精米義務を負わせることは、現在の法令上は困難である。

(2) 小賣業者に至るまで玄米で配給割当を行うが小賣業者は規定歩留で販賣する義務を負うものとする。この場合は大精米施設が遊休化し、(現在十一万台の増加)工業者手続施設があるから小賣精米に付る減価が小さい(開鉄機関の所有施設の負担は食管に二億五千万円程度の負担を結果する。

十 買取別実施の場合の都道府県知事の監督

- (一) 買取別にするに、公団の配給監督が不満足に及ばざり、知事又は市町村長の監督機能を充たす必要を生ずるものでなければならぬ。
- (二) 府県知事の監督機能を強化し、若くも警察権乃至経済調査庁の協力と消費者の登録による圧力で解決されるものでなければならぬ。

十一 買取別の場合の代金回収

代金支払を懈怠する業者に対しては、都道府県知事において登録消費者又は小費業者を適宜登録督促せしめ、た上登録業者を厳に究治せしめることが必要である。

十二 卸の買取別は当つて、公団を經由して買取ることとするか、又は政府から直接買取ることとするか、後者の場合は公団に対する必要経費を食管特別会計から支出する必要がある。

十三 卸に対する金融措置

- (一) 卸の食管に対する代金延納による分配平形別によるか、又は市中融資によるか。
- (二) 委託制から買取制に一律に移行することは一衣は莫大の資金需要が生ずること

とびるので、委託制のときから所蓄資金を並次市中融資に仰ぐように卸委託制且一部買取制という形をとる必要がある。

十四 食管法第二十六條

解体寸前において企業に關係することを禁止することは職員の就業の救護をうけうこととびるので、適當では無いが二十六條の改正は困難である。そこで本規定の適用に当り一定の条件を充す者（例えは小費の登録員従前一月以内は登録卸業者又はその従業員にびらうとする者又支局（支所）廃止前一月以内は卸保管、輸送、加工その他の会社企業に就職しようとする者等公団退職前一月以内は会社又は企業に關係を持つに至る者）について、期待可能性なきものとして本規定乃至二一年一月一日付のメモランダム第五項の違反として取扱はれないことを旨の、檢察庁、法務府等に申入れる必要がある。

参考

臨時物資需給調整法の下に於ける統制方法に関する件（昭和二十一年十二月十一

日SCAPIN-三九四

十五 第三 第四 換はすつて設立もしくは指定された機関又は団体の役員はその機関
又は団体の統制する物資及び資材の生産又は配給を営む如何なる会社又は企業に因
してもその株主又は職員としたり若しくは如何なる利益関係をもちつことも許されず。

29

3.8
6
307

食糧配給公団の廃止に伴う経過措置に関する要領

生活物資局(案)

3.12.
10~4

一 目的及び方針

食糧配給公団(以下公団という)の廃止に伴う経過的措置については、最近の経済事情の推移に鑑み、公正な競争に基づく民間企業の自主性の回復、配給機能の効率化及び国家財政負担の軽減を目的として、その円滑な実施と適正な配給秩序の確立に意を注ぎ左の方針により措置する。

- (一) 公団は、昭和二十六年三月三十一日迄に廃止する。
- 廃止前とあつても主要食糧の配給に支障がない限り極力機構の簡素化を図る。
- (二) 公団の末端配給機関は、原則として昭和二十五年七月一日を期して全面的に民間の経営に移し、これに公団配給業務を委託することとし、昭和二十六年一月一日からは、公団委託配給制に代えて登録制に基づく小売業者に買取売渡させる。

- (三) 巨の卸売機能は、昭和二十六年一月一日を期して民間の経営に移し、登録制に基づく卸売業者に買取売渡させる。
- (四) この要領に基づく主要食糧の配給は、別に定める様式の購入券制度によつて実施する。
- (五) 米こくの揚揚施設は、速かに民間の経営に移し、従来公田の行つてきた揚揚業務は、登録卸売業者又は登録小売業者に行わせる。
- (六) 主要食糧の綜合配給に支障がない限り二次加工品の配給については、消費者の希望に依じて行われるように配給機構及び配給方法に改善を加える。
- (七) 公田のいも類、包装資材等の取扱については、中央及び地方を通じて極力その簡素化と能率化を図る。
- (八) 以上の配給制度の改変に伴い主要食糧の価格の調整及び民間事業者の資金の確保を図る。
- (九) 以上の措置に伴い主要食糧の配給に伴う團の管理事務の処理に努める。

三 措置

- (一) 公田委託小売業者制の実施
現在の公田直営配給所は、原則として昭和二十五年七月一日を期して公田委託小売業者制に切り換えることとし、同日以降において、都道府縣の実情に依り配給所の増設を必要とする場合に於ても、委託小売業者以外のものを認めない。
- (二) 公田委託小売業者の選定
1. 公田委託小売業者は、昭和二十五年六月三十日現在において公田直営配給所に使用されてきた固定配給施設毎にその所有権者又は利用権者であつて、公田委託小売業者を営もうとする者、同日以前において当該固定施設の所有権者又は利用権者であつた者が公田委託小売業者を営もうとする者及び右以外の者が農林大臣の適当と認めたる者の中、昭和二十六年一月一日以降買取売渡制によることを承諾した者から選定する。
- 2. その選定は、次の優先順位により公田が都道府縣知事と協議して行ふ。但し同順位のものに於ては、公田取戻を多く放棄させる者が優先するものとする。

(4) 閉鎖機関（食糧営団）の所有に属していた施設について特定処分を受けた者

(5) 閉鎖機関の所有に属していた施設を廃した者

(6) 公団職員であつて閉鎖機関の所有に属した施設以外の施設の所有者

(7) 公団職員であつて閉鎖機関の所有に属した施設以外施設の利用権者

(8) 閉鎖機関に施設の所有権又は利用権を譲り渡した者であつて現に施設について所有権又は利用権を有する者

(9) 公団職員でない者で(4)及び(5)に掲げる施設以外の施設の所有者

(10) 公団職員でない者で(4)及び(5)に掲げる施設以外の利用権者

(11) その他の者

3. 昭和二十五年六月三十日現在において公団の代位配給所となつてゐる施設については、その施設毎に現在の経営者をその希望に依りてそのまま公団委託小売業者とする。

4. 公団委託小売業者の数は原則として昭和二十五年六月三十日現在における公

団配給所の数を基準とするが、次の事項を勘案して、公団が都道府県知事と協議してその増加を適当と認めたる場合には、公団は右の基準を超えて委託契約を結ぶことができる。

5. 公団委託小売業者の選定は原則として一事業者につき一施設とする。

三、買取制の実施

(1) 登録小売業者

昭和二十六年一月一日に公団委託小売業者制を廃止して、都道府県知事は、十一月十一日（昭和二十六年一月一日）に公団委託小売業者の自由選定に基づいて小売業者の手備登録を行い、昭和二十六年一月一日に本登録を行うこととし買取制による登録小売業者制に切り換える。

(2) 登録卸売業者

従来公団の行つてきた卸売機能は、昭和二十六年一月一日に停止して、都道府県知事は、予め、日まごに手備登録小売業者の自由選定に基づいて卸売業者の手備登録を行い、昭和二十六年一月一日に本登録を行うこととし買取制による登録卸売業者制に切り換える。

四、登録制の実施方法

登録小売業者及び登録卸売業者の手備登録は、それらの者から直接購入する者の自由選択によつて行うこととし、その実施方については、次の要領による。

(一) 登録小売業者の登録は、農林大臣が別に定める主要食糧の種類別例えは米麦等パン類及びめん類(乾パン及び乾めんを除く)に行う。

登録卸売業者の登録は、主要食糧の各種類を通じて一本建とする。

(二) 登録小売業者及び登録卸売業者の登録資格要件は左に掲げる通りとする。

1. 一定数(種類別)以上の受配希望者数(卸売業者にあつては、小売業者を経由して集められた受配希望者数)

2. 配給に必要な施設

3. 臨時物資需給調整法、食糧管理法、物価統制令その他経済統制に関する諸法令違反の行跡により禁固以上の刑に処せられたことがないこと。

登録卸売業者の独占による不当な競争制限を防止するため各都道府県毎に少くとも五以上の取扱業者が登録されるよう一の最低受配希望者数を設定するものとする。

のとする。

(三) 登録販賣業者の事業区域

登録小売業者の事業区域は、原則として市区町村に限定するが、大大都市等の区その他別段の措置を講ずる必要があると認められる地区については農林大臣又は都道府県知事が別に定める。

登録卸売業者の事業区域は、原則として都道府県とする。

(四) 消費者又は小売業者が選定した業者が、手備登録を受けることができなかつた場合には、農林大臣の定める一定期限内に手備登録を受けられた小売業者又は卸売業者を再選定させる。

(五) 登録小売業者及び登録卸売業者の登録は一年毎に更新する。

(六) 登録小売業者及び登録卸売業者に対して都道府県知事は、登録票を交付する。

五、配給系統

(一) 登録小売業者は次の業務を行う。

1. 一般登録小売業者

一 概登録小売業者は、予め農林大臣の発給する業務用購入通帳（甲）に所定事項の記入を受け、登録の際自己の選出した登録卸売業者から小麦等を購入し、消費者（業務上消費するものを含む）の提示する購入通帳に所定事項を記入し、又は購入切符（以下小麦粉券という）と引換えに登録の際自己を選出した消費者に飛渡すものとする。

二 概消費者は、登録後一年間は登録の際自己の選出した登録小売業者から購入し、引換えに自らないものとする。

小麦粉券の取扱については2に準ずる。

2. パン又はめん類登録小売業者

パン又はめん類登録小売業者は、予め農林大臣の発給する小麦粉券と引換えにパン又はめん類を消費者に売り渡すものとする。

パン又はめん類の購入に当っては、消費者は登録の際選出した登録小売業者のみに限らざるの登録小売業者からも購入することができ、

パン又はめん類登録小売業者は登録の際自己の選出した登録卸売業者から原

料小麦粉の購入するに当っては、消費者から受け取った小麦粉券と引き換えに行う。

パン又はめん類登録小売業者とパン又はめん類加工業者との間は、登録小売業者が自ら加工する場合を除き委託加工の形式による。

(二) 登録卸売業者は、予め農林大臣の発給する業務用購入通帳（乙）に所定事項の記入を受け、政府から主要食糧を購入し、(一)により登録小売業者に売り渡すものとする。但し、農林大臣の定める一定数量以上の主要食糧を消費する者（大口需要者）に対する飛渡については、別に定める様式の購入切符と引き換えに行う。

(三) 登録小売業者及び登録卸売業者は、農林大臣又は都道府県知事の指示に従って主要食糧を販賣する業務を有するものとし、配給品目についてこの要議を認めない。

(四) 市町村長は、都道府県知事の指示する細則別配給実施計画に従い、次の業務を行う。

一 自己の生活上又は業務上消費する者に対して主要食糧の配給割当を証明する購入通帳（購入切符を含む）及び小麦粉券を交付すること。

3. 登録小売業者及び登録卸売業者に対する兼務用購入通帳（甲及び乙）に割当数量を記入交付すること。

右の割当は、登録小売業者又は登録卸売業者に対する受配希望者数及び、回収之に於て小麦粉券から算出せしむる。

六、例外措置

農林大臣は、特に必要があると認められる場合に限り、登録販売業者以外の者をして消費者に販売せしめ、又は自ら直接消費者に売り渡すことがある。

七、登録販売業者の換積業務

米の換積業務は、その希望するところに従い、登録販売業者が自ら行い又は他に委託して行うこととし、現在国債機関が所有して居る施設については、できるだけの活用を図るよう努力する。

八、登録販売業者に対する金融的措置

買取制による登録販売業者制の実施に伴い、必要な設備資金及び運搬資金を確保するため新たに食糧手形制度を設け、同手形による資金の融通は金融機関資金融通手

四三

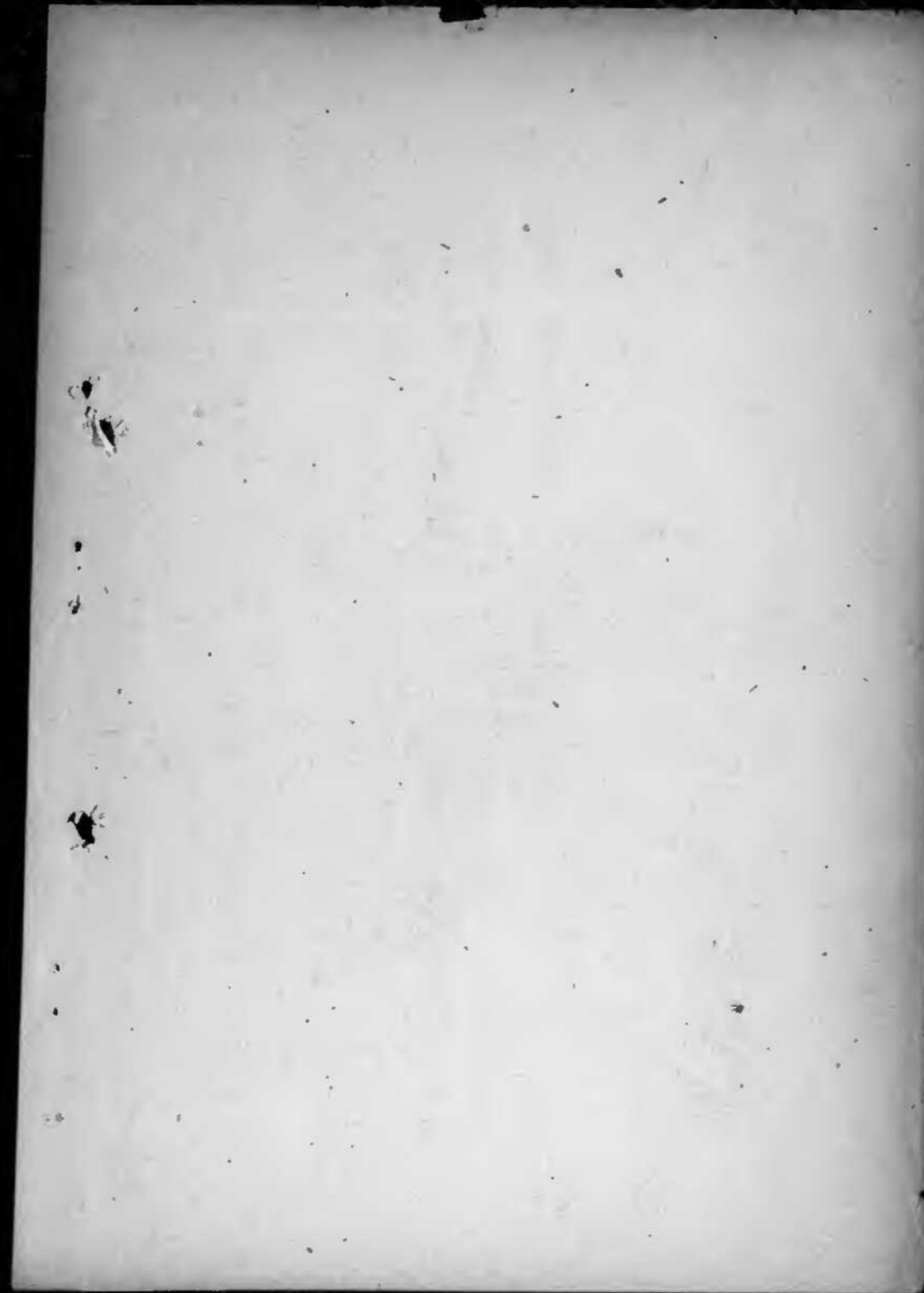
則上申順位とし、日本銀行は、その再割引又は担保貸出をする際優遇するものとする。

なお、登録販売業者の主要食糧購入代金の支拂につき、食糧管理特別会計の近納は認めない。

九、価格

政府売渡価格及び小売価格（消費者価格）は、全国一本に定めることとするが、卸売業者及び小売業者の取扱手数料は立地条件、取扱範囲によって異なるので、卸売業者販売価格は設定せず、政府売渡価格と消費者価格との範囲内で登録卸売業者及び登録小売業者の間において個々に決定させる。

(1)



飼料配給公団廃止後におけるふすまの取扱要綱
(三五年三月高産局)

飼料統制の全面的撤廃に伴い、一時的な混乱を避け、その
臨時的措置として飼料高給調整規則等、條の規定に基
き、本要綱により、ふすまの指回統制を行ふ。

一、配給対象

- 配給の対象は左の各号に掲げるものとする。
- ① 種牡畜及び種まゝ
- ② 種乳牛
- ③ 官特畜

二、統制、対象

統制の対象となるふすまは農林大臣の指定する大製粉工
場から生産される月平均 五千 瓶のふすまとする。

三、配給割合要領

① 指定工場は毎月生産見込数量を^前月十五日までに農林
大臣に報告し、その報告を以てする。

② 農林大臣は、指定工場からの生産報告に基き、都道府
県に付する消費部門別配給割合及び指定工場に付する
都道府県別消費割合を決定し、都道府県知事に配

25
3.15
10mK

統割者及び出荷割者に通知し、指定工場に対し、出荷
を命ずる。但し農林大臣は消費若別割者に決定し、割
者通知書と發給することがある。

(3) 都道府県知事は、四府林大臣の定め、配給割者の範囲内於
て消費若(又はその委託をうけたもの、以下同じ)別割者數
量及び購入先工場を決定し、消費若に於て別割者通知書と
發給する。

(4) 消費若は、割者通知書の記載するところに従つて、生産
工場と、定数の條件と協議決定し、小買主を購入する。

(5) 消費若は、割者通知書と引換に、代金を送之て(即ち一
月の十五日までに)小買主を購入し、受け取らざらば、

(6) 指定工場は、消費若から、この通知書に代金を送之て
購入の申込を受けんとせば、直ちに小買主を販賣し、受け取
らざらば、

四 酒 格

酒格は、生産業者販賣価格及び販賣業者の利潤の統割額と酒格
/ 生産業者、販賣酒格は生産工場最前發取オレシル後酒格
又販賣業者販賣酒格は、生産業者販賣価格に利潤の統割額及び
運賃その他附加を加算したものとす。

附七

輸入肥料買入要領

昭和二十五年三月十五日
肥料配給公社

25
3.12
4.10

41

輸入肥料買入要領

昭和二十五年三月十五日
肥料配給公団

「輸入貿易及び対外支払管理令」に基き、輸入される肥料（以下肥料といふ。）を肥料配給公団（以下公団という。）が買入れるときは、本要領によるものとする。

一（肥料の種類）

肥料配給規則に定める肥料

二（買入事項の揭示）

肥料の買入に必要な事項については、その都度通産省並びに公団に掲示するものとする。

三（外貨資金割当申請）

肥料を輸入しようとする者は、本要領及び別紙（一）の契約書に掲げる諸事項を承知の上、外貨資金割当申請書（以下申請書という。）三通に左の書類を添附して通産省通商局長に提出するものとする。

1. 外国人からの確定賣渡申込書の寫

2. 会社内容明細書、様式は別紙（二）による。（この会社内容明細書は、申請書に先だつて提

して差支えない。既に提呈した者は、内容に変更のない限り再提呈する必要はない。）

四（資金の割当）

通産省は審査委員会（假称）において、申請書を審査し、適当と認めるものに対し、資金の割当を行う。

五（賣買契約）

肥料を輸入する者が、外貨資金割当證明書を公団に提呈した場合は、公団は、可及的速かに別紙（一）による賣買契約を締結するものとする。賣渡人が賣買契約を履行しなかつたときは、原則として最後の申請を受付けない。

六（契約保証金）

賣買契約の契約保証金は、これを免除する。

七（受渡の時期及び場所）

肥料の受渡時期は、原則として本船入港後臨時とする。

受渡場所は、原則として輸入港本船乗渡とする。但し、特別の場合に限り輸入港本船々側渡とすることがある。

八(受渡条件)

1. 数量については、原則としてB / し又は送状記載の数量による。
2. 成分の決定は、原則として場地決定とし、農林省肥料検査所の分析鑑定によるも、特別の場合に限り国際的商慣習に従うことかできるものとする。
一船毎平均見本の分析の結果、契約の際予め保証された成分を下廻つた場合は、不足成分の一(一未満は一と見做す。)に対し二倍の Penalty System の値引きを行うものとする。
3. 輸入港本船乗渡の場合、船積料若しくは甲船料は公田に帰属するものとする。

九(賣買価格)

Net price C. I. F. 輸入業者の手数料及び諸掛を含まないものとする。

十(手数料)

輸入手数料は、円建て支払引。この際通信費、人件費等の一般管理費的経費はこれに含まれるものとする。

十一(代金の支払)

代金の支払時期は、賣渡人が賣買契約に基づき代金請求書を公田に提出した日から十五日目とする。

る。

十二(求償)

積期、数量、品位等について、着しい差異を生じた場合は、公田の求償に依らなければならぬ。

十三(雜則)

1. 信用狀、買取授權書又は外國為替銀行に対する輸入申請の際の担保については、公田は、資金の貸付、融資の斡旋等援助は与えない。但し、銀行に対し買入れの保証をするものとする。
2. 不可抗力による不着又は延着に対する損害は、公田の承認した場合に限り免責とする。
3. 船内以降の荷扱いは代行商社に下請させることができものとする。
但し、当該輸入業者の荷扱いについては、考慮を払うものとする。
4. 船内以降の荷扱については別に手数料を支払う。

十四(其の他)

其の他、上述の項に定むる事項は、その都度協議の上、決定するものとする。

別紙 (一)

契約書

肥料供給公団（以下甲という。）は、輸入肥料（以下肥料という。）の賣買に關して

（以下乙という。）と左の通り契約する。

第一條 甲と乙との間における肥料の賣買契約は、乙に対し当該肥料の外貨資金の割当があつたときに成立するものとする。

第二條 乙は、賣買肥料に關する必要書類並びに肥料積系統の動向につき密接な連絡を甲にするものとする。

第三條 受取の時期は、肥料積系統が予定した日に届出したときとする。

第四條 受取場所及び方法は、輸入港本船乗取とする。

第五條 受取数量は、原則として船荷証券又は送付に記載された数量とする。

第六條 乙は、現品引渡書と提発し、甲は、現品受領書を發行するものとする。

第七條 受取現品に対する危険は、甲が前条の現品受領書を提出したとき以降甲の負担とする。

第八條 肥料の成分については提発不足とし、農林省肥料検査所の分析鑑定によるものとする。

第九條 分析鑑定の試料は、本船上において、甲、乙立会の上第三者が採取し封印したものである。

第十條 前項の試料は、一船につき三点以上とする。

第十一條 賣買価格は、賣買保険料込価格とし物価庁の定めるところによるものとする。

第十二條 代金の支払時期は、乙が船積書類並びに現品受領書を添付した代金請求書を甲に提発した日から十五日目とする。

前項の支払が遅延した場合に於て、甲は、日歩二銭七厘の延滞利息を乙に支払うものとする。甲が第一項の支払時期到来前に、代金を支払つた場合には、乙は、その支払を受けた日の翌日から第一項の支払時期到来の日までの期間に於いて、前項に定むる率と同じ率をもつて計算した金額を、甲に払戻しするものとする。

第十三條 輸入手数料は、物価庁の定める範囲内において、甲は、これを乙に支払うものとする。

第十四條 農林省肥料検査所の分析鑑定による保証成分量が、契約時における保証成分量以下の場合は、不足成分の一（一未満は一と見做す。）に対し二倍の値引を行うものとする。

第十四条 積永本船の帯船料、甲船料は甲に帰属するものとする。

第十五条 積期又は数量、品位等につき著しい差異を生じた場合は、乙は、甲の求償に依りしものとする。

第十六条 甲及び乙は、相互にその受渡時期を履行するものとする。

第十七条 乙は、この契約に基く一切の権利義務を他人に譲渡し又は他人に代行させることばできないものとする。

第十八条 この契約の履行にあつて、不可抗力、その他乙の責に帰することのできない事由による履行遅延、履行不能、その他一切の甲の損害については甲の承認を得なければその責を免れることはできない。

第十九条 乙が左の各号の一に該当する場合甲に損害を与えたときには、甲の算定した賠償額により賠償の責を負うものとし、且つ甲はこの契約を解除することができるものとする。

一、乙がこの契約の履行にあつて、乙の故意又は過失があつたとき若しくは虚偽の申立、其の他不正行為をしたとき

二、乙がこの契約を履行しなかつたとき

第二十条 この契約条項は、甲、乙協議の上これを変更することができるものとする。

第二十一条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上処理するものとする。

第二十二条 この契約の有効期間は、昭和二十五年 月 日から昭和二十五年 月 日までとする。但し、乙の解散、破産、営業停止命令等があつたときは、そのときまでとする。

前項の期間内に清算が完了しなかつたときは、これの完了の日までこれに関する条項は有効とする。

右契約の證として本書二通を作成し各自その一通を保有するものとする。

昭和二十五年 月 日

附
錄

- 一 品名
- 二 原產地
- 三 種類及び品質
- 四 数量
- 五 荷姿
- 六 受渡時期
- 七 通類

輸入港本給系渡	類 目 通 格	單	通	類
	類			

別紙
(二)

会社内窓明細書

- 一 会社名 (邦名及び英名)
- 二 代表者氏名
- 三 設立年月日
- 四 資本金
- 五 取引外国為替銀行
- 六 社名及び事業概要
- 七 仕入地域の取引先との従来の具体的取引状況
- 八 審査の対象となる店舗並びにその経営人買について



公団業務並に経理の合理化対策について

(昭二五・三・一五)
通商産業省通商企業局

(一) 公団取扱物資の買取方式の合理化

産復公団も物資の取引はこの精神に則つて販売予定のつかないものは引取らないようにして居る。

尚二十五年度からは引取物資を著しく減少する。

(二) 自家保険制の移行

産復公団の保険の実績は他の公団の求償率が一―一五%であるのに比較して九六%である。掛捨て率が低いことは別として反面損害率が高い事になつて居る。その理由としては保険を付するものが金物資とせず、特に危険度の高いものに限定して居る事と、天災地災等の影響が大きかつた事を承している。

産業復興公団の場合に於ては従来の実績から見て、自家保険制をとることは適當でない。

3.23.
10~11

(三) 現金 預金の効率的運用

(イ) 支払利息対受取利息の比率は産康公団が他の公団に比し最も好成績である。(二〇〇に對し一〇〇・四〇)

(ロ) 九月末現在十四億の預現金が三月末に比し六一七億円の減少の見込で整理を促進している。

(四) 賣掛金及び延滞利息

産康公団は売掛金は少い。(二四年前期三九%……対売上高比率) 延滞利息は今後徴收せしめることとする。

(五) 買掛金買掛面支出の節減

(イ) 輸送・保管費の節減

(ロ) 輸送費

- ④ 大口にまとまつたものの引取輸送は入札によることとする。
- ⑤ 小口のものには基準單価を改良し時価で押えることとする。

内

理由 微量物質の引取・輸送はその都度入札にすることは 入札のための経費と経過日時のロスに比して業者も好まないし、信用のある業者を必要とするか
う 誰でもとさうわけには行かない。

大口には同一品種五〇屯程度以上のものについては入札をやることとする。

(ロ) 保管

(イ) 新規引取と輸送と保管とをまとめて信用ある業者にやらせたがよく 切りはなして入札とすることに適しない。

(ロ) 公団としてほむしう 今後集中保管の方向に移行せしめたい。

(ハ) 販売上その他の都合で置場は地の利を必要とする。好ましくない場所に入札の結果保管せしめることは適当でない。

(ニ) 長期契約として、保管料を値引せしめ信用もあり地の理もよい業者を二三口見積照会の上決定することとする。

(2) 通り抜け積取機関

現在は此のようなもの存在しない。又今後も存在させないよう啓発する。

過去にあつた特異の例が指摘されたものである。

外の

62

食糧配給公団の廃止及び主要食糧の新配給制度に関する措置要綱案

一 方針

(三五 三、二五)

食糧配給公団（以下公団という。）の廃止及びこれに伴う主要食糧新配給制度の
実施は、最近における食糧及び経済事情の推移に鑑み、主たる目的を民間事業の自
主性の恢復、公正な競争及び消費者の利便の増進に置き、機構の切換に當つてはそ
の円滑な実施と配給上の混乱の防止に意を注ぎ左の方針に基いて措置するものとす
る。

一 公団は、二十六年四月一日より廃止するものとする。

二 廃止前といえどもその機構は主要食糧の配給に支障がないう限り極力簡素化を図
るものとする。

三 公団の未端配給機関は一定の資格条件を充すもの就中二十六年一月一日又は事
業開始後六ヶ月の何れか早いときは買取制によつて業務を行ふことを志望する申
請者は優先的に小賣業務を移管するものとする。

4.5
10-4

(三) 公団の卸売機能は一定の資格条件を充すもの就中二十六年一月一日又は事業開始六ヶ月の何れか早いときは買取制によつて業務を行ふことを希望する申請者があつて登録制により資格を符合するものは優先的に卸売業務を移管するものとする。

(四) 四及び五による小売業者及び卸売業者の授与は農林大臣の定めるところに従つて都道府県知事が行うものとする。

小売業者及び卸売業者については、総合配給に支障がなない限り主要食糧の適当な品種別により又は特定の配給部門別により業種を分けることが出来るものとする。

(五) 卸売業者、小売業者、消費者の間の各段階における主要食糧の配給については購入券制度を実施する。

(六) 米穀の備蓄施設は速かに民間事業の経営に移すとともに備蓄業務は、年月日を以て新設を促す等登録卸売業者をして行わせる趣旨とするものとする。

(七) 二次加工品の配給については総合配給に支障がなない限り特に消費者の希望に応じて行われようとするフリークォーター制の拡大を実施するにとし、これが既の特別の配給設備、購入券制度等と改善を加える。

(八) 公団のいも類、かん粉及び包装資材を取り扱う機構、人員等については、その業務縮少の突発に即してかつ中央及び地方を通じて簡素化を図る。

(九) 右配給制度の改変に伴う価格の調整及び民間事業者の資金の確保を図る。

(十) 右配給機構の改変に伴い主要食糧の配給に伴う附随的業務の整理に努める。

(十一) 前各項を通じ公団に關してはその二十五年年度予算の範囲内十二れを調整して行う。

二 措置
(一) 小売業務の民間業者への移管
直営配給所及び代位配給所は各都道府県の実情に依り、なるべく速かに民間に移管し、遅くとも九月三十日に完了するものとする。

(二) 小売業者の選定方法
1. 公団委託小売業者は、公団直営配給所がある同定配給施設（以下施設といふ）

毎にその現所有権者又は新利用権者であつて、小売業を営もうとする者の中から選定する。

2 向鐵鐵道所有施設についてはその所有施設につき特許譲渡を受けたる者又は附屬鐵道の所有施設につき特許したる者で小売業者とする。但し、特許譲渡を受けたるもの及び特許するものがない場合は、これを準用する。

3 向鐵鐵道所有施設以外の施設についてはの小売業者の選定は左の優先順位により食糧配給公団總裁が農林大臣（その委任のある場合には、糧道府縣知事）の承認を受けて行うものとする。

1) 公団職員である所有者

2) 公団職員である新利用権者

3) 公団職員以外の所有者で農林大臣の定める期間に亘つて主要食糧販賣業務の経験を有するもの

4) 公団職員以外の新利用権者で農林大臣の定める期間に亘つて主要食糧販賣業務の経験を有するもの

5) その他の者

（但し、1) 及び 2) は公団職員を多く従業せしめる者を優先する。）

4 公団の代位配給所となつてゐる施設についてはその施設毎に現在の経営者とする。また公団委託小売業者とする。

5 公団の直営配給所、代位配給所及び公団委託配給所の施設は、九月末までは

6) の場合及び農林大臣が特別の必要を認め、指示する場合は、外原則としてその分別増設を認めないものとする。

6 公団委託小売業者の選定は、一事業者につき一施設を原則とする。

7) 公団委託小売業者の増設

二十五年十月一日から公団委託小売業者の増設を行う必要がある場合は、その農林大臣の定めるところに従つて、糧道府縣知事が二十五年九月上旬は消費者の自由選定による板登録を行つておき、これに基いて新たに増設する小売業者を選定する。

右による板登録を受けるときは、次に掲げるもののうち通常主要

食糧の配給に必要と認められる国産米穀はつゞき所有権又は利用権を有する者とする。

三 公団職員であつたもの

四 食糧官団設立以前において主要食糧販売業者を営んでいたもの

五 主要食糧を購買する者が組織する法律の規定に基づく組合（農業協同組合及び生活協同組合）

四 小売段階における買取制の実施

一の二、及び三、及び四の場合何れも業務開始後六ヶ月又は二十六年一月一日の何れか早い時に買取米穀割にすることを条件とする。

四 登録制による卸売業者制

公団の卸売機構（各都道府県支局及び支所機構）については、各都道府県毎に都道府県知事が二十五年十二月末までに都道府県単位に小売業者の自由選択による登録制に基づいて卸売業者の仮登録を行つてその民間事業の経営に移管し、二十六年三月三十一日または公団から四月一日以降は政府から買取の上販売させる。

六 自由選択による登録制の実施方法

小売業者及び卸売業者の登録は、米の着から直接購入しようとする者の自由選択による登録制を採用するが、その実施に當つては左の各項の措置を講ずる。但し、二次加工品やフリーマーケット制により配給されるものについては別に定める。

一 小売業者及び卸売業者の登録は、都道府県知事が通常主要食糧の配給に必要と認められる国産米穀及び米穀類を有するものについてはその者から直接購入しようとする者の登録数（農林大臣の指示に基き都道府県知事の定める配給担当者人口）に基いて行うものとする。

二 乱其による不当な競争を防止し併せて計画配給の円滑を実施を図るに於て小売業者の登録を受け得る条件としてその配給施設毎に登録保有数の最低限（配給担当者人口）を設ける。

三 卸売業者の事業区域は都道府県単位とし、その登録保有数の最低限（配給担当者人口）を定める場合は、概占による不当な競争の制限を防止することを併

此考文特は各都道府縣毎に原則として五以上の業者が登記するようとする。

小売業者の事業区域は、原則として都道府縣知事の定める配給区域上の最小区域に限るものとし、都道府縣知事は食率及び一定配給日における配給品目の統一等の關係を考慮して実情に即して定めるものとする。

消費者又は小売業者は登録の有効期間中はその登録した小売業者又は卸売業者から主要食糧を購入するものとする。

消費者又は小売業者は登録し、業者が小売業者又は卸売業者として登録を受けなければならない場合は、
イ 消費者又は小売業者として登録を受け、在小売業者又は卸売業者又は卸売業者として登録を受けるものとする。

小売業者及び卸売業者の登録は、昭和二十六年四月一日以降において毎年少なくとも一回これをを行うものとする。

前条項の消費者又は小売業者の小売業者又は卸売業者に対する登録については、農林大臣の定める主要食糧の品目別に行わしめるものとする。この場合において、小売業者又は卸売業者の物品目別としての営業は禁止しないものとする。

のとする。

卸売業者及び小売業者は、自己に登録したものに対し、農林大臣又は都道府縣知事の指示に従つて主要食糧を販売する義務を有する。

農林大臣は、特に必要がある場合限り、卸売業者以外の者として消費者に販売せしめ、又自ら直接消費者に販売することがあるものとする。

二の四は、つて増設する公団委託小売業者については、一、二、三、五、六、七、八、九、十を準用する。

出積業務

公団の出積業務の民営切替の円滑を促進し、かつ、農林大臣又は都道府縣知事の指示に従つて、切替後においても、現在の出積担当段階に該当する卸売段階において、出積せしめることを進前とするが、卸売業者は、おいて必要がある場合は、小売業者は委託することはおつないものとする。

出積業務の民営切替は、卸売業者の設置後速かにこれを実施し、公団廃止前までに完了するものとする。

ハ 公団業務の整理とその人員及び機構の縮少

一 総合配給部門の民間事業への切替の進捗と歩を合せて、その人員及び機構を逐次縮少し、登録切替事業の発注を期として支局及び支所の人員及び機構を逐次縮少する。

二 政府のいも類買入数量の減少に伴い二十五年四月一日を以ていも類局は廃止するがその販売機構として中央、地方を通じて公団内に必要を組織を置き、買取りを履かせるものとする。

三 包装資材については、原皮豚袋及び粉用綿袋のみについては従前通りの取扱を継続し放棄品及び粉用の麻袋、紙袋及びスカ袋については二十五年四月一日以降回収業務を行わないこととし包装資材局は廃止して、中央、地方を通じて必要を組織を置くが残品処理と併行してその人員及び機構を逐次縮少する。

四 じん粉局は二十五年四月一日に廃止するが二十四年度じん粉を政府買入するもの等手持じん粉の処理の適正を期するに中央、地方を通じて必要を組織を設けその業務の縮少とともに人員及び機構を縮少し、二十五年九月末には此らの組織を廃止する。

五 いも類、じん粉及び包装資材の三局の廃止に伴い此等三局の組織を統轄する一局を置く。

ロ 前各項目は公団の二十五年年度予算の範囲内においてこれを行う。

九 価格調整
登録切売業者制の実施に伴い政府売渡価格の調整を必要とするがこれを最少限度にとめるに切売業者が卸道府縣別又はブロック別は設立する事業協同組合又はその連合会の活用は、留意する。

ハ 出資資金の確保
買取制による登録切売業者制の実施に伴う必要を資金を確保するに在るの措置を講ずる。

一 設備資金及び運転資金については金融機関の融資事柄上最優先の順位とする。
二 新に食糧手形（仮称）制度を設け、同手形による資金の融通は、最優先取扱とする。これは日本銀行とその再割引又は担保貸出を行うことにより優遇する。

ものとする。

3. 公団の廃止後においても予金留保金を主要食糧の配給に活用する途案を確保する。

4. なお、登録販売業者の主要食糧購入代金の支払については食糧管理特別会計への返納は送金日数に該当する返納の外これを認めない。

(出) 配給機構の改変に伴う配給管理事務の整備

1. 現在公団未満配給機構において担当している配給管理事務については左の措置をとる。

(1) 外食券(甲)及び(乙)、めん類購入切符並びにパン類購入切符については登録販売業者別の戻り元立ち、主要食糧購入通帳からの切取切符又は市町村長の交付する領収書の購入者記入の火交等の配給店に差引数量の記入のみを行うこととして現在の交付回数分等の事務を簡素化する。

(2) 配給担当人口についての調査及び報告、検出証明書等の最終消費日付の記載及びその台帳の整備、保有農家の鮮出及び押取摘取に伴う主要食糧の買入、

断りの四

2. 卸道所長知事の指示による諸報告等についてはその事務の簡素化をはかるが、登録販売業者又は登録販売業者の義務として法令上において明らかである。販売業者については登録制の完了その他新配給制度に伴う卸道所長及び市町村の人員費、事務費に充てるための平衝交付金の配賦、登録手数料の徴収等を行う。

Vertical text on the left side of the page, likely bleed-through from the reverse side. The text is faint and difficult to decipher, but appears to be organized into several lines.

一 配給公団取扱物資買取方式の合理化

(1) どん粉

(農林省案)

どん粉の政府手持は現在北海道産のもの約一三〇〇万貫、内地産のもの約一〇〇〇万貫、計二三〇〇万貫あるに對し公団手持は北海道約四〇〇万貫、内地約一〇〇〇万貫、計一四〇〇万貫で、食糧庁として公団の資金繰及びどん粉の売買取扱を勘察し督て公団に尺損を生ぜしめたいよう考慮していき

どん粉は腐敗或は尺裁の虞が少なく、且つ明年度以降は概ね工業用に振り回す予定であるから、所別では比較的容易で、本計画の変更又は経費重荷の急変は多量に政府及び公団とも尺損を生ぜしめず処理できる見込みである。

すなわち、小長どん粉については、昭和十二年一月因採法令の改正の結果、仕掛中のものを除き公団の買取別を廃することとした。

(2) 糖類

政府として昭和二十五年年度においては、砂糖二億七千万貫以内、馬鈴薯一億三千万貫以内、計四億貫以内を予算の範囲内において食糧特別会計がこれを買入れ

3.25
10~1

綜合用として配給することと決定してゐる。この取扱方法については、目下検討中であるが、従前通り産地集荷場所においては、公団に売却する外は、他の七考案である。この取扱に對し、公団の赤字防止の見地から一部は異論があるが、一応予想される赤字の主な原因は需給計画の不確定に基く配給繰返による用途変更、自由出所品の割当等に伴う採算割れであり、このことは売却制になると政府の委託制と同様で、食糧庁として適正な当分の売買価格の策定、嚴格なる買入検査の励行及び精密なる配給操作とにより赤字を防止することに努力する外はない。

(ハ) 油糧

内地産油脂原料は季節的生産の關係と配給操作の關係より売買買取方式への切替は困難である。

尚有効需要の減つた油脂原料並に全指については逐次統制が廢せらるるもの、問題が氷解するものと思はれる。

(ニ) 砂糖

国内産ビートは季節的生産であり、統制上の必要から売買買取方式は適當で

可いと思はれるので現在方式による。右の如く御指直の点に依り変更することは困難な状況で、状況の変化に適應して出米得る限り責意にそうよう努力する。

ニ 自家保険積立金制への移行

- (イ) この制度については夙に研究してきてが
- (ロ) 公団は毎期剰余金を全額國庫へ納付しなければならぬこと。
- (ハ) インフレーションの結果物価が昂騰し金額が巨額にのぼり、積立金の積立金が賸り過ぎること。
- (ニ) 公団存続期間が短期でプール期間が短いこと。
- (ホ) 製造工場ストックポイント等業者は保管を委託する機会が多く事故発生の場合被害品には業者手持品との区別が困難であり、従つて損害の起つた場合公団が不当に損失をかうむる可能性があること。
- (ヘ) 大被害を蒙けた場合直営公団の赤字となり國庫補償が必要となること。
- (ニ) 積立金計算事務を遂行するにため人手を要すること。

(ト) 国家保険の対象を陸上のみに限るとすべし、その数量金額に於いてゆすが付もの
とす。

等の事由もあり御指摘の如く以上の諸条件を考慮すると必ずしも公団の利益と付
らざらざらと思料される。

三、各公団手許現金預金の効率的運用

(ウ) 受取、支払金利のアンバランス

食糧庁が食糧配給公団等に対し日歩一或三厘の証券割引率を上廻る市中金利二
或五厘で延納利息を取つてゐるの付、迅速なる政府売掛金の回収を促さるため
公団は其の他運転資金の大部分は借入金によつてゐたため、支払金利が相当額発
生する。

一方受取金利は各公団とも繰取資金には相当苦勞を以てゐる。即ち回収金は直
ちに支払に充当せねばならぬ關係、引出し制限のある普通預金又は通知預金とな
す余地なく無利息の当座預金としてゐるものである。

次は売掛金に対する金利関係は食糧配給公団事務局の如く品場品等の關係、ア

外の

ルコール工場等を一方向的に搬入するものや、油糧配給公団の如く特殊な取扱方法
をとつてゐるため、帳簿上名目の売掛金助定が生ずるもの等のある關係、支払金
利に見合う受取金利と云ふことは考えられず、公団が受取金利の少ないのは並
に公団が如何に資金を銀行に貸かざる効率的に運用してゐる証と思料される。

食糧品配給公団及油糧配給公団については昭和二十四年十月以降は現金部資金
によること、有り回収金は日常の小振資金を除いてはその返荷のため日銀えぬ
ことになつてゐる。

(四) 期末における現金の現金

一部には御指摘の如き事実もあるかと思はれるが

食糧配給公団、の二十三年度末の手持資金四十二億円の内訳は現金六億
四、預金七億円、送金途中の資金二十九億円となつており、現金六億の内四億円
は年度最終日に政府支払金が銀行に振込まれたものである。送金中の資金二十九
億円は配給代金の約三四分に相当するもので四十六都道府縣の支局六十二個所
事務所八十八個所、支所一二〇八個所、配給所三万三千余、精米所其の他加工々

場二万余個所を有する当公団としては右資金の手持は当を得ないものとは思料と
れはし。

食 品配給公団、の二十三年後期決算に於ける手持現金は十七億二千万円で
その内訳は剰余金八億千万円、価額差益一億三千万円、みそ価額差金二億七千万
円、繰越資金四億三千万円並に基本金三百万円となつてゐるもので、國庫納付の
ものを除けば差程問題はない。

油糧配給公団、の二十三年後期決算における手持現金は四億八二八
百万円でその内訳は現金四〇〇万円他は繰越資金用の預金である。

四 売掛金の回収促進と延滞利息の統一酌徴収の実施

期末二十九億円の売掛金の内訳は総合配給三億円、いも十六億円、でん粉三億円
包莖器と農用である。

総合配給関係の分付主として炭酸関係及び民生委員証明の食目者等で、いも類関
係の分付農協、でん粉業者、酒粕製造業者等である。いも類は一時大量の出荷が行
われ、腐敗等の関係から半ば強制的に配給した傾向もあり、これが売掛金増加の主

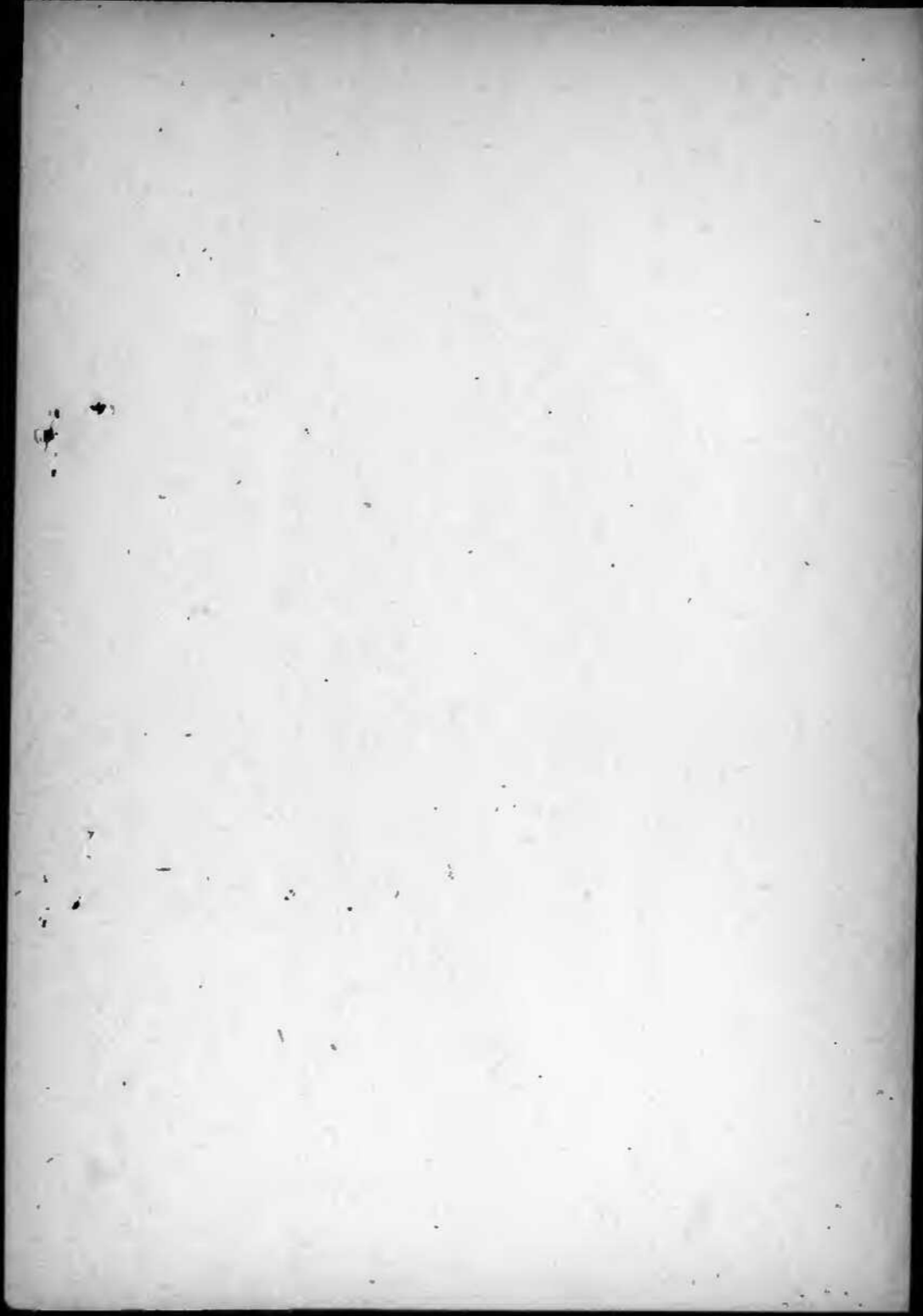
たる理由となつてゐる。公団の解散を一年後に控へ、食糧庁としても公団に協力売
掛金の回収に努力を払つており、売掛金は漸減してゐる。

五 事業費請負面支出の節減

御指摘の各項目については善処せしめてゐる。

但しこれによつて現行マージンを減じ得るや否やは精細なる検討を要するものも
ある。

68



貿易公園の業務経理合理化対策

(昭二五、三三一振経)

一、自家保険積立制度については、新会計年度より、可及的に之を実施する。

(1) 四月以降の輸入物資に關し、公園が実務を行う経過措置を要する場合も、原則として本邦港考入港後の危険については、保険契約を締結しない。

(2) 本邦内における危険に關する保険既契約については、四月六日以後一ヶ月以内の保険期日を終了するものは、契約を更新せしめないこととし、契約期間が五月以降に及ぶものについては極力四月一日を以つて打切らしめる。

(3) 営業倉庫保管中の物資についての倉庫料率に含まれる火災保険料率については別途検討する。

(4) 物資売渡の際においては自家保険の際においても営業保険料率を基礎とした保険料を売渡価格に含ましむる如く措置する。

(5) 公園所有物資については自家保険積立金の繰越蓄積を可能なうしめる方途を講ずる。

3.30
10~1

61

ニ 手許現金予金の効率的運用

（期末は公団における現金受払は多額に昇り決算面赤字がそのまゝ遊資を断ずることは承服し難い手続期間已むを得ず希留するものがある。）

貿易公団の政府未納付金については送金ルートの単純化・明確化を図り希留を避けることにより

- （イ） 地方送金の業務部経由を廃止する
- （ロ） 送金の性質の明確化を図る
- （ハ） 空算納入を強化する

三 売料金の回収促進と延滞利息の統一の徴収売料金の回収については特に努力を払い改善し努力して来るるので相当改善せられるものと考へられる。但し現在の金融状況において、C.D.R.O.原則を貫いては必ずしも物質所分を促進し難い。従つて銀行保証手形の利用を行いつ、ある

- （イ） 予金部資金百五十億の活用
- （ロ） 差押強制執行等法律的強制手渡の活用

内の一

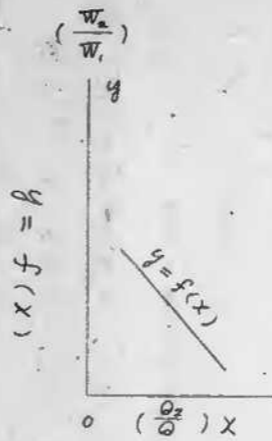
第四 各消費財間の代替関係

類似又は同一の用途に用いられる各消費財間の代替関係を、購買力の相対比（価格の比）に於ける相対的選好とする。今二つの商品Aの数量をQ、価格をP、購入費の総額をWとすると、需要の必要度をW、單位価格をPとし、他の商品Bのそれ等をQ、P、Wとすると、

この場合限界所得Iに於ける、限界購買力はAについては $\frac{W}{P_A}$ 、Bについては $\frac{W}{P_B}$ であるが、Aが代替関係にあるため必ずしも $\frac{W}{P_A}$ がAの購入に向き、 $\frac{W}{P_B}$ がBの購入に向かうとは限らないのである。もし $\frac{W}{P_A}$ が $\frac{W}{P_B}$ より相対的に高ければ、Aの総価値が P_A より相対的に高ければ、Aの総価値よりも高くなる。もし $\frac{W}{P_A}$ が $\frac{W}{P_B}$ より相対的に低ければ、Bの総価値が P_B より相対的に高ければ、Bの総価値よりも高くなる。すなわち、 $\frac{W}{P_A}$ と $\frac{W}{P_B}$ とが等しくなれば、AとBの相対的な購買力は等しくなり、AとBの相対的な購買力は等しくなる。すなわち、 $\frac{W}{P_A} = \frac{W}{P_B}$ において

関係において第三の代替商品の影響は一応ないのである。但し以上の例に於いて、先ず商品の相対的な価格の系列が如何であるかが重要となるのであるが、ある商品

品の価値がその限界効用によつて決定されるものとする時、限界効用は需要と供給とによつて左右されるので、価値も又右二層によつて動かされることになる。今二つの商品、例えば米(Aとする)と麦(Bとする)につき考えて見るに、米に対する麦の価値の比 $\frac{w_2}{w_1}$ は所得を一定とする時、米の供給量 Q_1 の相対的增加によつて大となり、又麦の供給量 Q_2 の相対的增加によつて小となる。更に両者の供給量を一定とする時、所得 I の増加によつて $\frac{w_2}{w_1}$ は小となり、米の Q_1 は麦の Q_2 より大なるため、所得 I の減少によつて大となる。而して $\frac{w_2}{w_1}$ を所得が種々に変化し、各時の平均の場合であり、己に $\frac{w_2}{w_1}$ が各所得に於ける両者の価値の比を平均的に表しているものとし、 Q_2/Q_1 に對する $\frac{w_2}{w_1}$ の關係を価値の媒介を通じて次の如く表現するものとする。



但し x は米の供給数量に對する麦の供給数量の比の値、 y は全く価値の比の値とする。

然る時は代替關係を考慮しての米及麦の需要及価格等の關係は

$$y = f(x) \quad (1)$$

$$x = \frac{Q_2}{Q_1} \quad (2)$$

$$w_1 w_1 I + P_1 Q_1 + w_2 w_2 I + P_2 Q_2 = Q_1 P_1 + Q_2 P_2 \dots (3)$$

$$y = \frac{P_2}{P_1} \quad (4)$$

に於て定まるであろう。但し P_1 は米の新価格、 P_2 は麦の新価格すなわち米及麦の供給数量が夫々 Q_1 及び Q_2 である時の両者の価値の比の値が P_1 に對する P_2 の比を決定し、需要額と供給数量が P_1 の額、従つて P_2 の額をも決定するのである。

然し右の所得増加の場合に於ける代替關係は己に w の算出過程に於いて見られるのである。価格や数量の変化した場合における代替關係につき、より意義があるであろう。たとえれば麦の数量 Q_2 が Q_2 に變じた場合における価格の動きは、 Q_2 及

が、完全に需要に結合するものとするは

$$y = f(x)$$

$$x = \frac{0_1}{0_2}$$

$$\begin{aligned} \text{先} \text{の} D = f(S) \text{ から } & 0_1 R + w_1 y_1 O_2 (P_2 - \frac{P_2 O_2}{O_2^2}) + \frac{P_2 O_2}{O_2^2} (O_2 + w_2 y_2 O_2 (P_2 - \frac{P_2 O_2}{O_2^2})) \\ & = 0_1 R' + 0_2^2 P_2' \text{ or } \left\{ \frac{0_2^2 w_2 y_2 P_2 O_2}{O_2^2 - O_2 + w_2 y_2 O_2} + R O_1 + w_1 y_1 (P_2 O_2 - \frac{0_2^2 w_2 y_2 P_2 O_2}{O_2^2 - O_2 + w_2 y_2 O_2}) \right\} \end{aligned}$$

$$\frac{P_2'}{P_1'} = y$$

P_1', P_2' を夫々米及び麦の新価格とする。

- (1) 貿易特別会計との間に借入金と米受預金の相殺勘定操作を図る
- (2) 又、貿易特別会計の資金繰を円滑にするため、滞貨品の急速なる処分を努力す
- (3) 政府未納付金勘定については、貿易特別会計面との帳法の責任明確化により急速なる納付を促進せしめる
- (4) 売掛金の回収促進と延滞利息の統一的徴収の実施について
- (5) 大蔵省預金部資金による特別融資の運用に当っては、売掛金回収のためにも相当額を活用する
- (6) 公団機構上売掛金回収に最重点をおくよう整備改善する
- (7) 延滞利息については、大蔵省を中心に統一ある利率の確立を期す
- (8) 事業費請負面支出の節減について
- (9) 市場相場が大巾に値下りとなつてゐるものについて、寄託価格引下げのための契約更改を行わしめる
- (10) 寄託価格の適正化を期するため、通産省の指導監督を強化する

貿易公団の業務及び経理の合理化についての意見

(安本貿易局)

一 取扱物資買取方式の合理化について

(1) 貿易公団買上による新規の政府輸出は、船舶、生糸等既契約による分以外は原則として取扱わず、貿易特別会計の取扱とする。

(2) 輸入業務については、四月以降輸入される既契約物資の取扱及び引渡業務は公団に取扱わず、通商事務局の取扱とする。

二 自家保険積立金制への移行について

貿易公団は、本年度において新規の輸入業務は殆んど取扱わないので、新しい自家保険積立金制への移行は実質的な意義がなく、これを採用せず、従来の附保制の適正を期せしめる。

三 手持現金・預金の効率的運用について

(1) 貿易公団の短期買債は、即ち貿易資金からの借入金であるが、貿易特別会計からの未受領金の増増により返済難となつておる。これに對しては

四 延滞利子については調査庁資料は不正確である。
事業費指負面支出削減。

(1) 寄託酒類の減額

(2) 輸入品については早期売渡

外
の
一

47

⑥

公園の業務及び経理の合理化に関する具体策について

三月三日閣議決定した「各公園の業務及び経理の合理化」
ついての基き、関係各省庁と協議検討した結果、各公園
の業務及び経理の合理化につき別紙の通り具体策を樹て、
実施に移すこととしたので、ここに報告する。

昭和二十五年三月三十一日

経済安定本部

4.5.
10~1

66

裏面白紙

指 公 団 名	食糧配給公団	油糧配給公団	肥料配給公団	貿易公団	産業振興公団	食料品配給公団
取扱物資 買取方式 の合理化	政府及び公団手 持のてん粉は主と して工業用に取 向け、公団に欠 乏が生じぬよう 注意する。	(1) 国内産、輸入と も基本物資は可 及的に公団取扱 を停止する。 (2) 配給を確保す る油糧及び砂糖 の買取方式は現 行通りとする。	(1) 農業者、取 扱業者に対する 金融措置を確立 した上、遅かに 出荷猶予買取方 式を廃止し、買 取方式に現行 する。 (2) 政府輸入肥料 については現行 方式を維持し、 民間輸入肥料に ついては、のり に準ずる。	輸出入品と も新規に買 取を行わず は、現行の 買取方式を 維持する。	配給公団と り買取方式 は、現行の 買取方式を 維持する。	三月末公団と 止するのて は、現行の 買取方式を 維持する。
自家採決 の採行	(1) 既に実施中である。 (2) 営業倉庫に保管 しているもの、つ いて、資金中の採 決を合む場合は現 行通りとするが、 取戻金寄託金等 を引下げる。	(1) 海上採決は除 き四月一日より 自家採決に切り 換える。現在天 候の不明中のもの は可及的遅かに 可切る。 (2) 全上	(1) 全上 (2) 全上	(1) 現在買取 の期の中も 切ると可及 的遅かに可 切る。 (2) 全上	(1) 海上採 決を停止し、 採決を維持 する。 (2) 全上	全上
手許現金 の運用	(1) 短期買取の早 吸上採決の迅速 採行の運用を固 め、採決は採入 知事の能率の採 行を固める。	全上	全上	政府未納金に つき送金ル トの早採決 明確化を固 め、採決を 停止する。	全上	清算計画の 内、採決の採 行を固める。
売却金の 回収促進 と延滞利 息の統一 的徴収の 実施	(1) 現金売渡制の採 取を更に徹底す ると共に、調査 系に採行し、採 金の回収を促進 する。特に工業用 材の売却金回収 に強力に行う。 (2) 延滞利息はこれ を徴収することと し、その利率徴収 方式については別 大蔵省におい て一時的に決定 することによる。	(1) 現金売渡制の 採行を更に徹底 すると共に、採 金の回収を促進 する。特に工業用 材の売却金回収 に強力に行う。 (2) 全上	(1) 現金売渡制の 採行を更に徹底 すると共に、採 金の回収を促進 する。特に工業用 材の売却金回収 に強力に行う。 (2) 全上	(1) 現金売渡 制の原則を とるが、その れによる、こ の困難な採 行の採行手 の活用を固 め、採決の採 行を促進す る。 (2) 全上	(1) 現金売渡 制の原則を とるが、その れによる、こ の困難な採 行の採行手 の活用を固 め、採決の採 行を促進す る。 (2) 全上	(1) 調査採 金の回収に 努める。 (2) 全上
事業費指 向面支出 削減	(1) 公団は運賃、保 管等の諸費削減 に努める。特に 採決の採行に 関係する採決 の採行に努 め、採決の採 行を促進す る。 (2) 事業運営上の諸 費を削減する ため、二十五年度 より支出負担 を計画承認の 際、採決の採 行を促進す る。	(1) 同上の外、採 決の採行に 関係する採決 の採行に努 め、採決の採 行を促進す る。 (2) 全上	(1) 公団は運賃、 保管等の諸費 削減に努める。 特に採決の採 行に関係する 採決の採行に 努める。 (2) 全上	全上	(1) 同上の外 採決の採行に 関係する採決 の採行に努 め、採決の採 行を促進す る。 (2) 全上	(1) 公団は運賃、 保管等の諸費 削減に努める。 特に採決の採 行に関係する 採決の採行に 努める。 (2) 全上

4.3
10

手帳現金 預金の用途	現金の用途	現金の用途	現金の用途	現金の用途	事業費用 貸出
行通りとするが、 取戻し等能極略を 引下げる。	(1) 恒明買換の平所 債買戻金部貸付金 取上保戻の返還展 付庫助行等により 効率的運用を圖る (2) 食糧庁は納入告 知書の能率的発行 を圖る。	(1) 現金は流動性の原 則を更に徹底する と共に、調整府の 示唆に依り、既掛 金の回収を促進す る。特に工業用原 料の既掛金回収を 強力に行う。	(1) 現金は流動性の原 則を更に徹底する と共に、調整府の 示唆に依り、既掛 金の回収を促進す る。特に工業用原 料の既掛金回収を 強力に行う。	(2) 貸付利息はこれ を徴収することと し、その利率徴収方 式については別途 大蔵省において統 一的に決定すると ころによる。	(1) 公園は運賃、保 管等の積戻契約面 において、中商通 り板付機関の排 除、市場実勢に即 応した利率の更改 に努める。 (2) 事業運営上の指 針を更に節約する ため二十五年度予 算より支出負担行 為計画の承認、公 定積掛の 5% 程度を確保する。 (3) ④ 繰込の公園指 針は市場実勢に即 応して計上するよ う留意する。 (4) ④ 繰込の保管料 率全般にわたる改 訂を行う。 (5) ④ 繰込の小運送 料率については実 状に即するよう
(2) 同上	同上	(1) 現金は流動性の原 則を更に徹底する と共に、調整府の 示唆に依り、既掛 金の回収を促進す る。特に工業用原 料の既掛金回収を 強力に行う。	(2) 同上	(1) 同上の外、麻 袋回収面につき、 中商通りの排 け、機関の排除に つとめる。	(1) 同上 (2) 同上 (3) 同上 (4) 同上 (5) 同上
(2) 同上	同上	(1) 現金は流動性の原 則を更に徹底する と共に、調整府の 示唆に依り、既掛 金の回収を促進す る。特に工業用原 料の既掛金回収を 強力に行う。	(2) 同上	(1) 公園は運賃、保 管等の積戻契約 面において、市 場実勢に即応し た利率の更改に 努める。	(1) 同上 (2) 同上 (3) 同上 (4) 同上 (5) 同上
(2) 同上	同上	(1) 現金は流動性の原 則を更に徹底する と共に、調整府の 示唆に依り、既掛 金の回収を促進す る。特に工業用原 料の既掛金回収を 強力に行う。	(2) 同上	(1) 同上 (2) 同上	(1) 同上 (2) 同上 (3) 同上 (4) 同上 (5) 同上
(2) 同上	同上	(1) 現金は流動性の原 則を更に徹底する と共に、調整府の 示唆に依り、既掛 金の回収を促進す る。特に工業用原 料の既掛金回収を 強力に行う。	(2) 同上	(1) 同上の外 中商通りの排 除に努める。 (2) 同上	(1) 同上 (2) 同上 (3) 同上 (4) 同上 (5) 同上

公団名	公団の業務	公団の業務	公団の業務	公団の業務	公団の業務	公団の業務	公団の業務
食糧配給公団	政府及び公団手 舟のてん粉は主と して工費用に費り 向け、公団に欠債 をせしめぬといふ う措置する。						
油運配給公団	(1) 国内産、輸入と も基本的には可 及的に公団取扱 を停止する。 (2) 税制を維持す る油運及び取扱 の買取方式は現 行通りとする。	(1) 海上運賃を除 き四月一日より 自家取扱に切り 換える。現在天 候不明中のもの は可及的遅かに 訂切する。 (2) 全上	現金売渡制の原 則を更に徹底す ると共に、調査行 の委託に依り、売 取の回収を促進す る。特に工業用原 料の売掛金回収を 強力に行う。	(1) 現金売渡制の 原則を更に徹底 すると共に、調査 行の委託に依り、 売取の回収を促 進する。特にこの ため経理事務機 構を整備強化す る。	全上	全上	全上
肥料配給公団	(1) 製造業者、販 買業者に対する 金融措置を確立 した上、速かに 出荷指示買取方 式を廃止し、買 取方式に譲行 する。 (2) 政府輸入肥料 につきは現行 方式を継続し、 民間輸入肥料に ついては(1)に準 ずる。	(1) 全上 (2) 全上	現金売渡制の原 則を更に徹底す ると共に、調査 行の委託に依り、 売取の回収を促 進する。	(1) 現金売渡制の 原則を更に徹底 すると共に、調査 行の委託に依り、 売取の回収を促 進する。	全上	全上	全上
貿易公団	輸出入品と も新規に買 取を行わな いので、問題 は無い。	(1) 現在天候 不明中のもの は可及的に訂 切する。 (2) 全上	現金売渡制の原 則を更に徹底す ると共に、調査 行の委託に依り、 売取の回収を促 進する。	(1) 現金売渡制の 原則を更に徹底 すると共に、調査 行の委託に依り、 売取の回収を促 進する。	全上	全上	全上
産業振興公団	配給公団と異 なり買取方式 は、配取方式 に比べ、買取 のつがぬ、 のつがぬ、 のは引取ら ぬようにす る。	(1) 海上運賃 を除き四月 より自家取 扱に切り換 える。 (2) 全上	現金売渡制の原 則を更に徹底す ると共に、調査 行の委託に依り、 売取の回収を促 進する。	(1) 現金売渡制の 原則を更に徹底 すると共に、調査 行の委託に依り、 売取の回収を促 進する。	全上	全上	全上
食料品配給公団	三月末公団と 止するので、問 題はない。	同右	現金売渡制の原 則を更に徹底す ると共に、調査 行の委託に依り、 売取の回収を促 進する。	(1) 現金売渡制の 原則を更に徹底 すると共に、調査 行の委託に依り、 売取の回収を促 進する。	全上	全上	全上
飼料配給公団	三月末公団と 止するので、問 題はない。	同右	現金売渡制の原 則を更に徹底す ると共に、調査 行の委託に依り、 売取の回収を促 進する。	(1) 現金売渡制の 原則を更に徹底 すると共に、調査 行の委託に依り、 売取の回収を促 進する。	全上	全上	全上

4.5
10

本邦の能率の発行

現金先渡制の原
則を更に徹底する
と共に、調査庁の
承認に従い、先排
金の回収と先渡す
料の先排金回収と
強力に行う。

延滞利息はこれ
と徴収することと
その利率徴収方
式については別途
八歳期におい
ての決定する
うによる。

公園は運賃、保
等の指買契約面
において、中通通
抜け枚数の排
市場実勢に即
した料率の更改
努める。

事不運賃上の指
買を節約する
ため二十五年度予
より支出負担行
計画承認の際公
指の買保する
度を確保する。

④歳入の公団
は市場実勢に即
して計上するよ
由を要する。

④歳入の保管料
全額にわたり実
に即するよう改
を行。

④歳入の小運賃
率については実
に即するよう

(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 同上の外、麻袋回収面について中通通抜け枚数の排除に努める。	(2) 全上	現金先渡制の原則を更に徹底する。調査庁の承認に従い、先排金の回収と先渡す料の先排金回収と強力に行う。
(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 公園は運賃、保管等の指買契約面において市場実勢に即した料率の更改に努める。	(2) 全上	現金先渡制の原則を更に徹底する。調査庁の承認に従い、先排金の回収と先渡す料の先排金回収と強力に行う。
(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 同上の外、麻袋回収面について中通通抜け枚数の排除に努める。	(2) 全上	現金先渡制の原則を更に徹底する。調査庁の承認に従い、先排金の回収と先渡す料の先排金回収と強力に行う。
(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 公園は運賃、保管等の指買契約面において市場実勢に即した料率の更改に努める。	(2) 全上	現金先渡制の原則を更に徹底する。調査庁の承認に従い、先排金の回収と先渡す料の先排金回収と強力に行う。
(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 同上の外、麻袋回収面について中通通抜け枚数の排除に努める。	(2) 全上	現金先渡制の原則を更に徹底する。調査庁の承認に従い、先排金の回収と先渡す料の先排金回収と強力に行う。
(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 公園は運賃、保管等の指買契約面において市場実勢に即した料率の更改に努める。	(2) 全上	現金先渡制の原則を更に徹底する。調査庁の承認に従い、先排金の回収と先渡す料の先排金回収と強力に行う。
(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 公園は運賃、保管等の指買契約面において市場実勢に即した料率の更改に努める。	(2) 全上	現金先渡制の原則を更に徹底する。調査庁の承認に従い、先排金の回収と先渡す料の先排金回収と強力に行う。
(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 公園は運賃、保管等の指買契約面において市場実勢に即した料率の更改に努める。	(2) 全上	現金先渡制の原則を更に徹底する。調査庁の承認に従い、先排金の回収と先渡す料の先排金回収と強力に行う。
(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 公園は運賃、保管等の指買契約面において市場実勢に即した料率の更改に努める。	(2) 全上	現金先渡制の原則を更に徹底する。調査庁の承認に従い、先排金の回収と先渡す料の先排金回収と強力に行う。
(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 公園は運賃、保管等の指買契約面において市場実勢に即した料率の更改に努める。	(2) 全上	現金先渡制の原則を更に徹底する。調査庁の承認に従い、先排金の回収と先渡す料の先排金回収と強力に行う。

裏面白紙

價格調整公團定款 (五五(一)現五)

第一章 總則

第一條 (名稱) この公團は、價格調整公團法によつて設立せられたもので、價格調整公團と稱する。

第二條 (目的) この公團は、經濟安定本部總務長官の定める基本的な政策及び計畫に従い物價廳長官の定める價格等(以下指定價格等という)の適正な調整に關する業務を行うことを目的とする。

前項の價格等とは、價格、運賃費その他給付の對價である財産的給付をいう。

第三條 (事務所) この公團は、主たる事務所を東京都に置く。

この公團は、物價廳長官の認可を受けて、價格等の調整に關する業務を行うため必要の地に從たる事務所を設けることができる。

この公團は、業務の都合により便宜の地に出張所を設けることができる。

第四條 (公告方法) この公團の公告は、官報、又は日本經濟新聞及び産業經濟新聞に掲載してこれを行ふ。

第二章 基本金及び運営資金

第五條 (基本金、運営資金) この公團の基本金は、三千萬圓とし全額政府の出資による。

この公團の運営資金は、必要があるときには、復興金融金庫から借入れるものとする。

第三章 役員

第六條 (役員の種類) この公團に役員として理事長、副理事長各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第七條 (役員の種類) 理事長は本公團を代表し、その業務を総理する。

副理事長は、理事長の定めるところによりこの公團を代表し、理事長を補佐してこの公團の業務を掌理し、理事長に事故あるときにはその職務を代理し、理事長が缺員のときにはその職務を行ふ。

元/圓改	22. 6. 14
元/圓	22. 11. 11
元/圓	23. 12. 20
元/圓	24. 7. 10

25
4.1
10~1

理事は理事長の定めるところによりこの公団を代表し、理事長及び副理事長を補佐してこの公団の業務を掌理する。

理事は理事長の定め定める順位により、理事長及び副理事長に事故のあるときには、その職務を代理し、理事長及副理事長が缺員のときにはその職務を行う。

監事はこの公団の業務を監査する。

第八條（役員）の任命）理事長、副理事長、理事及び監事は、物價廳長官がこれを任命する。

第九條（代理人）理事長、副理事長及び理事は理事長の定めるところにより、この公団の職員のうちから主たる事務所又は従たる事務所の業務に關して一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十條（特別利害關係の禁止）この公団の役員及び職員は、指定價格等に對する給付の目的である物資の生産、精製、加工、保管、賣買若しくは輸送を業とする会社の株式を所有し、又はこれらの会社その他の企業の業務に従事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有し

てはならない。

第十一條（身分）この公団の役員及び職員は、價格調整公團法第十四條の規定に基き官更その他の政府職員とする。

第十二條（特別報酬規程）この公団は、その役員及び職員に對して、特別の報酬を與る必要があるときには、その報酬規程を定め、經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様である。

第四章 理事會

第十三條（組織）理事會は、理事長、副理事長及び理事の全員を以てこれを組織する。監事は、理事會に出席して、意見を述べることができ

る。

第十四條（付議事項）この公団の業務に關する重要事項は、理事會の議決を経て、これを行う。

第十五條（開會、招集、議決方法）定時理事會は、毎月一回、臨時理事會は、必要ある毎に、これを開く。理事會は、理事長がこれを招集し、

その隊長となる。

理事會の議事は、理事長、副理事長及び理事全員の過半数でこれを決し、可否同数のときには、理事長の決するところによる。

第十六條（議事録）理事會の議事については、議事録を作成し、理事長、副理事長及び理事の全員が、これに署名捺印しなければならない。

前項の議事録は、これを保存し、經濟安定本部、主務官廳又は會計検査院の要求があるときには、これを提出するものとする。

第五章 業務及びその執行

第十七條（業務内容）この公團は、經濟安定本部總務長官の定める基本的な政策及び計畫に基いて、物價總長官のなす指導及び監督に従い左の業務を行う。

一、經濟安定本部總務長官の定める方策に基く價格等の調整のための資金の受入又は交付。

二、經濟安定本部總務長官の定める方策に基く價格等の調整のための買取及び賣戻。

三、前各條の業務に附帯する業務。

第十八條（業務の制限）この公團は、如何なる性質又は形式においても、融資、前買又は投資をすることができないものとする。

第十九條（業務方法）この公團は、業務開始の際業務の方法を定めて、經濟安定本部總務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

第二十條（事業計畫）この公團は、毎事業年度の前期及び後期の初めに、おいて六箇月毎の事業計畫を作成し、理事長、副理事長及び理事の全員がこれに署名捺印して、これを經濟安定本部總務長官に提出し、その認可を受けなければならない。

これを變更しようとするときも同様である。

前項の認可があつたときには、理事長、副理事長及び理事の全員は、これに署名捺印するものとする。

第二十一條（業務規程）業務の執行に關する諸規程は、理事長が、これを定める。

第二十二條（事業年度）この公團の事業年度は、年一回とし、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第二十三條（決算の作成及び提出）この公團の決算は、大蔵大臣の定める作成及び提出の手續により、この公團において作成し、これに當該年度の事業計畫書、前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録並びに前年度及び當該年度の確定損益計算書及び確定貸借対照表を添え、物價廳長官を経由して大蔵大臣に提出するものとする。

第二十四條（決算の形式及び内容）この公團の決算は、これを款及び項に区分する。

前項に規定するものの外、この公團の決算の形式及び内容については、大蔵大臣の定めるところによる。

この公團は、決算が國會の議決を経たときは、國會が議決したとてこれに従い、項を目及び節に区分し、その決算を物價廳長官を経由して

大蔵大臣に提出し、その区分の承認を受けるものとする。

第二十五條（財産目録、貸借対照表、損益計算書）この公團は、第二十二條の各事業年度毎に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、翌年度七月三十一日までこれを経済安定本部總務長官に提出し、その承認を受けるものとする。

この公團は、前項の規定による経済安定本部總務長官の承認を受けるときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し且つこれを定款とともに各事務所に備えて置くものとする。

第二十六條（決算報告書の作成及び提出）この公團は、決算の形式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、これに當該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録を添え、翌年度八月三十一日までこれに物價廳長官を経由して大蔵大臣に提出するものとする。

第二十七條（剰余金の歸屬）この公團の剰余金は、物價廳長官が定める期日までに國庫に納付するものとする。

前項において剰余金とは、當該事業年度の損益計算書に於いて收入と支出との差引勘定上生じた剰余金額をいう。

この公團は、大蔵大臣の指定する各目又は節の経費の金額を彼此移用することが出来る。但し、豫算の執行上の必要に基き、あらかじめ豫算をもつて國會の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を経て移用することが出来る。

この公團は、大蔵大臣の指定する各目又は節の経費の金額について、大蔵大臣の承認を経なければ目の間又は節の間において彼此流用することか出来ない。

この公團は、前二項の規定により移用又は流用の承認を経ようとするときには、物價廳長官を經由するものとする。

この公團は、第三項の規定により大蔵大臣の指定する目又は節以外の目又は節の経費の金額については、この公團限り、當該目又は節相互の間において彼此流用することが出来る。

この公團は、各四半期毎に毎四半期開始の一ヶ月前までに収入見込、支出負擔行爲及び支拂の計畫を作成して、物價廳長官を經由して大蔵

大臣の承認を求めるとする。

この公團が、この豫算を執行するに當つては、前項に掲げる承認があつた後、その承認を受けたところに従い支出負擔行爲及び支拂を實行するものとする。

第二十九條（豫算執行報告）この公團は、大蔵大臣から豫算の執行に關して報告を求められたときは、別に定めのない限り、十五日以内に報告するものとする。

第三十條（不動産及び固定資産の取得制限）この公團は、經濟安定本部總務長官の承認を受けた場合の外不動産及び固定資産を取得しないものとする。

この公團は、前項に規定する承認を受けて不動産及び固定資産を取得する場合においても、この公團が所有する不動産及び固定資産の額の合計額が基本金の額を超えないものとする。

第三十一條（この章規定外の豫算及び決算）この章に規定するものの外この公團の豫算及び決算に關しては、國の豫算及び決算の作成、提出に關し適用される法令の規定の例によるものとする。

第三十二條（この章規定外の経理手續）この章に規定するものの外、この公團の會計上の重要な経理手續に關しては、この公團が大蔵大臣の承認を経て定めるところによるものとする。

第三十三條（記録の記載及び整備）この公團は、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他一切の會計上の記録を整然且つ明確に記載し會計検査院の検査及び承認を受けるものとする。

第七章 定款の変更

第三十四條（定款の変更）この定款を変更しようとするときは、物價委員長及び經濟安定本部総務長官の認可を受けなければならぬ。

裏面白紙

物二第一六四號

昭和二十五年四月一日

物 役 所 第 二 部

昭和十五年五月廿一日



25
5.1
10-4



借見
經濟安定本館
生産局長

天津産骨粉 (脱糞) の販賣保證の統制指指定に
ついて

今般別紙寫しの通り天津産骨粉 (脱糞) 肥料の販賣價格の統制指指定が
現在つかかり了知ありたい。

33

◎物價庁告示第百七十三号

物價統制令第四條の規定によつて、肥料用天津産輸入骨粉の販賣
價の統制額を次のように指定する。

昭和二十五年四月 日

物價庁長官 青木幸義

肥料用給公口が指定肥料取扱業者に販賣する場合の統制額

種目

保證成分

單位

販賣價格の統制額

天津産輸入骨粉
(脱脂)

磷酸全質二八・〇％以上

正味三七・五斤
紙袋入一袋につき

九〇五・九七

(一) この表の統制額は、指定肥料取扱業者の蔵匿所蔵しのも
とする。

(一) この法の單位と異なる内容の項目のもの統制額は、この表の統制額を基準として内容額の比例により算出した額とし、算出した結果生じた額未滿は、四捨五入するものとする。

三 指定肥料取扱業者が販賣する場合及び肥料配給公團が指定肥料取扱業者以外のものに販賣する場合の統制額

(一) 下の統制額に二五圓〇五錢を加算したものとする。

(二) この統制額は指定肥料取扱業者の蔵置所又は肥料配給公團の指定する蔵置所産しのものとする。

勅令第一六四號

昭和二十五年四月一日

物産庁長官 青木 孝 發

通商産業大臣 發

天津産骨粉（脱膠）の輸入運輸入價格及び輸入諸掛の統制額指定について

昭和二十四年四月物産庁告示第二百一十一號（輸入品の通商産業省拂下價格の統制額指定の件）の規定によつて、天津産骨粉（脱膠）の輸入運輸入價格及び輸入諸掛を次のように指定し、物産統制令施行規則第四條の規定により告示にかえて通知する。

一 統制額表

種目	保證成分	單位	弗	圓	輸入額	原産地
天津藍骨粉 (脱脂)	全乳%以上 全乳%以上 全乳%以上	一箱に つき	五〇・〇〇	一八〇〇〇・〇〇	四〇・〇〇	一八〇四〇・〇〇

三この表の三欄は、輸入港到着本給々便渡しの麻袋入りのものとす。

昭和二十五年四月一日

大蔵省令第 号

(昭和二十四年法律第二十七号)

公団等の予算及び決算の暫定措置に關する法律第十條の二及び第十條の三の規定に基き、公団等予算の執行規則を次のように定める。
昭和二十五年四月一日

大蔵大臣 池田 勇 人

公団等予算の執行規則

(支出負担行為計画表及び支払計画表の作製及び送付)

第一條 公団等は、別紙第一号書式による支出負担行為計画表及び別紙第二号書式による支払計画表を四半期ごとに作製し、主務大臣を経由して大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の大蔵大臣への送付の期限は、別に定める場合の外、当該四半期の開始前三十日までとする。

(収入予定表の作製及び送付)

第二條 前條の支出負担行為計画表及び支払計画表を大蔵大臣に送付するときは、その審査の資料として、別紙第三号書式による収入予定表を作製し、これらに添附しなければならない。

(支出負担行為計画の変更)

第三條 第六條第一項の規定により承認をうけた支出負担行為計画の変更について大蔵大臣の承認を求めようとするときは、別紙第四号書式による支出負担行為計画変更表により支出負担行為計画について変更を要する部分とその他の部分とに区分し、変更を要する部分については、その計画済額、変更計画額及び計画済額と変更計画額との比較増減額並びに変更を要する事由その他変更の適否を審査するに必要なる事項を明らかにし、すみやかに主務大臣を経由して大蔵大臣に送付しなければならない。

(支払計画の変更)

第四條 第六條第一項の規定により承認を受けた支払計画の表式について大蔵大臣の承認を求めようとするときは、別紙第五号表式による支払計画変更表により、変更を要する額、変更計画額及び計画済額との比較増減額並びに変更を要する事由その他変更の適否を審査するに必要なる事項を明らかにし、すみやかに主務大臣を経由して大蔵大臣に送付しなければならない。

（収入予定表の変更）

第五條 第二條の規定により大蔵大臣に送付した収入予定表に著しい変更を要するときは、別紙第三号表式による収入予定表により、あらたな収入予定額、もとの収入予定額とあらたな収入予定額との比較増減額及び変更を要する事由を明らかにし、その都府すみやかに主務大臣を経由して大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の規定による収入予定表には、「変更の分」である旨の表示を朱書するものとする。

（支出負担行為計画及び支払計画の承認）

第六條 大蔵大臣は、第一條の規定により公団等から支出負担行為計画表及び支払計画表の送付を受けたときは、その支出負担行為計画及び支払計画が、法令又は予算に違反することかないか等計画の適否につき審査した上、承認するものとする。

2 大蔵大臣は前項の規定により支出負担行為計画及び支払計画を承認したときは、すみやかに公団等及び会計検査院に通知するものとする。

3 前項の支出負担行為計画及び支払計画の承認の通知は、それぞれ公団等から送付を受けた支出負担行為計画表及び支払計画表の写に所定の補正又は所定の事項を記入し、記名して印をおして行うものとする。（を）

4 前三項の規定は、支出負担行為計画及び支払計画の変更の承認及び変更の承認の通知について準用する。

（支出負担行為計画及び支払計画の承認の取消）

めくれず

第七條 大蔵大臣は、前條第一項の規定により支出負担行為計書及び
支払計書の承認又はこれらの計書の変更の承認をする場合に、当該
計書が事情に沿わないことが明らかになつた場合等、その承認を取り
消す必要が生じたときは、これを取り消すことができ、旨の条件を附
した場合において、その附した条件に基いて承認を取り消したとき
は、すみやかに公団等及び会計検査院に通知するものとする。

2 前項の承認の取消の通知には、当該支出負担行為計書及び支払計
書又はこれらの変更の承認月日、承認番号並びに取消の事由を明示
するものとする。

(支出負担行為計書及び支払計書の種類の総称)
第八條 支出負担行為計書^{又は}支払計書^{又は}当該四半期の期間(各事業
年度の最終の四半期の期間を除く。一四に負担消^{又は}支払消となら
なかつた部分は、それぞれ次の四半期の期間について大蔵大臣の承
認のあつた支出負担行為計書^{又は}支払計書の一部分となるものとな
る。

(支出負担行為及び支払の整理)
第九條 公団等は支出負担行為及び支払をなしたときは、その金額及
び経費を明らかにしておかなければならない。

第十條 各支出負担行為について、支出負担行為として整理する時期
については別表に定める区分によるものとする。

(支出負担行為消滅報告書及び支払消滅報告書の作製及び提出)
第十一條 公団等は別紙第六号書式及び別紙第七号書式による支出負
担行為消滅報告書及び支払消滅報告書を四半期ごとに作製し、当該
四半期経過後一月以内に、これを主務大臣を提出して、大蔵大臣に
提出しなければならない。

第十二條 前條の規定による支出負担行為消滅報告書及び支払消滅報
告書は大蔵大臣に提出するときは、別紙第八号書式による当該四半
期の収入消滅報告書を添附しなければならない。但し、別に定める
ものについては、この限りでない。

附 明
この省令は公布の日から施行し、昭和二十五年度分の予算から適用する。

裏面白紙

80

別表 公司等の支出負担行為の整理区分表

甲		区	分
1. 給与手当の類	支出決定のとき	区	分
2. 公務災害補償費の類	"	区	分
3. 諸謝金の類	"	区	分
4. 報償金	交付決定のとき	区	分
5. 旅費	発令のとき(請求のあつたとき)	区	分
6. 物品の類	購入契約締結のとき	区	分
7. 賃金	雇入のとき	区	分
8. 印刷製本費 通信料 修繕費 その他の雑費	契約締結のとき(請求のあつたとき)	区	分
9. 光熱及水料 電話料	請求のあつたとき(加入申込み電話の承認のあつたとき)	区	分
10. 保漚管費料	契約締結のとき(先払の但しを要するに先着の通知又は管料は通物の通知を求めたとき)	区	分
11. 借料及損料	契約締結のとき(支払額として料金を支払う期のある日)	区	分
12. 保険料	契約締結のとき(又は支払通告知のあつたとき)	区	分
13. 食糧費	契約締結のとき	区	分
14. 委託費	契約締結のとき(請求のあつたとき)	区	分
15. 固定資産購入費	契約締結のとき	区	分
16. 補助給付金	指令のあつたとき(請求のあつたとき)	区	分
17. 交際費	交付決定のとき(又は契約締結のとき)	区	分
18. 賠償債還及類	交付決定のとき(及び裁判の判決の日)	区	分
19. 保証金	納付決定のとき	区	分
20. 利子及割引料	支払期日及び支払決定のとき	区	分
21. 価格差益	申告のとき(又は入告知のあつたとき)	区	分
22. 繰納入金	返納納付繰入決定のとき	区	分
23. 貸付金	貸付決定のとき	区	分
24. 払出資金	出資決定のとき(又は払込決定のとき)	区	分
乙	号	区	分
1. 資金前渡	送金をするとき	区	分
2. 定額戻入	現金の戻入のあつたとき	区	分
3. 繰越	当該繰越分を含む支出負担行為の計面を求めた後	区	分

備考

一、経費区分の内訳は左のとおりとする。

区分

1 給与手当の類

役員給与、職員給与、兼務者給与、委員報酬、勤務地手当、扶養手当、公庫特別手当、非常勤手当、被服手当、休職者給、備外正人給与、交通費（手当としてのもの）^{とれる。}、特殊勤務手当、石炭手当、寒冷地手当、超勤手当、休日給、夜勤手当、未帰還者給与、退職手当、死亡賜金、政府職員等失業者退職手当、未復員者等給与

2 公務災害補償費の類

公務災害に基く療養補償の診察料、同治療代、入院料、食料、看護料、移送費、傷者手当予後手当、傷病手当、遺族手当、葬祭料、傷者殉難遺族一時金、同年金、給助料、救助料、収容者死傷手当、船員扶助費

3 謝金金の類

謝金、葬費（儀務費、物品購入費の場合を除く。）、調査報酬（委託契約による場合を除く。）、

4 物品等の類

庁用器具、事業用器具、自動車、船舶用品、文具、燃料、消耗品、被服、飼料、薬劑及滋養品、商品、原材料、切手、印紙等の購入費

5 資金

貸金、消費、積立金、預収金、預包費、進貢諸金、諸掛金、貸付金等支払われる分

6 印刷製本費

印刷製本費、通信費（電話料、電報加入料及び切手料付の場合を除く。）、修繕費、船舶修繕料、広告料、紙

通信費、修

雑料その他
雑役務費

券処理手数料、送金手数料、代理手数料、貸付奨励金
（手数料とみなされるものに限る。）、回収奨励金（手
数料とみなされるものに限る。）、其の他の手数料、賃
耕料、馬車料、印紙費（印紙を購入する場合を除く。）、
備給料、入港費、取引高料、物品税その他の公租公課、
検査費、荷扱費、運管詰付、輸入諸掛、施設費、雑費
等による諸負費

15
27
固定資産
入費の類

土地購入費、建物購入費、機械購入費、車輛購入費、
船舶購入費、無価財産購入費

18
20
賠償償還及
び払戻金の
類

賠償金、井償金、租税外払戻金、小切手支払未済金償
還金、債務償還金、忘失金補てん金等々損補てん金、
債券償還、借入金返償、土地復旧補償金、罹災補償金

等補償金

20
22
利子利息及
び割引料

証券利子、借入金利、証券割引率額寄託金利、

三、別表甲号又は乙号に記載されていない経費については、その経
費の性質上最も類似する経費の例により整理するものとする。
三、別表甲号中「支出決定のとき」又は「請求のあつたとき」を以
て支出負担行為の整理時期と規定されている経費については、其の
経費を負担しようとするときは、あらかじめ定められた手続によ
り支出負担行為計画の範囲内であることを確認して、行わなけれ
ばならぬ。

支出負担行為計画表

1 科目	2 予算額	3 予備費繰越額	4 移用金・流用増減額	5 予算現額	6 支出負担行為計画				10 計	11 予算残額	12 備考
					7 第一・四半期	8 第二・四半期	9 第三・四半期	10 第四・四半期			
何々	10,000	500		10,500	2,650	2,850	2,550	2,450	10,500	0	
(項) 何々	8,000	500		8,500	2,150	2,350	2,050	1,950	8,500	0	
(目) 何々	5,000	500	100	5,400	1,450	1,550	1,250	1,150	5,400	0	
(節) 何々	500	200	100	600	150	200	200	100	600	0	
その他(節)	200			200	50	50	50	50	200	0	
其他(節)	4,300	300		4,600	1,300	1,300	1,000	1,000	4,600	0	
(目) 何々	3,000		100	3,100	700	800	800	800	3,100	0	
(節) 何々	3,000		100	3,100	700	800	800	800	3,100	0	
(項) 何々	2,000			2,000	500	500	500	500	2,000	0	
合計	10,000	500	0	10,500	2,650	2,850	2,550	2,450	10,500	0	

第何期分計画を承認したから通知する。
 昭和三十八年 月 日
 大蔵大臣 閣下
 大蔵大臣 閣下

- 備考
- 1) 冊法は、日本標準記法に準じ、下字に約5mmの余白を設け、二頁以上に亘るときは右上隅に頁数を附すこと。
 - 2) 節の記載は、大蔵大臣の指定する節のみとし、他の節の記載は必要がある節は〇印を附して計上し、他の節は「其他(節)」として一括計上すること。
 - 3) 2) については、本予算、追加予算及び修正予算の金額の合計額、3) については予備費を当該科目に使用した分の累計額に繰越分を合算した額、4) については、移用金・流用の金額の合計額をそれぞれ計上することとする。
 - 4) 最終頁に合計を附すこととする。
 - 5) 記載例は第一・四半期において500円の予算繰越と100円の目同の流用があった後、第二・四半期分の支出負担行為計画表を示す。

裏面白紙

第二号書式

支払計画表		某年度第何期分					第号	
公団等の名称		支 払 計 画					支 出 予 算 残 額	摘 要
1 科 目	2 支出予算現額	3 第一、四半期	4 第二、四半期	5 第三、四半期	6 第四、四半期	7 計	8	9
	円	円	円	円	円	円	円	
(物) 何々	10,500.00	2,200.00	2,600.00	2,800.00	2,900.00	10,500.00	0	
(金) 何々	3,500.00	1,400.00	2,200.00	2,200.00	2,300.00	8,500.00	0	
(債) 何々	2,000.00	400.00	400.00	600.00	600.00	2,000.00	0	
合 計	16,500.00	2,200.00	2,600.00	2,800.00	2,900.00	10,500.00	0	

第号に記す何期分計画を承認しおし通知す。

公団等の長 会計検査院長 印

昭和 年 月 日

大蔵大臣 印

昭和 年 月 日 訓 製

公団等の長 印

大蔵大臣 印

- 備考 (1) 用紙寸法は日本標準規格 B314とし、下方に約 5cm の余白を設け、二葉以上に亘るときは右上方に頁数を附すこと。
 (2) 最終頁に合計を附すこと。
 (3) 公団にあっては、目子で計上すること。
 (4) 記載例は第二、四半期分の支払計画表を示す。

裏面白紙

第三号書式

公園等の名称		収入予定表					収入予算現額計		摘要
		某年度某何期分					収入額比較増△減		
科目	収入予算現額	収入期別予定額					計	収入額比較増△減	
		第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	計			
	円	円	円	円	円	円	円		
(款) 何何	10,000 00	2,000 00	2,500 00	3,200 00	3,300 00	11,000 00			
(項) 何何	10,000 00	2,000 00	2,500 00	3,200 00	3,300 00	11,000 00	1,000 00		
(目) 何何	7,000 00	1,500 00	2,000 00	2,500 00	2,500 00	8,500 00	1,500 00		
(目) 何何	3,000 00	500 00	500 00	700 00	800 00	2,500 00	△ 500 00		
(変更の場合)									
(款) 何何	10,000 00	(500 00)	(700 00)	(800 00)	(500 00)	(2,500 00)			
(項) 何何	10,000 00	2,500 00	3,200 00	4,000 00	3,800 00	13,500 00	3,500 00		
(目) 何何	10,000 00	(500 00)	(700 00)	(800 00)	(500 00)	(2,500 00)			
(目) 何何	7,000 00	2,500 00	3,200 00	4,000 00	3,800 00	13,500 00	3,500 00		
(目) 何何	7,000 00	(500 00)	(700 00)	(800 00)	(500 00)	(2,500 00)			
(目) 何何	7,000 00	2,000 00	2,700 00	3,300 00	3,000 00	11,000 00	4,000 00	価格改定のため	

昭和 年 月 日 調製
公園等の長 印
大蔵大臣 印

- 備考 (1) 用紙寸法は、日本標準規格B列4とし、下方に約5cmの余白を設け、頁以上は、巨るときは右上方に頁数を附すること。
 (2) 最終頁に合計を附すること。
 (3) 収入予算額を変更する場合、変更に関係する科目を1欄に記載し、2以下の欄においてあらはる収入予算額を計上し、その上の()内には変更による増額又は△減少額を計上し、4欄に変更を要する事由を記載すること。
 (4) 収入予算額を変更した場合、標題の右側に(変更の分)と朱書すること。
 (5) 記載例は、第一四半期分の収入予定表を示し、変更の場合は、その後における著しい収入増の場合を示す。

裏面白紙

支出負担行為計画変更表
其年度第何期分

第 号

1 科 目	2 予算額	3 予備費及繰越額	4 移用及流用増減額	5 予算現額	6 支出負担行為計画				10 計	11 予算残額	12 摘要
					第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期			
(款)何々	10,000.00	500.00		10,500.00	2,650.00	2,800.00	2,600.00	2,450.00	10,500.00	0	
(項)何々	8,000.00	500.00		8,500.00	2,150.00	2,300.00	2,100.00	1,950.00	8,500.00	0	
(目)何々	5,000.00	500.00	△ 150.00	5,350.00	1,450.00	1,450.00	1,300.00	1,150.00	5,350.00	0	
(節)何々											
計画済額	5,000.00	200.00	△ 100.00	600.00	1,100.00	200.00	250.00	100.00	600.00	0	△50の流用
変更計画額	5,500.00	200.00	△ 150.00	550.00	000.00	100.00	250.00	100.00	550.00	0	*44 △50
比較増減額			△ 50.00	50.00		△ 100.00	50.00		△ 50.00	0	*34 △50
その他の(節)	4,500.00	300.00		4,800.00	1,350.00	1,350.00	1,050.00	1,050.00	4,800.00	0	
(目)何々	3,000.00		150.00	3,150.00	700.00	850.00	800.00	800.00	3,150.00	0	
(節)何々	3,000.00										
計画済額			100.00	3,100.00	700.00	800.00	800.00	800.00	3,100.00	0	
変更計画額			150.00	3,150.00	700.00	850.00	800.00	800.00	3,150.00	0	
比較増減額			50.00	50.00		50.00			50.00	0	50の流用
その他の(項)	2,000.00			2,000.00	500.00	500.00	500.00	500.00	2,000.00	0	
合 計	70,000.00	500.00	0	70,500.00	2,650.00	2,800.00	2,600.00	2,450.00	70,500.00	0	

第 号 上記第何期分計画の変更を承認したる通知す。
公団等の長 会計検査院長あて
昭和 年 月 日 大蔵大臣印
昭 和 年 月 日 公団等の長印
大蔵大臣あて

- 備考 (1) 用紙寸法は日本標準規格B列4とL、Fオに約5cmの余白を設け、二頁以上に亘るときは右上方に頁数を附すこと。
(2) 変更の計画に關係のある科目については、1欄に計画済額 変更計画額 及び比較増減額の区分を記載して、2以下の欄において計画済額と変更計画額との比較増減を明示せし、変更に關係のない科目については、1欄にその他と記載して2以下の欄において変更を要しない計画済額を一括計上すること。
(3) 最終頁に合計を附すこと。
(4) 記載例はオニ、四半期において50円の流用をなし、オニ、四半期から50円減額してオニ、四半期に50円増額する場合の計画の変更を示す。

裏面白紙

第五号書式

支払計画変更表

公団等の名称

某年度第何期分

第 号

科 目	2 支出予算現額	3 第何期分				7 計	8 支出予算残額	9 摘要
		第 一 四 半 期	第 二 四 半 期	第 三 四 半 期	第 四 四 半 期			
(款) 何々	10,500.00	2,650.00	(150.00) 3,600.00	(△ 150.00) 2,400.00	2,450.00	10,500.00	0	
(項) 何々	8,500.00	2,150.00	(150.00) 2,500.00	(△ 150.00) 1,900.00	1,950.00	8,500.00	0	
(その他) 何々	2,000.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	0	
合 計	10,500.00	2,150.00	3,000.00	2,400.00	2,450.00	10,500.00	0	

第 号 上記第何期分計画の変更を承認したる通知する。
公団等の長 会計検査院長 於て
公 昭和 年 月 日 大蔵大臣 印

昭和 年 月 日 調製
公団等の長 印
大蔵大臣 於て

- 備考 1. 用紙寸法は、日本標準規格 B列 4とし、下方に約5cmの余白を設け、二葉以上は頁数を右上に負数で附する。
2. 計画変更額の上の()内に 変更による増加額又は減少額を計上し、9欄に既に承認済となった計画表の番号、計画変更の適否を審査するに必要な事項を記載する。
3. 変更に関係のない科目については、1欄に其他と記載し、2以下の欄において変更を要しない計画済額を一括計上する。
4. 最終欄に合計を附する。
5. 公団にあつては、目字で記載する。
6. 記載例は、第 二 四 半 期 において 150円を増加し、第 三 四 半 期 において 150円を減額する場合の計画の変更を示す。

裏面白紙

支出負担行為済額報告書

1 科 目	2 支出負担行為済額			3 支出負担行為済額			5 摘要
	4 某年度第何期分			6 前期分の累計			
	7 本期分	8 前期分の累計	9 計	10 本期分	11 前期分の累計	12 計	
(款) 何 何	3,000.00	2,700.00	5,500.00	2,500.00	2,000.00	4,500.00	
(項) 何 何	3,000.00	2,700.00	5,500.00	2,500.00	2,000.00	4,500.00	
(目) 何 何	2,500.00	2,200.00	4,500.00	2,100.00	1,700.00	3,800.00	
(節) 何 何	500.00	400.00	800.00	500.00	400.00	900.00	
その他の(節)	2,000.00	1,800.00	3,800.00	1,600.00	1,300.00	2,900.00	
(目) 何 何	500.00	500.00	1,000.00	400.00	300.00	700.00	
(節) 何 何	500.00	500.00	1,000.00	400.00	300.00	700.00	
合 計	3,000.00	2,700.00	5,500.00	2,500.00	2,000.00	4,500.00	

昭和 年 月 日調製
公団等の長 印

大蔵大臣 あり

- 備考(1) 用紙は和紙製法は日本標準規格B列4とし、下方に約5cmの余白を設け、二頁以上に亘るときは、右上方に頁数を附すること。
- (2) 最終頁に合計を附すること。
- (3) 節の記載は、大蔵大臣の指定する節のみとし、他の節はその他として一括計上すること。
- (4) 記載例は第二四半期の支出負担行為済額報告書を示す。

裏面白紙

第七号書式

公団等の名称		支払済額報告書							摘要
		支払済額承認済額			支払済額				
科目		1 本期分	2 前期の累計	3 計	4 本期分	5 前期の累計	6 計	8	
		円	円	円	円	円	円		
(款) 何 何		2,700 00	2,300 00	5,000 00	2,500 00	2,200 00	4,700 00		
(項) 何 何		2,700 00	2,300 00	5,000 00	2,500 00	2,200 00	4,700 00		
(目) 何 何		2,300 00	1,900 00	4,200 00	2,200 00	1,800 00	4,000 00		
(節) 何 何		500 00	400 00	900 00	500 00	400 00	900 00		
その他の(節)		1,800 00	1,500 00	3,300 00	1,700 00	1,400 00	3,100 00		
(目) 何 何		400 00	400 00	800 00	300 00	400 00	700 00		
(節) 何 何		400 00	400 00	800 00	300 00	400 00	700 00		
合計		2,700 00	2,300 00	5,000 00	2,500 00	2,200 00	4,700 00		

昭和 年 月 日 調査
公団等の長 印

大蔵大臣 印

- 備考(1) 用紙は和紙または薄葉紙、寸法は日本標準規格B列4とし、下方に約5cmの余白を設け、二頁以上に記すときは、右上方に頁数を附すること。
- (2) 最終頁に合計を附すること。
- (3) 大蔵大臣の指定する節のみとし、他の節はその他として一括記すこと。
- 一 記載例は第 四半期の 支払済額報告書を示す。

裏面白紙

第八号書式

収入済額報告書

公団等の名称 科目	某年度何期分					摘要
	収入予算現額	本期収入従額	収入済額			
			4本期分	5前期からの累計	6合計	
円	円	円	円	円		
(款) 何 何	10,000.00	2,000.00	22,000.00	2,000.00	4,200.00	
(項) 何 何	10,000.00	2,000.00	22,000.00	2,000.00	4,200.00	
(目) 何 何	10,000.00	2,000.00	22,000.00	2,000.00	4,200.00	
(節) 何 何	5,000.00	1,000.00	1,200.00	1,100.00	2,300.00	
(節) 何 何	5,000.00	1,000.00	1,000.00	900.00	1,900.00	
合 計	10,000.00	2,000.00	22,000.00	2,000.00	4,200.00	

昭和 年 月 日 調整
公団等の長 印

大臣 殿

- 備考 (1) 用紙は日本標準規格B列4とし、下方に約5cmの余白を設け、二頁以上に亘るときは右上方に頁数を附すること。
 (2) 最終頁に合計を附すること。
 (3) 記載例は第三四半期の収入済額報告書を示す。
 (4) 節の記載については、別に定めるものの外は、省略することができる。
 (5) 記載例は第二四半期の収入済額報告書を示す。

裏面白紙

改一

昭和25年6.7.8各月末公団手持肥料の推定

肥料別	6月			7月			8月		
	数量(屯)	単価(円)	金額(百万円)	数量(屯)	単価(円)	金額(百万円)	数量(屯)	単価(円)	金額(百万円)
安	161.953	19.662	3.184	190.664	19.662	3.749	320.664	19.662	6.305
外安	129.217	11.903	1.538	167.217	11.903	1.990	205.217	11.903	2.443
尿素	(3.343) 6.686	44.000	147	(4.219) 8.438	44.000	186	(5.652) 11.308	44.000	249
石	55.827	20.500	1.103	67.089	20.500	1.375	107.089	20.500	2.195
成	(23.084) 56.935	20.028	462	(21.127) 33.800	20.028	423	(21.127) 33.800	20.028	423
塩	980	24.500	24	2.470	24.500	61	3.970	24.500	97
N計	389.598		6.458	469.678		7.784	681.778		11.712
過石	215.707	9.625	2.076	221.237	9.625	2.129	346.237	9.625	3.353
45 惠過石	(215) 548	26.540	6	(259) 648	26.540	7	(459) 1.148	26.540	12
トーマス燐肥	5.408	10.450	57	6.006	10.450	63	8.706	10.450	91
燐成燐肥	647	11.010	9	5.827	11.010	64	11.827	11.010	130
骨粉	3.854	18.040	70	3.702	18.040	67	3.702	18.040	67
P計	226.564		2.218	237.420		2.330	371.620		3.633
加里	(76.775) 95.969	13.207	1.014	(100.683) 125.854	13.207	1.330	(121.863) 152.354	13.207	1.609
千代田化成	921	26.600	24	1.881	26.600	50	2.881	26.600	77
同形肥料	1.758	10.000	18	1.738	10.000	17	3.758	10.000	37
燐硝安	220	25.000	6	470	25.000	12	720	25.000	18
其他計	2.899		48	4.089		79	7.339		132
合計	(678.109) 714.830		9.738	(794.589) 837.041		11.523	(1.163.854) 1,213.091		17.086

(註) 1. 単価は現行の買入価格
2. 数量の内は実数

25
4.15
410

裏面白紙

裏面白紙

秘

肥料配給公団と肥料需給公団に改正する件

昭和三五四二八
肥料課

25
4.90
10-11

93

一 肥料需給調整公団は、經濟省農林部総務長官の定める需給調整計画に従ひ、命令で定める肥料の需給に關する業務を行ふことを目的とする。

二 安本長官は肥料の需給調整上、公団が買上りすべき数量を決定する。

三 農林大臣は公団に対し、安本長官が定める肥料の一定数量につき公団が買上り及び賣渡しをするに必要を命令を發することができ、前項の買上り及び賣渡しは入札制とする。

備考

右の方針に従ひ、肥料配給公団令の一部改正法律を提案する。

右の法的措置と別に現行物資需給調整法を根據法とし、緊急の場合の出荷命令を規定する。

寫

第一經濟安定本部農産課、通産省通商局長、大蔵省主計局長、大蔵省管財局長、海軍局燃料課長、海産局有産管理課長、

一五個清査第五八號

昭和二十五年五月二日

飼料配給公團清算人

大蔵事務官 島村

律

飼工品貿易公團

總裁 藤澤次郎 殿

輸入牧草種子に關する件

昭和二十四年十月九日横濱入港のジエームス、マツケイ號積來チモシ
種子一、一號一五六十月二十六日シイテリアルマ號積來分チモシ一
三號六三一及び十一月二十六日ホーレスルウチエンバア口號積來分グラ
スシード二四號六五五の通産省よりの拂下代金一〇三三三六〇九圓五三
錢也の廿五年三月三十一日附第一〇〇四號を以て御請求を受けました
が當公團は三月三十一日を以て解散され目下清算中であり新規購入代金の

支出は認められないので貴方にて處分され度く請求野御返却等々御通知
申し上げます。

尙本件處理については農林省畜産課資料課が通産省と協働される筈であ
りますから爲念申添えます。

25
5.4
10-6
94

肥料配給公團の廢止及びこれに伴う措置に関する件(案)

25
5.15
10.4

- 一、肥料配給公團は昭和二十五年九月一日に廢止する
- 二、昭和二十五年八月一日において肥料の生産者價格を改訂する
但し消費者價格は現行措置とする
- 三、公團廢止後は肥料の配給及び價格の統制を撤廢する
但し燐酸質肥料等については補給金の支出が必要と認められるので
價格統制を存置する
- 四、公團廢止の際におけるその手持肥料は、原則として明年春肥(一月一
六月)の期間に賣り出す迄とし、公團の清算の結了は明年七月末とす
る
- 五、公團廢止に伴う製造業者及び販賣業者の所要資金調達は圓滑ならしめ
るため政府資金の預託又は商業手形の優遇等の措置を強力に講ずる
- 六、造業者の肥料購入資金を確保するため農林中金の貸出を圓滑ならしめ
るよう措置する
- 七、肥料の輸出許可制は存置するも国内の需給事情を勘案し、豫め定める
数量の範圍内で民間輸出を認める
- 八、燐礦石等輸入原料の有利な買付を圖るため外貨資金の割當について特

別の考慮を拂う等肥料の生産原價の引下を期する

肥料公團廢止に伴う金融對策要項（案）

一、方針

肥料の流通は從來肥料配給公團が一手に之を行い、その所要資金は政府からの借入金によつて賄れて來たが公團廢止に伴い一切市中金融に切り換えられるはかりでなく肥料本來の季節的需要に即應するため、ストック資金が必要となるからその額は必然的に増大する、而るに現下の金融事情に於ては肥料についてこれがため別途の強力な金融措置が講じられなければ、肥料生産を危殆に陥れ惹いては農産生産に重大な支障を來すおそれがある、よつてこの際政府資金の金融機關に對する預託制度を中心とする諸措置を講じ肥料流通の圓滑を圖るものとする

二、指

（一）政府資金の融通

公團廢止後の肥料年間流通高は七〇〇億に達し、ピーク時の資金需要は約四〇〇億、最低でさえ約九〇億に達する見込であり特に公團機構の廢止當座の荷繰資金の急増等が考えられるから現状の金融情勢に於てはこれら甚大な肥料資金需要が市中金融を甚だしく壓迫するか若しくは肥料の生産流通消費に重大な支障を來すこと必至である。よつてこの際大蔵省預金部資金等政府資金を年間月平均億を金融機關に紐付預託するものとする

（二）倉庫金融

製造業者又は販賣業者が需妥期に備えて豫備貯蔵する肥料については倉庫證券金融によることとし、之に對し日銀が特別の優遇措置を講ずることとする。この場合

- (1) 日銀の指定倉庫を追加指定すること
- (2) 農産倉庫證券を倉庫證券に準じて取扱うこと
- (3) 工場附屬倉庫その他製造業者又は販賣業者の所有する倉庫の在庫について主務官廳の在庫證明書を倉庫證券に準ずるよう取扱うこと

（三）商業手形の割引の優遇

肥料の賣買に當つては大部分手形取引によるものと考へられるが業者は新たにその業務を開始する關係上未だ受信力に乏しいからこれらの信用を保証する爲信用保證協會の保証を受けさせるよう指導すると同時に
（四）肥料に關する商業手形を日銀の優遇手形とし、割引銀行はこれを枠外で日銀から再割を受け得るようになすこと

裏面白紙

(四) 荷爲替制度を復活すること
商業手形の利用
前項の商業手形の決済を確實にするためこの商業手形と掛業手形との
の
か
み
台
せ
を
密
接
な
ら
し
め
、
掛
業
手
形
融
資
代
り
金
、
掛
業
手
形
割
引
代
り
金
を
含
む
一
に
つ
い
て
は
金
融
機
關
に
お
い
て
確
實
に
把
握
し
、
前
項
の
掛
業
手
形
決
済
資
金
に
充
當
せ
し
め
る
も
の
と
す
る

秘

産業技術開発公社案と

産業技術開発金融公庫案との相違点

五二

25-2 V-13-12

(一) 法人の目的 技術助成に重点を置くこと

(二) 法人の名称 技術助成機関たることを明記し、これを示すこと

(三) 法人の審査組織 公庫案のごとく主として公務員以外の者から成る審査委員会を設けてこの委員会により審査を行う方法を避け、法人自身が技術

陣によりて審査を行うことを建前とし、この際、法人の職員を増加する法律によつて整備するよりもむしろ総裁の若干人の技術顧問の適切な助言と各省所屬の官

立試験研究機関の研究員の広汎な協力とによつて補充するものとする

四 法人の監督

(1) 政府資金の運用であるから、法人の自主性を活かしつつも、監督に遺漏なきを期すること

(2) 工業化試験は、企業化の問題と切り離して考えられたいために、監督官庁を定め、に當つて、生産行政を所管する各省の立場を重視する必要があること

(3) 従つて、監督は現在技術行政を所管している各省と大蔵省との共管とし、その各省間の連絡調整にはスタッフが当たること

25
5:21
10:4

各種公用措置一覧表

種別/公用名	食糧配給公用	油糧配給公用	肥料配給公用	貿易公用	産業復興公用	食料	
取捨物買取方式の合理化	(1) 国内産の輸入と 以外のものは可 反的の公用取扱 を廃止する。 (2) 統制を維持する 油糧及び砂糖の 買取方式は現行の 通りとする。	(1) 海上採集を除き 四月一日より自 家採集に切り換 える。現在契約 期間中のものは 可及的速かに打 切る。 (2) 全上	(1) 製造業者の取扱 業者に対する金 融措置を確立し た上運搬の出荷 指示買取方式を 廃止し買取買取 方式に移行する 方式は現行の方 式を維持し、民 向輸入肥料につ いてはのり率を 上げる。	(1) 現在契約 期間中の ものは可 及的速 かに打切 る。 (2) 全上	(1) 現金売渡 制の原則 を更に徹底 すると共に 期査庁の 示唆に従い 売金の回収を 促進する。特 に工業用原料の 売金回収を強力 に行う。	(1) 海上採集 を除き四月 一日より自 家採集に切 り換える。現 在契約期間 中のものは 可及的速か に打切る。 (2) 全上	(1) 現金売渡 制の原則を 更に徹底す ると共に、 期査庁の示 唆に従い、 売金の回収 を促進する。 特に工業用 原料の売金 回収を強力 に行う。
自家保険積立別への移行	(1) 既に実施中であ る。 (2) 営業倉庫の保管 しているものを ついで料金中に 保険料を含む場 合、現行通りと するが、或程度 寄託価格を引下 げる。	全上	全上	政府米納金 ルートの率 を統一し、 北を回り、 通を防止す る。	(1) 現金売渡 制の原則を 更に徹底す ると共に、 期査庁の示 唆に従い、 売金の回収 を促進する。 特に工業用 原料の売金 回収を強力 に行う。	(1) 現金売渡 制の原則を 更に徹底す ると共に、 期査庁の示 唆に従い、 売金の回収 を促進する。 特に工業用 原料の売金 回収を強力 に行う。	
手許現金預金の効率的運用	(1) 短期買取の早期 償還預金部貸付 金取上操作の通 達厳格な助行等 により効率的運 用を図る。 (2) 食糧庁は納入各 知書の能率的売 行を図る。	全上	全上	(1) 現金売渡 制の原則を 更に徹底す ると共に、 期査庁の示 唆に従い、 売金の回収 を促進する。 特に工業用 原料の売金 回収を強力 に行う。	(1) 現金売渡 制の原則を 更に徹底す ると共に、 期査庁の示 唆に従い、 売金の回収 を促進する。 特に工業用 原料の売金 回収を強力 に行う。	(1) 現金売渡 制の原則を 更に徹底す ると共に、 期査庁の示 唆に従い、 売金の回収 を促進する。 特に工業用 原料の売金 回収を強力 に行う。	
売却金の回収促進の徹底	(1) 現金売渡制の原 則を更に徹底す ると共に、期査 庁の示唆に従い 売金の回収を促 進する。特に工 業用原料の売金 回収を強力に行 う。	(1) 現金売渡制の原 則を更に徹底す ると共に、期査 庁の示唆に従い 売金の回収を促 進する。このた め経理事務機 を整備強化する。	(1) 現金売渡制の原 則を更に徹底す ると共に、期査 庁の示唆に従い 売金の回収を促 進する。	(1) 現金売渡 制の原則を 更に徹底す ると共に、 期査庁の示 唆に従い、 売金の回収 を促進する。 特に工業用 原料の売金 回収を強力 に行う。	(1) 現金売渡 制の原則を 更に徹底す ると共に、 期査庁の示 唆に従い、 売金の回収 を促進する。 特に工業用 原料の売金 回収を強力 に行う。	(1) 現金売渡 制の原則を 更に徹底す ると共に、 期査庁の示 唆に従い、 売金の回収 を促進する。 特に工業用 原料の売金 回収を強力 に行う。	
市本費諸項目の削減	(1) 公用は運賃、保 管料の積算契約 面において、中 間通し抜け、機 肉の排炭、市場 勢に即応した料 率の更改に努 める。	(1) 同上の外、麻袋 回収面について も中間通し抜け とめる。	(1) 公用は運賃、保 管料の積算契約 面において、中 間通し抜け、機 肉の排炭、市場 勢に即応した料 率の更改に努 める。	(1) 現金売渡 制の原則を 更に徹底す ると共に、 期査庁の示 唆に従い、 売金の回収 を促進する。 特に工業用 原料の売金 回収を強力 に行う。	(1) 現金売渡 制の原則を 更に徹底す ると共に、 期査庁の示 唆に従い、 売金の回収 を促進する。 特に工業用 原料の売金 回収を強力 に行う。	(1) 現金売渡 制の原則を 更に徹底す ると共に、 期査庁の示 唆に従い、 売金の回収 を促進する。 特に工業用 原料の売金 回収を強力 に行う。	(1) 現金売渡 制の原則を 更に徹底す ると共に、 期査庁の示 唆に従い、 売金の回収 を促進する。 特に工業用 原料の売金 回収を強力 に行う。
(2) 市本運賃上の諸掛経費を節約す るため二十五 年度予算より支出 負担行為計画配 分の際、公定諸掛 経費を削減す	(1) 現金売渡制の原 則を更に徹底す ると共に、期査 庁の示唆に従い 売金の回収を促 進する。このた め経理事務機 を整備強化する。	(1) 現金売渡制の原 則を更に徹底す ると共に、期査 庁の示唆に従い 売金の回収を促 進する。このた め経理事務機 を整備強化する。	(1) 現金売渡制の原 則を更に徹底す ると共に、期査 庁の示唆に従い 売金の回収を促 進する。	(1) 現金売渡 制の原則を 更に徹底す ると共に、 期査庁の示 唆に従い、 売金の回収 を促進する。 特に工業用 原料の売金 回収を強力 に行う。	(1) 現金売渡 制の原則を 更に徹底す ると共に、 期査庁の示 唆に従い、 売金の回収 を促進する。 特に工業用 原料の売金 回収を強力 に行う。	(1) 現金売渡 制の原則を 更に徹底す ると共に、 期査庁の示 唆に従い、 売金の回収 を促進する。 特に工業用 原料の売金 回収を強力 に行う。	

5.20
100/

預金の効率的運用	現金売渡制の原則と共に出資の利便的効果の一端	市本費精算の支出		
(2) 金庫上預金の運用に際しては、利率の差を利用し、効率的な運用を行う。	(1) 現金売渡制の原則として、徹底的に利便性を図る。出資の利便性を高める。工業用原料の売掛金の回収を強力に行う。	(1) 公団は運賃・保管料の精算契約の面において、中向通の排他・市場実勢の即応した料率の更改に努める。	(2) 市本費精算上の諸経費を節約するため、二十五年度予算より支出責任行爲計画承認の際、公定諸料の成程度と留保する。	(14) ⑤ 蔵込の振替料率全般にわたり、実収に即するよう改訂を行う。
	(1) 現金売渡制の原則として、徹底的に利便性を図る。出資の利便性を高める。工業用原料の売掛金の回収を強力に行う。	(2) 同上の外、麻袋も中向通の排他に努める。	(3) 同上	(4) 同上
	(1) 現金売渡制の原則として、徹底的に利便性を図る。出資の利便性を高める。工業用原料の売掛金の回収を強力に行う。	(1) 公団は運賃・保管料の精算契約の面において、市場実勢の即応した料率の更改に努める。	(3) 同上	(4) 同上
純粋に送金に際しては、利率の差を利用し、効率的な運用を行う。	(1) 現金売渡制の原則として、徹底的に利便性を図る。出資の利便性を高める。工業用原料の売掛金の回収を強力に行う。	(1) 同上	(3) 同上	(4) 同上
	(1) 現金売渡制の原則として、徹底的に利便性を図る。出資の利便性を高める。工業用原料の売掛金の回収を強力に行う。	(1) 同上の外、麻袋も中向通の排他に努める。	(3) 同上	(4) 同上
	(2)	(1)	(3)	(4)

第四回一覽表

5.20
100/1

食糧配給公団	<p>(1) 政府及び公団手持のてん粉は主として工業用に振り向け、公団に欠損をばせしめまいよう措置する。</p>	<p>(1) 既に実施中である。</p> <p>(2) 需要者層に保管しているものを、ついて料金に保険料を含む場合、現行通りとするが、或程度奇花価格を引下げける。</p>	<p>(1) 短期買入の早期繰上預金貯蓄付金取上操作の迅速厳格な助行等により効率的運用を図る。</p> <p>(2) 食糧庁は納入告知書の能率的発行を図る。</p>	<p>(1) 現金売渡制の原則を更に徹底すると共に、調査庁の示唆に従い、売掛金の回収を促進する。特に工業用原料の売掛金回収を強力に行う。</p>	<p>(1) 公団は運賃、保管料の請負契約面において、中商通の排他、市場実勢の即応した料率の更改に努める。</p>	<p>(1) 公団は運賃、保管料の請負契約面において、中商通の排他、市場実勢の即応した料率の更改に努める。</p>	<p>(1) 事業運賃上の諸掛経費を前約するに努め、二十五年度予算より支出負担行為計画に近の公定諸掛</p>
油糧配給公団	<p>(1) 国内産、輸入とも基本的なものは、反約に公団取扱を中止する。</p> <p>(2) 統制を継続する油糧及び砂糖の買取方式は現行通りとする。</p>	<p>(1) 海上採成を除去し、四月一日より自家採成に切り換える。現在契約期間中のものは、可及的速かに打ち切る。</p> <p>(2) 全上</p>	<p>全上</p>	<p>(1) 現金売渡制の原則を更に徹底すると共に、調査庁の示唆に従い、売掛金の回収を促進する。このため、経理事務機構を整備強化する。</p>	<p>(1) 同上の外、麻袋も中商通の排他に努める。</p>	<p>(1) 同上の外、麻袋も中商通の排他に努める。</p>	<p>(2) 全上</p>
肥料配給公団	<p>(1) 製造業者、販賣業者に対する金融措置を確立し、輸送費の削減を指示し、買取方式を廃止し、買取方式に転換する。</p> <p>(2) 政府輸入肥料の方式を継続し、現行方式を維持し、買取方式については、買取方式に率すつ</p>	<p>(1) 全上</p> <p>(2) 全上</p>	<p>全上</p>	<p>(1) 現金売渡制の原則を更に徹底すると共に、調査庁の示唆に従い、売掛金の回収を促進する。</p>	<p>(1) 公団は運賃、保管料の請負契約面において、市場実勢の即応した料率の更改に努める。</p>	<p>(1) 公団は運賃、保管料の請負契約面において、市場実勢の即応した料率の更改に努める。</p>	<p>(2) 全上</p>
貿易公団	<p>輸出入品と販を行わなは、いので問題はない。</p>	<p>(1) 現在契約期間中のものは、可及的速かに打ち切る。</p> <p>(2) 全上</p>	<p>政府未納金、ルーツ送金、純化・明確率、北を因り、通を防止する。</p>	<p>(1) 現金売渡制の原則を更に徹底すると共に、調査庁の示唆に従い、売掛金の回収を促進する。</p>	<p>(1) 全上</p>	<p>(1) 全上</p>	<p>(2) 全上</p>
産業振興公団	<p>配給公団と買取方式の間に問題は無いが、販先平定のため、引取らなは、いので問題はない。</p>	<p>(1) 海上採成を除去し、四月一日より自家採成に切り換える。現在契約期間中のものは、可及的速かに打ち切る。</p> <p>(2) 全上</p>	<p>全上</p>	<p>(1) 現金売渡制の原則を更に徹底すると共に、調査庁の示唆に従い、売掛金の回収を促進する。</p>	<p>(1) 同上の外、中商通の排他に努める。</p>	<p>(1) 同上の外、中商通の排他に努める。</p>	<p>(2) 全上</p>
食料品配給公団	<p>三月末公団を廃止するの、問題はない。</p>	<p>同右</p>	<p>清算計画の範囲内で効率的な運用を図る。</p>	<p>(1) 調査庁の示唆に従い、売掛金の回収を促進する。</p>	<p>(1) 公団は運賃、保管料の請負契約面において、市場実勢の即応した料率の更改に努める。</p>	<p>(1) 公団は運賃、保管料の請負契約面において、市場実勢の即応した料率の更改に努める。</p>	<p>(2) 全上</p>
飼料配給公団	<p>三月末公団を廃止するの、問題はない。</p>	<p>同右</p>	<p>全上</p>	<p>(1) 同上</p>	<p>(1) 同上の外、中商通の排他に努める。</p>	<p>(1) 同上の外、中商通の排他に努める。</p>	<p>(2) 全上</p>

(2) 金貨の流通の速さを図る。食糧庁は納入の滞りによる効率的な運用を図る。

(1) 現金売渡制の原則として、徹底的に整理を行い、徹底的に整理を行う。現金の回収を促進する。特に、工業用原料の現金回収を強力に行う。

(1) 公団は運賃、保費等の積立契約の面において、中商通の抜け抜けの弊害・市場実勢の更迭に努める。

(1) 公団は運賃、保費等の積立契約の面において、中商通の抜け抜けの弊害・市場実勢の更迭に努める。

(2) 事業運営上の諸掛経費を節約する。また、二十五年度予算より支出負担行爲計画承認の際、公定諸掛の或る程度を確保する。

(3) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

(4) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

(5) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

(1) 現金売渡制の原則として、徹底的に整理を行い、徹底的に整理を行う。現金の回収を促進する。特に、工業用原料の現金回収を強力に行う。

(1) 現金売渡制の原則として、徹底的に整理を行い、徹底的に整理を行う。現金の回収を促進する。特に、工業用原料の現金回収を強力に行う。

(2) 同上の外、麻袋も中商通の抜け抜けの弊害・市場実勢の更迭に努める。

(1) 公団は運賃、保費等の積立契約の面において、中商通の抜け抜けの弊害・市場実勢の更迭に努める。

(2) 同上の外、麻袋も中商通の抜け抜けの弊害・市場実勢の更迭に努める。

(3) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

(4) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

(5) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

(1) 現金売渡制の原則として、徹底的に整理を行い、徹底的に整理を行う。現金の回収を促進する。特に、工業用原料の現金回収を強力に行う。

(1) 現金売渡制の原則として、徹底的に整理を行い、徹底的に整理を行う。現金の回収を促進する。特に、工業用原料の現金回収を強力に行う。

(2) 同上の外、麻袋も中商通の抜け抜けの弊害・市場実勢の更迭に努める。

(1) 公団は運賃、保費等の積立契約の面において、中商通の抜け抜けの弊害・市場実勢の更迭に努める。

(2) 同上の外、麻袋も中商通の抜け抜けの弊害・市場実勢の更迭に努める。

(3) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

(4) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

(5) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

(1) 現金売渡制の原則として、徹底的に整理を行い、徹底的に整理を行う。現金の回収を促進する。特に、工業用原料の現金回収を強力に行う。

(1) 現金売渡制の原則として、徹底的に整理を行い、徹底的に整理を行う。現金の回収を促進する。特に、工業用原料の現金回収を強力に行う。

(2) 同上の外、麻袋も中商通の抜け抜けの弊害・市場実勢の更迭に努める。

(1) 公団は運賃、保費等の積立契約の面において、中商通の抜け抜けの弊害・市場実勢の更迭に努める。

(2) 同上の外、麻袋も中商通の抜け抜けの弊害・市場実勢の更迭に努める。

(3) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

(4) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

(5) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

(1) 現金売渡制の原則として、徹底的に整理を行い、徹底的に整理を行う。現金の回収を促進する。特に、工業用原料の現金回収を強力に行う。

(1) 現金売渡制の原則として、徹底的に整理を行い、徹底的に整理を行う。現金の回収を促進する。特に、工業用原料の現金回収を強力に行う。

(2) 同上の外、麻袋も中商通の抜け抜けの弊害・市場実勢の更迭に努める。

(1) 公団は運賃、保費等の積立契約の面において、中商通の抜け抜けの弊害・市場実勢の更迭に努める。

(2) 同上の外、麻袋も中商通の抜け抜けの弊害・市場実勢の更迭に努める。

(3) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

(4) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

(5) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

(1) 現金売渡制の原則として、徹底的に整理を行い、徹底的に整理を行う。現金の回収を促進する。特に、工業用原料の現金回収を強力に行う。

(1) 現金売渡制の原則として、徹底的に整理を行い、徹底的に整理を行う。現金の回収を促進する。特に、工業用原料の現金回収を強力に行う。

(2) 同上の外、麻袋も中商通の抜け抜けの弊害・市場実勢の更迭に努める。

(1) 公団は運賃、保費等の積立契約の面において、中商通の抜け抜けの弊害・市場実勢の更迭に努める。

(2) 同上の外、麻袋も中商通の抜け抜けの弊害・市場実勢の更迭に努める。

(3) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

(4) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

(5) 公団が売止されるのを特別に措置するべき事項。

貿易公団に対する所管官廳の権限一覧表

事	項	條	文	監督官廳	備考
1	輸出入に關する本邦の政策及び計画			經濟大臣兼印務局長	
2	輸出入手続及び輸出入手続			通商産業大臣	
3	定款及びその変更の認可	第五條		經濟大臣及通産大臣	
4	徹底的事務所設置の認可	第三條		通産大臣	
5	解散命令	第八條		經濟大臣	
6	役員員の任命	第十二條		通産大臣	
7	役員員定員の決定	第十五條			
8	給子その他必要事項に關する特別				
9	通産大臣の定める特別の承認			經濟大臣	
10	業務方法及その変更の認可	第十七條			
11	事業計画及び貸付計画の認可及びその変更の認可	第十八條			
12	業務の監督	第十六條		通産大臣	

(經濟大臣の承認)

通産大臣、大藏大臣、
口海大臣、大藏大臣、
上

13	財産目録、貸借対照表及び損益計算書、貸借対照表及び貸付計画書の検査	第二十條		經濟大臣	
14	利息金納付の承認			會計検査院	
15	帳簿、書類その他一切の記録の検査			經濟大臣	
16	監査命令	第二十一條		通産大臣	
17	報告徴収、証券検査			通産大臣	
18	特別報酬規程及びその変更の認可	第二十二條		經濟大臣	
19	役員員の解任	第二十三條		通産大臣	
20	施設の強制借上	第二十四條		通産大臣	
21	施設使用料の決定			經濟大臣	
22	施設賃借承認			經濟大臣	
23	資材の強制買上			通産大臣	
24	に對する補償規定			經濟大臣	
25	の承認			經濟大臣	

通産大臣、大藏大臣

經濟大臣の命令、
通産大臣、大藏大臣、
通産大臣、大藏大臣、
上

(經濟大臣の承認)

5-24
10-4

27	貸借 施設の管理	第二十四條	通産大臣	
28	予算の設計 調整	第三條	通産大臣	閣議決定を経る
29	予算の作成及び提出の手続規定			通産大臣口協議の上 会計検査院に通知
30	予算の形成 及 内容	第四條		
31	予算の区分(目録)の承認	第五條		
32	各項の経費の繰越移用の承認	第十條		1 国会の議決を経る 2 会計検査院に通知 3 通産大臣 経由
33	各目節の経費の繰越移用 承認			
34	会計 検査 査	第十一條	会計検査院	
35	支出費拒行及又支出計画承認	第十條之二	通産大臣	会計検査院に通知
36	予算の執行口付 必要目 手続 及 必要目	第十條之三	通産大臣	通産大臣 七 協裁
37	理事会議事録提出の要求	定 款	通産大臣	
38	収入見込 支出費拒行及又 支出見込 支出費拒行及又		通産大臣	
39	予算執行報告 徴収		通産大臣	經由

40	不動産及び国定資産の取得承認	定 款	通産大臣	
41	会計上重要なる経理事 手続		通産大臣 大臣 大臣	

販売関係競争入札実施準則

第一条（起案文書に関する事項）

① 一般競争入札又は指名競争入札に付する場合において、起案文書には
第二条（公告又は通知すべき事項）の外、左の事項を記載して決裁を受
けるものとする。

一、販売予定価格及びその算出基礎

二、公告又は通知の方法

三、指名競争入札の場合は

イ、指名競争入札とする事由

ロ、被指名者の名称及びその選定の事由（註）

② 前項第一号の販売予定価格及びその算出基礎は、機密を保持するため、別
紙に記載して封筒に入れ、「販売予定価格明書」と標記し、販売担当課
長が関与すべき決裁者及び最少限度の被合議者の職名を記載し、自己の

印鑑（自印又は自署）で封筒をもって封印して、起案文書の末尾に添附するものとする。（注三）

③ 前項の場合において、封筒表記の次第者又は被合議者は起案文書に捺印後、前項の号領により、封筒に封印しなければならぬ。

④ 第一項の起案文書は、持廻りを原則とする。

（注一） 指名競争入札のときは、おおむね五人以上の入札者を指名するものとする（予算委員会及び会計委員会第三十条）。

（注二） 封印の仕方



第二条（公告又は通知すべき事項）

① 一般競争入札の場合において公告すべき事項又は指名競争入札の場合において被指名者に通知すべき事項は左の通りとする。

- 一、競争入札に付する物件の明細、所在地及び入札単価（注二）
- 二、総額入札、単価入札の別

三、入札者の資格

四、下見期間とその方法

五、入札及び開札の場所及び日時

六、落札者次第の場所及び日時、要すれば通告の方法

七、入札心得を示す場所及び日時

八、入金期限（注三）

九、引渡期限（注三）

十、引渡条件（注三）

十一、入札保証金額及びその取扱に關する事項

十二、契約保証金額及びその取扱に關する事項

② 前項公告の場合には、経費の都合によつて、単に物件の概要、下見期間、入札日時、入札保証金に關する事項等特に必要な事項のみを掲載するに止めてもよいが、その場合には、公団事務所入口の掲示又は入札物件明細表の紙覽若しくは配布によつて詳細を公告しなければならぬ。（注四）

③ 第一項第一号の物件の所在地を示すと並雜の虞あるものについては、

所在地を示さず、また下見をさせなくともよい。(註五)

(註一) 入札単位とは、一口(One Lot)の定め方を言う。一口即ち一単位を指す(前入札条項)。

(註二) 契約代金の入金期限及び売出の引渡期限については、昭和二十五年四月二十二日附資第一四号の二四「売上代金の入金期限及び引渡期限の件」をもつて、買取以外の物件については、原則として入金期限は前条書行後十五日前、引渡期限については代金入金後十五日間と定められており、競争契約(一般及び指定とも)の場合には、公告で入金期限、引渡期限については別段の定めをなす得ることとしている。競争契約の場合においては、入金期限については公告のときはなるべく即日とし、已むを得ないときにおいても五日以内とすることが望ましく、十五日以上とする場合は、買取、その他多量、多量のもの、選定地にあるもの等、買取以外の事由がある場合に限定すべきである。引渡期限については、入金後十五日以内に行なうべく早く引取らせるものとする。

(註三) 引渡条件は既述要項に定められた旨に於て、明確に示さなければならぬ。

(註四) 新聞公告する場合は、互べく公告費及び印刷費を併せて同時に決定を要するように留意すること。

(註五) このような物件は、不特定多数人と相手方とする一般競争入札に付通しないから、既述要項と並雜の上——なるべく下見をさせ、一併前項の業を限定して競争競争入札とすべきである。

第三条 (公告の方法)

① 一般競争入札による販売の目的は、広く需要者を求め、最も有利な条件で販売すること及び需要者の購入申込を平等ならしめて公正に販売することにある。公告方法は新聞公告及び掲示板の掲示を併用するの原則

③ 公告を掲載すべき新聞は、需要者の便宜と公告の効果を考え、少くも

② 入札は、なるべく各種資料を取まとめ、毎月定期的に行うこととし、一回に新聞公告する物件の総販売予定価格を多額ならしめるよう考慮するものとする。

① 新聞公告の費用は入札に付せうとする全物件の総販売予定価格の百分の一以下を原則とする。

② 需要が少く売れ難いもの及び早急に売らなければならぬものについては、広く且つ早く需要者を求めるために公告費用が多少かかっても有利に販売することを主眼とし、新聞公告の費用は入札に付せうとする全物件の総販売予定価格の百分の二までとすることができ、一回に新聞公告する物件の総販売予定価格を多額ならしめるよう考慮するものとする。

③ 新聞公告の費用は入札に付せうとする全物件の総販売予定価格の百分の一以下を原則とする。

一 種は本部各支部毎に指定し、その他は入札に付すべき物件の種類及び所在場所等に応じ、その効果の異なる有力新聞数種をその部毎に指定するものとする。(註三)

④ 鉄鋼新聞、繊維新聞などの業界新聞には、公団の販売に因する競争と無料で掲載してくれるものがあるから、進んでこれを活用し公告の徹底を計るよう考慮するものとする。

(註一) 印刷、製紙、ラジオ、郵内公告等によつて公告するものとする。

(註二) 本部における公告の取扱は又各課が担当する。

(註三) 本部において日曜新聞は日本経済新聞とする。

第四条(入札加入者の資格)

① 受附局長又は支部長は左の各号の一下該当すると認められる行為を行つた者、その後二年間一般競争入札及び指名競争入札に参加せしめられないことができる。他人の代理人、支配人その他の使用人として同様の行為を為した者についても亦同じ。

一、競争に際し、不当に価格を引下げると目的をもつて談合を行つた者

二、競争加入を妨害し、又は落札者が契約を結ぶこと若しくは履行することと妨害した者

三、入札の執行に際し保費の義務執行を妨げたる者

四、正当の理由がなく契約を履行しなかつた者及び契約履行の着手を遅延した者

五、前各号に定めらるものを除く外、契約の締結又は履行に關し不正その他不都合の行為があつた者

② 前各号の一下該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約に際し、代理人、支配人その他の使用人として使用する者

③ 指名競争入札の場合において代理人が入札するとき、入札の際に委任状、本人の印鑑証明書を提出せしめなければならぬ。(註一)

④ 指名競争入札の場合において、法人の代表者、支配人その他の使用人が入札するとき、入札の際に、代表者はその資格の証明書、支配人その他の使用人は委任状に、それぞれ法人の印鑑証明書を添え提出せ

しのむければならぬ。但し、資材局長又は支部長においてその必要を認めない者についてはこの限りでない。(註三)

④ 一般競争入札及び指名競争入札の場合において、資材局長は、「資材別販売要領」に定められたところに依り、第一項、第二項の外、更に資格を制限することができる。

(註一) 一般競争入札の加入者の資格については、公団の会計監理施行細則第六十二条は、「予算課及び会計課」の選定により入札大臣の許可を得るに準ずると規定して居り、同条第七十八条では、別段大臣が「命令を以て」定めることになつて居る。その場合(大臣)は、一、大蔵省令第三十三号、予算課及び会計課第七十八条の規定により一般の競争に加わらうとする者には競争要領に開する存在)によれば、工事・建設又は物品供給の一般競争に加わらうとする者については資格について定められるのみで、加当受発の一般競争に知らぬとする者の要領については何等の制限を設けていない。従つて本条においては、年令、能力等による制限を特に設けない。

(註二) 本条及び印刷証明書の日附は三月以内のものとする。印刷証明書は市区町村長の発行するものとする。

(註三) 本条証明書の発給(国定事務)の発行するもので、日附は三月以内のものとする。本条及び印刷証明書については前項の法と同じ。

第五条 (公告又は通知の期日)

① 一般競争入札の場合は、入札期日の前日から起算して少くとも十日以前に公告する。但し、急を要する場合には、總裁の承認を得て五日まで

に短縮することができる。

② 指名競争入札の場合の通知については、前項に準ずるものとする。

第六条 (販売予定価格の決定)

① 販売予定価格は販売担当課長が保管担当課長の意見を徴してこれを起草し、権限規程の定められたる規程に従つて決裁を受けるものとする。

② 前項の場合において、販売予定価格の単価が「資材別販売要領」に定められたる基準価格以上のときは、資材局長又は支部長においてこれを決定することができる。

③ 第一項、前項の場合において、物価統制令に規定する統制額のあるものについては、当該統制額を超えてはならない。(註)

(註) 予算課及び会計課第八十六条の三参照。

第七条 (入札心得)

入札心得は、入札公告の揭示と共に揭示するか又は紙覽に於するか若しくは入札加入希望者の求めに応じて配布するものとする。(註)

「買付販売入札所得」は別表第一の通りとする。

第八条（入札単位）

入札に付す物件については、入札単位を定め、一単位毎に記号又は番号を付し、入札の対象となる目的物を明確にしておくものとする。(註)

(註) 入札単位は「一口 (one lot)」の方式とするのであつて、一口即ち一単位を「イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ヘ、チ、セ、ソ、タ、ト」の記号又は、
2.3. の一連番号 (winning numbers) をつけて目的物に明確に表しおくものとする。

第九条（単価入札又は総額入札の予告）

落札を定めるに付いて、入札の単価をもつてするか又は総額をもつてするかは、公告又は通知をもつて示さなければならぬが、入札者が競争り易いから、更に入札前に入札者に予告するものとする。(註)

(註) 定額入札及び単価入札は第十八条の二で、総額入札を原則となつており、一定期間経過後に定額入札の契約の場合においては、
単価に付いて、その予定価格を定めることのできることになつてゐる。

第十条（入札保証金）

① 一般又は指名競争入札に加わらうとする者から、入札前日、販売予定

価格の百分の五以上の入札保証金を徴収し、これと引きかゝ別に定め
る入札保証金取戻証を交付するものとする。入札保証金は銀行自己宛小
切手、銀行支払保証付小切手又は現金に限るものとする。(註)

② 入札保証金の取戻及び保管は、本部においては出納課、支那に於つて
は庶務課とする。

③ 落札者が契約をしないときは、第一項の入札保証金を没収するものと
し、これを正の通り処置するものとする。

④ 運轉、本等独立会計に属する本仕物件の場合には、それぞれそ
の独立会計の雑益勘定に繰入れる。

⑤ 公団所有資材で一般会計に属する一般物件の場合には、一般会計の
雑益勘定に繰入れる。

⑥ 落札しない者の入札保証金は、入札保証金取戻証と引きかゝ、直ちに
これを返還する。落札者の入札保証金は、そのまま、販売代金の一部
又は契約保証金の全部若しくは一部にこれを充当するものとする。(註)

- ⑤ 第一項の入札保証金は販売予定価格を察知せられないように、通算端数を切上げた金額を徴するものとする。(註三)
- ⑥ 販売予定価格が一口につき十万円を超え九万円の場合又は指名競争入札のときで特にその徴収の必要を認めない場合には、第一項の規定にかかわらずこれを免除することができる。(註四)

(註一) 会計主任代行規則第六十三条には、「予算決算及び会計令」第八十一条の規定を承けて、入札保証金は(入札者の)明細書の額の五以上を占めているが、冷やかしの入札を防止する及び手続取扱い迅速徹底し且つ取扱上の適正を期すため、この規定にかかわらず販売予定価格の百分の五以上の均一の金額をもつて徴収するものとした。なお、規則第六十三条は会計令第八十一条の規定を承けて、入札保証金は現金又は国債をもつて徴収するものとするが、独立行政法人の発行者からみて、没収した場合には値下り等のため、手ましからやむを得ず現金を提出するから(国債を提出する方が)、規則第六十三条の規定にかかわらず、これを五取の五以上のものとした。銀行送金小切手も自己発小切手と同様に取扱つても差支えない。入札保証金取戻証の形式は別添第二の通りとする。

(註二) 会計主任代行規則第五十大条第二項の規定によれば、一般競争入札の場合においても、「物品受取の場合において買取人が直ちに代金を納付してその物面を引取る」とし、又は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができるとなっているが、入札保証金は販売予定価格の百分の五以上であり、契約保証金は契約金額(この場合若し金額)の百分の十以上であるから、代金納付が取戻金になることは、契約の履行を確保する限り、契約金額の百分の十以上になるよう徴収すべきである。但し、特別の理由がなければその限りでない。

(註三) 入札保証金の金額は方式を販売予定価格の百分の五以上とし、計算して予定価格を察知されないように、端数を切上げた金額(千円未満の部分は)を以て表示することとした。

- ⑦ 第十一條(入札場長、入札執行職員及び入札立会職員)
- ⑧ 入札の手続は本部(資材局及び本部直轄各出張所)及び支部(各出張所を含む)と(一)課長以上の者少くも一名(出張所の場合は出張所長)を含む合計三人以上の職員をもつて入札執行職員としてその執行に当らしめなければならない。その職員中最上級者を入札場長とし、入札場長は入札執行に關する業務を主裁する。
- ⑨ 第一項の職員のほか、入札事務に關係の深い職員を入札立会職員として置くべく立会員のしめるものとする。入札立会職員は入札場長に対し意見を述べることが出来る。

(註四) 会計主任代行規則には、一般競争入札については入札保証金徴収の趣意があり、その趣意のない場合には「金額にかかわらず」免除し得ることになつて居り(第六十三条)。指名競争入札については入札保証金の徴収の趣意がない。然しこの規則においては、一般競争入札の場合も指名競争入札の場合も原則として保証金を徴収することとし、十万円以下のときは、両者の場合とも免除できることとし、更に指名競争入札の場合には「販売予定価格が十万円を超える場合でも」特に徴収の必要を認めないことはこれに免除し得ることとした。

なお、「予算決算及び会計令」では、一般競争入札の場合には入札保証金免除の規定がなく、指名競争入札の場合には納付の必要がないと認められる場合は免除することができることとしている(第八十一条及び第九十五条第二項)。

第十二条 (入札)

- ① 入札は公告に示した場所及び日時、入札者に公開してこれを行わなければならない。(註一)
- ② 入札書の様式及び入札箱の規格は別にこれを定める。(註二)
- ③ 同時に数単位の入札を行う場合は、数個の入札箱に同時に入札せしめることができる。但し、入札単位毎に附した記号又は番号を、入札箱ごとに明瞭に表示して誤つて投入せしめまいと留意するものとする。
- ④ 前項の場合においては、庄の各号について予告しなければならぬ。
 - 一、記号又は番号順に一箱ずつ開札して順次に結果を發表するか、全部箱を同時に開札して取まとめて結果を發表するか
 - 二、入札箱を誤つて投入された入札書を有効とするか、無効とするか
- ⑤ 入札後一定の時間を置いて開札する場合に、入札場長、入札立会委員の内一名及び入札者の内一名の三者の印鑑をもって、開札の時まで入札箱に封印を施し、開札の際それらの者に封印の異状ないことを確認せ

せらるものとする。

(註一) 一、競争入札、指名競争入札と、入札書、入札場、入札箱に要せしめることとし、入札書を締結せしめないこととした。
 (註二) 入札書の様式は別紙第三、入札箱の規格は別紙第四の通りとする。

第十三条 (開札)

- ① 開札は公告に示した場所及び日時に入札者に公開してこれを行わなければならない。
- ② 入札者は、一旦提出した入札書の引換、変更又は取消を行ふことができない。
- ③ 入札場長において、庄の各号の二に該当すると認めらるる入札はこれを無効とする。
 - 一、第四条に定めらるる入札加入資格のない者のなした入札
 - 二、所定の日時までに所定の入札保証金を納入しないうちのなした入札
 - 三、入札書に記名捺印のない入札
 - 四、入札書中の入札の要素に関する文字、数字又は位取の要領が知得で

きりい入札

五、入札事項を表示せず又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
六、単価入札の場合に単価を記入しない入札又は総額入札の場合に総額
を記入しない入札

七、第十五条第一項の再度の入札の場合に初回の入札加入者以外の者の
入札

八、その他第七条に定めぬ「入札心得」その他の入札に関する条件又は
入札前時に入札場長から予告した事項に違反して入札

入札に際しては、全入札者の入札金額を公表するものとする。但し、
入札者が互に適合する虞のある場合及び全部の発表が事務上困難な場合

等においてはこの限りではない。(註C)
開札の際、第一条第三項に定めぬ「販売予定価格調整書」を開札場所に

封書にして備えて置かなければならぬ。(註D)
(註C) 表裏の方式は、口頭で読み上げるか、掲示するものとする。

第十四条、落札者の決定

① 一 競り争入札、指名競り争入札の場合とも、一以上の有効入札のうちで
販売予定価格以上であつて、最高価格の入札をし、入札者を落札者とする。
但し、物価統制令に規定する統制額のある場合は、当該統制額をもって
最高価格とする。

② 落札者の決定は、開札の場所において、開札の直後に又は予め示した
時刻に入札者に公開してこれを行うものとする。落札者に対する文書通
知は競渡代金請求書をもって行うものとする。

③ 期満の競渡代金請求書は納入期限を明記しなければならぬ。この期
限を超過したときは契約不履行とみなし、入札保証金はこれを没収する。
(註E)

④ 第一項本文の場合において、同一価格の最高入札者が二人以上あると
きは、直ちにそれらの入札者のみについて、公開開の選抜により、再度

の入札又は抽選は、より落札者を決定するものとし、再度の入札を互に同一価格の最廉入札者が二人以上あるときも同様。但し、第一項但書の場合において、競標額を越える入札者が二人以上あるときは、その入札価格の高低にかかわらず、次れらの入札者全員について、互ちに抽せんにより落札者と決定するものとする。(註二)

⑤ 前項の場合において、次れらの最高入札者全員が希望するときは、その全額を落札者とし、それらの者に分割して販売することができる。分割は等分するものとする。但し、それらの最高入札者間の協議が整った場合はこの限りでない。(註三)

⑥ 第四項の抽せんの場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員が代つて引くことができる。

(註一) この場合については、公園の管理費は施行規則にも、予算決算及び会計令にも規定はないが、繰上金の第九十九条で、競争入札し、入札者がないとき、再度の入札に付しても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随時契約によることのできる。その場合には、予算決算及び会計令を分割し得る場合に限り、当該抽せん又は金額の制限内で、数人に分割して契約をしても可。又これらと、随時契約の場合の分割について定めており、この精神に依つたものである。

第十五条 (再度の入札)

① 前条の場合において、前条第一項の落札者がない場合は、直ちに再度の抽せんを命ずる。但し、この場合の入札加入資格者は前回の入札加入者とし、前回入札加入者中の一部が棄権しても差支えないが、前回入札加入者以外者の入札は無効とする。

② 左の各号の二に該当する場合は、随時契約によることのできる。但し、抽選については、第一号及び第二号の場合は販売予定価格以上、第三号の場合は落札金額以上でなければならぬ。その他の条件についてもこれを変更してはならない。(註)

一 入札者がない場合

二 再度の入札に付しても落札者がない場合

(註一) この場合については、公園の管理費は施行規則にも、予算決算及び会計令にも規定はないが、繰上金の第九十九条で、競争入札し、入札者がないとき、再度の入札に付しても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随時契約によることのできる。その場合には、予算決算及び会計令を分割し得る場合に限り、当該抽せん又は金額の制限内で、数人に分割して契約をしても可。又これらと、随時契約の場合の分割について定めており、この精神に依つたものである。

第十八条（再入札及び販売予定価格の変更）

① 入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合には、更に改めて再入札に付することができる。

② 前項の再入札の場合には、更に公告又は通知しなければならぬ。公告又は通知すべき事項、公告の方法及び公告又は通知の期日については、第二条、第三条及び第五条の例によるが、公告手段又は指名先については更に検討を要し、一層有利な需要を喚起するよう留意するものとする。

③ 第一項の再入札を行う場合において左の各号の一に該当するときは改めて改訂手続をとるものとする。

- 一、 初回の入札日より一ヶ月以上過ぎて再入札を行う場合
- 二、 販売予定価格その他の販売条件を変更した場合
- 三、 入札に關する方法又は手続について重大な変更をした場合

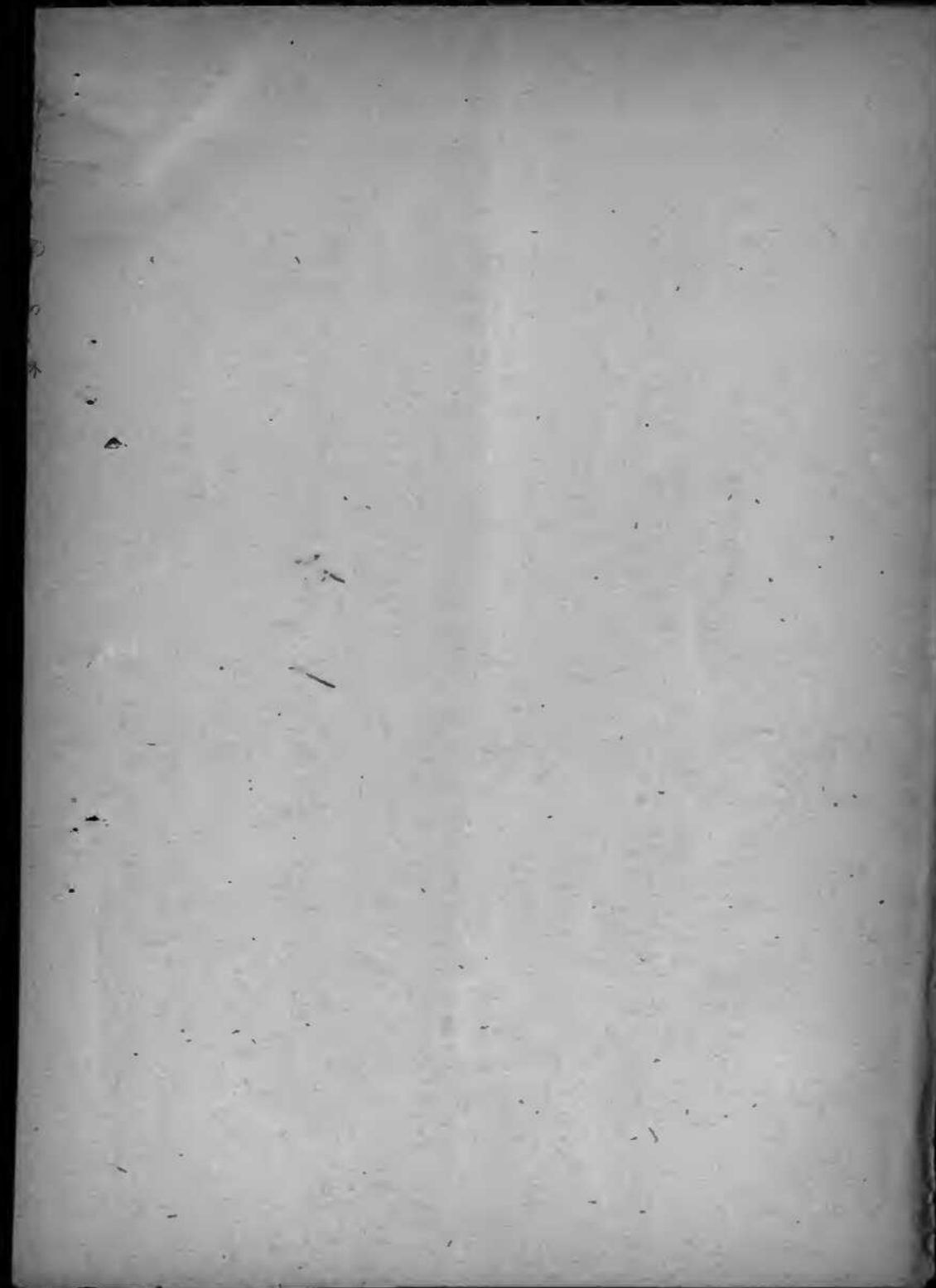
第十九条（附 則）

① 既定の資料別販売要領その他の処理要領に定める入札手続に關する条項の全部又は一部が本準則と競合する場合には、その部分については本条により効力を失う。

② 本準則は昭和二十五年六月

一日よりこれを実施する。

（以 上）



資材販売入札心得

昭和二十五年六月
産業復興公団

一 入札加入者の資格

左の方は資材販売の一般競争入札に加入することができません。又、
入札しても無効とします。

- (一) 競争入札に際して、不当に値段を下げるために談合した者
- (二) 競争入札加入を妨げたり又は落札者が契約を結んだり履行したりするのを妨げた者
- (三) 入札に際し採買の職務執行を妨げた者
- (四) 正当の理由がないのに契約を履行しなかつた者及び契約履行の着手を遅延した者
- (五) (一)乃至(四)の外、契約の締結又は履行に關し不正その他不都合の行為があつた者

(六) 他人の代理人又は使用人として(一)乃至(四)のいずれかの行為のあつた者

(七) (一)乃至(四)のいずれかの行為のあつた者を入札に際し代理人又は使用人として使用する者

右の外、資料の種類によつて、入札加入者の資格を別に制限する場合がありまますから、掲示の公告をよく注意して下さい。

二、下見

下見の期間とその他の方法はその額度公告しますから、入札される方は必ず下見をして下さい。

三、入札

入札は当公団所定の入札書に記入し、所定時刻までに、所定の入札箱に投入して下さい。

庄の入札は無効とします。

(一) 入札資格のない者のなした入札

(二) 所定の日時まで所定の入札保証金を納入しない者のなした入札

(三) 入札書に記名捺印のない入札

(四) 入札書中の入札の要素に関する文字、数字又は位取の要領が知得でない入札

(五) 入札事項を表示せず又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札

(六) 単価入札の場合に単価を記入しない入札又は総額入札の場合に総額を記入しない入札

(七) 不測の場合に行う再度の入札の際に、初回の入札加入者以外の者のなした入札

(八) その他入札に関する条件又は入札前特に入札場長から予告した事項に違反した入札

入札書の記入及び投入については次の事項に注意して下さい。

(1) 入札単位毎に付けてある入札番号は整理上必要につき必ず記入すること。

(2) 単紙を入札するか総額を入札するかは予め公告してあり、甘分納
違わないこと。

(3) 同時に数件の入札を行う場合は、入札箱の番号を誤って投入しない
よりに注意すること。

(4) 入札は一件につき一人一枚に限ります。
四 入札保証金

公告に示した所定の金額を銀行自己宛小切手、銀行保証付小切手又は
現金で納入して下さい。二万円以上の場合はなるべく上記小切手で、一
万円以下の場合もなるべく千円札でお願ひします。小切手の場合は入札
物件一口ごとに別に切つて下さい。

納入のときは、保証金預り証をお渡し致します。落札に当たらない
ときは、預り証と引き換えに直ちにお返し致します。落札に当たるとき
は、そのまま売買代金の一部又は契約保証金の全部若しくは一部に充
当します。

五、落札の決定

当公団の定める販売予定価格以上で、最高価格の入札者を落札者とします。落札と存すべき同一価格の最高入札者が二人以上あるときは、それらの者だけについて、公団の入札場長の選抜により、互方に、抽せんによつて落札者を決定するか或は再度の入札を行います。

右の抽せんの場合に、その入札者が開札場に居ないときは、入札に關係のない当公団職員が代つてくじを引きます。

同一価格の最高入札者が二人以上あるとき、その全員が希望すれば、分割して販売することもできます。

六、落札の通告

落札者に対する文書による通告は代金請求書をもつて行います。但し、資料の種類により、別に、落札決定通告書又は創当指示書を出す場合もあります。

公告に契約保証金の納入を定めた場合は直ちにこれを納めて下さい。

七、代金の納入

落札者は右の請求を受けたときは、公告に示した入金期限以内に入金
金額を納入しなければなりません。この期限内に入金を納入しないとき
は、契約不履行と見做して、保金を没収致します。

八、現品の引渡

現品の引渡は代金全額納入後に行います。

引渡の手続は、当公園から「出荷指図書」を作成しますから、有効期限

内にこれを当公園保管代行店又は保管者に提出して引渡を受けて下さい。

「出荷指図書」の有効期限を過ぎた場合は、必ず当公園に申出て下さい。

い。

有効期限以後の保管料は、落札者の負担となります。

現品の引取を完了したときは、「在庫報告書」へ出荷指図書に添付してあ
ります。下記名捺印の上、保管代行店又は保管者に渡して下さい。

現品引渡後は、現品の変質、瑕疵、数量の異動その他について異議の

申立はできません。

九、その他詳細の点につきましては、資料局販売課に御照会下さい。

(以 上)

別紙第三、入札保証金取戻証の様式

切 取 戻

保証金取戻 号

入札保証金取戻証

2

但 入札番号 第 春の分

(現金、銀行自己完小切手)
(銀行支払保証小切手)

上記金額正にお預り致します

昭和 年 月 日

産米復興公団

公団課長(本部)
経理課長(支部)

殿

- 落札決定のときは、この保証金を先頃契約保証金の全部又は一部に充当致しますから、正取証とお引換下さい。
- 落札しなかったときは、この保証金をその証券引換にお返し致しますから、必ずその日のうちに当課においてお受取下さい。
- この証券の紛失による買戻の損害についての責任は一切負いません。

備考 1. 大きさはB判6号とする。
2. 二片複写式とする。

別紙第三 入札書の様式

入 札 書

産 業 振 興 公 団 司 股
株 式 会 社 高 梁 架 司 股

庄 所

昭和25年 月 日

前 号

下記の通り入札致します

資格及
氏 名

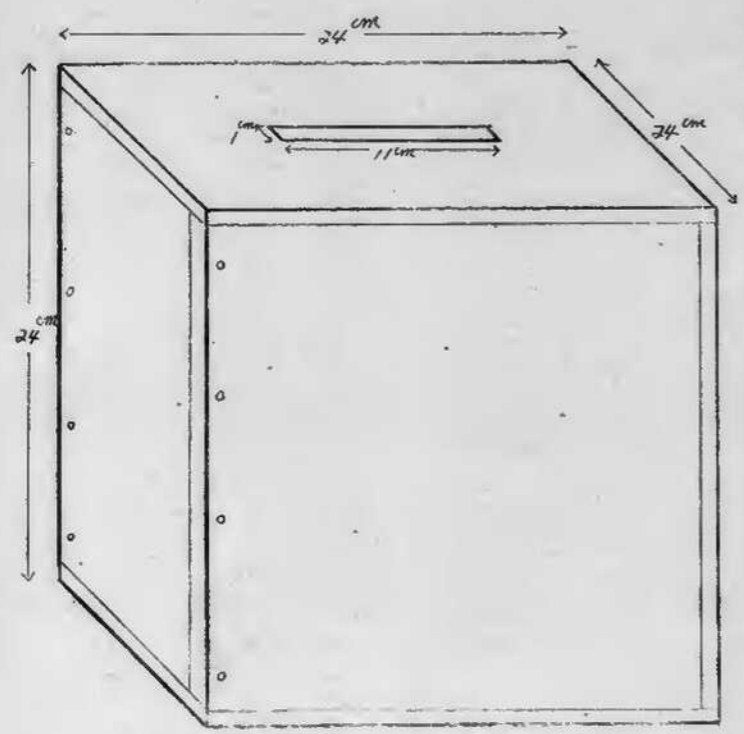
印

入 告 札 号	保 管 場 所	品 名	枚 数	入 札 公 額
				五十圓迄五十圓未満

- (1) この入札に於ては貴公団の要項記載入札仕様不記載する事項を遵守致します。
 - (2) 本入札に於ては 貴公団御指示の保全納入期限（請入書発行日より 日間）内に保全納入致します。
 - (3) 万一納入しない場合は契約不履行と見做され、保証金を没収せられると見做されます。
- 運送引渡先地 貴公団御指示の引渡条件に於て引渡を致します。引渡後日現物の受領、発注、取替の要請
その他について貴様と申立てください。

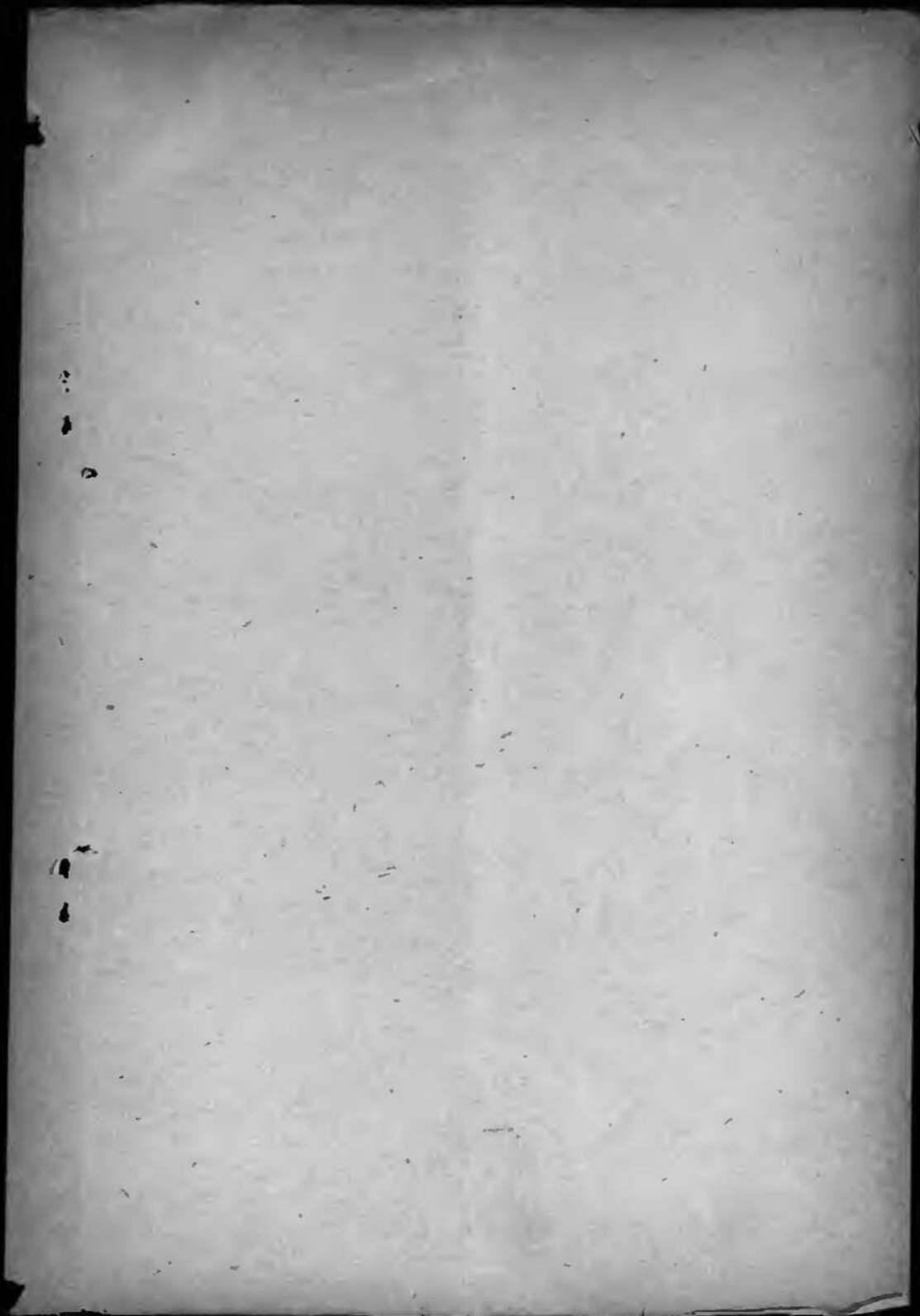
備考 大文字は白別と号とする。

別紙第四、入札箱の現格



板の厚さは1cmとす。

12



保管契約事務処理要領

(三五・六・一二)

産業復興公団

一 一般方針

従来かう堅持して来た左の方針を再確認し更に徹底的に実施することとする

自由競争の広範囲の採用

販売の計画的促進により保管期間の可及的短縮を計る

可及的少数の倉庫に集中保管を計り事務的に可能な範囲で保管業務を直管し現物把握の確保と保管事務の向上を期する

保管料、荷役料の可及的切下げと支払基準方法の簡素合理化を計り経費の節減と事務の効率化をはかる

二 実施の方針

現在保管中の物件の保管料、入出庫料(積込料)、仕訳、非百、看費料を含む)について

金属類（鉄鋼、屑鉄、非鉄金属をいう）

金属類の保管料、入出庫料（積込料、仕訳、非留、看費料を含む）は現在採用中の料率を廃し品種別、地区別、区分及び現場保管（旧所有品）保管せしめるもの（否）か区分の外倉庫の収容程度、火災保険付保の有無により更に段階を設けるものとし、要すれば各倉庫より現積書又は原価計算書より提出を求め保管料予定額を範囲内において大々の倉庫より属する料率の段階を定めるものとする。保管料予定額は本部において決定配布するものとする。又従来より保管の理、荷渡り業務はなるべく商社に担当せしめず公団が担当し同平致料の節減をはかるものとする。

材料・織維

可及的に保管料荷役料を切下げることとし功下り金額の標準は保管料において従来より三割五分荷役料において約一割とする。この点より奇託金額を一斉に現状に即して取戻す想価格に訂正する。

次に官業倉庫料率（従来より契約による料率）を割引せしむるものとする。割引率の倉庫の良否及び倉庫の地域を勘案し決定するものとする。

但し（兵）雑品については奇託金額も保管料率も従来通りとする。

新規入庫又は移動物件について

一 原則

溶解用屑鉄及び新兵雑品は如く運賃の関係上、現場保管又は製鉄所に運送するものを除いて、原則として各地区（府縣）別に資材別に一又は数ヶ所の集中倉庫を設け今後は新規入庫又は倉移し物件を格納する。

但し（兵）ある府縣において、ある資材が今後は受入見込数量が数量の場合には、その縣において、その資材の販売見込が少い場合には、支部所在地倉庫に直接送付するものとし、その縣において以前記の集中倉庫を設ける必要はない。

(2) 纖維材料その他ノ原料が受入数量が微量であり、受入後遂に販売可能ノものについては必ずしも原則によることなく従来通り最寄倉庫に寄託することに出来る。

(一) 集荷倉庫ノ運管、選定、契約及び料率について

(1) 集荷倉庫ノ運管は出来る犬自家直管方式によるものとし、已むを得ない場合に限り従来通り運管を行うものとする。

(備考) 自家直管方式としては庫に公団で倉庫を借入れ、その出入庫ノ荷役及び受取事務を他ノ商社に委託する程度のものとし、公団で倉庫と付随業務を借入れ之等公団で駆使使用、受取一切公団で行うものとする。その段階は種々あるが、人員の許す範囲内で可及的後者に近い運管を行うものとする。

(2) 集荷倉庫ノ選定は現在使用中ノ倉庫以外、広く一般からその建物、土地、施設ノ借入費用又は保管料ノ見積をとり、その倉庫ノ立地条件機械設備ノ有無、程度、広狭、販売ノ便不便等

三、火災保険ノ取扱

火災保険については、産業復興公団自家保険運管要領 によるものとする。

(一) 営業倉庫格納物件及び倉庫自体において附保しうる非営業倉庫格納物件については自家保険に付するものとする。

(二) 倉庫自体において付保を行つていない非営業倉庫格納物件で付保の要する非鉄金属類一切、材料及び設備については、現在付保期限満後は前記「運管要領」により自家保険に付するものとする。

(備考)

現在付保期限満前といへども出庫に伴う減価の都度付保金額の減の手続を行うものとする。

三 保管契約締結方針

従来保管契約については営業倉庫寄託申込の形式によるもの、委過物原
等に適用している現場保管契約書によるもの及び保管代行契約書による
ものの三本立てであったが、四月一日以降は正の四本立てとし、物原の保管
と保管に附随する物資の受払報告、格付その他整理事務（以下管理業務
という）を明確に区別し管理業務にうけては人員の許す範囲において可
及的公団が担当し経費の節減をはかるものとする。

- (イ) 営業倉庫寄託申込の形式によるもの（営業倉庫に寄託し公団におい
て管理する全資材に適用する）
- (ロ) 保管契約へ非営業倉庫格納及び現場保管物件で、公団自ら寄託し、
管理する資材について適用する）
- (ハ) 材料、織維類管理委託契約（材料、織維で公団が直接管理し得ない
場合にのみ締結する）
- (ニ) 保管及び管理委託契約（金屑類でイ、及びロ、以外に適用する）

金屑類（鉄鋼、両鉄及び非鉄金屑をいう）の契約締結様式は左の通
りとする。

一 保管及び管理委託契約

金屑類の保管業務と管理業務を保管店が担当する場合に本契約を締
結するものとし管理事務に關する業務の範囲は同契約第二條に規定
するものとしに保管店の取扱う業務の詳細については、別に、保管物
件管理業務取扱要領として保管店に明示することになっているから
別添の同要領を保管者に送付し、その受領書を本契約書に添付する
ものとする。

二 保管契約

- (イ) 金屑類の保管者（営業倉庫を除く）にして保管業務のみを担当し、
管理事務を公団が担当する場合に本契約を締結するものとする。
- (ロ) 営業倉庫寄託申込形式によるもの
- (ハ) 金屑類にして営業倉庫に寄託し管理事務を公団が担当している場合

は、倉庫に付する寄託申込を行ふ外保管料率及び入出庫（付）料率により前記と同様の特別料率による）について左の様式による覚書を取文丁もつとする。

覚書

産業復興公団（以下甲という）が
（以下乙という）
に寄託の貨物に付する保管料（^及）入庫料につき甲乙互記の通り協定する。

記

2. 材料 繊維類の契約様式は左の通りとする。

一) 官業倉庫寄託申込形式によるもの

従来官業倉庫に寄託し今後も官業倉庫に寄託するものは、官業倉庫寄託申込形式によるものとする。

保管料、入出庫料につき特定期率を採用する場合においては、前記

1.の(三)の覚書様式により協定するものとする。

(二) 保管契約

官業倉庫以外に保管するものについては本契約を締結するものとする。（従来の現場保管契約と類似する）

(三) 材料 繊維管理委託契約

前記(一)及び(二)において保管した物資にして、取戻款の少いこと又は、物資の性質上（例えば、材料において化学薬品、危険品等）乃至は保管箇所が多いこと等により、或は繊維の如く管理事務の複雑なる場合において、管理事務を公団が負担することから出末の場合に限る本契約を締結するものとする。

3. 自家直営保管倉庫について。

(七)

倉庫の借地、借家、評価及び、役務については、当該倉庫との間に直
接契約（行）

4. 契約の権限

(一) 前記(一)の(四)及び(五)において締結する契約は四月以降十二月ま
での保管料及び、入庫料の支払予定額が四十五万円以下のもつに
ついては支部長において五十万円以下のもつについては、資材局長
において、五十万円を超過するものについては総裁が締結するものと
する。

(二) 前記(一)の(一)、(二)、(三)、(四)及び(五)の場合の契約は
すべて総裁が締結するものとす。

従つて資材局長及び総裁の締結するものについてはすべて本部に申
請手続をとるものとする。

四. 保管料及び倉庫荷役料

四月一日以降改訂実施すべき保管料及び倉庫荷役料付ズク通りであるが

前記ニウノトヨリ各倉庫に対し各等級別の格付を行ひ、当該等級に
する保管料率及び倉庫荷役料率をもつて当該保管料と契約するものとす
る。
倉庫の格付は各支部において行ひ本部において決定するものとする。
保管料

(一) 鉄鋼類

(1) 普通鋼類並に二次製品の保管料

倉庫の隔する等級に依り一ヶ月の料率は左の通りとする。

品種別	倉庫等級別				備考
	一級倉庫	二級倉庫	三級倉庫	四級倉庫	
鉄	二五円	二二円	二〇円	一八円	ス〇花選精鋼(を含む) 二五花選鋼板を除く
半製品	三二円	二九円	一五円	二二円	
一般品種	四六円	四一円	三七円	三二円	野積の場合日本料率に準ず る。
特殊品種	六〇円	五四円	四八円	四二円	
二次製品	六〇円	五四円	四八円	四二円	二級品種の料率を適用する。

(11)

註イ、特殊品種とは炭素、サツシユバー、リムリングバー、外輪、仕上鋼板、高級仕上鋼板、鐵力板、硅素鋼板、帶鋼及び鋼管をいう。

- ロ 一般品種とは石記特殊品種以外の品種をいう。
- ハ 物件の料率は二級を最高とするものとする。
- ニ 管理業務を公団が担当する場合には当該倉庫の属する等級より一等級の料率を適用するものとし、四級倉庫にありては四級料率で計算した保管料の一〇%引とする。

(2) 特殊鋼の保管料
倉庫の属する等級に依り一週一ヶ月の料率は左の通りとする。

品種別 倉庫等級別	倉庫等級別			
	一級倉庫	二級倉庫	三級倉庫	四級倉庫
鋼板、鋼片 三〇%税引鋼	三〇円	二七円	二五円	二二円
上記以外の 一般品種	四〇円	三六円	三四円	三〇円

野積の場合日本料率に比し

品種別 倉庫等級別	倉庫等級別			
	一級倉庫	二級倉庫	三級倉庫	四級倉庫
特殊品種	六〇円	五四円	五〇円	四五円
二次製品	六〇円	五四円	五〇円	四五円

鋼板、鋼片三〇%税引鋼の料率を適用する。

註イ、特殊品種とは高速度鋼、一八一八不銹鋼、鋼板及び鋼管をいう。

- ロ 物件の料率は二級を最高とするものとする。
- ハ 管理業務を公団が担当する場合に、当該倉庫の属する等級より一等級の料率を適用するものとし、四級倉庫にありては、四級料率で計算した保管料の一〇%引とする。

(3) 現場保管の保管料

元所有者の置場に保管する場合の保管料は置場の属する等級に依り一週一ヶ月の料率は左の通りとする。

品種別 倉庫等級別	倉庫等級別			
	一級倉庫	二級倉庫	三級倉庫	四級倉庫
鉄	一八円	一六円	一四円	一二円
半製品	二二円	二〇円	一八円	一五円

(15)

一般品種	三二円	二九円	二六円	二一円
特殊品種 (倉二次表品)	四四円	四〇円	三五円	三一円

註イ 特殊品種とは 炭板、サツレニバー、リングバー、外輪、仕上鋼板、高級仕上鋼板、ブリキ、圧素鋼板、帯鋼及び鋼管等。

ロ 一般品種とは、上記特殊品種以外の品種をいう。

ハ 管理業務を公団が担当する場合に、当該倉庫に属する等級より一等級の料率を適用するものとし、四級倉庫にありては、四級料率で計算した保管料の、一〇%引とする。

(4) 合金鉄の保管料

倉庫に属する等級に依り一延一ヶ月の料率は左の通りとする。

品種別 倉庫等級別	一級倉庫	二級倉庫	三級倉庫	四級倉庫	備考
A 類	二一〇円	二八〇円	二五〇円	二二〇円	

129

B 類	一七〇円	一五〇円	一三〇円	一〇〇円
C 類	六〇円	五四円	四八円	四二円
D 類	二四円	二二円	一九円	一七円

取替物、割増はしるものとする。

註イ A類とはフェロタングステン、フェログアチウム

ロ B類とは金属シリコン、金属マンガン、フェロモリブデン、及び低炭素クローム

ハ C類とは高炭素クローム、推シリコン及び純マンガン

ニ D類とはシリコンクローム、AST合金

ホ 物件の料率は二級を最高とするものとする。

ヘ 管理業務を公団が担当する場合は、当該倉庫に属する等級より一等級の料率を適用するものとし、四級倉庫にありては、四級料率で計算した保管料額の一〇%引とする。

(2) 屑鉄類

倉庫に属する等級に依り一延一ヶ月の料率は左の

130

通りとする。

一級倉庫（又は置場）	一四円
二級	一一円
三級	九円
四級	七円
五級	五円
六級	三円

但し、一ヶ月二期に於ては、倉日にしり月始めから十五日までと、十六日から月末までとをそれぞれ一期として計算する。

四 旧所有者の置場に保管する場合に日三級以下の特率を適用するもウヒとする。

非鉄金属類

倉庫に属する等級に於ては、先金類十円につき一月の特率は左の通りとする。

非鉄金属（屑類及び故電線を含む）

倉庫等級別	一級倉庫	二級倉庫	三級倉庫	四級倉庫	備考
先金類十円につき一月	二銭六厘	二銭四厘	二銭一厘	一銭八厘	

註 非鉄金属とは非鉄分類表（二五・六・七頁）四ノ三ノ一以下（一）中三三六A及び三三六Bを除く全物件をいう。

電線類

倉庫等級別	一級倉庫	二級倉庫	三級倉庫	四級倉庫	備考
先金類十円につき一月	三銭四厘	三銭二厘	二銭九厘	二銭六厘	

註 電線類とは非鉄分類表（二五・六・七頁）四ノ三ノ一以下（一）中三三六A電線及び三三六B電線に限る。

材料及び識能類

前記ニウ（一）スニより各保管店と接衝の上決定するものとす。

この場合非営業倉庫にして倉庫自体に付保を行つてゐるものは、営業倉庫と同様に見做して差支ない。

倉庫荷役料

鉄鋼類

(1) 鉄鋼類の合金鉄を除く。入庫及び出庫料は、倉庫の属する等級に依り、一等級につきその料率に左の通りとする。

品名	等級	料率	備考
鉄	一級	一三〇円	
	二級	一一五円	
	三級	一〇〇円	
	四級	九〇円	
その他製品	一級	一一〇円	
	二級	一〇〇円	
	三級	九〇円	
	四級	八〇円	

但し、現場保管の入出庫料は、その都度実費を支払う。

(2) 合金鉄の入庫及び出庫料は、倉庫の属する等級に依り、一等級につきその料率に左の通りとする。

品名	等級	料率	備考
合金鉄	一級	一五六円	
	二級	一四〇円	
	三級	一二四円	
	四級	一一〇円	

(3) 冬期割増

1. 冬期割増は次の通りとする。

割増率	地方名
一割五分割増	福島縣 官成縣 若手縣
二割五分割増	青森縣 秋田縣 山形縣 新潟縣 富山縣 石川縣 福井縣 長野縣 京都府 舞鶴 島取縣 島根縣
三割五分割増	北海道

2. 期間は次の通りとする。

北海道は十一月一日から四月三十日まで
その他は十一月一日から三月三十一日まで

屑鉄類

(1) 入庫料は倉庫若しくは置場の等級如何に拘らず左の通りとする。

品名	等級	料率
甲地	一級	一四五円
	二級	一三〇円
乙地	一級	一三〇円
	二級	一一〇円

(cont)

但し、(1)右の地区別は物価庁告示營業倉庫料率表による。

(後記(2)及び(3)も同様とする。

(4)保管及び管理代行店が荷役作業を行った場合に限り支払
らざらざる。

(2) 出庫料 (積込費を含む)

1. 保管及び管理代行店が倉庫に降し、自ら出庫荷役作業及び積込
込を行ふ場合には左の料率による。

甲地	一七五円
乙地	一五〇円
丙地	一四〇円

2. 保管及び管理代行店が倉庫に降し、需要者が出庫作業及び積込
を行ふ場合には左の料率による。

甲地	一五五円
乙地	一四〇円
丙地	一三〇円

但し、前号の場合需要者に対する販売金額より、左の料率によ
り計算した金額を控除するものとす。
(管理業務を公団が担当している場合においても販売金額より
控除する金額は本項に準ずるものとす。)

(3) 看費料

看費料は左の通りとする。

甲地	一五〇円
乙地	一〇五円
丙地	一〇〇円

(4) その他石に定めた料率に於て難い場合には別途定めるものとす

甲地	一五〇円
乙地	一四〇円
丙地	一三〇円

(11)

(三) 非鉄金属類

(1) 非鉄金属類の在庫料(看管仕訳その他在庫に伴う諸費用を含む)
非鉄金属類の在庫料は、倉庫に属する等級に応じて各一起につき左
の通りとする。

品種別	一級	二級	三級	四級	備考
非鉄金属	一六〇円	一五〇円	一四〇円	一三〇円	
電線類	二一〇円	二〇〇円	一八〇円	一七〇円	

注イ 非鉄金属とは非鉄分類表(二五・六・七頁第四ノ三ノ一に
よる)中三三六A及び三三六Bを除く全物件をいう。
ロ 電線類とは非鉄分類表(二五・六・七頁第四ノ三ノ一に
よる)中三三六A電線A及び三三六B電線Bに限る。
ハ 電線類中、不規則ものは起に換算するものとする。
ニ 非鉄金属類(非鉄金属及び電線類)の出庫料(看管積込その他
諸費用を含む)

(2) 七月一日以降入札販売のりより需要者負担とする。
四月一日以降六月末日までに入札販売したものの出庫料は、
前記入庫料の八〇%とする。
(3) 集中保管その他事由により倉移しする場合の出入庫料は左に
よるものとする。

但し、六月末日までに倉移したものに限りては物価庁告示の料率の
二〇%引とする。
イ 当該保管店が自己の所有に属するも、異なる倉庫に倉移しす
る場合の入庫料及び出庫料は、倉庫に属する等級に応じて前記
入庫料の各五〇%引とする。
ロ 当該保管店と異なる保管店に倉移しする場合の入庫料及び出
庫料は、倉庫の等級に応じて前記入庫料の各四〇%引とする。
(4) 冬期割増の割増率、地方名及び適用期間は左の通りとする。

1111

割増率	地 方 名	期 間
一割増	福島縣 官成縣 岩手縣 青森縣 秋田縣 山形縣 新潟縣 富山縣 石川縣 福井縣 長野縣	自十一月一日 至二月末日
二割増	北海道	自十一月末日 至四月末日

(四) 材料 繊維類

入出庫料は可及的切下げらるものとし、その標準は物何方台不營業倉庫料表に規定する荷役料の一割引とする。

五 管理代行手数料

管理代行手数料は従来より保管管理及び荷渡手数料に該当するもので今次制定の保管並びに管理委託契約(及び材料繊維類管理委託契約)の條に規定する管理業務に対する手数料であり、その料率は次より通りである。
鉄鋼類

1. 当該手数料なし、

2. 屑鉄類

当該手数料なし、

3. 非鉄金屬類

従来は屯当り六〇〇円(日金及び回非物件については販売金額の二%、運委及び運持物件については販売金額の一・五%)であったが、今回の改訂では奇託金額の〇・八%とする。

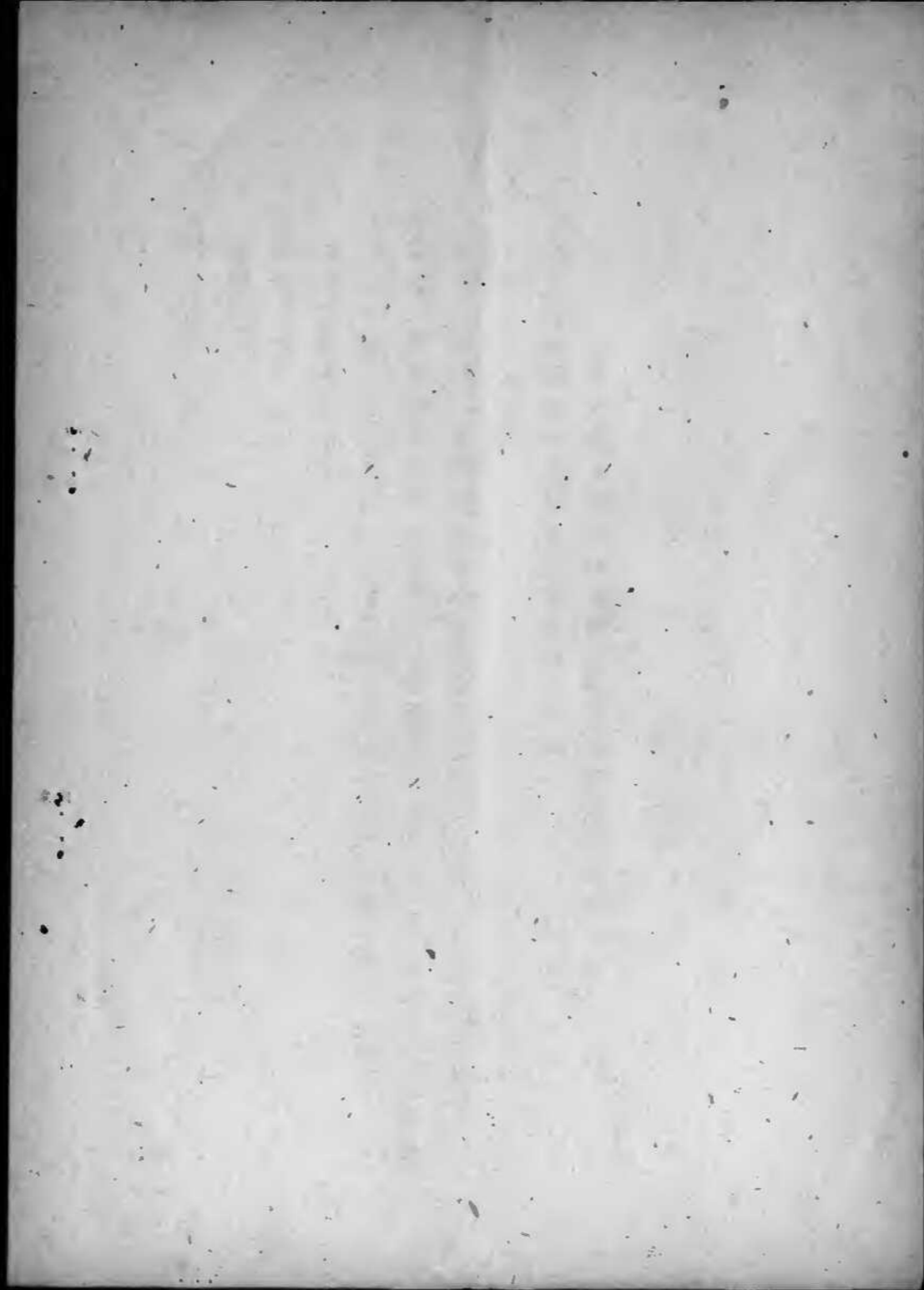
4. 材料及び繊維類

材料及び繊維類に關し管理委託契約を締結している場合のみ支払うものとし、手数料は従来より保管管理及び荷渡手数料と同様とする。

(五)

104

(四)



肥料配給公団廃止に伴う金融措置提案

二五、六一四
経済安定本部

肥料公団の廃止に伴い、従来政府資金によつて賄はれてきた肥料流通資金は一切民間金融に切り換えられるので左の措置を講ずるものとする。

措置

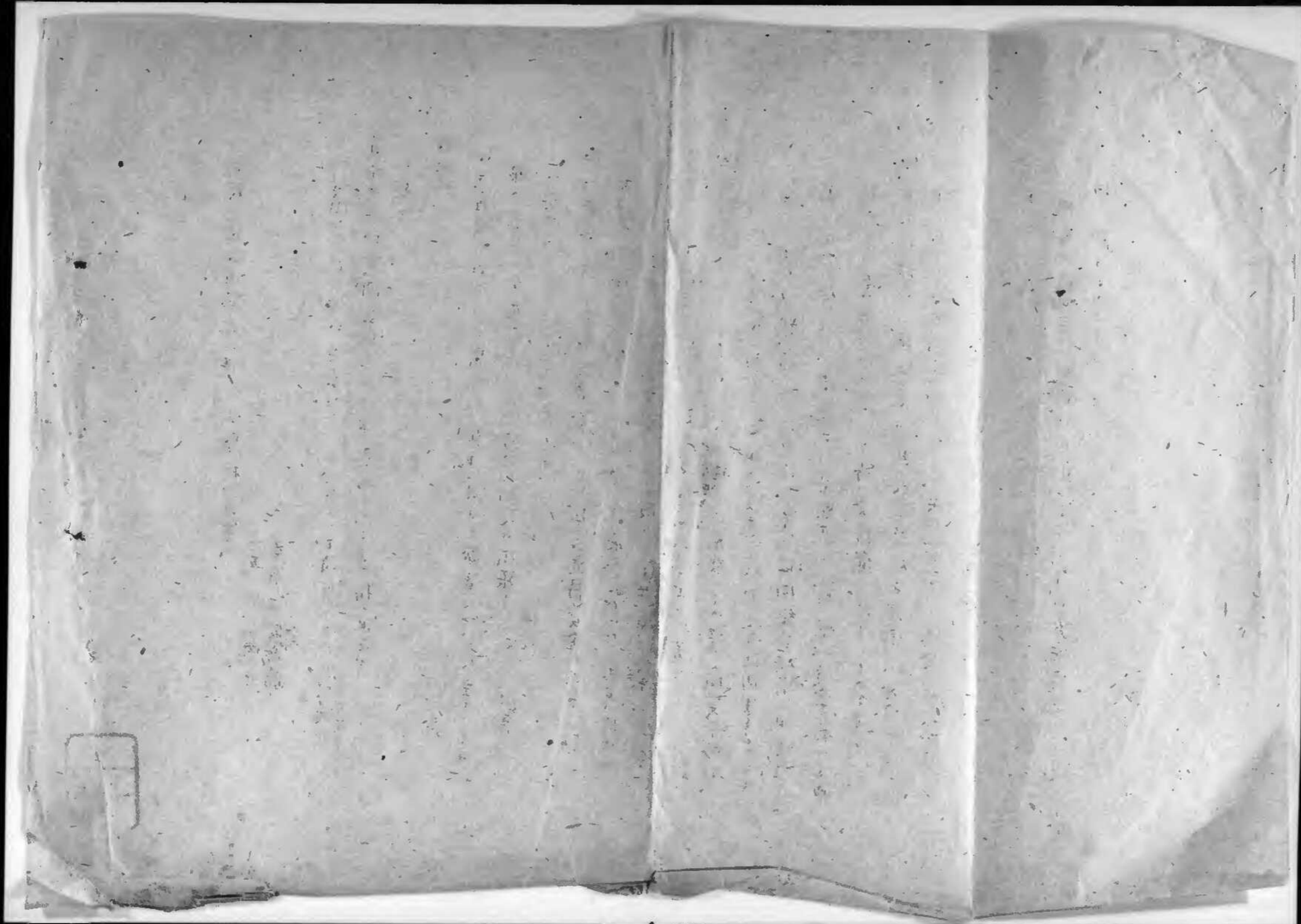
- (一) 生産者に対する不需要期在庫資金の融資については、主として日銀の商品(倉庫証券)見返貸付制度の拡張を行い、市中融資に乘せ得るよう措置するものとする。
- (二) 卸賣業者の新規設備資金及び固定運轉資金については、前銀の長期金融債発行による資金をこれに結びつけるなどの措置を講ずると共に、卸賣業者の引き取りたる在庫に対する資金についても前号と同様の措置を適用出来るよう措置するものとする。
- (三) 肥料の取引に伴う決済については、荷属替その他の商業手形取引によつて、これに關する日銀の優遇手形制度を活用するものとする。なお肥料の引取に対する農業協同組合機構の円滑な運用をはかるため、全購連又は県購連の肥料購入資金に対する農林中金の金融措置について、特段の措置を講ずるものとする。
- (四) 前各項措置に關連して日銀融資幹旋を活用し、必要に依り日銀において資金的援助をなすと共に、必要なる場合には政府資金の金融移関予託などの措置を別途考慮するものとする。

(備考)

公団廃止時の手持肥料は原則として明年の春肥需要期まで持ち越すものとする。

以上

25
6/16
10-4



肥料配給公團の存続に関する覚書に対する意見

経済安定本部

一 肥料配給公團は昭和二十五年七月末日迄現状通り継続するものとして同年八月一日に廃止する。たゞ肥料の配給及び価格の統制は継続する。

二 公團を廃止した場合の措置は次の通りとする。

- (1) 配給機関として、従来の小賣商その他、卸商及び元賣を設けり。
- (2) 農林省は、従来通りの縣別割當を行う他、月別、工場別、縣別の出荷割當を行う。この為には肥料配給審議會を設けて、二水の議を経て決定するにせよとする。
- (3) 価格は、生産者価格、元賣価格、卸賣価格及び小賣価格とする。価格調整金は、之も継続するものとする。
- (4) 公團廃止後の肥料の配給の円滑を期する為必要な金融的措置も

考慮する

備考

総司令部の覚書に対する正式回答案については、二月十七日の閣議に提出するものとする。

25
6.15
10.4

裏面白紙

肥料の配給統制廃止に伴ふ措置に関する件

二五、六、一九
逓信省農務部

終戦以来政府は化学肥料の生産及び之が適正なる配給に付格段の措置を講じて来たが最近に於ける需給状況の好轉に鑑み今般化学肥料の統制に關し左記の如く措置することとする。

尚政府は今后に於いても農業生産の確保のためその基礎資材である肥料の供給の円滑化を図ると共に貿易の状況をも考慮し化学肥料工業の改善発達を期するものとする。

記

- 一、肥料配給公団は昭和二十五年八月一日に廃止する。
- 二、公団廃止後は肥料の配給及び価格の統制を撤廃する。但し磷酸肥料については補給金の支出と關聯して価格に關する^{具体的}措置を速に決定する。
- 三、公団解散に至る迄は公団は従前通り肥料の買入及び配給を行う。
- 四、公団廃止の際におけるその手持肥料は、原則として明年春肥（一月一六月）の期間に売出すこととする。
- 五、公団廃止に伴ふ製造業者及び販売業者の所要資金調達及び農業者の肥料購入費の確保を図滑ならしめるため別紙要領による金融措置を強力に講ずる。
- 六、肥料の輸出許可制は存置するも国内の需給事情を勘案し、予め定める数量の範

圍内で民間輸出を認める。

肥料
供給関係

別紙

肥料配給公団廃止に伴う金融措置要領(案)

肥料配給公団の廃止に伴い、従来政府資金による賄はれが長に肥料流通資金は一切民間金融に切り換えられるので、その措置と諸君のモウとする。

幣置

別紙

肥料配給公団廃止に伴う金融措置要領(案)

肥料配給公団の廃止に伴い、従来政府資金による賄われてきた肥料流通資金は一切民間金融に切り換えられるので、その措置を講ずるものとす。

一 生産者に対する不常要期在庫資金の融資については、商品担保金融、利度の活用などにより、市中融資に委ねようとする。措置するものとする。

二 新たに整備せらるべき卸売業者の新規設備資金及び固定運転資金については、金融機関の長期金融債発行による資金を強力活用する。前掲の措置を講ずると共に、卸売業者の引き取りたる在庫に対する資金については、前号と同様の措置を適用するものとする。

三 肥料の取引に伴う決済については原則として、商業手形取引によるものとする。これに因る日帳の優遇手形制度を適用するものとする。なお肥料の

引取に付する農業協同組合、農協の円滑な運用をはかるため、金融機関又は県協連の経営体制を整備すると共に、肥料購入資金に対する農林中金の金融措置に付して、特段の措置を講ずるものとする。

四 前各号の措置に関連して、日銀融資幹道を活用し、必要に応じて日帳において資金の援助をなすと共に、必要な場合には政府資金の金融機関への還流を円滑ならしめようとするものとする。

以上

受入關係指名競争入札實施準則

第一條 (總 則)

受入關係業務處理内規に規定する指名競争入札(以下単に入札とい
う)は本準則により處理するものとする。

第二條 (起案文書に關する事項)

一 入札に關する起案文書には第三條(被指名者に通知すべき事項)
の外、左の事項を記載して決裁をうけるものとする。

一 被指名者の名稱及び選定の理由

二 最高豫定金額及びその算定基礎

二 前項第二號の最高豫定額は機密を要するものであるから「販賣開
係競争入札實施準則」第一條第二項に準じ取扱うものとする。

第三條 (被指名者に通知すべき事項)

被指名者に通知すべき事項は左の通りとする。

一 引取實務補助費關の場合

(一) 引取物件の品種、數量、所在地

- (二) 總額入札、單價入札の別
- (三) 下見期間とその方法
- (四) 入札及び開札の場所及び日時
- (五) 落札者決定の場所及び日時、要すれば通知の方法
- (六) 入札心得を示す場所及び日時
- (七) 引取業務開始及び完了の時期
- (八) 入札保証金に関する事項

2 輸送業者の場合

- (一) 輸送物件の品種、數量、所在地、荷姿、輸送先區間距離
- (二) 總額入札、單價入札の別
- (三) 下見期間とその方法
- (四) 入札及び開札の場所及び日時
- (五) 落札者決定の場所及び日時、要すれば通知の方法
- (六) 入札心得を示す場所及び日時
- (七) 輸送作業開始及び完了の時期

四 入札保証金に関する事項

第四條 (被指名者及び入札資格)

1 資材局長又は支部長は「受入業務處理内規」の定める處により被指名者を選定するものとする。

2 資材局長又は支部長は左の各號の一に該當すると認められる行爲をなした者についてその後二年間入札に参加せしめない措置及び總裁の決裁を得て「受入代行契約」の解除をすることが出来る。他人の代理人、支那人その他使用人として同様の行爲を爲した者についても同様とする。

一 入札に際し、不當に入札金額を引上げる目的をもつて談合した者

二 入札加入を妨害し、又は落札者が契約を結ぶこと若しくは、履行することを妨害した者

三 入札執行に際し、係員の職務執行を妨げた者

四 正當の理由がなくして、契約を履行しなかつた者及び契約履行

の着手を遷延した者

五前各號の一に該營する事實があつた後、二年を経過しない者を
契約に際し、代理人、支配人その他の使用人として使用する者
三代理人が入札するときは、入札の際に委任状、本人の印鑑證明書
を提出せしめなければならぬ。

四法人の代表者、支配人その他の使用人が入札するときは入札の際
に代表者はその資格の證明書に、支配人その他の使用人は委任状
にそれぞれ法人の印鑑證明書を添えて提出せしめなければならぬ。

但し資材局長又は支部長において、その必要を認めない者につい
てはこの限りでない。

第五條 (通知の期日)

入札の通知は入札日の前日から起算して十日以前に行うものとする
但し急を要する場合には、五日までに短縮できる。

第六條 (最高豫定金額の決定)

一 實務補助機關手数料額又は輸送費の豫定最高金額は受入擔當課長
において立案し、職務權限委任規程の定めるところに従い第二條
の要領により決議をうけるものとする。

二 前項實務補助機關手数料の最高豫定金額は現行「受入代行契約」
に定める料率を超過して定めるときはできない。

三 前(一)項輸送費の最高豫定金額は受入業務處理内規第七條による一
般市場における輸送料金により算定するものとする。

第七條 (入札心得)

入札心得は別紙の例により作成し、被指名者に對する通知と同時に
通知するか又は、公團事務所に掲示するか若しくは、被指名者に繼
覽せしめなければならぬ。

第八條 (入札保證金)

一 入札前に最高豫定金額の百分の五以上の入札保證金を徴し、之と
引換へに別に定める入札保證金假預證を交付するものとする。入
札保證金は銀行支那保證付小切手、銀行振出小切手又は現金に依

るものとする。

2 入札保證金の取扱及び保管は本部において出納課、支部においては逕理課とする。

3 落札者が契約をしないとき又は第七條の「入札心得」の通り、契約を履行しないと認められるときは、第一項の入札保證金を没收し之を左の各款によつて處理するものとする。

一、**④**、**⑤**等獨立會計に屬する資材の場合には夫々の獨立會計の雜益勘定に繰入る。

二、公園所有資材の場合には一般會計の雜益勘定に繰入れる。

4 落札しない者の入札保證金は入札保證金假預證と引換えに直ちに之を返還する。落札者の保證金は、之を實務又は檢送作業完了迄、預りおき、完了と同時に返却するものとする。

5 第一項の入札保證金は最高保證金額を察知せられないように適宜端數を切上げた金額を徴收するものとする。

6 最高豫定金額が一件十萬圓を超えなむ場合、又は資材局長（支部

長）において、特にその徴收の必要をみとめない場合には第一項の規定にかかわらずこれを免することが出来る。

第九條（入札の立會）

1 入札に際しては資材局長又は支部長の指名する課長（出張所の場合は出張所長）以上を含め合計三人以上の職員を入札執行職員としなければならぬ。その職員中、最上級者を入札場長とし、入札場長は入札執行に關する業務を主宰する。

2 前項の外入札事務に關係のない職員を入札立會職員としてなるべく立會せしめるものとする。入札立會職員は入札場長に對し意見を述べることが出来る。

第十條（入札）

1 入札は豫め告知した日時及び場所において入札者に公開して行われなければならない。

2 入札書の様式は別添の通りとし入札箱の封格は「販賣關係競争入札實施準則」に定める通りとする。

三 入札後一定の時間を置いて開札する場合には入札場長、入札立會
職員の内一名及び入札者の内一名の三名の印鑑をもつて開札の時
まで入札箱に封印を施し、開札の際それらの者に封印に異状のな
いことを確認せしめるものとする。
四 入札者は一旦入札した入札書の變更、引換又は取消は行ふ事が出
来ない。

第十一條 (開札)

一 開札は第五條に依り通知場所及び日時に入札者に公開してそれを行わ
なければならぬ。

二 入札場長において、左の各號の一に該当するとみとめる入札はこ
れを無効とする。

一 第四條に定める入札加入資格のない者のなした入札

二 所定の日^時までに所定の入札保證金を納入しない者のなした入札

三 入札書に印鑑を押印しな入札

四 入札書中の入札の要素に關する文字、數字又は位取の要領が知
得できない入札

五 入札事項を表示せず又は一定の金額をもつて價格を表示しない
入札

六 単價入札の場合に單價を記入しない入札又は總額入札の場合に
總額を記入しない入札

七 第十三條第一項の再度の入札の場合に初回の入札加入者以外の
者の入札

八 その他第七條に定める「入札心得」その他の入札に關する条件
又は入札前特に入札場長から預告した事項に違反した入札

三 開札に際しては、全入札者の入札金額を發表するものとする。但
し、入札者が互に談合する虞のある場合及び全部の發表が事務上
困難な場合等においてはこの限りでない。

四 開札の際第二條に定める「最高豫定金額」を開札場所に封書にし
て備へておかねばならない。

第十二条 一落札者の決定

1 最高豫定金額以下の有効入札中、最低価格の入札をなしたものを落札者とする。

2 落札者の決定は、開札の場合において開札の直後に、又は豫め示した時刻に入札者に公開して行はねばならない。

3 第一項において、同一金額の最低入札者が二人以上あるときは、直ちに抽籤により落札者を決定することが出来る。但し最低入札者全部が等分々割を希望し、しかして作業の性質がこれを許すときは分割することが出来る。

4 前項の抽籤は第十三条の再度の入札でなお同一金額の最低入札者が二名以上あるときについても適用する。

5 第三項の抽籤の場合において当該入札者のうち出席しない者のあるときは入札事務に關係のない職員が代つて引くことができる。

第十三条 (再度の入札)

全部の入札が「最高豫定金額」を超える場合で、直ちに再度の入札

を行へば最高豫定価格以下になる事と豫想せられるときには、再度の入札を行はしめることが出来る。この場合入札資格者は前回の入札資格者に限るものとする。

第十四条 (再入札又は随意契約)

1 左の各号の一に該当する場合には再入札によるか随意契約により契約者を決定する。但し随意契約の場合価格については、第一号及び第二号の場合は最初の最高豫定金額以下、第三号の場合は落札金額以下でなければならぬ。

一 入札者がない場合

二 再度の入札に付しても落札者がない場合

三 落札者が契約をむすばない場合

2 再入札の場合には改めて被指名者を選定し通知しなければならぬ。

3 再入札を行う場合において最高豫定金額の變更その他重大な變更をしたときは改めて決裁手續をとるものとする。

茲再入札に付しても尙落札者のない場合には「最高豫定金額」の一割増の範囲内において随意契約をなすことが出来る。

第十五条 (落札者決定の通知)

落札者の決定は開札の場所において開札の直後に又は豫め示した時刻に入札者に公開してこれを行うものとする。

附 則

本準則は昭和二十五年六月二十日より實施する。

5th/

入札書

件名

産業復興興公団
建設 高梨博司 殿

住所
商号
番付及
氏名

昭和25年 月 日

仕様登記の諸条件を承認し下記の通り入札致します。

入札番号	入札金額
総額入札	千百拾万千百拾円 鏡
単個入札 (才留)	

注意 1. 入札に当つては当公団配布の受入保証指名競争入札記録簿の事項をよく

お読み下さい。

2. 開札の結果落札者となつた方は下記の「記録」に記名捺印の上速に御提出願います。

請

書

上記落札決定にかゝる() 業務正にお請致します。

取印
入紙

昭和25年 月 日

産業復興興公団
建設 高梨博司 殿

住所
商号
番付及
氏名

裏面白紙

受入関係業務指名競争入札心得

一、入札資格及び業務仕様書

公団より文書を以て通知します。

二、下見

下見の期日と方法はその都度通知します。

三、入札

入札は公団所定の入札書に記入し、所定時刻までに所定の入札箱に投入して下さい。

左の入札は無効です。

1. 入札資格のない者のなした入札

2. 入札書に記名捺印のない入札

3. 入札書中の入札の要素に因する文字、数字又は位取の要領が知得できない入札

4. 入札事項を表示せず又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札

5. 単価入札の場合に単価を記入しない入札又は総額入札の場合に総額を記入しない入札

6. その他入札に因する条件又は入札開始前特に懸告した事項に違反した入札

四 入札保証金

保証金を徴収する場合は所定の金額を銀行支払保証付小切手、銀行振出小切手、又は現金で申受けます。一万円以上の場合はなるべく上記小切手で一万円以下の場合もなるべく千円札でお願します。小切手の場合は入札物件一口ごとに別に切つて下さい。申受けと同時に保証金預り証をお渡し致します。落札にならなかつたときは右の預り証と引換えに直ちにお返しします。落札になつたときはそのまゝ、實務又は輸送作業完了までお預かりし完了と同時にお返し致します。

五 落札者の決定

公団の定める「予定金額」以下で、最低価格の入札者を落札者と

します。

落札となるべき同一価格の最低入札者が二人以上あるときは、抽籤により落札者を決定します。

右の抽籤の場合に、その入札者が開札場に居ないときは、入札に

関係のない當公団職員が代つてくじを引きます。第一回の入札が全部「予定金額」を超えているときは、直ちに再度の入札をするか又は改めて再入札を行います。

六 落札の通知

開札の節又は予め示した時刻に公開して行います。

七 落札者は決定の直後に、入札書下部の請書に記名捺印の上御提出願います。

八 右の落札者が契約不履行の事實ありと認められるときは保証金は没収します。

九 その他詳細につきましては資材局又は入部に御照会下さい。

以上

Faint, illegible handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

受入業務規程内規

二五六一〇

産業復興公園資料局

第一條

1 資材屋、支那、出張所に於て資材を受入れようとする場合は、別紙引取調書により文書を作成し「職務界限委任規程」の定めるところにより決裁を経なければならぬ。

2 新設事業及び(株)任意出物件については、金額の如何にかかわらず総裁の決裁を経なければならぬ。

第二條

受入業務は、公口職員が之に當るものとする。但し已むを得ない場合には左の各号により突務補助機關を使用することができ、一 現行代行契約に定める利率により決定した豫想代行手取料額が五万円以下の場合は受入代行契約すみの補助機關全部に對する指名競争入札又は隨意契約によるものとし、指名競争入札の場合の最高豫定金額及び隨意契約の金額は前記の代行契約利率に

より算定した金額以下とする。

二前号の金額を超えるもの、又は異例に屬するものについては、原則として受入代行契約締結すみの補助機關全部に對する指名競争入札によるものとし、その最廉算定額は代行契約料率により算定した金額以下とする。

三適合算命令その他の事由により前号の原則により難い場合には、受入代行契約締結する商社を隨意契約により使用することが出来るが、隨意契約に當るおはならない事由及び契約手費料金額並びにその算定方法を詳細に記し、總裁の決裁をうけねばならない。

その場合の手費料は受入代行契約に定める料率の範圍で可及的低額に算定するものとする。

第三條

受入業務担当縣は補助機關決定通知（別紙様式一）を備へ、業務補助機關を使用するときにはこれに必ず所要事項を記入しておかた

ければならない。

第四條

鉄道輸送を伴う輸送業務は日本通運株式会社との間に締結されてある元請契約により処置するものとする。

第五條

一 地場輸送のうち、一件五〇屯以上、又は容積一〇車廂分（四屯積自動貨車）以上の物件については指名競争入札により輸送業者を決定するものとする。

二 前項の指名競争入札には現地事情、資材の確保等を勘案し、なるべく五社以上を選定参加せしめるものとする。

第六條

一 地場輸送のうち第五條の数量に満たない物件については、地区別に輸送業者数社との間に五ヶ月間を限る基本契約を締結しおき個々の輸送については右の基本契約に基いて指名競争入札若しくは隨意契約により処置するものとする。

備考 日本通運株式会社との間には、元請契約が存在するから

別に基本契約を結ぶことはない。

2前項の基本契約を結ぶ場合には總裁の決裁を経なければならぬ
第七條。

輸送担当課においては常に市場の輸送料金を調査し第五條及び第六條の指名競争入札の最高豫定金額又は隨意契約決定の資料としなければならぬ。

提出年月日
及び番号

引 取 調 査 支 部 名

1. 物件の区別 (該当事項に○印を附すること)

○ ○ ○ 兵 ○

2. 買取指圖書日付番号及び発行官廳名

3. 物件の性格及び購入の理由

① 物資の場合のみ

② 關稅法違反、法令違反、任意供出又は關稅滞納処分等の区別を記入のこと

③ 任意供出物件についてはその購入理由を記入のこと

各物件の明細

品 名	規 格	数 量	買取総額金額		同算定基礎	販賣総額金額
			單位	金額		

(註) 本調査作成部数は本部においては正副二部、支部は三部(内二部は本部提出用) 出票所は四部(内三部は支部提出用)とする

裏面白紙

151

別紙

補助機關決定控簿

指令警又は 指示警番号	受付月日	主要品目	数量	代行商社名	選定理由	課長	部長	局長

備考 支部及び出張所に於ては課長，部長，局長の欄は可然決定するものとする

裏面白紙

32-6

肥料配給公田廃止に伴う金融措置に関する資料

(25. 6. 22)

(1) 投資額

(単位～100万円)

区 分	硫 安	石灰窒素	過燐酸石灰	計
固定資産	8,790	2,188	1,518	12,996
流動資産(棚卸)	4,318	3,348	3,673	11,337
計	13,108	6,034	5,191	24,333

註 1. この表の金額は各社提出の最近決算期に於ける帳簿対照表に依るものであり、

互換資産対換前の資料に基いたものである。

2. 二肥料業の会社については下記の比率により持分した。

日東化学 硫 安 過燐酸石灰 — 8 : 2
 日産化学 " " — 5 : 5
 日新化学 " " — 8 : 2
 昭和電工 " 石灰窒素 — 6 : 4

(2) 資本金 借入金 未納金 社債

(単位～100万円)

区 分	資 本 金		借 入 金			未納金	社 債
	公 積	払 込	設備資金	運転資金	計		
硫 安	4,062	4,062	5,298	7,083	12,381	2,805	3,128
石灰窒素	1,193	1,193	1,390	1,305	2,695	1,403	442
過燐酸石灰	1,214	1,214	465	1,466	1,931	2,201	27
計	6,469	6,469	7,153	9,854	17,007	6,409	3,597

註 (1) の記に同じ

裏面白紙

(3) 所要運転資金

一 計算基礎

- (1) 公田は二十五年七月末迄従来通りの生産費取りを続行するものとした。
- (2) 生産量は逓進省の資料により消費量は農林省特産物調査数量に基づき在庫生産の各数量を勘案して算定した。
- (3) 入金ノズレによる所要資金は流通期間の計算は推算四端につき一高生産者のみに取寄せして計算した。
- (4) 入金ノズレによる所要運転資金は別表の通り夫々

ズレを	四ヶ月	として算出した	(第一計算)
	三ヶ月		(第二)
	二ヶ月		(第三)

尚上記試算表は二十五年八月の月初在庫なきものを(1)、在庫のあるものを(2)とした。

- (5) 計算運転は各肥料下記の通りである。

- (a) 在庫所要資金計算運転は現行生産者価格とした。

硫 母	19.862円
石灰窒素	20.500
過磷酸石灰	9.625
加 算	21.838

- (b) 入金ノズレによる所要資金計算運転は現行消費者価格に補給金を加算した金額とした。

	消費者価格	補給金
硫 母	22.910円	(17.272円 + 5.638円)
石灰窒素	23.198	(17.272 + 5.926)
過磷酸石灰	12.753	(7.360 + 5.393)
加 算	27.146	

二 要 望 事 項

- (1) 別紙試算表の公田手持数量は系年春農期間(26年1月~7月)に於てのみ売出すものとし、その売出の時期及び数量については予の生産者と協議し、生産者の出物を阻害しないものとする。
- (2) 別紙試算表は総算企業出のために作成したものであるが、表中に示す如き算大なる工場在庫を持つことは金融負担に保管能力にも堪え得られないので、意期の国内需給に支障なき限り、相当数量の輸出を即時実施せしめる流通出なる措置を講ずること。

裏面白紙

第一試算表(1)

(単位 数量 1,000 計
金額 100 万円)

月別	礫					石灰質系					選焼燧石灰					加					合計		
	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金	入金ズレ	計
	数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額				
25.8	0	0	100	2,291	2,291	0	0	22	510	510	0	0	42	536	536	0	0	16	434	434	0	3,771	3,771
9	14	275	210	4,811	5,086	5	102	53	1,229	1,331	84	809	165	2,104	2,913	9	197	53	1,439	1,636	1,383	9,583	10,966
10	17	334	291	6,667	7,001	4	82	73	1,693	1,775	91	876	293	3,737	4,613	13	284	87	2,362	2,646	1,576	14,459	16,035
11	69	1,357	363	8,316	9,673	22	451	77	1,786	2,237	88	847	419	5,344	6,191	4	87	98	2,660	2,747	2,742	18,106	20,848
12	122	2,399	330	7,560	9,959	60	1,230	63	1,461	2,691	88	847	443	5,650	6,497	16	350	89	2,416	2,766	4,826	17,087	21,913
26.1	170	3,343	316	7,240	10,583	82	1,681	56	1,299	2,980	147	1,415	357	4,553	5,968	32	699	60	1,629	2,328	7,138	14,721	21,859
2	179	3,519	445	10,195	13,714	83	1,702	113	2,621	4,323	240	2,310	334	4,260	6,570	47	1,026	49	1,330	2,356	8,557	18,406	26,963
3	224	4,404	644	14,754	19,158	75	1,538	218	5,057	6,595	370	3,561	421	5,369	8,930	47	1,026	85	2,307	3,333	10,529	27,487	38,016
4	268	5,269	797	18,259	23,528	36	738	297	6,890	7,628	374	3,772	622	7,932	11,724	33	721	140	3,800	4,521	10,520	36,881	47,401
5	283	5,564	824	18,878	24,442	1	21	297	6,890	6,911	317	3,051	853	10,878	13,929	1	22	203	5,511	5,533	8,658	42,159	50,815
6	295	5,800	674	15,441	21,241	25	513	228	5,289	5,802	179	1,723	829	10,572	12,295	2	44	202	5,484	5,528	8,080	36,786	44,866
7	370	7,275	48,7	11,157	18,432	57	1,169	140	3,248	4,417	228	2,195	654	8,340	10,535	10	218	167	4,533	4,751	10,857	27,278	38,135
月平均	168	3,295	456	10,464	13,759	37	769	136	3,165	3,933	1,855	1,785	453	5,773	7,558	18	339	104	2,825	3,215	6,239	22,227	28,466

註. (1). この表は入金ズレを四ヶ月とした。
(2). この表の二十五年八月の月初の在庫は各肥料共なきこととした。

(3)

裏面白紙

第一試算表 (四)

(単位 数量 1,000 単位
金額 1,000 万円)

月別	硫 炭					石 灰 壁 系					通 橋 礫 石 灰					加 夏					合 計		
	在庫残高		入金スレ		計	在庫残高		入金スレ		計	在庫残高		入金スレ		計	在庫残高		入金スレ		計	在庫残高	入金スレ	計
	数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額				
25.8	29	570	100	2291	2811	6	123	22	510	633	82	789	79	1007	1796	-	-	16	434	434	1482	4242	5724
9	43	825	246	5636	6481	11	226	53	1229	1455	129	1242	237	3022	4264	9	197	53	1429	1636	2510	11326	13836
10	10	197	315	7217	7414	10	205	73	1693	1898	101	972	393	5012	5984	13	284	87	2362	2646	1658	16284	17942
11	74	1455	375	8591	10046	28	574	77	1786	2360	70	674	453	5777	6451	4	87	98	2660	2747	2790	18814	21604
12	139	2733	330	7560	10293	66	1353	63	7461	2814	136	1307	406	5178	6487	16	350	89	2416	2766	5745	16615	22360
26.1	199	3919	280	6415	10328	88	1804	56	1299	3103	229	2204	285	3635	5839	32	699	60	1629	2328	8620	12978	21598
2	208	4090	421	9645	13735	89	1825	113	2621	4446	322	3099	234	2984	6083	47	1026	49	1330	2356	10040	16580	26620
3	233	4581	632	14499	19060	75	1538	218	5057	6595	420	4043	387	4935	8978	47	1026	85	2307	3333	11188	26778	37966
4	277	5446	797	18259	23705	36	738	297	6890	7628	394	3792	622	7932	11724	33	721	140	3800	4521	10697	36881	47578
5	283	5564	824	18878	24442	1	21	297	6890	6911	317	3051	853	10878	13929	1	22	203	5511	5533	8658	42157	50815
6	295	5800	674	15441	21241	25	513	228	5289	5802	179	1723	829	10572	12295	2	44	202	5484	5528	8080	36786	44866
7	370	7275	487	11157	18432	57	1169	140	3248	4417	228	2195	654	8340	10535	10	218	167	4533	4751	10857	27278	38135
月平均	180	3539	457	10462	12003	41	841	136	3165	4006	217	2091	453	5773	7864	18	389	104	2825	3214	6860	22227	29087

註 (1) この表の入金スレは四ヶ月とした。
(2) この表の二十五年八月の月初在庫は

硫 炭 29,000 単位
石 灰 壁 系 6,000 単位
通 橋 礫 石 灰 82,000 単位
加 夏 〃

(4)

裏面白紙

第二試算表 (1)

(単位 数量 1,000匹
金額 100万円)

月別	硫 安					石 灰 壘 素					島 嶼 礫 石 灰					加 重					合 計		
	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金	入金ズレ	合計
	数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額				
25.8	0	0	100	2291	2291	-	-	22	510	510	0	0	42	536	536	-	-	16	434	434	-	3,771	3,771
9	14	275	210	4811	5,086	5	102	53	1,229	1,331	84	809	165	2,104	2,913	9	197	53	1,439	1,636	1,383	9,580	10,966
10	17	334	291	6,667	7,001	4	82	73	1,693	1,775	91	876	293	3,737	4,613	13	284	87	2,362	2,646	1,576	14,459	16,035
11	69	1,357	263	6,025	7,382	22	451	55	1,276	1,727	88	847	377	4,808	5,655	4	87	82	2,226	2,313	2,742	14,335	17,077
12	122	2,299	220	5,040	7,439	60	1,230	32	742	1,972	88	847	320	4,081	4,928	16	250	52	1,412	1,762	4,826	11,275	16,101
26.1	170	3,343	235	5,384	8,727	82	1,681	36	835	2,516	147	1,415	229	2,920	4,335	32	699	26	706	1,405	7,138	9,845	16,983
2	179	3,519	373	8,525	12,064	83	1,702	109	2,529	4,231	240	2,310	208	2,653	4,963	47	1,026	38	1,032	2,058	8,557	14,759	23,216
3	224	4,404	577	13,219	17,623	75	1,538	210	4,872	6,410	370	3,561	355	4,527	8,088	47	1,026	78	2,117	3,143	10,529	24,735	35,264
4	268	5,269	701	16,060	21,329	36	738	273	6,333	7,071	394	3,792	585	7,461	11,253	33	721	132	3,583	4,304	10,520	33,437	43,957
5	283	5,564	614	14,067	19,631	1	21	220	5,104	5,125	317	3,051	748	9,539	12,590	1	22	180	4,886	4,908	8,658	33,596	42,254
6	295	5,800	403	9,233	15,033	25	513	119	2,761	3,274	179	1,723	616	7,856	9,579	2	44	155	4,208	4,252	8,080	24,058	32,138
7	370	7,275	267	6,117	12,392	57	1,169	53	1,229	2,398	228	2,195	387	4,935	7,130	10	218	105	2,850	3,068	10,857	15,131	25,988
月平均	168	3,295	354	8,122	11,417	37	769	105	2,426	3,195	1,255	1,785	360	4,596	6,381	18	389	84	2,271	2,660	6,239	17,415	23,654

註. (1) この表の入金ズレは三ヶ月とした。
(2) この表の二十五年八月の月初在庫は各肥料共なきこととした。

(5)

裏面白紙

第二試算表(口)

(単位 数量 1,000噸
金額 100万円)

月別	硫 安					石 灰 壜 素					通 燐 礫 石 灰					加 重					合 計		
	在庫資金		入金スレ		計	在庫資金		入金スレ		計	在庫資金		入金スレ		計	在庫資金		入金スレ		計	在庫資金	入金スレ	合計
	数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額				
25.8	29	570	100	2291	2,861	6	123	22	510	633	82	789	79	1,007	1,796	-	-	16	434	434	1,482	4,242	5,724
9	43	845	246	5,636	6,481	11	226	53	1,229	1,455	129	1,242	237	3,022	4,264	9	197	53	1,439	1,636	2,510	11,326	13,836
10	10	197	315	7,217	7,414	10	205	73	1,693	1,898	101	972	393	5,012	5,984	13	284	87	2,362	2,646	1,658	16,284	17,942
11	74	1,455	275	6,300	7,755	28	574	55	1,276	1,850	70	674	374	4,770	5,444	4	87	82	2,226	2,313	2,790	14,572	17,462
12	139	2,733	184	4,215	6,948	66	1,353	32	742	2,095	136	1,309	248	3,163	4,472	16	350	52	1,412	1,762	5,745	9,532	15,277
26.1	199	3,913	211	4,824	8,747	88	1,804	36	858	2,662	229	2,204	129	1,645	3,849	32	599	26	706	1,405	8,620	8,043	16,663
2	208	4,090	361	8,271	12,361	89	1,825	109	2,529	4,354	322	3,099	174	2,219	5,318	47	1,026	38	1,032	2,058	10,040	14,051	24,091
3	233	4,581	577	13,219	17,800	75	1,538	210	4,072	6,410	420	4,043	355	4,527	8,570	47	1,026	78	2,117	3,143	11,188	24,735	35,923
4	277	5,446	701	16,060	21,506	36	738	273	6,333	7,071	394	3,782	585	7,461	11,253	33	721	132	3,583	4,304	10,697	33,437	44,134
5	283	5,564	614	14,067	19,631	1	21	220	5,104	5,125	317	3,051	748	9,539	12,590	1	22	180	4,886	4,908	8,658	33,596	42,254
6	295	5,800	403	9,233	15,033	25	513	119	2,761	3,274	179	1,723	616	7,856	9,579	2	44	155	4,208	4,252	8,080	24,058	32,138
7	370	7,275	267	6,117	13,392	57	1,169	53	1,229	2,398	228	2,195	387	4,935	7,130	10	218	105	2,850	3,068	10,857	15,131	25,988
月平均	180	3,539	354	8,122	11,661	41	841	105	2,426	3,267	217	2,091	360	4,596	6,687	18	389	83	2,271	2,660	6,860	17,415	24,275

註 (1)、この表の入金スレは三月目とした。

(2)、この表の二十五年八月の月初在庫は 硫 安 29,000噸 石灰壜素 6,000噸 通燐礫石灰 82,000噸 no 量なし

(6)

裏面白紙

第三試算表(1)

単位(数量 1000 担
金額 100 円)

月別	炭					石灰質					普通炭石灰					加里					合計		
	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金	入金ズレ	合計
	数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額				
25.8	0	0	100	2291	2291	-	-	22	510	510	0	0	42	536	536	-	-	16	434	434	-	3771	3771
9	14	275	210	4811	5086	5	102	53	1229	1331	84	809	165	2,100	2913	9	197	53	1,439	1,636	1,383	9,583	10,966
10	17	334	191	4,376	4,710	4	82	51	1,183	1,265	91	876	251	3,201	4,077	13	284	71	1,927	2,211	1,576	10,687	12,263
11	69	1,357	153	3,505	4,862	22	451	24	557	1,008	88	847	254	3,239	4,086	4	87	45	1,222	1,309	2,742	8,523	11,265
12	122	2,399	139	3,184	5,583	60	1,230	12	278	1,508	88	847	192	2,449	3,296	16	350	18	489	839	4,826	6,400	11,226
26.1	170	3,343	163	3,734	7,077	82	1,681	32	742	2,423	147	1,415	103	1,314	2,729	32	699	15	407	1,106	7,138	6,197	13,335
2	179	3,519	306	7,010	10,529	83	1,702	101	2,343	4,045	240	2,310	142	1,811	4,121	47	1,026	31	842	1,868	8,557	12,006	20,563
3	224	4,404	481	11,020	15,424	75	1,538	186	4,315	5,853	370	3,561	318	4,055	7,616	47	1,026	70	1,900	2,926	10,529	21,290	31,819
4	268	5,269	491	11,249	16,518	36	738	196	4,547	5,285	394	3,792	480	6,121	9,913	33	721	109	2,959	3,680	10,520	24,876	35,396
5	283	5,564	343	7,858	13,422	1	21	111	2,575	2,596	317	3,051	535	6,823	7,874	1	22	133	3,610	3,632	8,658	20,866	29,524
6	295	5,800	183	4,183	9,983	25	513	32	742	1,255	179	1,723	349	4,451	6,174	2	44	93	2,525	2,569	8,080	11,911	19,991
7	370	7,275	144	3,299	10,574	57	1,169	29	673	1,842	228	2,195	119	1,518	3,713	10	218	34	923	1,141	10,857	6,413	17,270
月平均	1600	3,295	242	5,544	8,839	37	769	71	1,641	2,410	1,855	1,785	246	3,135	4,920	18	389	57	1,556	1,945	6,239	11,877	18,116

註(1) この表の入金ズレはニヶ月とした。

(2) この表の二十五年八月の月初在庫は各肥料置きことしてした。

(7)

裏面白紙

第三試算表(四)

単位 (数量 1000 疋
金額 100 万円)

月別	硝 炭					石 灰 窒 素					過 燐 酸 石 灰					加 肥					合 計		
	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金	入金ズレ	合計
	数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額				
25. 8	29	570	100	2,291	2,861	6	123	22	510	633	82	787	79	1,607	1,796	-	-	16	434	434	1,482	4,242	5,724
9	43	845	246	5,636	6,481	11	226	53	1,227	1,455	129	1,242	237	3,022	4,264	19	197	53	1,439	1,636	2,510	11,326	13,836
10	10	197	215	4,926	5,123	10	205	51	1,183	1,388	101	972	314	4,004	4,976	13	284	71	1,927	2,211	1,658	12,040	13,698
11	70	1,455	129	2,955	4,410	28	574	24	557	1,131	70	674	216	2,755	3,429	4	87	45	1,222	1,309	2,790	7,489	10,279
12	139	2,733	115	2,635	5,368	66	1,353	12	273	1,626	136	1,309	92	1,173	2,482	16	350	18	489	839	5,745	4,570	10,315
26. 1	199	3,913	151	3,457	7,372	88	1,804	32	742	2,546	229	2,204	69	880	3,084	32	699	15	407	1,106	8,620	5,488	14,108
2	208	4,190	306	7,010	11,100	89	1,825	101	2,343	4,168	322	3,099	142	1,811	4,910	47	1,026	31	842	1,868	10,040	12,006	22,046
3	233	4,581	481	11,020	15,601	75	1,538	186	4,315	5,853	420	4,043	318	4,055	8,098	47	1,026	70	1,900	2,926	11,188	21,290	32,478
4	277	5,446	491	11,249	16,695	36	738	196	4,547	5,285	394	3,792	480	6,121	9,913	33	721	109	2,959	3,680	10,697	24,876	35,573
5	283	5,564	343	7,858	13,422	1	21	111	2,575	2,596	317	3,051	535	6,823	9,874	1	22	133	3,610	3,632	8,658	20,866	29,524
6	295	5,800	183	4,193	9,993	25	513	32	742	1,255	179	1,723	349	4,451	6,174	2	44	93	2,525	2,569	8,080	11,911	19,991
7	370	7,275	144	3,297	10,574	57	1,169	29	673	1,842	228	2,195	119	1,518	3,713	10	218	34	923	1,141	10,857	6,413	17,270
月平均	180	3,539	242	5,544	9,083	41	841	71	1,641	2,482	217	2,091	246	3,135	5,226	18	387	57	1,556	1,945	6,860	11,877	18,737

註 (1) この表の入金ズレは2ヶ月とした。

(2) この表の二十五年八月の年初在庫は

硝 炭 29,000 疋
石 灰 窒 素 6,000 "
過 燐 酸 82,000 "
加 肥 + "

(8)

裏面白紙

(各肥料の附録) **肥料需給表 (1)** (昭和8月~昭和7年) (単位~1000 担)

肥料	在 社		庫 庫		生 産	消 費	公同手続分産出
	月 初	月 末	月 初	月 末			
硝 素	8	-	14	114	100		
	9	14	17	113	110		
	10	17	69	133	81		
	11	69	122	125	72		
	12	122	170	115	67		
	1	170	179	105	96		
	2	179	224	95	210	160	
母 肥	3	224	219	115	271		200
	4	219	203	130	220		105
	5	203	295	135	123		
	6	295	370	135	60		
	7	370	406	120	84		
	計			1435	1494		465

肥料	在 社		庫 庫		生 産	消 費	公同手続分産出
	月 初	月 末	月 初	月 末			
石 灰	8	-	5	27	22		
	9	5	4	30	31		
	10	4	22	38	20		
	11	22	60	42	4		
	12	60	82	30	8		
	1	82	83	25	24		
	2	83	75	25	77	44	
窒 素	3	75	36	80	109		40
	4	36	1	52	87		
	5	1	25	48	24		
	6	25	57	40	8		
	7	57	69	33	21		
	計			420	435		84

肥料	在 社		庫 庫		生 産	消 費	公同手続分産出
	月 初	月 末	月 初	月 末			
道 産 燐 灰 石	8	-	84	126	42		
	9	84	91	130	123		
	10	91	88	125	128		
	11	88	88	126	126		
	12	88	147	125	66		
	1	147	240	130	37		
	2	240	370	135	105	100	
燐 灰 石	3	370	394	127	213		100
	4	394	317	140	267		50
	5	317	179	130	268		
	6	179	228	130	81		
	7	228	320	130	38		
計			1564	1494		250	

裏面白紙

月別 和	在 庫		注 意	満 期	公 園 専 持 分 売 出
	月 初	月 末			
8	—	9	25	16	
9	9	13	26	37	16
10	13	4	25	34	
11	4	16	23	11	
12	16	32	23	7	
1	32	47	23	8	
2	47	47	23	23	
3	47	33	23	47	
4	33	1	30	62	
5	1	2	30	71	42
6	2	10	30	22	
7	11	18	20	12	
計		19	310	350	58

註. (1) 仕掛量は通産省の資料に依り、消費量は取紙紙船消費調査中の最新消費量は
 基と、月別消費量は輸送期間を考慮したたのワークアップ上げ、更に在庫仕掛の
 各数量を勘案して算定した。

(2) この表は二十五日七月末まで公園が従来通りの仕掛取りをとするものとして
 八月一日の仕掛額繰越在庫数量は概ね三〇ととした。

(3) 公園の手持数量及売出時期並にその数量は一応下記の通り概定した。

硫 安 千 樽 数 量 465,000 樽 二月乃至四月間は売出すものとする。
 石灰 望 集 84,000 二月乃至三月間は売出すものとする。
 通 機 敏 250,000 二月乃至四月間は売出すものとする。

(取扱い通産省 証二の前掲條件 (1) に依る)

(各款原簿(口)の附帳)

肥料需給表(口)

(昭和8年8月~昭和7年7月)

(單位~100圓)

月別	在		原		生	産	銷	費	公団手続分売出
	月	初	月	末					
8	29		45		114		100		
9	43		10		113		146		
10	10		74		123		69		
11	74		129		126		60		
12	129		199		115		55		
1	199		208		105		96		
2	208		233		95		210		140
3	233		277		115		271		200
4	277		283		130		220		96
5	283		295		155		123		
6	295		370		136		60		
7	370		406		120		84		
計(平均)	180				1436		1494		456

月別	在		原		生	産	銷	費	公団手続分売出
	月	初	月	末					
8	6		11		27		22		
9	11		10		30		31		
10	10		28		38		20		
11	28		66		42		44		
12	66		88		30		8		
1	88		89		25		24		
2	89		75		25		77		38
3	75		36		30		109		40
4	36		1		52		87		
5	1		25		48		24		
6	25		57		40		8		
7	57		69		33		21		
計(平均)	41				420		495		78

月別	在		原		生	産	銷	費	公団手続分売出
	月	初	月	末					
8	82		128		126		79		
9	129		101		130		158		
10	101		70		125		156		
11	70		136		126		60		
12	136		229		125		32		
1	229		322		130		37		
2	322		420		135		105		18
3	420		394		127		213		50
4	394		317		140		267		50
5	317		179		130		268		
6	179		228		120		81		
7	228		321		130		38		
計(平均)	217				1564		1494		168

裏面白紙

月別	産		増	減	積	公団所持全売出
	月	末				
8	-	9		25	16	
9	9	19		25	37	1
10	13	44		25	34	16
11	4	16		23	11	
12	16	32		23	7	
1	32	47		23	8	
2	47	47		23	23	
3	47	33		33	47	
4	33	1		30	62	
5	1	2		30	71	42
6	2	10		30	22	
7	10	18		20	12	
計(12月間)		19		310	350	58

註 (1) 生産量は生産量の増減に依り、消費量は森林省消費調査中の原料消費量に
 基き、月別消費量は輸出期間を考慮して一ヶ月繰上げ、更に在庫増減の各数
 量を勘案して算定した。

(2) この表は二十五日七回末まで公団の従来通りの生産額取りをやるものとして
 八月一日の生産額繰越在庫量は下記の通りとした。

硫 母 29,000 担
 石灰壺漿 6,000
 通燐燐石灰 80,000

(3) 公団の年産数量及産出時期並に其の数量は一応下記の通り仮定した。

硫 母 年産数量 436,000 担
 石灰壺漿 " " 78,000
 通燐燐石灰 " " 168,000

(所産量販資金、註(2)の前提条件(1)に依る)

(4) 年間原料代金

(単位~100万円)

原料別	硫酸	石灰窒素	過燐酸石灰	合計
電力	3.460	1.120	1.10	4.690
コークス	2.552	1.398		3.950
石炭	4.463	1.099	56	5.618
硫酸銨	3.907		2.095	6.002
燐磁石			6.977	6.977
包装費	1.452	559	1.583	3.594
その他	1.309	1.417	584	3.324
計	17.163	6.587	11.405	34.155

註 (1) 上の表に於ける年間生産量は下記の通りである。

硫酸 1,435千吨

石灰窒素 420

過燐酸石灰 1,564

(2) 計算単価は現行生産費価格中に含まれた単価による。

(5) 製品の年間売上高

肥料別	売上数量	単価	売上高
硫酸	1,494 ^{千吨}	23,597 ^円	35,254 ^{万円}
石灰窒素	435	23,894	10,394
過燐酸石灰	1,494	13,136	19,625
計			65,273

註 (1) 売上数量は農林省の肥料生産調査数量による。

(2) 売上単価は現行補給金が発表された場合の肥料価格に4ヶ月の金利(日歩 2.5厘)を加算した。

硫酸 $22,910^{\text{円}} + 687^{\text{円}} = 23,597^{\text{円}}$

石灰窒素 $23,198 + 696 = 23,894$

過燐酸石灰 $12,753 + 383 = 13,136$

裏面白紙

(6) 従業員数及年間労務費

項目	硫 黄	石灰窒素	過燐礫石灰	合 計
従業員数	40,600 ^人	20,000 ^人	13,900 ^人	74,500 ^人
労務費	5,316 ^{万円}	2,040 ^{万円}	1,318 ^{万円}	8,674 ^{万円}

(註) 賃金ベースは各肥料の実績によつた。

(7) 製品の倉庫収容能力と月平均在庫実績

項目	硫 黄	石灰窒素	過燐礫石灰	合 計
製品収容能力	127,000 ^{kg}	40,000 ^{kg}	256,000 ^{kg}	423,000 ^{kg}
月平均在庫	43,000	10,000	80,000	133,000

(8) 月平均生産量

硫 黄 120,000^{kg}
 石灰窒素 35,000^{kg}
 過燐礫石灰 130,000^{kg}

(9) 昭和二十五會計年度三肥料価格差補給金所要額

肥料	25年度予算に 納込まれた 生産数量	24年12月現在 消費価格 (円) (A)	現行消費価格据置の場合 (A)に対し8月より25%UP)			消費価格8月より(A)に対し (50%UPの場合)			消費価格8月より(A)に対し (70%UPの場合)		
			消費価格	補給金②	年間所要額	消費価格	補給金②	年間所要額	消費価格	補給金②	年間所要額
硫 黄	1,360,000 ^{kg}	12,794 ^円	17,272 ^円	5,688 ^円	7,668 ^{万円}	19,191 ^円	3,719 ^円	5,928 ^{万円}	21,750 ^円	1,160 ^円	3,688 ^{万円}
石灰窒素	385,000	12,794	17,272	5,926	2,281	19,191	3,917	1,801	2,175	1,448	1,211
過燐礫石灰	1,350,000	5,452	7,360	5,393	7,231	8,178	4,575	6,536	9,268	3,485	5,544
合 計					17,230			14,265			10,363

(註) 生産者価格及配給費は現行通りとした。

(14)

25
6.24
11C

肥料配給公園廃止后に於ける所要資金

25. 6. 25
單位 1000 M.T. 円

1 在庫資金

肥料	窒素肥料		磷酸肥料		加里肥料		全額計(A)	(A)'
	数量	金額	数量	金額	数量	金額		
7	55	1108	90	890	0	0	1798	0
8	145	2922	136	1043	9	163	4128	2330
9	125	2519	102	782	4	73	3304	1590
10	58	1169	69	529	4	73	1771	0
11	117	2358	134	1028	7	127	3513	1915
12	109	3607	227	1741	15	272	5620	3872
13	238	4796	315	2416	30	544	7956	5958
2	217	4393	335	2549	30	544	7486	5888
3	167	3365	247	1894	46	834	6093	4295
4	185	3728	185	1419	54	979	6126	4328
5	207	4171	160	1207	69	1251	6649	4851
6	229	4615	224	1718	77	1397	7030	5932
7	323	6509	310	2278	86	1560	10447	8649

窒素肥料 20,152
磷酸 " 7,670
加里 " 18,137

444
74
161
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200

又 港 通 船 船

(単位 百万円)

船名	窒素肥料		リン酸肥料		加重肥料		合計 (B)	在港費金との 合計 (C) =(A)+(B)	在港費金との 合計 (D) =(A)+(B)
	数量 噸	金額	数量 噸	金額	数量 噸	金額			
船25 7							0	1,798	0
8	60	1219	09	616	16	290	2105	6233	4435
9	230	4635	238	1939	46	824	7218	10592	8794
10	352	7900	311	2631	55	998	11329	15100	11302
11	318	4408	218	1692	45	816	8896	12409	10616
12	164	3305	92	706	35	635	4646	10266	8468
船26 1	134	2900	69	529	23	417	3646	11402	9604
2	200	4030	142	1089	31	562	6681	13167	11369
3	424	1544	318	2439	70	1270	42353	18346	16548
4	482	13241	480	3682	109	1999	18000	25126	23328
5	691	13502	589	4119	133	2412	20333	26682	24894
6	466	8988	351	2692	93	1687	12369	21099	19299
7	224	4514	120	920	33	599	6033	16480	14682

(備考)

- (1) 口欄はノ同系在庫分を相当する金額を各月所要より控除せるもの。
- (2) 商船回数は之ヶ月

窒素肥料需給表 (概算換算 1000M.T.)

期	月末在庫	採			給		消
		硫	安	採	公田需出	採給計	
25	7	55	120	30	150	205	60
	8	145	120	30	150	295	190
	9	125	120	35	155	280	222
	10	58	120	35	155	213	96
	11	117	120	35	155	247	18
	12	179	100	30	130	314	68
	1	238	100	25	125	457	290
	2	219	90	25	115	353	134
	3	167	110	30	140	557	372
	4	185	130	40	170	505	298
	5	207	130	40	190	377	148
	6	229	130	40	190	399	78
	7	323	130	40	190	470	2000
			1400	490	1800		

磷酸肥料需給表 (16% 過磷酸換算 1000M.T.)

期	月末在庫	採			消
		硫	安	採	
25	7	50	125	215	99
	8	136	125	261	159
	9	162	125	227	158
	10	69	125	194	60
	11	134	125	259	32
	12	227	125	352	37
	1	315	125	440	105
	2	335	125	460	213
	3	247	125	452	267
	4	185	125	430	270
	5	160	125	305	81
	6	224	125	349	39
	7	310	125	220	1500
			1500		

加里肥料需給表

(4044枚算 1000 M.T.)

日	月水地率	供		公田水出	給計	消費
		入	出			
7	0	25			25	16
8	9	25			54	30
9	4	25			29	25
10	4	23			27	20
11	9	23			30	15
12	15	23			38	8
1	30	23			53	23
2	30	23			93	47
3	46	20			116	62
4	54	20		40	140	71
5	69	20		56	99	22
6	77	20			97	11
7	86	20				

6282
 6954
 2302
 2375
 1562
 120

(保存期間 年)

昭和三十五年六月三日 起案	140 號	昭和 25年 1月 30日 決済	昭和 昭和三十五年六月廿日 發行
主 部 課 務	産 業 政 策 部	主任官	池 田 勇 吉

(成號決済用紙)

672-10.78

産業局

次長

産業政策課長

経産省
産業局
年月日

経済安定本部産業局

産業復興本部

経済安定本部

昭和二十五年六月三日非常災害用備蓄衣料品
 (第一号令)の取組販売に因る件
 昭和二十五年六月二十日付資機販五号の二五を
 以て申請にかゝる標題の件については、差支に
 ないから、通商産業大臣の指導の下に、至急販売
 の措置を講ぜらるべき。

資機原第五号ノ二五

昭和二十五年六月二十日

産業復興公団

總裁 高 榮

経済安定本部

産業局長 殿



昭和二十四年度非常災害常用備蓄衣料品（第二次分）の
放出販売許可申請に関する件

備蓄衣料品は既に五月中旬をもつて備蓄期間が満了となりま
したから第一次分の放出販売許可に則り処分したので御許可願
います。

なお該品は夏物でありますので今季を外すことにより当公団の収支
に不測の損失が発生する虞れがありますので至急御許可願います

記

第二次備蓄衣料品（閉鎖復興交易営業より譲受一一〇万両口）

品名	数量	備蓄地区
一、作業シャツ	七八二〇三枚	東京三九五三二枚 大阪三八六七一
二、婦人褌袴	六七一五六枚	東京四一、五二九 大阪二五六二七
三、制 着	四四三四枚	東京 二、二二一 大阪 二、二一三
四、大人シャツ（前開）	四四四五八枚	東京二、二六〇枚 大阪二、一八五一
五、袴 下	四二三八二枚	東京二、五〇一三 大阪一、七三六九
六、子供シミーズ	九六五四七枚	東京三、一五四九 大阪六、四九九八
七、子供ズロース	六五、二〇枚	東京二、八六四二 大阪三、七〇七八

八子供ランパン	九四一六枚	東京 五七一七枚
九婦人用スリッパ	五五五三枚	大阪八八三九枚
一Q スクールコート	一七六枚	東京 七七七
一、子供開襟	四五二枚	大阪 四七七六
一、子供バジヤマ	八〇八枚	東京 一七六
一、大人バジヤマ	一、六五六枚	大阪 八〇八
一、四幼児肌着	二、六〇六枚	大阪 一、六五六
一、五子供ズボン(長)	三、一八九本	大阪 三、一八九本
一、六男子ズボン(短)	三、八九本	東京 三、八九

(註) 右表の外に未加工分約二〇万碼余があり当該原反に達する
加工品種を研究中であります。
本文送付先

経済安定本部 民生局長 産業局長
通商産業省 通商補給局長 通商企業局長
厚生省 社会局長

肥料配給公団申請書 六六号

昭和二十五年年度第二、四半期七月事業計画及び資金計画認可申請書

肥料配給公団令第十七条の規定により別紙の通り事業計画及び資金計画書を作成致しましたから、御認可願いたく申請いたします。

昭和二十五年六月三十日

肥料配給公団

総務部長 鹿 和 三郎



経済安定本部総務長官 殿

取付

25
6-30
410

171

肥後建設公團令第十七条の規定に依り昭和二十五年第一、四学期
 事業計画及び資金計画を作成する。
 昭和二十五年六月三十日

理	理	理	理	副	總
事	事	事	事	理	務
大	宇	赤	山	古	鈴
風	田	坂	本	江	鹿
忠	新	岩	保	雄	和
工	夫	夫	信	吉	三



192

昭和二十五年第二、四半期

事業計画書並びに資金計画書

肥料配給公司

193

昭和二十五年年度第二・四半期（七月）事業計画概要

前期末における肥料の配給状況は次の通りで、春肥割当量に対し、窒素八二%、燐酸七七%、加里六〇%の配給率を示してゐるものと推定した。

品名	割当	配給累計
窒素質肥料	一四二八〇〇〇吨	一七一〇〇〇〇吨
燐酸質肥料	八六九〇〇〇	六六九、二〇〇
加里質肥料	二一四〇〇〇	一、二八、四〇〇

次に第二・四半期（七月）における需給をみるに、先づ供給については七月生産見込数量並びに、輸入見込数量に基き、別紙の如く買入れることとして、この買入数量に前期末の公団手持予想数量を加えた供給量は、窒素六九万吨、燐酸三八万吨、加里一八・七万吨である。これに対し配給は、春肥割当数量に対し七月末において窒素九二%、燐酸九二%、加里七五%の配給率を示すものとし、残余の窒素一一、五六〇吨（割当の八%）、燐酸六九五〇〇吨（割当の八%）、加里五三、五〇〇吨（割当の二五%）は配給繰返数量とみた。

これにより、本期末（七月末）の公団手持数量は、窒素五四、五千吨、燐酸二五〇、千吨、加里一五、五千吨となる。

一五、五千吨となる。

昭和24年上半期損益計算書

損失科目	金額	利益科目	金額
事業費 ⁺¹³⁰	2,878,457.532 ²⁸	運管収入	3,635,514.898 ⁴⁹
取引高貸	559,053.12	支取利息	196,058.530 ²¹
支払利息	232,938.857 ⁶⁵	受入利息	5,961,548.12
雑損	128,389.663 ⁴⁴	雑益	68,795,072.05
俸給満了	255,871.577 ⁷⁰	価格調整金	21,508,540.00
旅費雑費	20,787.316 ⁵⁵	受入手数料	439,891,735.99
諸経費	92,416,950.54		(196,051)
(剰余)	628,376,299.61		
合計	4,367,997,325.64	合計	4,367,997,325.64

経理課本部

裏面白紙

昭和二十五年年度第二・四半期（七月）事業計画

一、前 湖木公団手持数量

單位肥（換算数量）

硫 安	三三五七〇〇
石 灰 窒 素	六三六〇〇
硝 安	四六八〇〇
尿 素	七三〇〇
塩 安	九〇〇
窒 素 質 肥 料 計	四五四三〇〇
過 磷 酸 石 灰	二三九六〇〇
四 五 重 過 石	三〇〇
トーマス 磷 肥	四八〇〇
熔 成 磷 肥	一七〇〇
磷 酸 質 肥 料 計	二四六四〇〇
加 里	九四二〇〇
十 代 田 化 成	一〇〇〇

二、買 入

磷 硝 安	二五〇
固 形 肥 料	二〇〇〇
硫 安	一四五四六六（四差）
石 灰 窒 素	四五〇〇〇（輸入）
尿 素	四〇一〇〇〇（実数二〇〇〇）
塩 安	四〇〇〇〇（実数一五〇〇）
窒 素 質 肥 料 計	一八〇〇〇
過 磷 酸 石 灰	二三六三六六
四 五 重 過 石	一二五〇〇〇
トーマス 磷 肥	五〇〇〇（実数二〇〇〇）
熔 成 磷 肥	二七〇〇
磷 酸 質 肥 料 計	六〇〇〇
加 里	一三四二〇〇
	九三〇〇〇

三配

千代田化成	一〇〇〇
磷	二五〇
固形肥	二〇〇〇
配合肥料	七五〇〇
硫	九七三四
石	二九三〇
硝	一六五〇〇
尿	一、二〇〇
塩	一〇〇
窒素肥料	一四四、四四〇
過燐酸石灰	一二七、一〇〇
四五燐石	二〇〇
トマス燐肥	二、二〇〇
熔成燐肥	八〇〇

四七

加	一三〇、三〇〇
磷	三二、一〇〇
酸	四二七、七六六
質	七四、四〇〇
肥料	三〇、三〇〇
計	一〇、一〇〇
硫	二、六〇〇
石	五四五、一六六
灰	二、三七五〇
窒素肥料	六〇〇
過燐酸石灰	五、三〇〇
四五燐石	六、九〇〇
トマス燐肥	二五〇、三〇〇
熔成燐肥	一五五、一〇〇

千代田化成
硝子安
燐形肥料
固形肥料
配合同肥料

二〇〇〇
五〇〇〇
四〇〇〇
七五〇〇

裏面白紙

198

昭和二十五年年度第二・四半期（七月）資金計画

1. 肥料買入代金

硫酸	一四二,四七八七	二,八〇一,四〇二千円
石灰窒素	四四,三〇〇	九〇八,一五〇
尿素	一,八〇〇	七九,二〇〇
塩安	一,一四〇	二七,九三〇
過磷酸石灰	一,二八,四〇〇	一,二三五,八五〇
重過磷酸	三四〇	九〇,二四
トマス精肥	三五〇〇	三六,五七五
熔成磷肥	六六〇〇	七〇,四六四
千代田化成	九〇〇	二三,九四〇
磷硝安	一七〇	四,二五〇
固形肥料	三四〇〇	三四,〇〇〇
配合肥料	五,〇〇〇	八四,八五五

輸入硫酸

〃 如里

計

硫酸	一四二,四七八七	三,九九四,四四六
石灰窒素	四四,三〇〇	一〇,八三四〇九
尿素	一,八〇〇	六,七九八,四九五千円
塩安	一,一四〇	一,五〇,九二〇千円
過磷酸石灰	一,二八,四〇〇	三二,一九六
重過磷酸	三四〇	一九〇七
トマス精肥	三五〇〇	一,二〇七
熔成磷肥	六六〇〇	一,五五,三五一
千代田化成	九〇〇	四一一
磷硝安	一七〇	四,二三六
固形肥料	三四〇〇	七,九八八
配合肥料	三,四〇〇	九五四

肥料公團廢止に伴う金融措置に関する申入れ

(昭二五、七、三 自由党)

肥料公團の廢止に伴い肥料に関する金融が民間の手に委ねられる
については、肥料の生産及び引取を圓滑にするため一般金融情勢
の窮乏をも考慮し、左の措置を至急賜せられたい。
一 生産者に対する金融としては、

- (一) スタンプ制度による特殊の肥料手形制度等を創設すること。
- (二) 右手形の割引に要する資金は、預金部資金の民間預託又は日
本銀行の再割引によること。(この所要資金は、秋肥のピー
ク一三〇億圓、春肥のピーク二六〇億圓と豫想する。)
- 一 購運の肥料購入資金は農林中央金庫をして融資せしめることと
し、尙肥料商の金融につきも特に配慮すること。
- 一 農民の肥料買入のためには従来の農業手形の一層圓滑なる活用
を圖ること。

(備考) 肥料手形制度等の實行方式については、關係機關の間

において至急具體的細目を樹立すること。

2.5
17.5
10-4

182

極秘

輸出金融公庫法案要綱

(附、二五、七、一〇)

(目的)

第一 輸出金融公庫は、金融上の援助を与えることにより本邦の輸出貿易を促進するため、一般の金融機関が行う輸出金融を補充し、又は奨励することを目的とする。

(法人格)

第二 輸出金融公庫(以下「公庫」という。)は、公法上の法人とする。

(事務所)

第三 公庫は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公庫は、大蔵大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四 公庫の資本金は、政府がその全額を出資する。

2 政府は、前項に規定する公庫の資本金に充てるため、予算に定める金額の範囲内で、米回付日援助見返資金特別会計から公庫に貸し、米回付日援助見返資金を交付することができる。この場合において、その交付した金額は、一般会計からの出資とする。

3 政府は、前項に掲げるものの外、第一項に規定する公庫の資本金に充てるため、予算に定める金額の範囲内で、外国為替特別会計から公庫に貸し、必要な金額を出資するものとする。

(登記)

第五 公庫は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

(名称の使用制限)

第六 公庫でない者は、輸出金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

めくれば

25
7.10
7.10.4

(役員)

第七 公庫に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

- 1 理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事は、理事長の定めるところにより、公庫を代表し、理事長を補佐して公庫の事務を掌理し、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。
- 3 監事は、公庫の業務を監査する。

(役員の内命)

- 1 理事長は、大蔵事務次官をもつてこれに充てる。
- 2 理事は、理事長が大蔵省の議員のうちから兼ねて任命する。
- 3 監事は、大蔵大臣が大蔵省の議員のうちから兼ねて任命する。

(役員)

第十 公庫の役員は、理事長が、大蔵省の議員のうちから兼ねて任命する。

(役員及び議員の地位)

- 1 公庫の役員及び議員は、国家公務員とする。
- 2 公庫の理事長たる大蔵事務次官及び公庫の役員又は議員を兼ねる大蔵省の議員は、公庫から公庫の役員又は議員としての報酬を受けない。

(業務の範囲)

第十二 公庫は、第一に掲げる目的を達成するため、大蔵大臣の定める計画及び指示に従い、左の業務を行う。

- 1 本邦で生産又は産出された穀類又は原料得の本邦からの購入及びこれに伴つてなされる本邦法人又は本邦人からの技術の受入を促進する目的をもつて、外国政府、外国の政府機関、外国

の地方公共団体、外国銀行又は外国商社に對してなす資金の融通又は債務の引受若しくは保証

二 前号に附帯する業務

2 公庫は、大蔵大臣の承認を受けて、前項の業務の外、公庫の目的達成上必要な業務を行うことができる。

3 第一項第一号の資金の融通又は債務の引受若しくは保証は、本邦通貨又は政令で定める外国通貨をもつて表示されるものでなければならぬ。

(債務の引受及び保証の限度)

第十三 公庫が引受、又は保証した債務の現在額の合計額は、公庫の資本金の額から公庫が融通した資金の現在額を差引いた額をこえることができない。

(業務の委託)

第十四 公庫は、大蔵大臣の認可を受けて、日本銀行に對しその

業務の一部を委託することができる。

(業務方法書)

第十五 公庫は、業務開始の際、業務方法書を定め、大蔵大臣に提出し、その認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、資金の融通又は債務の引受若しくは保証の方法、利率及び期限並びに元金の回収の方法等を記載しなければならぬ。

(資金の借入)

第十六 公庫は、業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、外国政府又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができる。

(予算及び決算)

第十七 公庫の予算及び決算に關しては、公庫等の予算及び決算

の暫定措置に関する法律の定めるところによる。

(利益金の処分)

第十八 公庫は、毎事業年度の決算上利益金を牛じたときは、これを国庫に納付しなければならない。

(余裕金の預託)

第十九 公庫は、業務上の余裕金を国庫に預託しなければならない。

(会計帳簿)

第二十 公庫は、大蔵省令で定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(監督)

第二十一 公庫は、大蔵大臣が監督する。但し、公庫を当業者又は参加人とする訴訟については、法務總長が監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に對して業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(罰則)

第二十二 公庫の役員又は職員、日本銀行の役員又は職員及び出金庫公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者に對して、所定の罰則を加える。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 大蔵大臣は、大蔵省議員のうちから設立委員を命じて、公庫の設立に關する事務を処理させる。
- 3 公庫は、設立の登記をすることに因り成立する。
- 4 公庫には、所得税、法人税、登録税、印紙税及び地方税（但し、事業税及び附加価値税のみ）を課さない。

肥料配給公団解散令

内閣は、肥料配給公団令（昭和二十二年勅令第七十一号）第七條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（通則）

第一条 肥料配給公団の解散及び清算に関しては、この政令の定めるところによる。

（解散の登記）

第二条 大蔵大臣は、肥料配給公団の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に、その解散の登記を囑託しなければならない。

2 登記所は、前項の登記の囑託を受けたときは、直ちにその登記をしなければならない。

（肥料配給公団の存続）

第三条 肥料配給公団は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了まで、なお存続するものとみなす。

（清算終了の時期）

第四条 肥料配給公団の清算は、遅くとも昭和二十六年九月三十日までに終了しなければならない。

（清算人の任命）

第五条 清算人は、大蔵大臣が部内の職員のうちから任命する。

（清算人の代表権）

第六条 清算人は、肥料配給公団を代表する。

（清算人の登記）

第七条 清算人は、その就任の日から、主たる事務所の所在地において二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所を登記しなければならない。

25
7.15
10-4

187

2 前項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、主たる事務所のある所在地においては二週間以内に、従たる事務所のある所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならぬ。

(清算人の職務権限)

第八条 清算人は、左の職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡

2 清算人は、前項の職務を行うために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をすることができる。

(清算事務の監督)

第九条 清算人は、就任の後直ちに肥料配給公団の財産の現況を

調査して、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作り、大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

3 清算人は、大蔵大臣の定めた清算計画に従つて、清算を行わなければならない。

4 大蔵大臣は、前項の清算計画を定めるときは、農林大臣に意見を求めるものとする。

5 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算に關して必要な事項を命令することができる。

(債権者に対する催告)

第十条 清算人は、その就任の日から一月以内に、少くとも三回の公告をもつて、債権者に対し、二月以内にその債権を申し出

るべき旨を催告しななければならない。

2 前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を附記しななければならない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその債権の申出を催告しななければならない。

4 清算人は、知れている債権者を清算から除斥することができない。

(除斥された債権者に対する弁済)

第十一条 清算から除斥された債権者は、肥料配給公団の債務完済後まだ国庫に引き渡さない財産に対してのみ請求することができる。

(清算行為の特則)

第十二条 清算人が左の行為をするときは、大蔵大臣の認可を受

けなければならない。

- 一 訴の提起
- 二 和解及び仲裁契約の締結
- 三 権利又は利益の放棄
- 四 契約の更改

(残余財産の帰属)

第十三条 残余財産は、国庫に帰属する。

(決算書類提出の義務)

第十四条 清算事務が終つたときは、清算人は、直ちに決算報告書を作り、大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の決算報告書には、清算に関する重要な書類、肥料配給公団の帳簿及びその事業に関する重要な書類を添附しなければ

ならない。

3 第一項の決算報告書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならぬ。

(清算終了の登記)

第十五条 清算人は、前条第一項の承認があつた後、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならぬ。
(登記手続)

第十六条 解散の登記を除いて、肥料配給公団の登記は、清算人の申請によつてする。

第十七条 第七條第一項の規定による登記の申請書には、清算人の任命を証する書面を添附しなければならない。

2 第七條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の交

更を証する書面を添附しなければならない。

第十八条 清算終了の登記の申請書には、第十四條第一項の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(清算人の復職)

第十九条 清算人が清算終了の登記を終えたときは、大蔵大臣は、清算人をその就任直前における官職又はこれと同一条件の官職に復するものとす。但し、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の適用を妨げない。

附 則

この政令は、昭和二十五年八月一日から施行す。

裏面白紙

理由

肥料配給公団は、昭和二十五年七月三十一日限り経済安定本部
総務長官の命令に因り解散するため、解散及び清算に關して必要
な事項を定める必要があるからである

111

取付

資業第四号一ノ三六 同文送付先
昭和二十五年七月二十九日

逓信省逓信局長
中央省物調部長
大蔵省主計局長
会計検査院検査第一局長

産業復興公園

資材局長事務取扱 高嶺明達



逓信省
産業局長
(産業政保課)

指名競争入札又は隨意契約により販賣する場合の承認に関する件

當公園保有資材の販賣処理については 二五企第五三三号「産業復興公園保有資材の販賣処理要領」に準據して行ふべきことが指示せられて居りますが、その中会計規程の許容する範囲内でする標記の件に關しては別添文書の通り一括して御承認を得ましたから御諒承願います

添付書類

別添第一

二五企第一三七二号 指名競争入札又は隨意契約により販賣する場合の承認に関する件
二五、七、十九付

以上

二五企第一三七二号

昭和二十五年七月十九日

通商産業省通商企業局長 石原武夫

寫

産業復興公団総裁 高梨博司 殿

指名競争入札又は随意契約により販売する場合の承認に関する件

昭和二十五年七月十日附資業第四号一ノ二八により申請のあつた標記の件に關しては、公団会計規程第二十七条の「特別の事由ある場合」の運用に属するものであり、また豫算決算及び会計令その他政府会計諸規定を参酌し且つ公団物資の特殊な性質と事情とを勘案したものととして已むを得ないものと考えられるから、申越の通り処理してさしつかえない。

六 指名競争入札に付し得る場合

(一) 公団会計規程施行細則第六十四条第一項第一号、第五号又は第六号に該当する場合

(二) 急迫の際で一般競争入札に付する余裕のないとき

(三) 随意契約に依ることの出来る場合

二 随意契約により得る場合

(一) 公団会計規程施行細則第六十六条第一、二、四、八、又は九号に該当する場合

(二) 国政府機関又は地方自治団体（都道府県市町村）に販売する場合

(三) 非常災害のあつた場合、所轄地方公共団体の指示に基き、備蓄資材を売渡す場合

(四) 随意契約によるときは時価に比し著しく有利な価格をもつて契

約することができる見込のある場合

(五) 急速に契約をなすのでなければ契約をなす機会を失うおそれのある場合又は著しく不利な価格をもつて契約せねばならぬおそれのある場合

四 競争入札に付しても入札者がない場合、又は再度の入札に付しても落札者がない場合

但し右の場合の価格は入札の際の販売予定価格以上とする。

五 落札者が契約を結ばない場合、但しこの場合の販売価格は落札金額以上とする。

六 前二項による随意契約が調わない場合に左の各号の一に該当するときは、前二項の但し書にかゝらず販売予定価格の九〇%以上であれば価格の変更は妨げない。

一 販売予定価格が高きに過ぎると認められる場合

二 販売予定価格が十万円未満であつて、早急に売却する必要の

ある場合

内バザー及びその他の委託販売
件第九項により販売した残品を、その価格以上で販売する場合

25
7.29
10~4

食糧配給公団の廃止及び主要食糧の新配給
制度に関する措置要綱(案)

食糧 庁 二五七、二七

一、目的

食糧配給公団(以下「公団」という)の廃止及びこれに伴う主要食糧の新配給制度の実施は、最近に於ける食糧及び経済事情の推移に鑑み、主たる目的を民間事業の自主性の恢復、公正な競争及び消費者の利便の増進に置き、機構の切換に当っては、その円滑な実施と配給上の混乱の防止に意を注ぎ措置するものとする。

二、定義及び分類

(一) 主要食糧の分類

5000
4000

- 1. 主要食糧甲 パン、生めん、及びゆでのめんを除く主要食糧
 - 2. 主要食糧乙 パン、生めん、及びゆでのめん
- (二) 主要食糧の取扱別分類

- 1. 消費者選択購入切符（フリークーポン）制を採用するもの、
- パン、生めん、ゆでのめん、乾めん、及び小麦粉
- 2. 購入通帳制によるもの

その他の主要食糧及び調整用小麦粉

(三) 主要食糧の小売販売業者の種類

- 1. 小売販売業者甲
（主要食糧甲の小売販売業者）
- イ 消費世帯用主要食糧
- ロ 生産世帯用主要食糧
- ハ 工場事業場用労務加配主要食糧

- 2. 小売販売業者乙
（主要食糧乙の小売販売業者）
- イ めん小売販売業者
- ロ パン小売販売業者
- 3. 小売販売業者丙
（主要食糧甲の特殊な小売販売業者）

- イ 旅行者用主要食糧
- ロ 船員用主要食糧
- ハ 個人用労務加配主要食糧
- ニ リンク制労務加配主要食糧
- ホ 漁業労務者用労務加配主要食糧
- ヘ 漁業労務者用労務加配主要食糧

(四) 主要食糧の製造販売者の種類

1. パン製造販売業者

(パンを製造しパン小売販売業者に売り渡すことを業とする者)
又、めん製造販売業者

(五) とう精業者

(めんを製造しめん小売販売業者に 売渡すことを業とする者)
又、とう精業者

(六) 卸売販売業者

主要食糧の卸売を業とする者

三、方針

(一) 公団は、昭和二十六年四月一日までに廃止するものとするが、廃止前においてもその機構は主要食糧の配給に支障を来さない限り極力簡

素化を回るものとする。

(二) 公団の主要食糧甲についての未端小売施設及び小売機能は遅くとも二十五年九月三十日迄に民営に切替えるものとし、公団職員、配給施設

の旧提供者及び公団代位配給所の現運営者に優先的に移譲し、都道府県知事は小売販売業者甲として登録を行い、二十六年一月一日迄は公団委託制により営業せしめることとする。但し公団の代位配給所に

ついては、二十五年十月一日から買取制で営業をせしめるものとする。

(三) パン、ゆでめん、又は生めんの小売販売業者乙については、都道府県知事は、消費者の自由選択制により登録を行い、遅くとも昭和二十五年十月一日より買取制によって営業せしめることとする。(三〇三三)

(四) 小売販売業者丙については、都道府県知事は、昭和二十五年九月中に業者の届出制により登録を行い、営業せしめることとする。

(五) 小売販売業者甲につき、都道府県知事が特に必要があると認めると

1級 60
2級 30
3級 10
4級 10
5級 10
6級 10
7級 10
8級 10
9級 10
10級 10
11級 10
12級 10
13級 10
14級 10
15級 10
16級 10
17級 10
18級 10
19級 10
20級 10
21級 10
22級 10
23級 10
24級 10
25級 10
26級 10
27級 10
28級 10
29級 10
30級 10
31級 10
32級 10
33級 10
34級 10
35級 10
36級 10
37級 10
38級 10
39級 10
40級 10
41級 10
42級 10
43級 10
44級 10
45級 10
46級 10
47級 10
48級 10
49級 10
50級 10
51級 10
52級 10
53級 10
54級 10
55級 10
56級 10
57級 10
58級 10
59級 10
60級 10
61級 10
62級 10
63級 10
64級 10
65級 10
66級 10
67級 10
68級 10
69級 10
70級 10
71級 10
72級 10
73級 10
74級 10
75級 10
76級 10
77級 10
78級 10
79級 10
80級 10
81級 10
82級 10
83級 10
84級 10
85級 10
86級 10
87級 10
88級 10
89級 10
90級 10
91級 10
92級 10
93級 10
94級 10
95級 10
96級 10
97級 10
98級 10
99級 10
100級 10

きは、農林大臣の承認を受け増設を行うことが出来るものとする。この場合に於ては消費者の自由選択制により登録を行うものとする。

(六) 及び(四)による小売販売業者甲及び丙は、昭和二十六年一月一日までに買取制に切替えるものとする。

(七) パン及びめん製造販売業者については、都道府県知事は、夫々パン小売販売業者、及びめん小売販売業者の自由選択による登録を行い、二十五年十一月一日より業務を開始するものとする。但しめん製造販売業者については、都道府県知事が必要ありと認めたる場合に限り登録を行うものとする。

(八) 公団の卸売機能については、二十六年一月一日より民営に切替えるものとし、都道府県知事は、小売販売業者甲、めん小売販売業者、めん製造販売業者、及びパン製造販売業者の自由選択による総合卸売制を建前とする卸売販売業者を登録するものとする。此の場合卸売販売業者

(九)

者が業務を行うに当っては買取制によるものとする。昭和二十六年三月一日以降速かな期日において全国一斉に消費者の自由選択制により小売販売業者甲の登録を行い同時に小売販売業者丙につき(四)に準じた方法により登録を行う。小売販売業者乙の登録は実施の時期は別に定める。

(十)

(九)による小売販売業者甲の機構が整備された後において適当な期日に小売販売業者甲及び小売販売業者乙の自由選択制による卸売販売業者の登録を行うこととする。

(十一)

卸売販売業者、小売販売業者、消費者の間の各段階における主要食糧の配給については農林大臣の発行する購入券制度を実施するものとする。

(十二)

米穀のとう精施設は、卸売販売業者が出来る時期に都道府県知事に対する届出制による自由営業として民営に切り替えることとするが

その業務は、建前としては、卸売業者をして行わせることとする。

(十三) 小麦粉関係製品の配給については、総合配給に支障がない限り特に消費者の希望に応じて行われるように小売販売業者乙の登録と同時に買取制によるフリークーポン制を採用する。(別紙参照)

(十四) 公団のいも類、でん粉及び包装資材を取り扱う機構、人員等についてはその業務縮少の実態に即しつつ中央及び地方を通じて簡素化を図る。

(十五) 右配給制度の改変に伴う価格の調整及び販売業者の資金の確保を図る。

(十六) 右配給機構の改変に伴い主要食糧の配給に伴う附属的業務の整理に努める。

(十七) 前各項を通じ公団に關してはその昭和二十五年年度予算の範囲内でこれを調整して行う。

四 措置

(一) 小売業務の民営への切替(小売販売業者甲の登録)

公団の直営配給所及び代位配給所については、昭和二十五年八月下旬から都道府県毎に民営への切替を行い、小売販売業者甲の登録を行い遅くとも九月三十日までは、これを完了することとする。この場合に於ては、小売施設はいかなる形においても統合しては存しないものとし、小売販売業者甲の選定に当つては、一事業者につき一施設を旨とする。

(二) 小売販売業者甲の選定方法

1. 都道府県知事は、農林大臣の指示に従い都道府県知事の定める地域において、現に設けられている公団配給所の数を超えない範囲内で、次に掲げる事項に該当しない者が登録を申請した場合に公団から主要食糧を買い受けてその業務を行う日がより早い者を他の者に優先

して登録するものとする。

但し、公団職員、その他これに準ずる従業員若しくは、地方食糧管理団の設立以前において、その所有する主要食糧の小売施設を地方食糧管理団又は米穀共同販売組合に譲り渡しし者へその包括承継人を含むことであつて、それぞれ昭和二十六年一月一日までに公団又は卸売販売業者から主要食糧を買い受けてその業務を行うもの又は公団の委託を受け主要食糧甲の売り渡しの業務を営んでいる者へ公団代位配給所の運営者）であつて、昭和二十五年十月一日までに公団から主要食糧を買い受けてその業務を行う者を他の者に優先して登録するものとする。

2. 前項但書の場合に於て都道府県知事が登録する者の数が当該地域において現に設けられている公団配給所の数を超える場合は、前項本文の規定にかゝらずその数まで登録するものとする。

3. 前項の場合において食糧配給公団の委託を受け主要食糧の小売業務を行おうとする者は、昭和二十六年一月一日までに公団又は卸売販売業者から主要食糧を買い受けその業務を行うものでなければ業者登録を受けることはできない。

4. 欠格条件

(1) 食糧管理法、物価統制令その他割当及び配給に関する諸法令違反の行為により一年以上の懲役又は一万円以上の罰金に処せられた者

(2) 権限に基づいて、通常主要食糧の売渡又は製造に必要と認められる固定施設を利用出来ることを証明できない者

(三) 小売販売業者甲の増設

都道府県知事は、主要食糧の円滑な配給にいちじるしく支障があるため主要食糧の売渡施設を増加する必要があると認めるときは、農林大

臣の承認を受け、区域を指定して小売販売業者を増加するための登録を行うことができる。

この場合に於ては、消費者の自由選択制により郡道府県知事が登録を行うこととする。

(四) 小売販売業者乙の登録

小売販売業者乙については、二五年九月中旬にパン小売販売業者及びめん小売販売業者の各々について消費者の自由選択制により郡道府県知事が登録を行い十月一日から買取制により業務を行うものとする。

(五) 小売販売業者丙の登録

小売販売業者丙については、その登録を受けようとする者が届出^出は郡道府県知事は登録を行うこととする。実施の時期は小売販売業者甲と同時とする。

(六) この場合の欠格条件は(二)の4と同様である。

(六) パン製造販売業者の登録

パン製造販売業者については二五年十月中旬にパン小売販売業者の自由選択^制により郡道府県知事が登録を行い、十一月一日から買取制により業務を行うものとする。

この場合の欠格条件は(二)の4と同様である。

(七) めん製造販売業者の登録

めん製造販売業者については郡道府県知事が必要ありと認められた場合に限り二十五年十月中旬にめん小売販売業者の自由選択制により登録を行うことが出来る。

めんについては郡道府県知事が実情に則して左の何れかの方式をとるものとする。

① めん小売業者が直接公田又は面売販売業者から小麦粉を買い受け

て自らめんを製造して小売する場合

② のめん小売販売業者がめん製造販売業者の製造しためんを買い受けて小売する場合

③ ①と②の場合の併合

但し③の場合にあつては同一のめん小売販売業者は卸売販売業者及びめん製造販売業者の何れか一を登録するのであつて両方に登録することは出来ないものとする。

(ハ)

卸売業務の民営への切替へ(卸売販売業者の登録)

公団の卸売機能は二十六年一月一日までに民営に切替えるものとし、都道府県知事が都道府県単位に綜合卸売制を建前として、二十五年十二月末までに小売販売業者甲、めん小売販売業者めん製造販売業者及びパン製造販売業者の自由選択による登録を行い二十六年一月一日より買取制による販売の業を営ませるものとする。

(ニ) 登録制の実施方法

(1) 小売販売業者甲

(ア) 本措置は今年の民営への切替に際しては適用しない。

(イ) 都道府県知事(二)の4の資格条件のない者につきその者から直接購入しようとする消費者の登録数に基づいて行うものとする。

(ロ) 過度の乱立による不当な競争を防止し計画配給の円滑な実施を図るため都道府県知事は、農林大臣の定める基準に従い小売販売業者甲の登録を受けける条件として登録保有数の最低限を設定する。

(ウ) 事業区域は、原則として市町村の区域とするが地勢上主要食糧の配給に支障があると認められる場合においては農林大臣の承認を受けて市町村の区域を超えて定めることが出来る。

この事業区域の設定に当つて市町村の区域を分けて定める場合には当該事業区域内に五以上の小売販売業者甲が登録されるようにすることを目指しなげねばならない。

(エ) 都道府県知事は、小売販売業者甲となろうとする者から申請書の提出を受けたときは、(二)の4の資格条件に該当しない者を登録

台帳に登載し、消費者は市町村役場その他これに準ずる場所に設けられる登録所において登録台帳のみずから購入しようとする者の該当欄には予備登録をする。

この場合その予備登録先は、労務加配の購入先と然らざる購入先とに分けて差し支えないこととする。

予備登録の数がBにより定められた最低限を越えた者に対し都道府県知事は、小売販売業者甲登録票を交付することとする。

(2)

小売販売業者乙

A 都道府県知事は(1)の4の欠格条件のない者につきその者が消費者から受けた小売販売業者乙選定票の数に基づいてパン及びめん小売販売業者の各々につき行うものとする。

B 小売販売業者乙の事業区域は都道府県とする。農林大臣の承認を受けて都道府県を越えて定めることができる。

C 過度の乱立による不当な競争を防止し、配給操作の合理化を図るため都道府県知事は、集めるべき小売販売業者乙選定票の数の最低限を設定する。

D 都道府県知事は、小売販売業者乙選定票の数がBにより定められた最低限を越えた者に対し小売販売業者乙登録票を交付することとする。

(3)

小売販売業者丙

小売販売業者丙の登録は、申請者が(1)の4の欠格条件に該当しないときに、届出に依り都道府県知事が小売販売業者丙登録票を交付することによって行う。

(4)

パン製造販売業者

α パン製造販売業者の登録は、小売販売業者甲の登録に準ずる手続による。

β

都道府県知事がパン製造販売業者の登録を行うに際しては申請者が都道府県知事の定めるパン小売販売業者の数の最低登録保有数を越えた者に対し行う。

(5)

めん製造販売業者

パン製造販売業者の登録に準じて行う。

(6)

卸売販売業者

- a. 卸売販売業者の登録は小売販売業者甲の登録に準ずる手續によるが、その申請に際しては、金融機関の信用を証明する文書、財産目録及び資金計画を提出するものとし、自己資金の額が最低登録保有数による業勢の運営を行うに必要な金額の三日分を超えない者は、欠格として登録台帳に登録しないものとする。
- b. 都道府県知事は農林大臣の指示に従いその登録保有数の最低限を設定する。
- c. 事業区域は、原則として都道府県の区域とする。但し、地勢上主要食糧の配給に支障があると認められる場合においては都道府県知事は農林大臣の承認を受け都道府県を超えて定めることが出来る。
- d. 卸売販売業者の業態は、総合卸売制とする。
- e. 予備登録の数がbにより定められた最低限を超えた者に対し、都道府県知事は、卸売販売業者登録票を交付することとする。

- (7) 販売業者となろうとする者が都道府県知事の登録を受けなかった場合において不服であるときは、経済安定本部総裁に異議の申立を認めることとする。
- (8) 消費者又は販売業者は、その登録の有効期間中は、各々自己の登録した販売業者から主要食糧を買い入れるものとする。
- (9) 消費者又は販売業者が予備登録した販売業者が都道府県知事の登録を受けなかった場合には、当該消費者又は販売業者は他の販売業者に登録するものとする。
- (10) 販売業者の登録替えは毎年一回これを行うこととする。
- (11) 販売業者が法令に違反し又は欠格条件に該当することになった場合には、都道府県知事は、公開による聴問を行った後これを取り消すことができるとし、取扱を受けた者は、更に経済安定本部総裁に異議の申立をすることからできるものとする。

(12) 登録を取り消された販売業者に登録していた消費者又は販売業者は、その者の住所又は営業所の所在地を事業区域とする他の販売業者に登録又は予備登録するものとする。

これは、転出した場合及び販売業者が廃業した場合においても同様である。

(11) どう精業務

1. 公団のどう精業務の民営への切替の円滑な実施と閉鎖機関所有精米施設の適正な処分を期することとし、民営への切替に当っては切替後においても現在のどう精担当段階に該当する卸売業者においてどう精業務を行わさせることを旨とする。

2. 販売業者であつて自ら米穀のどう精の業務を営もうとするもの及び販売業者の委託を受けて米穀のどう精の業務を営もうとする者であつて、欠格条件なき者は都道府県知事に申請して登録を受けるも

のとする。但し、どう精能力二馬力未満の場合は登録を受けることは出来ない。

3. 公団のどう精業務の民営への切替は、卸売業者の事業開始と同時にこれを実施し、出来るだけ速かに完了することとする。

(10) 公団業務の整理とその人員及び機構の縮小

1. 公団の総合配給部門については、その小売業務、卸売業務、加工業務及びどう精業務の民営への切替の進捗と歩を合せて、その人員と機構を逐次縮小することとし、卸売業者の事業開始以後においては、支局及び支所の人員及び機構を逐次縮小することとするが、残存業務の円滑な処理に必要な人員及び機構は二十六年三月末まで確保する。

2. 公団のいも類局については、政府のいも類買入数量の減少に伴い二十五年四月を以て廃止するかその取扱機構として中央、地方を通じ

人員機構の縮少を圖り必要な部課を整備し、買取売渡させるものとする。

3. 包装資材局については、その取扱う包装資材のうち麻殻麻袋及び粉用綿袋のみについて従前通りの取扱を継続し故葉工品及び粉用の麻袋、紙袋及びスフ袋については二十五年四月以降回収修理を行わないこととし包装資材局は廃止して、中央、地方を通じ必要な部課を置くかその人員及び機構を逐次縮少する。
4. でん粉局は二十五年四月に廃止するか政府及び公団の手持でん粉の処理の迅速適正を期するため中央、地方を通じ必要な部課を設けるが二十五年九月末を目途としてそれらの部課をも廃止する。
5. いも類、でん粉及び包装資材の三局の廃止に伴い比等三局の部課を統合して一局を置く。
6. 前各項は公団の二十五年年度予算の範囲内においてこれを行う。

(十二)

価格調整

公団業務の民営への切替えに伴い価格の調整を必要とするかこれを最少限度にとどめる。これかため卸売業者が都道府県別又はアロック別に設立する事業共同組合又はその連合会の活用等に留意する。

(十三)

所要資金の確保

公団業務の民営への切替えに伴う販売業者の必要な資金を確保するため別途必要な措置を速かに行う。

(十四)

民営への切替に伴う配給管理事務の処理

1. 現在公団末端配給機構において担当している配給管理事務については左の措置をとる。
 - (イ) 外食券(甲)及び(乙)、めん類購入切符並かにパン類購入切符については適時、主要食糧購入通帳からの切取切符又は市区町村

長の交付する依之の購入券にあつたため米麥等の小売業者は差引数量の記入のみを行うことにして関係事務を簡素化する。

(四) 配給担当人口についての調査及び報告、転出証明書への最終消費月日の記載及びその台帳の整備、保有農家の転出及び押収、摘発に伴う主要食糧の買入、都道府県知事の指示による諸報告についてはその事務の簡素化をはかり卸売業者又は小売業者をして行わしめる。

2. 販売業者についての登録制の実施その他新配給制度に伴う都道府県及び市区町村の人員費、事務費に充てるため平衡交付金の配付等を行う。

(五) 本要綱を実施するに当り、その細目について地方事情により本要綱によることか出来ないときは、都道府県知事は予め農林大臣の承認を受けなければならぬこととする。

(六) 本要綱中農林大臣又は食糧配給公団総裁が行うとあるのは、その委託があつた場合においては都道府県知事又は食糧配給公団支局長が行うものとする。

別表一

- (一) 小売販売業者甲の予備登録期日
毎年三月一日から一週間
 - (二) 卸売販売業者の予備登録期日
毎年五月一日から一週間
 - (三) のん製造販売業者及びパン製造販売業者の予備登録期日
毎年十一月一日から一週間
 - (四) 小売販売業者乙の登録申請期日
毎年九月一日から一週間
- 但し昭和二十七年四月三十日までの間に於ては販売業者の予備登録は、右の表の期日にかゝりならず農林大臣の指示に従い都道府県知事の定める期日に行う。

別表二

(一) 小売販売業者甲の最低登録保有数の基準

(一) 東京都区制地域、横浜市、名古屋市、 大阪市、京都市、神戸市	五〇〇人以下
二 (一) 以外の市	四〇〇人以下
(三) 町 村	三〇〇人以下（但し、支那人 口総数が三〇〇人未満の町 村にあつてはその三分の一 以下）

備考 事業区域が(一)及び(二)又は(三)の地域にまたがる場合においては(一)、(二)及び(三)の地域にまたがる場合においては(三)による。

別表三

卸売販売業者の最低登録保有数の基準

当該都道府県内の小売販売業者乙の数の四分の一に相当する数及び小
 売販売業者甲の数の合計の二十分の一以下

(二) めん製造販売業者の最低登録保有数の基準
 一〇以下

(三) パン製造販売業者の最低登録保有数の基準
 一〇以下

別表四

小売販売業者乙の選定票最低保有数の基準

一、東京都区制地域、横浜市、名古屋市、 大阪市、京都市、神戸市	五〇〇以下
二、(一)以外の市	四〇〇以下
三、町、村	三〇〇以下（但し、受配人口の総数が三〇〇人未満の町、村にあってはその三分の一以下）

備考

事業区域が(一)及び(二)又は(三)の地域にまたがる場合においては(一)、(二)及び(三)の地域にまたがる場合においては(一)による。

名管經調二第 七一號

昭和二十五年七月三十一日

名古屋管区経済局調整部長

経済安定本部

産業局長殿

産業復興公団保有石綿の販賣に関する件
 標記の件に因り別紙字の如く産業復興公団資材局長
 より七月十三日附資材販第五号の一ニを以て需者割当
 証明書記載事項と相違して販賣する標指示しあるも
 之は明らか指定生産資材割当規則第八條違反と
 思はれるから当局としては公団名古屋支部と一応販賣
 中止を命じあるから御調査の上何分の御指示を願ひたい。

寫

資材取第五号ノ一二

昭和二十五年七月十三日

資材局長

名古屋支部長 殿

石綿52配給手続依頼の件

貴部静岡出張所保管の石綿52ニニ〇kg(名番過九九号)は別紙所
要者割当証明書等により期日石綿工業株式会社配給するこ
ととなつたかうに記の諸美に留意の上配給手続方を依頼する。

記

- 一、割当証明書中の石綿5D一三〇kg以内一三四kgは本部資材から既に配給済
- 二、右の未配給数量については規格は5Dをなっているが5Dは在庫皆無につき貴部
資材の52を代巻品として配給する事に通産省と打合せ決定す
- 三、配給数量一三〇kgに対し五四kg増量となるがこの点については通産省と了

めくれず

解消

四、有効期限は六月三日は経過しているが本部ではその以前に受け付けて居り代書の上の便上遅延したため明題はない。
 五、右代金七、六五六円(元四、八〇〇円)の請本を
 東京都中央区銀座七丁目 三番地 朝日ビル
 朝日石綿工業株式会社
 に送附する。
 六、入金後引取りの発行については静岡出張所に需要者が直接引取り指示し現金引取り得るよう措置する。

添附書類

需要者割当説明書 一部

以上

需要者割当説明書

需要者名	石綿	収入印紙額	42000
建設部	建設部	印紙額	2600
1. 物件の所在地	東京都港区赤坂	※割当額	24年 4/4 10分
※2. 割当を交付する住所	東京都港区赤坂見附	※割当額	4055030
※3. 割当数	1000000部	※有効期限	昭和25年6月30日
※4. 現物	1000000部	※印紙額	4055030
※5. 現物	1000000部	※印紙額	4055030
※6. 現物	1000000部	※印紙額	4055030
※7. 現物	1000000部	※印紙額	4055030
※8. 現物	1000000部	※印紙額	4055030
※9. 現物	1000000部	※印紙額	4055030
※10. 現物	1000000部	※印紙額	4055030

4. 割当条件(割当使用の用途) ① 石綿製品の製造用
 ② 建設現場用(及貯蔵) ③ 建設現場用
 ※発行年月日 昭和25年6月23日
 ※割当主住所の官職氏名及び印 通商産業事務官 原田 環
 ※王務官方名 通商産業省通商雑貨局
 ◎ 収入印紙の額は建設現場相当の印紙を貼付する。



名管至訓二第・七五號

昭和十五年八月一日

経済安定本部

産業局長殿

名古屋管区経済局長

産業復興公団保有絹短織維還元配給に関する件

標記の件に関し別紙の通り産業復興公団名古屋支部長技
公と旧名古屋管区経済調査庁長より申請ありたるも本
物資は非統制として大量のため随意契約せしめることは
六月十日附産業復興公団保有資材の販賣処理要領に依
觸すると考えらるるも元所有者石橋製糸所からは再
三再四陳情あり別紙公団名古屋支部長の申請書に記載
の諸事情は当局でも已むを得ずと認めらるるが、隨意契
約にて還元配給する標指示して宜しいか何分の御回答
願いたい。

名古屋管区経済局

添附書類

名復裁第六一号

絹短織維還元配給に関する件

名管經訓第九九五号

還元配給申請について



名管至監調ヲ九九五号の五

昭和三年十月四日

名古屋管区至南調査方長

名古屋地方経済安定局長

還元配給申請トツテ

名監調ヲ三〇四号トヨリ買取通知した石橋興業株式会社及有
の不正保有物資(絹短繊維)トツテ会社より還元配給申請が
あつたので名古屋地方物資活用審議会会に諮^{つた}ところ申請通り
還元配給許可を適當と認め^たと決議あり^たとして^も全様
意見下^{した}るから本件物資トツテ還元配給の手續を御願ひ
したい。

記

一、還元配給申請者

横濱市中區南仲通 五ノ六

石橋興業株式会社

名古屋管區經濟局

名監調ヲ三〇四号

二、買取通知番号

二一、七二二封度

三、還元配給申請数量

絹短繊維

四、物資所在地

沼津市上土字ヲ六天

石橋沼津製糸所

裏面白紙

供覧

産業局長

次長

産業政策課長

機械金属課長

二五鐵第九〇五号

昭和二十五年八月二日

通商産業省通商鐵鋼局長

経済安定本部産業局長殿

産業復興公團保有特殊鋼の入札に対する指名について（通知）

鑑記の件について二五企第五三三号「産業復興公團保有資材の販売處理
について」に基き指名競争入札参加特殊鋼会社の指名を行い別紙（写）
の通り産業復興公團給裁宛に通知したのでこの旨御了知下さい。

定本部
局
25. 7
受 1077 附



二五 第九〇五号

昭和二十五年八月二日

通商産業省通商鐵鋼局長

産業復興公團總裁 殿

産業復興公團保有特殊鋼の入札に対する指名について（通知）

先に決定した二五企第五三三号「産業復興公團保有資材の販売處理について」に基き特殊鋼の入札に対して左記特殊鋼会社を指名する。

尙爾今の入札に際しては左記特殊鋼会社の参加を認めることとする。

記

- | | | |
|---------|--------|---------|
| 東北特殊鋼 | 昭和特殊鋼 | 特殊鋼 |
| 日南自動車 | 日本金属工業 | 日本冶金 |
| 日本特殊鋼 | 日本金属産業 | 東京鋼材 |
| 新野新工業 | 理研製鋼 | 日本ステンレス |
| 日吉製鋼 | 大同製鋼 | 愛知製鋼 |
| 日本高周波鋼業 | 不二越鋼材 | 大阪特殊鋼 |
| 山陽製鋼 | 日立製作所 | |

以上廿社

11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000

通・経・25.9.3

公 司	公 司 清 算 の 結 果			公 司 の 清 算 剩 余 金 の 引 当 先				備 考
	計	対民間 引揚	本年度中に 処分不能 ストック	計	一般会計	特別会計	預金部	
鉄工品貿易公園	340	(275)	51	340	1	339	(275)	
農産品貿易公園	624	(475)	49	524	21	503	(475)	
食料品配給公園	30	(26)		30	7		(26)	23
飼料配給公園	12	(12)		12	2	1	(12)	9
肥料配給公園	62	(12)	50	62	38		(12)	24
食糧配給公園	212	(212)		212	12	150	(212)	50
油糧配給公園	150	(34)	116	150	30	24	(34)	96
計	1,330	(1,046)	266	1,330	111	1,017	(1,046)	202

説明 上の表は、公園を清算すると、対民間引揚資金、処分不能ストック、評価損を生じ、その合計が、一般会計、特別会計、預金部に引揚られるべき資金の合計に見合うことになる。然し、ストック、評価損に相当するものは現金化しないから、現金に引揚げにはならぬ。従つて、現実の対民間引揚資金は996億円で、それは、右の()内の数に政府各公に引揚られることになる。

特別会計の引揚充別内訳

単位：億円

会社別	科目別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計	引揚	充別
鉱工業貿易会社	未償金	40	40				
	代理取立	28					24
	保管品高	27					
	保管品(輸出品)	91	91				
	貸付金小計	153	131				24
	借入金	153	153				
	未償付金	95	54				
	保管台見込	122	110				
	保管品高見込	27					
	代理取立見込	94	73				
	買付金小計	521	390				
	差引	339	259				24
	未償金	115	115				
	加工賃	68	68				
買付金小計	183	183					
借入金	192	172					
未償付金	30	30					
未償付金	16	16					
未償付金	325	295					
代理取立見込	123	75					
買付金小計	686	608					
差引	503	425				78	
鋼材製造会社	買付金	1					
金機製造会社	買付金	150					
加藤電機会社	買付金	24					24
合計		1,017	784	209	124	0	

註：△印は各会社の貸付金見込を指し、会社の取入と各引揚見込とを指す。

公園の預金部資金借入残高の増減見込

理・経 25.9.3

	25年3月末残高			25年中増減(△)			26年3月末残高			備考
	経済課	預金部資金課	予算料	経済課	預金部資金課	予算書	経済課	預金部資金課	予算書	
食料	50	48	50	△ 50	△ 13	△ 15	0	35	35	予算上総
食品	72	71	62	△ 49 △ 23 △ 72	△ 71	△ 62	0	0	0	予算上総
油	47	49	36	49 △ 34 15	40	53	62	89	89	予算上総
肥料	24	28	50	△ 12	22	1	12	50	49	
飼料	9	9	10	△ 9	9	△ 10	0	0	0	
計	202	206	208	△ 128	△ 32	△ 35	74	174	173	

註 各公園の存続・廃止に関する前提は次の如く考えられている。

	経済課	預金部資金課	予算書
食料	廃止	存続	存続
食品	廃止	廃止	廃止
油	廃止	存続	存続
肥料	廃止	存続	存続
飼料	廃止	廃止	廃止

1. 鐵工品貿易公団 (昭和25年9月末以降決算と入る予定)

単位 億円

	総額	民間				政府		備考
		計	本年度中に取合可能額	本年度中に処分された金額	詳細額	計	一般会計	
現金及預金	85	85	85					市中預金
売掛金	11	11	11					
未受領金	40					40	40	貸料より未受領金
代理取立	(22) 94	(9) 69	(9) 69			(13) 25	(13) 25	貿易特別会計からの保管品(輸入品)の処分代金を貿易特別会計に代りて取立てる債権
保管品荷扱	27					27	27	倉庫専売公社への移管すべき債の理而勘定である
商品(輸出用)	(85) 109	18	11	7		(85) 91	(85) 91	91億円は輸出可能品以外為特別会計の債券特別会計で支払う金額
保管品(輸入品)	(62) 172	(62) 172	(44) 114	(4) 44	(14) 14			輸入品は貿易特別会計の所有に属す。
その他	2	2	2					
計	(169) 540	(71) 357	(53) 292	(4) 51	(14) 14	(98) 183	(98) 182	
借入金	153					153	153	輸出品買上代金戻金のため、貿易特別会計から前借金
買掛金	8	8	8					
未払掛金	75					75	75	輸出品処分代金の貿易特別会計に対する未納成分
未払諸掛	8	8	8					
保管品見返	172					172	172	資産勘定の保管品(輸入品)の見合勘定
保管品荷扱見返	27					27	27	資産勘定の保管品荷扱の見合勘定
代理取立見返	94					94	94	資産勘定の代理取立の見合勘定
その他	3	1	1			2	2	政府2億円の半に基本金0.15億円が含まれる
計	540	17	17			523	2	521
差引計		340	295	51	14	240	1	339 289

I 24年度末の貸借対照表を分析すると上記の通りである。

II 従って公団廃止の結果本年度中に民間から引揚される金額 225億円、本年度内処分不能ストック51億円、詳細額 14億円、計290億円が民間引揚総額である。

III 公団廃止に伴って政府に引揚されるべき金額は、一般会計1億円、特別会計289億円、計290億円となるが、本年度中に民間引揚資金225億円を以て特別会計に引揚されるべき資金289の一部に充てられることになる。

(註) ()内は通産省と引継いだ分。

裏面白紙

2. 鐵 道 貨 務 公 司 (昭 和 25 年 9 月 末 以 降 清 算 に 入 る 予 定) 単 位 億 円

科 目	総 額	対 民 間			対 政 府			備 考
		計	本年及前年中に発生した債権	本年及前年中に発生した債務	計	一般会計	特別会計	
現金及預金	36	36	36				市中預金	
貸 借 金	11	11	11					
代理取立	123	123	123				貿易特別会計からの保管品の処分代金と貿易特別会計に代つて取立の債権	
商品(輸出用)	59	59	44	15			輸出用商品であるが、既に国内にて処分する見込	
保管物(輸入品・輸出品)	325	(149)	(149)	(176)			保管物であり、国内にて処分する見込	
未受債権	115				115	115	貿易特別会計上の未受債権	
加工賃掛	68				68	68	新入した政府保管物資を加工して輸出品とするもの掛金は貿易特別会計のたのみに替るに代り、	
その他	4				4	4		
計	741	(112)	(109)	(124)	187	4	188	
借 入 金	192				192		192	輸出用商品及び加工賃を支払うための貿易特別会計からの前借金
買 掛 金	4	4	4					
未払諸掛	12	12	12					
未払雑勘定	9	9	9					
未払加工賃	3	3	3					
預り保証金	2	2	2					
在庫部勘定	16				16		16	
保管物資見込	325				325	325	325	資産勘定の保管物資の見合勘定
代理取立見込	123				123		123	資産勘定の代理取立の見合勘定
未確定金	20				20	20		
剰 余 金	1				1		1	
その他	4				4	4		対政府4億円の返済には基本金の2億円を含む
計	741	30	30		911	25	686	
差 引 計		524	475	49	524	21	503	

I. 24年度末の貸借対照表を分作すと上記の通りである。
 II. 経つて公団廃止の結果、本年度中に民間から引揚がる金額、479億円で本年度内処分不能は217.49億円で、計524億円の対民間引揚総額である。
 III. 公団廃止に伴つて引揚がらるる金額は一般会計21億円、特別会計503億円で、計524億円で、本年度中に民間引揚がらるるべき資金503億の一部に当てることとなる。
 (註) () 内は通産省に引揚がらるる金額

裏面白紙

3. 食料品・配給公団(昭和25年3月末以降増算中)

科 目	総額	対 民 間			対 政 府			備 考
		計	料債中の引当可能額	料債中の引当資産	評価債	計	一般会計	
現金及び預金	6	6	6					非中予金
売掛金	17	17	17					
未収金	2	2	2					客器保証金等である。
商品	7	7	5	4				4億の評価債は正結である。
その他	1	1	1					
計	33	33	29	4				
借入金	23				23			23 運転資金として予金部よりの借入金である。
買掛金	1	1	1					
基本金及剰余金	7				7	7		
その他	2	2	2					
計	33	3	3		30		23	
差引計		30	26	4	30	7	23	

I. 24年度末の貸借対照表を分析すると上記の通りである。

II. 従って公団廃止の結果本年度中に民間から引揚される金額26億円、評価債4億円、計30億円が対民間引揚総額である。

III. 公団廃止に伴って政府に引揚されるべき金額は一般会計7億円、予金部23億円、計30億円となるが、本年度中に民間引揚資金26億円を以て、予金部23億円及び一般会計7億円の引揚がされるべき金額の一部に当たることになる。

(註) 本公団は上記の資産負債の外に、資産勘定として砂糖50億円と之に見合ひ買價勘定として預金部借入金49億円、価格調整1億円を有するが、これらを一括して勘定。砂糖配給公団に引継がれるから、これらを除外して計算した。

3. 余料品並台公団(昭和25年3月末以降積算中)

科 目	総額	対 民 間			対 政 府			備 考
		計	科債中の 対民間債	科債中の 対政府債	評価債	計	一般会計	
資 現 金 及 予 金	6	6	6					井中予金
売 掛 金	17	17	17					
未 収 金	2	2	2					客器保証金等である。
商 品	7	7	3	4				4億の評価債は正債である。
そ の 他	1	1	1					
計	33	33	29	4				
負 借 入 金	23				23			23 運転資金として予金部よりの借入金である。
買 掛 金	1	1	1					
基本金及剰余金	7				7	7		
そ の 他	2	2	2					
計	33	3	3		30		23	
差 引 計		30	26	4	30	7	23	

I. 24年度末の貸借対照表を合算すると上記の通りである。

II. 従って公団発生の結果本年度中に民間から引揚がら金額26億円、評価債4億円、計30億円が対民間引揚総額である。

III. 公団発止に伴って政府に引揚がられるべき金額は一般会計7億円、予金部23億円、計30億円となるが、本年度中に対民間引揚資金26億円を以て、予金部23億円及び一般会計7億円の引揚がられるべき金額の一部に充てられることになる。

(註) 本公団は上記の資産負債の外に、資産勘定として砂糖50億円と之に見合ふ買掛勘定として預金部借入金49億円、細格調整1億円を有するが、これらを一括して油種、砂糖配給公団に引継いだらう、これらを除外して計算した。

裏面白紙

4. 飼料配給 公用 (25年3月以降清算中)

科目	種別	計			清算中			備考
		前年度	本年度	本年3月	前年度	本年度	本年3月	
現金及預金	現金	4	4	4				示中預金
	預金	8	8	8				
債権	商債	4	4	4				飼料と労務を含む
	文債	1	1	1				
負債	借入金	9		9	9		9	前年度買入の仕立預金部と 引当金の 貸付金の 繰入金部 の買 掛金である
	買掛金	2	1	1				
積立金	預金	2	2	2				
	基金	2		2				
その他	その他	2	2	2				
	計	17	5	17	12	2	9	
差引	計		12	12	2	1	9	

I. 24年度末の貸借対照表と分析すると上記の通りである。

II 従って公用廃止の結果民間から引揚がされる金額は12億円で、これ本年途中に引揚がされる。

III 公用廃止に伴って政府に引揚がされるべき金額は一般会計2億円、特別会計1億4千5百万円、復旧費12億4千万円、本年度財政引揚資金12億円を以て之に当てることとなる。

5. 肥料配給公団 (25年度末日以降決算に入る) 単位: 億円

科 目	起 算	25年度		計 算	一 般 計	特 別 計	予 算	備 考
		前年度	当年度					
現金収入金	4	4	4					市予金
現金収入差金	10	10	10					
未収借入金	19				19	19		
河井先主借金	1	1	1					50億円は未年度迄持越し、4月以降に処分予定
計	73	73	23	50				
資産								
現金	1	1	1					
有価証券	1	1	1					
借入金	109	90	40	50	19	19		
買掛金	20	20	20					
未払掛金	5	5	5					
預り保証金	3	3	3					
借入金	24				24		24	
同準備金	12				12	12		
基金	33				33	33		
その他	12				12	12		
計	109	28	28		81	57	24	
差引		62	12	50	62	38	24	

I. 24年度末の貸借対照表を合計すると上記の通りである。
 II. 従って公団廃止の結果、本年度中に民間から引揚がされる金額12億円、本年度内処分不能ストック50億円、計62億円の市民引揚額である。
 III. 公団廃止に伴って政府に引揚がされるべき金額は一般会計38億円、予金部24億円、計62億円となる。本年度中に民間引揚資金12億円を以て予金部に引揚がされるべき資金24億円の一部に当てることとなる。

6. 食糧配給公団 (25年10月~26年3月 小倉部門底層に切替り子息)

単位億円

科	目	金額	計		次		備	号
			計	内	一般	特別		
資	現金	32	32				市中現金	
	預金	20	20					
	有価証券	4	4					
	貸付	181	181					2/25分の配給手帳に付
	借入金	50		50				借入金
	負債	240	240					借入金
	固定資産	21	21					
	流動資産	5	5					
	現金	150		150				食糧特別金511の繰入金
	預金	2	2					
有価証券	9		9					
貸付	1		1					
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212	12	150	50	
負債								
現金	2		2					
預金	9		9					
有価証券	1		1					
貸付								
借入金	240	28	28	212				

昭和二十五年社内留保額の算定

単位：億円

理、皇、
25, 8, 10

	二十四年度実績見込			二十五年年度			備 考
	全企業 (円)	金融機関 (円)	一般産業 (円)	全企業 (円)	金融機関 (円)	一般産業 (円)	
利益会社所得	1,002	1,373	1,055	1,056	1,056	1,056	1,541
欠損会社加損費	△ 180	△ 308	△ 180	△ 308	△ 308	△ 308	△ 308
法人税	822	1,065	875	928	—	—	1,233
法人税引	612	(同)	386	133	—	—	522
資産平均評価増減	—	—	159	104	—	—	93
税引所得	210	4% 11	330	4% 13	196%	317	99
償還金	150	2	70	3	6%	115	100
株主配当	51	2	119	4	—	—	200
減価償却金	109	4	141	6	19%	135	297
減価償却額	.80	(同)	384	34	191%	350	422
(控別の修繕費)	(250)	(22)	(222)	—	—	—	—
社内留保総計	189 (437)	11 (33)	178 (406)	525	40	485	719 (-) 69 = 550

- 註. 1. (同)は国稅庁調査による二十四年度の実績見込。(要)は安永「国民所得統計」(円)15
主税局予算機電音に及依つたことである。
2. 電信資本の税引所得に付する割合：(1) 23年度会社長に付する 24. 25年度原に及て
も同一之比。24. 25年度の電報資本に算定する。
- (3) 配当金の算定は別表。
- (4) 税引所得、減価償却額の金融機関と一般産業との割合の割合 4. 96 8. 91 15
23年度会社長に付する。
- (5) 25年度の減価償却は予算額の再評価額 2216 億円 × 0.06 (償却率) = 493 億円
の本年年度影響分(予算額) 86% の 384 億に算定する。
- (6) 特別の修繕費は減価償却するべき之を費用に付して計上して加えたことの推計
に及る。

65
61
2023

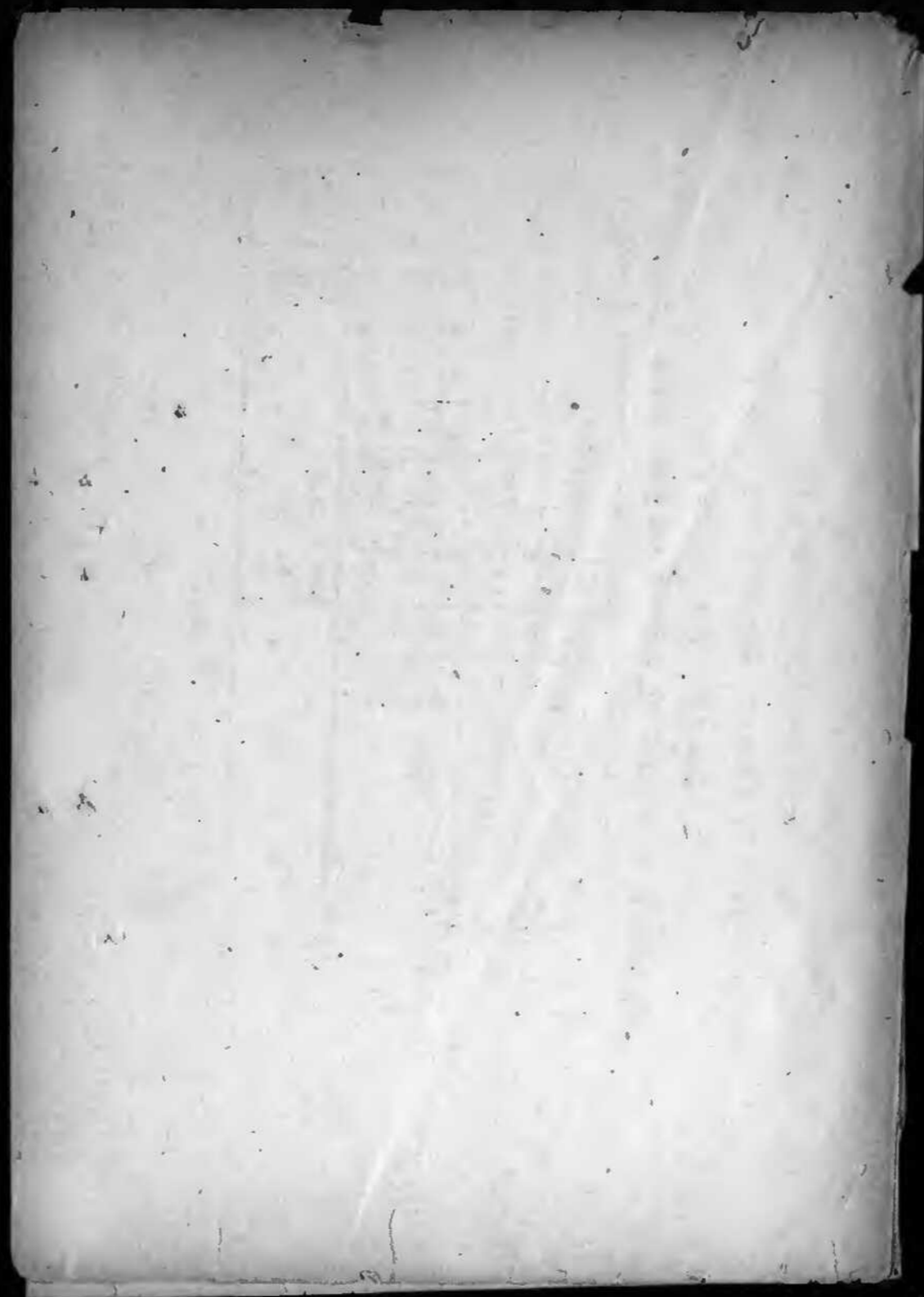
配当金の算定

理. 概. 25. 8. 9. 単位 億円

昭和年度	上場会社				非上場会社		配当金合計
	株式会社	有配会社数	株数	株価	配当金	非上場会社平均配当率	
24年度	1560	685	522	190	31	895	51
25年度	2099	1042	561	388	99	1035	42

(注) 1. 非上場会社の配当金の算定に於ける割合は、(非上場会社の推定配当率)に上場会社に於ける割合の比と推定した。

2. 非上場会社平均配当率は、24年度については、 $\frac{31}{190} \times 100 = 16.3\%$ 、25年度については、 $\frac{99}{388} \times 100 = 25.5\%$ と算出した。



寫

三五福通莖第八三三九號

昭和二十五年八月十日

寫 經濟安堵本部

(分)

通商企業局長 殿

福岡通商産業局 長

産業復興公団保有資材取賣処理要領について

産業復興公団保有資材については六月十日附三五企オ五三三号通商
産業事務次官並に経済安堵本部副長官連名通牒の取賣処理要領
によつて実施中であるが、配給及価格の統制が廢止せられれば資材についての
処理も全面的に自由競争入札とする事は最近の事情から不合理な点
が考へられるので、全品類取賣處理の特例を更に拡げ次の通り今後の處理に
ついで考慮願いたし

記

一、理由

1. 配給及び價格の統制を廢止せられたる資材中には最近の經濟界の変動により價格高騰し、仲介業者の跳梁、物資偏在等のことから著しく需給狀況逼迫し、殊に中小生産業者の眞摯な生産活動が阻害されつゝある狀況である。

2. 右の狀況下に於て公団が自由競争入札するときは國家機關としての公団が益、市價と高騰せしめることとなる。

二 措置

1. 公団保有資材の處理促進に支障のない需給逼迫した資材について公団本部は適正な建値を設定する。
2. 中央處理物資と地方處理物資にわけて、夫々隨意契約する。
3. 地方處理物資は管区經濟局に於て配分計画を立て、主務官庁が先般度^に於て割当出荷指示をなす公団と同様に隨意契約をなさしめる。

福岡通商産業局

4. 中央處理物資より僅少な數量については、前項の取扱に準ずる。

5. 建値設定し得ざるときは生産業者のみの指名競争入札とする。

三 適用範圍

需給逼迫している資材のみについて、期間を定めて実施する。

生ゴム、亜鉛、錫。

格の優劣を廃止せられたれば、小作農は、
価格高騰し、沖介業者の跋扈、物資偏在等のことより、
世に況通直し、殊に中小生産業者の二重課税した生産活動の阻害
の甚るる状況である。
不況状況下は、公田が自由競争に入札することには、国家機関として
の公田の益、平復を高懸せしめることとなる。

二 借上

借上は、生産者の負担促進に資するものなれば、
生産者から借上を促進せしめ、借上を奨励する。

借上は、生産者と地主間の契約にわける、夫々任意契約とする。

借上は、生産者の負担促進に資するものなれば、
生産者から借上を促進せしめ、借上を奨励する。
借上は、生産者と地主間の契約にわける、夫々任意契約とする。

農田賦課法案

政6

(保存期間 年)

類案・第	266 號	昭和二十五年 八月三十一日 決濟	昭和二十五年 八月三十一日 施行
昭和二十五年 八月十一日 起案	主務	産業政策課	主任官

(成號決裁用紙)

966

産業局長 佐々木 啓
 産業政策課長 佐々木 啓
 産業局長 佐々木 啓

産業局長 案の1
 昭和二十五年 月 日

經濟安定本部

總務子室 産業局長

各省局長已接指局 調整部不欠

産業復興公團保有資材の取扱い理要領 に関する件

昭和二十五年七月二十九日付 各省局長 經調二才六七号を以て
 照会にかかる 標題の件に関する 疑義の取扱いの御返
 答を仰す。

記

一 経才九四三号と二五企才五三三号との関係

経才九四三号は当時の物資統制の案状を背景として

231

主として配当統制物資の処分方法について規定したものである
非統制物資の処分については強硬に觸れる所がなかつた。

更に今事に入つて配当統制並に価格統制が次々と撤廃される
に及び、産業復興公団（以下単に公団という）保有の在庫ものを

大部分が非統制物資と向うため、非統制物資の販売方法に重要
を置くと定めらるゝ必要が生じたこと、一更には諸般の情勢から

公団保有在庫の急速処分が要請されること、相俟つて、公団保有
物資の販売方法の明確化と調整の一掃を目的として、今回の

二五五五三三号に於ける証券通産及び通商と向うたものがあつて、
二小は証券九四三三号を排除するものではなく、九四三三

中の非統制物資の処理の部分を敷衍したものである（さである）
経済安定本部

二、非統制物資の販売処理について

非統制物資については、既に物資の計画的、重層的配分という根拠が
なくなつたのであるから、二水が販売処理に当つては、専ら国庫

貯蔵品の公団保有物資を出来るだけ公平且つ国庫に有利に
販売するといふ観点から処理する必要がある。

この意味から契約は、会計法九十九條並に民法に基き、
予算決算及び会計令（以下單に令という）九十七章に於ては、

一般競争入札を原則とし、特定の場においては、任意契約を認めておける

であるが、公団の会計規定(内規)も勿論が社会計法並みに令に準拠して制定された所、公団が隨意契約又は指定競争

入札により販売処理しようとするのは、特定の場合にのみ許定すべし、而して主務大臣の承認を必要とするに依らねばならぬ。而してこの場合の

つて主務大臣が承認を与へることは、事務手続上純粋的に行はるべき或種及公団限りの処理出来る所に、昭和二十五年七月十九日付

二五企発(三三二)号「指定競争入札又は隨意契約により販売しようとする場合の承認に關する件」(別紙)を以て包括的承認

を旨とした。右の包括的承認を得たる場合の外、公団が隨意契約又は、

經濟安定本部

指定競争入札により販売しようとする場合は、すべて主務大臣の承認を個別に受けなければならぬ。

又会計法並に令に基き、物資の生産上、或は需給上の必要から隨意契約又は指定競争入札により販売せしめる場合が

あるが、二小は、二五企発五三三号中の二、金屬類販売処理要領に規定する通りである。

以上の外経済部長官の定めたる方針に基き、場合は、隨意契約又は指定競争入札により販売しようとするものは、この旨も

規定により

三、疑義の各項目の解答の回答

(一) 非統制物資の取引は二五五三号による金属類販売
処理要領に据りて物資は、基本九四三号中の「六項
に規定する要綱統制物資として地方処理に該当し
従って当然隨意契約して差支ない。

(二) 前項の地方処理に該当する物資以外の場々の場合は、
すべて主務大臣の承認と個別に受け付けられらる。

(三) 差支ない。理論的には隨意契約は販売不能の物資
は統制物資としての運用価値と、実質的に決つておる。
ものがある。非統制物資としての処理に供せらる。

經濟安定本部

(四) 差支ない。但し期限を除く外最初競争に付する
こと定められた条件と変更することか出来ぬ。

(五) この場合は現行統制物資ではあるが、価格統制がない
ため、クーポン保持者による制限競争の導入を
とることはしてゐる。尚非鉄金属中銅、鉛、亜鉛
水銀及びニッケルの販売については、二五五三号に
定める通り、競争産業局の通牒に基づき、適宜省から
指示することによりてゐる。

特別注意

別紙のとおり指定競争の札を隨意契約により販売する場
合は、用する件と、競争の公平性を期すこと。

(7)

二葉の二

経産省 早の二 経済安定本部 産業局長

年月日

各級経協局

桐野部長

宛者通

件 知

標題の件は同じ、別紙の通り、各級経協局に送付する。

(取り置き)

案の(1)及び(2)の件は各級経協局に送付する。案の(3)は同封の(4)

経済安定本部

名管經二第六七号

昭和十五年七月十九日

名古屋管区経済局

調整部長

経済安定本部

産業局 長 殿

産業復興基金関係有償取の取扱い処理要領について

去る六月十日附二五企第五三三号を以て通牒があった標記の件について支取の要義あるにつき至急仰返答願ひたい。

記

一、非統制物資は總て競争入札を原則としおるも通商産業局、主務官廳並びに各局に於て需給上又は生産上との他の理由により必要と認められ、競争入札を除外する

名古屋管区経済局

に於る地方公債の募集と認められる場合は競争入札に適用し、特別の理由あるものとして地方公債に於ては、取扱い価格の価格より競争入札による価格にて隨意契約を以てよいと解されるが如何。

二、一般競争入札となりおる物資を價格上その他の理由で通商産業局と協議の上指名競争入札に変更して差支えを要すや。

三、隨意契約又は指名競争入札で取扱い不能のものは一級競争入札にして差支えを要し、如何。

四、一般競争入札に二回以上かけたるも取扱い不能のものは当局及通商産業局に於て承認した場合に隨意契約にて取扱いして差支えを要し、如何。

五、ニツケルの取扱は、通商産業局に於て取扱い許可の場合に於ては指名競争入札となりおるも、通商産業局

は需要者宛当証明書所持者のみ指し送呈入札す
る様指示ありたる由なるもニツケルに於ては、需要者
宛当証明書所持者は非常止少く（現在各地区で
確認されるもの一人）通商産業省又は通商産
業局の需要証明書所持者を入札参加出来
ない様変更願ひあり。

名古屋管区経済局



不京都千代田區霞ヶ關二の二

經濟安定本部御中

官房庶務課地方係関係

238

在中物なし

紙

名古屋市東郵便局区内権本町一丁目五

名古屋管区經濟調查廳

電話東局④ 一三〇番 一七〇三番 一七〇五番

名古屋管区經濟局

在中物なし



資業第四号一ノ三六
昭和二十五年七月

本文送付先 各支部長
寫送付先 局内販賣部長、各課長、總務局長、
主計課長、精査課長、主計、會計部長

資材局長

指名競争入札又は隨意契約により販賣する場合の承認に関する件

公園保有資材の販賣要領に関する經本通産共同通牒二五企第五三三
号によれば販賣の基本方針として「會計規程の許容する範圍におい
て指名競争入札又は隨意契約による場合は通商産業省（局）の承認
を得るものとする」と云う一項が謳われているが個々の場合につい
て右の承認を得ることは煩瑣に堪えないので今般本部において別添
第一の通り通産省との間に「指名競争入札」又は「隨意契約」に付
すべき事例につき包括的承認を得たから命により通知する。
なお「支部長職務権限委任規程」の定めるところにより本部經伺を

必要とするものについては従来通りの手続によるのであるから念のため申添える。
(参考迄に別添第二の通り右の各項について解説を付しておいたから参照せられたい)

添附書類

別添第一 二五企第一三七二号、昭和二十五年七月十九日付

指名競争入札又は随意契約により販賣する場合の承認に關する件

別添第二 (右解説文書)

二五企第一三七二号

昭和二十五年七月十九日

通商産業省通商企業局長 石原武夫



産業復興公団総裁 高梨博司 殿

指名競争入札又は随意契約により販賣する場合の承認に關する件

昭和二十五年七月十日附資業第四号一ノ二八により申請のあつた標記の件に關しては、公団会計規程第二十七条の「特別の事由ある場合」の運用に關するものであり、また豫算決算及び会計令その他政府会計諸規定を参酌し且つ公団物資の特殊な性質と事情とを勘案したものととして已むを得ないものと考えられるから、申越の通り処理してさしつかえない。

記

一、指名競争入札に付し得る場合

(一) 公団会計規程施行細則第六十四条第一項第一号、第五号又は第六号に該当する場合

(二) 急迫の際で一般競争入札に付する余裕のないとき

(三) 随意契約に依ることの出来る場合

二、随意契約により得る場合

(一) 公団会計規程施行細則第六十六条第一、二、四、八、又は九号に該当する場合

(二) 国政府機関又は地方自治団体（都道府県市町村）に販売する場合

(三) 非常災害のあつた場合、所轄地方公共団体の指示に基き、備蓄資材を売渡す場合

(四) 随意契約によるときは時価に比し著しく有利な価格をもつて契約

約することができるとの見込のある場合

(四) 急速に契約をなすのでなければ契約をなす機会を失うおそれのある場合又は著しく不利な価格をもつて契約せねばならぬおそれのある場合

(四) 競争入札に付しても入札者がない場合、又は再度の入札に付しても落札者がない場合

但し右の場合の価格は入札の際の販売予定価格以上とする。

(四) 落札者が契約を結ばない場合、但しこの場合の販売価格は落札金額以上とする。

(四) 前二項による随意契約が認めない場合に左の各号の一に該当するときは、前二項の但し書にかゝらず販売予定価格の九〇%以上であれば価格の変更は妨げない。

一、販売予定価格が高きに過ぎると認められる場合

二、販売予定価格が十万円未満であつて、早急に売却する必要の

ある場合
四バザー及びその他の委託販売
州第九項により販売した残品を、その価格以上で販売する場合

資業第三號九ノ八

昭和二十五年九月

七 第 九

高送付先 經濟調查廳監查局長
同文送付先 經濟安定本部產業局長

經濟調查廳物資調査部長
通商産業省通商企業局長
通商産業大臣官房會計課長

産業復興公園

資材局長事務取扱 高 嶺 明 達

經濟安定本部
産業局長 殿

殿

當公園保有資材集中保管實施に関する件

標題の件に關しましては、過日御説明し、御打合せ致しましたが、左記方針により別冊の通り實施致すこととなりましたので御報告申上げます。

記

一、基本方針

1. 集中倉庫は各縣毎に一ヶ所を選定し、之に集中保管する。

但し都市によつては資材別に一ヶ所宛選定する。

(集中倉庫選定に當つては、見積合せにより廣く一般から之を求めらる)

2. 要集中量の算定は販賣條件の向上を考慮し、資材別に左により實施する。

(1) 鐵 鋼

(イ) 現場保管中のものは、原則として集荷する。

(ロ) 現場保管でないものは、保管數量百屯未満のものを集荷する。

但し、百屯以上であつても、その物件が當分販賣見込のない場合、著しく邊鄙な場所及び現保管者にして善管義務に缺けるものありと認められる場合は集荷する。

(ハ) 前(イ)(ロ)項に該當するものであつても、現置場のまゝ早急に處理の豫想のつくものについては集荷は行わない。

(2) 屑 鐵

(イ) 微量物件又は管理の困難な置場の物件で販賣上不利益となるもの又は、賣残つたものについては集荷する。

經濟安定本部 三三二二号 文書



242

(4) 右の場合の集中箇所は、保管料、入出庫料の高低、厩化現地との輸送距離、需要地との便、不便、倉庫施設、販賣経験の有無等を勘案し、見積合せにより決定する。

(5) 非鐵、材料、鐵雜についても右の需領に準じ、販賣を考慮して集荷する。

「添附書類」集中保管全國資材別計畫表…… 一 部

以 上

費用流用
 許諾費
 差入保証金

支分
 変更 利息より流用

主計局は物産の取組に支分
 主計局は内港

昭和25年度支分予算派用承認要求書

價格調整公團

取項目目の細分	予算額	予算決定後増減額	承認済額	予算現額	今日請求額	予算現額	備	考
(初)價格調整公團支出	78,797,228,000	0	0	78,797,228,000	0	78,797,228,000		
(項)價格調整公團支出	78,166,591,000	0	0	78,166,591,000	0	78,166,591,000		
(目)支払利息	163,800,000	0	0	163,800,000	△ 14,124,000	149,676,000		
(目)許諾費	0	0	0	0	4,000,000	4,000,000	(別紙別添あり)	
(目)差入保証金	0	0	0	0	10,124,000	10,124,000	()	
(目)旅費及会議費	5,766,000	0	0	5,766,000	282,814	6,048,814	()	
(目)諸経費	16,599,000	0	0	16,599,000	△ 282,814	16,316,186	()	
(目)其の他の目	77,980,426,000	0	0	77,980,426,000	0	77,980,426,000		
(目)其の他の項	630,637,000	0	0	630,637,000	0	630,637,000		

昭和25年4月28日

價格調整公團理事長

大蔵大臣殿

25
 9.28
 10-1

裏面白紙

昭和三十五年年度支出予算算流用承認学取説明書

の 許 松 費 4,000,000 円

保護工手数料 (印紙税及登記料負担)

新築金額 166,964,000 円 × $\frac{24}{1000}$ = 4,000,000 円

理由、公園程、

の 差 入 保 証 金 10,124,000 円

逆算17章を定む

強制執行によつて仮差押保託金

強制執行金額 30,372,000 円 × $\frac{1}{3}$ = 10,124,000 円

計 14,124,000 円 支払利息より流用

の 放 費 及 命 謝 費

貴州金の回収整理を促進せしめたるための職員出張増員の処算に對應

し第一、四半期支出項目為計画において検査定額の半額 609,756 円を
 諸経費の節約により放費及命謝費中の放費を増額したが第三、四半期計
 画においても同方法により306,620 円を増額するの必要がある。これ
 に準い第三、四半期計画において下記計算の通り252,814 円不足するこ
 ととなるから同額を諸経費から流用し度い次第である。

流用額 5,012,400 円 - (2,553,225 円 + 1,413,782 円 + 1,297,804 円) = 282,814 円

上記不足額を諸経費より流用したものである。

食糧配給公団事業所推定興致 (二五二〇一九)

1 郵 送 部 門

公函本部 一
支局本部 四六
事務所 三三
支 所 一、一八九
出張所 一二

合 計 一、二八一 (註二五八二一現在)

2 小売販賣業者甲部門

公園直営配給所 一九二三七
出張配給所 五三六〇
代位配給所 一〇四〇九

合 計 三、五〇〇六 (註二五六三〇現在)

3 小売販賣業者乙部門

パン代位配給所 一九三三二
生協代位配給所 一、一八三
ゆで麵代位配給所 一三、二六七

合 計 三、三、七九二 (註二五一〇一現在)

4 製造販賣業者部門

パン委託加工所 四、八五五
生協委託加工所 八七〇
ゆで麵委託加工所 五、七四二
コルケツト委託加工所 一、一八
マイロフレック 三
上新粉 六〇
レーシヨンビスケット 三
乾 麵 二〇
乾パン 一

合 計 一、一、六七二 (註二五一〇一現在)

25
10-21
10-1

裏面白紙

食糧配給公団停止に伴う販売業者の
業者登録予想表

(二五、一〇、一九)

小売販売業者甲	推定実数	業者登録予想
乙	三五〇〇六	五〇〇〇〇
製造販売業者	三三七九二	四〇〇〇〇
卸売販売業者	一一六七二	一三〇〇〇
	一、二八一	七〇〇〇

裏面白紙

昭和二十六年度総合用費却費

生息前借付五三〇月20訂算

米	外	小	糖	合計
米	米	米	米	米
三〇〇〇億円	三六〇億円	九四〇億円	三〇〇億円	三六〇〇億円
(五四%)	(一〇%)	(二六%)	(一〇%)	(一〇〇%)

60K31

全商平均 六七円

食糧配給公レマージン中卸専部門の占める金額

最高	最低
北海道 一四一円	群馬 五一円

食糧配給分回マーン中折及小賣部別

全額

一 小賣段階 (二五、九、末まで)

八 人件費	六六九〇
二 事務費	
厚生費	二九一
交通費	〇五〇
通信費	二〇七
官地借家掛	二九三
水道光熱費	一三四
商品消耗品費	一〇八
修繕費	〇九九
贈与印刷費	〇五八
請 検	一六三
雑 費	〇七六
三 事業費	
電話用具費	〇三九
減価償却費	一三九
前払利息	〇三八
計	三

二 郵政階

八 人件費	一七四五六
二 事務費	五七三
通信費	三六五二
保管料	四四二
その他	二六九
計	六六九二

食糧配給手続料の基準額を左の通りとする。

(三五〇一―一―)

一 委託配給手続料の基準額を左の通りとする。

一般地 精米六〇斤当 一一三円

二級地 " " 一〇四円

三級地 " " 九五円

四級地 " " 八八円

(備考) 地域の区分は左による。

一般地 臨時新設地手当支給期間の特別地

二級地 同種類の甲地及び乙地

三級地 一般地及び二級地を除く地域で市又は町の地域

二 特別の事情があると認めらるる小賣店については各級地共々五円の範囲内において増減することができる。但し各級地の平均は夫々その基準額を越えることはできない。

三 工場、事業場関係の労働加配米、特需米等の大口取扱については、基準額に対し三〇%相当額を減額する。

四 本委託手数料は十月分(現行代配所は十月作業分)より異議するものとする。

倉庫配給公社備切替後の所要資金見込

25. 10. 17

I) 運轉資金

(A) 商品買入資金

1日の買入数量

371,370 米俵

1日の買入金額

950,106 円

手持日数平均21日との所要額 19,952,226 円

(2558.33 × 371,370 俵)
(950,106 円 × 21日)

(B) 経費

(a) 卸の経費

1日の所要額

37,137 円

所要額

594,192 円

(100 円 × 37,137 俵) --- 俵当り 100 円
(37,137 円 × 6日) --- 推定

(b) 小売の経費

1日の所要額

38,867 円

所要額

38,867 円

(110 円 × 353,333 俵) --- 俵当り 110 円
(38,867 円 × 1日) --- 推定

(c) 合計 (a) + (b)

633,059 円

(C) 合計 (A) + (B)

20,585,285 円

II) 設備資金

1,317,104 円

III) 所要資金合計 (I) + (II)

21,902,389 円

IV) 資金調達区分

(A) 自己資金

2,006,449 円

(B) 借入金

19,895,940 円

裏面白紙

251

所要資金見込算出基礎

1. 卸売販売業者は、政府より主要食糧を現金にて買受け、これを小売販売業者に掛売するものとして計簿した。
2. 商品買入資金について
 - (イ) 買入単価の2558.33は現行価格2325.22の1割増を採った。
 - (ロ) 1日の買入数量は、昭和25会計年度の公団買入枠8,133,000玄米屯から算出した。
 - (ハ) 手持日数21日の内訳は次の通りである。
買入手続から倉庫迄の期間5日、輸送期間5日、振替及び卸の手折期間4日、配給及び送金期間7日
3. 経費について
 - (イ) 卸の経費所要日数を16日としたのは、経費の支払負担日数21日(=商品の手持日数)に対して支払の滞りを5日と見込んで故である。
 - (ロ) 小売の経費について1日の取扱数量353,333俵は昭和25会計年度の売掛計画7,738,000玄米屯から算出したのである。
又、小売の経費所要日数の1日は、小売の経費支払負担日数5日(配給及び送金期間の7日から送金日数の2日を差引く)に対して支払の滞りを4日と見込んで故である。
4. 設備資金の1,317,104千円は現在迄の資料から推定したものであって、その内訳は次の通りである。

店 舗	卸売販売業者	小売販売業者	合 計
運搬具	282,354千円	168,686千円	451,040千円
什器備品	87,630	93,194	180,824
通 信	124,162	143,390	267,552
精米所	79,596	82,490	162,086
精米所	141,200	114,402	255,602
合 計	714,942	602,162	1,317,104

5. 資金調達に於いては、現在迄の資料から、自己資金を2,006,449千円と推定して、残りの19,895,940千円を要借入額としたのである。自己資金の内訳は大凡次のように分けられる。

職員退職資金によるもの	1,403,546千円
其の他	602,903
合 計	2,006,449

延納廃却代金納入状況調

月別	区分		前月末未納入額	本月納入告知書 受入高		計	本月中返拂高		差引残	一日平均押下 金額	A/B	備考			
	甲	乙		甲	乙		甲	乙							
25	4		1464927.450	14	26269154.27	66	35727281.878	55	18778444.145	85	16747427.728	6A	875.438	1A.1	
	5		16747427.728	6A	23367671.232	0A	40617128.960	78	24512255.554	23	16104873.406	55	715.587	20.2	
	6		16104873.406	55	21467408.048	56	37547581.454	11	2452070.121	10	13552511.327	01	715.657	1A.0	

裏面白紙

綜合配給文局平均月収表 自昭和24年6月(10日) 昭和24年7月(10日)

月別	一 千 均 均 (A)	手 持 資 金 (B)	未 達 資 金 (C)	未 達 金 額 (D)	手 日 額 (E)	未 達 日 数 (F)	未 達 日 数 (G)	在 庫 日 数 (H)	手 日 均 均 (I)
24 7	8,173	577,617	2,113	0.4	27	0.3	15.5	11.9	
10	8,638	816,221	4,044	0.6	44	0.2	15.4	20.6	
11	8,414	66,349	4,350	0.6	42	0.3	11.2	22.3	
12	12,455	21,626	0,014	0.7	38	0.2	18.1	25.8	
1	8,028	95,151	5,842	0.5	50	0.4	20.7	26.6	
2	8,141	10,967	3,534	0.4	28	0.2	17.4	21.8	
3	8,004	17,021	3,153	0.2	0.8	0.2	12.0	19.3	
4	7,042	75,090	3,213	0.4	5.0	0.3	17.5	23.6	
5	8,254	1,220	5,812	0.4	22	0.3	12.8	21.7	
1	8,222	1,175	9,581	0.4	2.9	0.3	15.0	15.6	
1	11,002	8,159	46,911	0.5	2.7	0.3	11.9	21.2	

備考

本表は、昭和24年6月(10日)と7月(10日)の平均月収を比較し、未達金額(未達日数)を算出したものである。(但し、未達金額は、未達日数に未達金額を乗じたものである) 本表の数字は、概算であり、正確な数字は、本表の数字と相当上廻りのと推定される。

昭和二十五年十月

食糧配給

食糧配給公団の廃止及び主要食糧の新配給制度に関する措置要綱

食糧庁

25
10.15
0~4

55

食糧配給公団の廃止及び主要食糧の新配給制度に関する措置要綱

一、目的

食糧配給公団（公団という。）の廃止及びこれに伴う主要食糧の新配給制度の実施は、最近における食糧及び経済事情の推移に鑑み、主な目的を民間事業の自主性の恢復、公正な競争及び消費者の利便の増進に置き、機構の切換に当つてはその円滑な実施と配給上の混乱の防止に意を注ぎ措置するものとする。

二、定義及び分類

(一) 主要食糧の分類

- 1 主要食糧甲（パン、生めん及びゆでめんを除く主要食糧）
- 2 主要食糧乙（パン、生めん及びゆでめん）

(二) フリークーポン方式を採用する主要食糧
主要食糧選択購入切符（フリークーポン）制を採用するものはパン、生めん、ゆでめん、乾めん及び小麦粉とする。

(三) 新たに制定される主要食糧の購入券の種類

- 1 小売販売業者用主要食糧購入通帳
- 2 卸売販売業者用主要食糧購入通帳
- 3 主要食糧選択購入切符

(四) 主要食糧の小売販売業者の種類

- 1 小売販売業者甲（主要食糧甲の小売販売業者）

- イ、消費世帯用主要食糧の販売を行う者
- ロ、生産世帯用主要食糧の販売を行う者
- ハ、工場事業場用労働加配主要食糧の販売を行う者
- ニ、めん小売販売業者
- ホ、めん小売販売業者
- ヘ、パン小売販売業者
- ヘ、小売販売業者丙（主要食糧甲の特殊な小売販売業者）
 - イ、旅行者用主要食糧の販売を行う者
 - ロ、船員用主要食糧の販売を行う者
 - ハ、個人用労働加配主要食糧の販売を行う者
 - ニ、リンク労働加配主要食糧の販売を行う者
 - ホ、漁船乗組員用主要食糧の販売を行う者
 - ヘ、漁業労働者用労働加配主要食糧の販売を行う者
- （五）主要食糧の製造販売業者の種類
 - 1 パン製造販売業者（パンを製造し、パン小売販売業者に売り渡すことを業とする者）
 - 2 めん製造販売業者（めんを製造し、めん小売販売業者に売り渡すことを業とする者）
- （六）とう精業者
 - 販売業者が売り渡す米穀のとう精を業とする者
- （七）卸売販売業者
 - 主要食糧の卸売を業とする者

三、方針

- （一）公団は、二十六年四月一日までに廃止するものとするが、廃止前においてもその機構は、主要食糧の配給に支障を来さない限り極力簡素化し、併せて逐次民営に移譲するものとする。
- （二）公団の直営配給所及び代位配給所については、本年十月三十一日までは民営への切替えを完了するものとする。
 - この切替えは、公団職員その他これに準ずる従業員、代位配給を行っている者及び主要食糧の小売施設を地方食糧営団設立の際又はその以前において地方食糧営団若しくは米穀共同販売組合に譲り渡した者を他の者に優先して都道府県知事は業者登録し（小売販売業者甲という）、二十六年二月末日まではその業務は公団の委託を受けて行い、二十六年一月消費者の自由選択制による業者登録を行い、二十六年三月一日から買取制により業務を開始するものとする。
 - （三）パン、ゆでめん及びび生めんについては、フリーキーポン制を採用することとし、パン類及びびめん類の小売販売業者（小売販売業者乙という）をして販売の業を行わせるが、これは二十六年一月消費者の自由選択制による業者登録を行うが、それまでの間は各都道府県知事の定めるところにより小売販売業者乙の業者登録を行うものとする。
 - （四）旅行者用、船員用、個人用、リンク労働加配用、漁業労働者用労働加配の各主要食糧購入通帳により主要食糧を販売する者についてはその特殊性に鑑み、別個の業態（小売販売業者丙という）において取扱せるものとし、その業者登録を受けようとする者が届け出れば都道府県知事は業者登録を行うこととする。これは、二十六年三月一日より業務を開始するものとする。
 - （五）パン及びびめんの製造販売業者（パン又はめん製造販売業者という）については、（三）の小売販売業者乙と同様の措置をとる。
 - （六）公団の卸売機能については、二十六年二月一日より、都道府県知事は小売販売業者甲、めん小売販売業者

(めん製造販売業者に つながらず直接公団から原料を買取る業者)、パン製造販売業者、めん製造販売業者の自由選択制により卸売販売業者として業者登録し、二十六年三月一日に買取制により業務を開始せしめる。卸売販売業者は総合卸売制を建前とする。

(七) 卸売販売業者、パン及びめん製造販売業者、小売販売業者、消費者の間の各段階における主要食糧の売渡については農林大臣の発給する購入券によるものとする。

(八) 米穀のとう精業務も民営に移転することとし、二十六年二月に都道府県知事が届出制によるとう精業者登録を行い二十六年三月一日に業務を開始せしめる。

(九) 麥製品の配給については、消費者の希望に応じて行われるように販売機構及び手続きの整備をまつてフリークーポン制を採用する。

四、措 置

(一) 小売業務の民営への切替(小売販売業者甲の業者登録)

1 実施の時期及び業者登録

公団の小売業務の民営への切替に際して、都道府県知事の行う小売販売業者甲の業者登録は遅くとも十月末日までに都道府県単位に都道府県知事の定めるところにより8に掲げる欠格条件のない者が業者登録を申請した場合に9に示すところに従い、事業区域を定めてするものとする。

2 優先順位

都道府県知事は、1による申請があつた場合には9に示すところに従い都道府県知事が定める地域において改正省令施行の際現に設けられている主要食糧甲の公団配給所の数を超えない範囲内で申請者のうち買取制によつて業務を行う日が、より早い者から事業区域を定め順次小売販売業者甲の業者登録をするのを原則とするが、公団職員その他これに準ずる従業員、地方食糧管理団の設立の際若しくはその以前において、その所有する主要食糧甲の小売施設を地方食糧管理団若しくは米穀共同販売組合に譲り渡した者(その権利及び義務を包括して

承継した者を含む)又は主要食糧甲の代位配給所の経営者であつて、それぞれ二十六年三月一日までに買取制によつてその業務を行おうとする者(優先順位者と総称する)を他の者に優先して業者登録をするものとする。

3 業者登録の数

業者登録は、改正省令施行の際現に設けられている主要食糧甲の公団配給所の数を限度とするが、優先順位者については、この数を超えることができる。

4 優先権を保有する者の解釈

2の規定によつて都道府県知事が、小売販売業者甲を優先して業者登録を行うに際して主として優先権を保有する者によつて構成される団体は優先権を保有する者と同様に取扱うものとする。

5 小売施設の解釈

2の「地方食糧管理団の設立の際若しくはその以前においてその所有する主要食糧甲の小売施設を地方食糧管理団若しくは米穀共同販売組合に譲り渡した者」の場合の小売施設とは店舗の建築物を示すのであつて、什器備品等は含まれない。又譲り渡した者とは当時の小売商を示すのではなく、当該店舗の家主を云うのである。

6 消費者との結び付き

1による業者登録があつた場合は、生活上消費者は、その住所の所在地を事業区域とする小売販売業者甲から主要食糧甲を買い受けるものとする。

7 消費者名簿の作成

1により業者登録を受け小売販売業者甲となつた者は、遅滞なくその者から主要食糧甲を買い受ける生活上消費者の住所及び氏名を記入した名簿を作成してその営業所の所在する地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

8 欠 格 條 件

一、食糧管理法、物価統制令その他制当及び配給に関する諸法令違反の行為により一年以上の懲役又は一万円

以上の罰金に処せられた者

二、主要食糧の売渡又は製造に通常必要と認められる固定施設を権原に基いて利用できないことを証明できない者

9 小売販売業者甲の事業区域の設定

業者登録を受ける者の数が当該地域において現在の公団配給所の数である場合は、現在の事業区域をもつて新に小売販売業者甲の事業区域とする。

優先順位者の数が現在の公団配給所の事業区域内において現に設けられている配給所の数を超えて設ける必要が生じた場合には、都道府県知事はそれぞれその事業区域を定めるにあつて、その事業区域を含む公団都道府県支所配給担当区域を限度として都道府県知事の定める区域内の小売販売業者甲の数が当該区域の配給対象人口を除いた数の配給対象人口を包括する地区に最も近い行政区割に一致させるよう定めるものとする。

(二) 小売販売業者甲の増設

(一)の小売販売業者甲の業者登録が行われた後二十六年一月十五日より行う登録が行われるまでは、都道府県知事は、主要食糧の円滑な配給にいちじるしく支障があると認めるときは、農林大臣の承認を受け、区域を指定して更に小売販売業者甲の業者登録を行うことができる。この場合には、消費者の自由選択制により都道府県知事が業者登録を行うものとする。

(三) 小売販売業者乙の業者登録

- 1 省令施行の日から二十六年一月十五日の本則に基く小売販売業者乙の業者登録の申請が行われるまでは、都道府県知事はその定めるところにより小売販売業者乙の業者登録を行う。
- 2 小売販売業者乙の業者登録を受けた者は、二十五年十月三十一日迄は公団委託制により業務を行うこととし、二十五年十一月一日以降は買取制により業務を行うこととする。
- 3 欠格条件は(一)の8と同様である。

(四) めん製造販売業者及びパン製造販売業者の業者登録

- 1 省令施行の日から二十六年二月一日の本則に基くめん製造販売業者及びパン製造販売業者の登録が行われるまでは、都道府県知事はその定めるところによりめん製造販売業者及びパン製造販売業者の業者登録を行う。
- 2 めん製造販売業者及びパン製造販売業者の業者登録を受けた者は、二十五年十月三十一日迄は公団委託制により業務を行うこととし、二十五年十一月一日以降は買取制により業務を行うものとする。
- 3 欠格条件は(一)の8と同様である。

(五) 小売販売業者丙の業者登録

- 1 小売販売業者丙については、その業者登録を受けようとする者が届け出れば都道府県知事は業者登録を行うこととする。
- 2 業者登録の申請は、二十六年二月一日からとし、業務開始の時期は二十六年三月一日からとする。
- 3 欠格条件は(一)の8と同様である。
- 4 二十六年二月末日までの間は、小売販売業者丙の行う業務を現に行つている公団配給所をして公団の委託依り行わせるものとする。

(六) 卸売販売業者の業者登録

- 1 公団の卸売機能は二十六年三月一日に民営に切替えるものとし、総合卸売制を建前として、都道府県知事は二十六年二月二十一日までに小売販売業者甲、めん小売販売業者、めん製造販売業者及びパン製造販売業者の自由選択により登録を行い、二十六年三月一日より買取制により業務を開始するものとする。
- 2 卸売販売業者の最低登録保有数の基準として、当該都道府県内の小売販売業者乙の数の四分の一に相当する数及び小売販売業者甲の数の合計の二十分の一以下で都道府県知事の定める数の登録を保有することが必要とされているが、特に六大都市所在の都道府県については、その特殊性に鑑みこの数が出来るだけ低い方が望ましい

(七) とう精業者の業者登録

- 1 販売業者であつて自ら米穀のとう精の業務を営もうとする者及び販売業者の委託を受けて米穀のとう精の業務を営もうとする者は、都道府県知事に申請してとう精業者登録を受けるものとする。
- 2 とう精業者登録は、卸売販売業者の業者登録と同時に、二十六年三月一日から業務を開始するものとする。
- 3 欠格条件は(一)の8と同様であるが、更にとう精能力二馬力未満の場合を加える。

(八) 民営切替後の業者登録の方法

- 1 民営切替後の販売業者及びとう精業者の業者登録はそれぞれ左の方法によつて行う。
 - 1 小売販売業者甲については生活上消費者の登録
 - 2 小売販売業者乙については生活上消費者の選定
 - 3 めん製造販売業者及びパン製造販売業者については小売販売業者乙の登録
 - 4 卸売販売業者については小売販売業者甲、めん製造販売業者、パン製造販売業者及びめん小売販売業者の登録
 - 5 小売販売業者丙及びとう精業者については届出
- (九) 明年最初に行う業者登録の期日
民営切替以後最初に自由選択に基づく業者登録を受け二十六年三月一日より買取制により業務を開始する業者の業者登録の期日は左の通りである。
- 1 業者登録申請
 - (イ) 業者登録を受けようとする者はすべて業者登録申請書を次の期間にその者の営業所又は工場の所在する市町村長を経て都道府県知事に提出するものとする。
 - (イ) 小売販売業者甲 二十五年十二月二日から十二月十五日まで
 - (ロ) 小売販売業者乙 二十六年一月十五日から一月三十一日まで
 - (ハ) めん製造販売業者及びパン製造販売業者 二十五年十二月十八日から十二月三十一日まで

(十) 業者登録申請

- 業者登録を受けようとする者はすべて業者登録申請書を次の期間に、その者の営業所又は工場の所在する市町村長を経て都道府県知事に提出するものとする。
- (イ) 小売販売業者甲 毎年十二月十八日から十二月三十一日まで
- (ロ) めん製造販売業者及びパン製造販売業者 毎年一月一日から一月十四日まで

卸売販売業者
二十六年一月一日から一月十四日まで
業務開始前十五日まで

2 登録期間

- (イ) 小売販売業者甲 二十六年一月十五日から一月三十一日まで
- (ロ) めん製造販売業者及びパン製造販売業者 二十六年二月一日から二月七日まで
- (ハ) 卸売販売業者 二十六年二月十五日から二月三十一日まで

3 業者登録

- 販賣業者の業者登録はそれぞれ次の期間に都道府県知事が登録票を交付することによつて行う。
- (イ) 小賣販売業者甲 二十六年一月二十二日から二月十四日まで
- (ロ) 小売販売業者乙 二十六年一月二十二日から二月十四日まで
- (ハ) めん製造販売業者及びパン製造販売業者 二十六年二月八日から二月二十八日まで
- (ニ) 卸売販売業者 二十六年二月二十二日から二月二十八日まで

4 販賣業者の業務開始期日

右によつて業者登録を受けた小売販売業者甲及び乙、めん製造販売業者、パン製造販売業者及び卸売販売業者は二十六年三月一日から買取制によりその業務を開始するものとする。

(十) 毎年行う業者登録の期日

- 1 業者登録申請
 - 業者登録を受けようとする者はすべて業者登録申請書を次の期間に、その者の営業所又は工場の所在する市町村長を経て都道府県知事に提出するものとする。
 - (イ) 小売販売業者甲 毎年十二月十八日から十二月三十一日まで
 - (ロ) めん製造販売業者及びパン製造販売業者 毎年一月一日から一月十四日まで

(ハ) 卸売販売業者 毎年一月二十九日から二月十一日まで

(ニ) 小売販売業者乙 毎年二月一日から二月七日まで

(ホ) 小売販売業者丙及びとう精業者 毎年業務開始前十五日まで

2 業者登録

販売業者の業者登録は、それぞれ次の期日に都道府県知事が登録票を交付することによつて行う。

(イ) 小売販売業者甲及び小売販売業者乙 毎年二月一日から二月末日まで

(ロ) めん製造販売業者及びパン製造販売業者 毎年二月十五日から三月十四日まで

(ハ) 卸売販売業者 毎年三月十五日から三月三十一日まで

3 販売業者の業務開始時期

右によつて業者登録を受けた小売販売業者甲及び乙、めん製造販売業者、パン製造販売業者及び卸売販売業者は、四月一日からその業務を開始するものとす。

(十一) 販売業者の事業区域

1 めん製造販売業者、パン製造販売業者及び卸売販売業者の事業区域は都道府県の区域とするが、地勢上主要食糧の配給に支障があるときは、農林大臣の承認を受けて(1)と同様その事業区域を都道府県を超えて定めることができる。

(イ) 地勢上とは離島山間僻地並びに山 河川等の自然的条件による場合は勿論、其の他の事由により、その区域においてめん製造販売業者、パン製造販売業者及び卸売販売業者が業務を行わない場合をも含むものとする。

(ロ) 事業区域を隣接の都道府県を超えて定めるときは、当該関係都道府県知事が協議して定めるものとする。

(ハ) 業者登録はその者の営業所又は工場の所在する都道府県知事が行うものとする。

(ニ) 政府の卸売販売業者に對する主要食糧の売渡は業者登録をした都道府県において行うものとする。

2 小売販売業者甲の事業区域は市町村の区域とするが、地勢上主要食糧の配給に支障があるときは、農林大臣の承認を受けて(1)と同様その事業区域を都道府県を超えて定めることができる。

3 小売販売業者乙の事業区域は都道府県の区域とするが、地勢上主要食糧の配給に支障があるときは、農林大臣の承認を受けて(1)と同様その事業区域を都道府県を超えて定めることができる。

4 小売販売業者丙及びとう精業者については事業区域はない。小売販売業者丙については、その業者登録申請の際買入先として届け出た卸売販売業者から主要食糧を買い受けるものとする。

(十二) 小売販売業者甲の処理事項

1 行政庁の指示に従つて配給台帳を管理し且つ主要食糧を販売するとともに、行政庁の要求に従つて必要な報告書を提出するものとする。

2 当該事業区域内の米麥等の生産者又はその同一世帯に属する者が外食客乙の交付を受ける場合にその保有する米麥等を買受けること及びこれに伴う証明の事務を行うこと。

3 法令の規定に基く行政庁の要求により米麥等の所有者から米麥等を買受けること。

(十三) 公団業務の整理とその人員及び機構の縮小

公団の業務については、その小売業務、卸売業務、加工業務及びとう精業務の民営への切替の進捗と歩を合せ、二十五年度予算の範囲内でその人員と機構を逐次縮小することとするが、残存業務の円滑な処理に必要な人員及び機構は二十六年四月一日まで確保する。

(十四) 災害等の場合の配給措置

災害等緊急の事態により当該地域に販売業者がなく、配給上支障がある場合には、都道府県知事は食糧事務所長及び公団支局長と協議の上最寄の販売業者をして販売せしめる。適当な販売業者がない場合は公団存続中は、食糧事務所長及び公団の支局長と協議の上、他の適当な者を指定し、その者が公団の委託を受け販売し、公団の廃止後は食糧事務所長と協議の上、適当な者を指定し、その者に政府の委託として販売せしむることにより応急の

措置を講ずるものとする。

(十五) 特例規定

離島山間へき地において特に本則により難い場合は、食糧管理法第三十條の八の規定により都道府県知事は農林大臣の承認を受け特例を開くことができる。

別表一

- (一) 小売販売業者甲の登録期間
毎年二月一日から一週間
- (二) 小売販売業者乙の業者登録申請期間
毎年二月一日から一週間
- (三) めん製造販売業者及びパン製造販売業者の登録期間
毎年二月十五日から一週間
- (四) 卸売製造業者登録期間
毎年三月十五日から一週間

別表二

(一) 東京都の区に存する地域、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	五〇〇人以下
(二) (一) 以外の市	四〇〇人以下
(三) 町村	三〇〇人以下(但し受配人口総数が三〇〇人未満の町村にあつてはその三分の一以下)

備考 事業区域が(一)及び(二)又は(三)の地域にまたがる場合に(一)により(二)及び(三)の地域にまたがる場合には(二)による。

(一) めん製造販売業者の最低登録保有数の基準
一〇以下

(三) パン製造販売業者の最低登録保有数の基準
一〇以下

別表三

卸売販売業者の最低登録保有数の基準

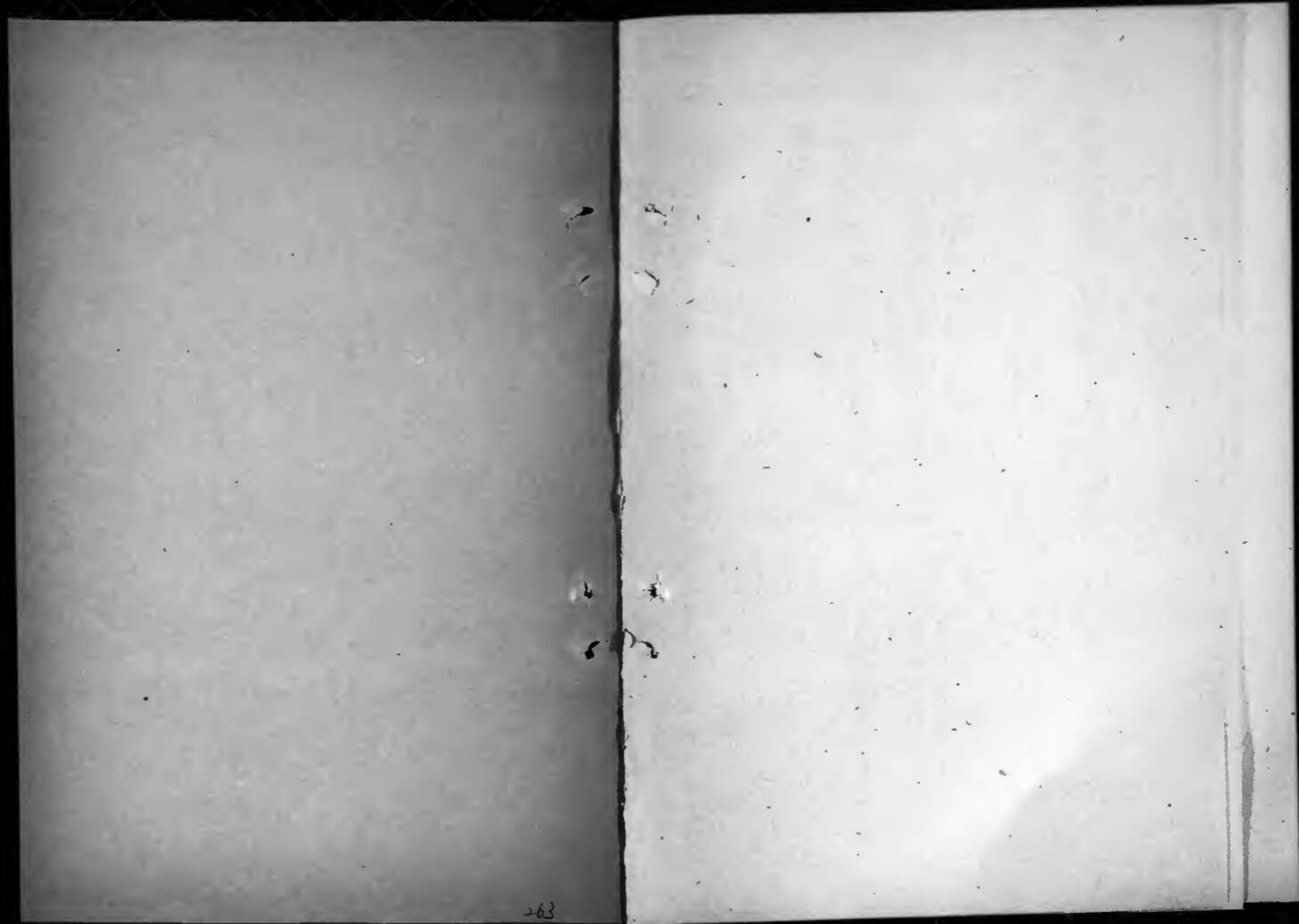
当該都道府県の区域内の小売販売業者乙の数の四分の一に相当する数及び小売販売業者甲の数の合計の二十分の

別表四

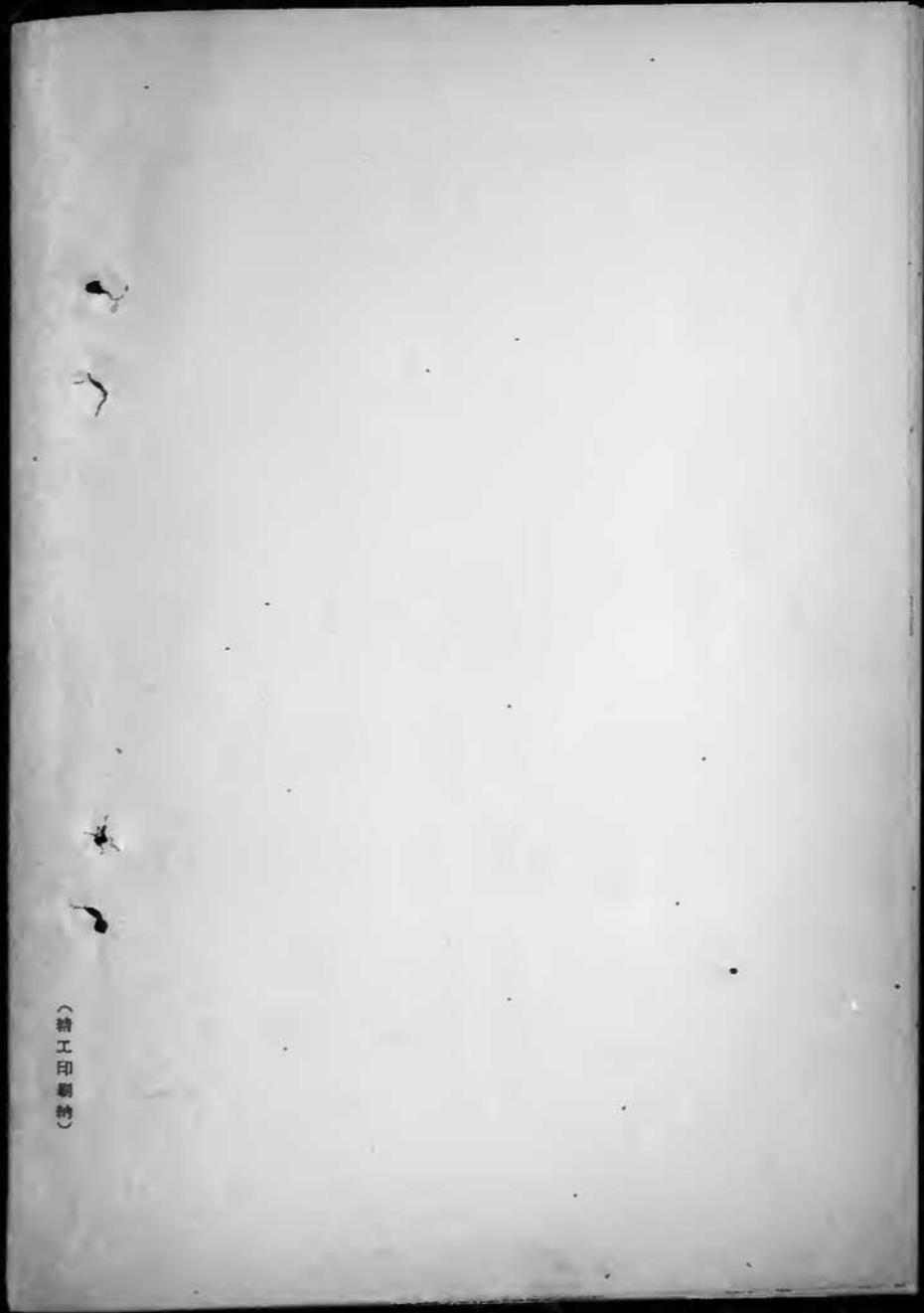
小売販売業者乙の選定票の最低保有数の基準

(一) 東京都の区に存する地域、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	五〇〇以下
(二) (一) 以外の市	四〇〇以下
(三) 町村	三〇〇以下(但し受配人口の総数が三〇〇人未満の町村にあつてはその三分の一以下)

備考 事業区域が(一)及び(二)又は(三)の地域にまたがる場合においては(一)により、(二)及び(三)の地域にまたがる場合においては(二)による。



263



(精工印刷)

昭和二十五年十二月

食糧配給公団設立から解散に至るまでの

経過及び業務概況

2.5
12.15
10.~1

264

目次

- 一 設立経過
- 二 業務概況
 - (一) 総合配給事業
 - (二) 諸類配給事業
 - (三) 澱粉配給事業
 - (四) 主要食糧包装用資材取扱事業
- 三 解散の経緯

食糧配給公団設立から
解散に至るまでの経緯及業務概況

一 設立経過

終戦後、政府に類した日本経済の再建を図るため、国民生活上脅かせる物資に對しては強
度の統制を必要と認め、昭和二十一年十月一日臨時物資供給調整法を制定公布し、次に
て同年十二月十一日憲司令部から「臨時物資供給調整法に基く統制方式に關し、産業界か
り配給統制の権限を引上げ特定の民間会社又は團體による独占的買入配渡の方法による配
給を廢止すべき」旨の指令があり、引続き翌二十二年三月二十九日臨時物資供給調整法の
改正が行われた。

同年四月十四日私的飲禁止法、十二月十八日過度経済力集中排除法がそれぞれ公布される
に及んで、経済民主化の線に沿って統制方式を廢止し、政府は自らの責任に於て、國
民生活に必要な重要物資の配給を適正且つ公平な新統制方式たる公団制度によって行うこ
とになった。

これに基いて國民生活の基盤である主要食糧の配給機構については、昭和二十二年十一月二十八日の閣議に於て「主要食糧の集荷及び配給制度要綱」を決定して、新に政府機関として食糧配給公団を設立することに決したのである。同要綱に示された目的は「主要食糧の集荷から配給に至るまでの全流通機構を改革、適確な集荷及び配給の実施により日本經濟の民主的再建を速に招来する」にあるのであつて、従来主要食糧の配給機構は、昭和十七年食糧管理団が設立されてから漸次整備され、また藪原並に澱粉の統制事業はそれぞれ統制会社（日本甘藷馬鈴薯株式会社）並びに日本澱粉株式会社により、集荷、配給の統制が行われて来たのであつたが、こゝに必然的にこれ等の民間統制機構は解散され、新に政府機関として主要食糧包装用資材取扱事業をも併せ食糧配給公団が設けられることになつたのである。

なお本公団の設立については、既設公団（食料品、油糧、酒類等）がそれぞれ單独法によつて設立されたのと異り、食糧管理法の一部を改正する方法によつて設立することとなり昭和二十二年十二月食糧配給公団設立を中心とする食糧管理法一部改正法案を第一回國會に提出し、同月九日可決され、同月三十日改正法律公布（即日施行）ここに食糧配給公団

設立の法的措置が完了した。

以上の如き経緯により本公団は設立されることとなり、設立委員会が二十二年十二月二十九日発足した。かくして昭和二十三年二月二十日本公団の設立を見込める。

なお本公団設立当初は二十四年三月末日限りをもつて、その存続期間としていたが、諸情勢は公団の存続を必要とし、其の後三回に亘つて延期された。即ち

1. 昭和二十四年三月三十日 食糧法の改正により同年七月一日まで
2. 昭和二十四年五月三十一日 二十五一年四月一日まで
3. 昭和二十五年三月三十一日 二十六年四月一日まで

以上の如き経緯により現在に至る迄公団はその業務を繼續して来たが、今回二十六年四月一日までに廃止されることに決された。

この解散の経緯は後尾に記載することとする。

ニ業務概況

本公団は經濟安定本部總務長官の定める食糧配給に関する基本計画並に農林大臣の定める実施計画に依り、農林大臣の監督の下に主要食糧の適正な配給を行うために、主要食糧の

買入、飛渡、携備、保蔵又は輸送に附する事業並にこれらの事業に附帯する業務を営むものである。

本公司の事業はこれを大別すると(1)主要食糧総合配給事業 (2)糖類配給事業 (3)穀粉配給事業 (4)主要食糧包穀用資材取扱事業の四部門に区分される。次に各事業別に悉足以来の業務概況を掲げることとする。

(一) 総合配給事業

(1) 昭和二十二年度

昭和二十三年二月二十日公団悉足に際し、業務の転換については多少の混乱が予想されてはしたが、啓田時代の経験により、いさゝかの停滞もなく円滑にその切替を了した。尚本年度の業務状況については、二十二会計年度は僅か四十日であり、事業上の業務第一年度は二十三会計年度に在る訳であるので省略する。

(2) 昭和二十三年度

本年度における飛渡実績は、総数量七百五十九万六千餘であり、このうち輸入食糧は総飛渡数量の二五%に當つてゐる。尚米当局は米食率の月間の平均化について努力して

が、或る程度の凸凹は認められた。

なお配給基準量は十一月一日から三百八十五万に増量された。

持込配給の実施は公団設立以来特に強調されて来なが、その完全実施は現業職員の不足、甘藷の配給繰返、小刻配給、価格改訂による事務処理、運搬切替事務等に因つてなかなか困難を突齧にあつた。

尚函靈人口の一掃、不正配防止対策として、二月以降は公団の最高配給限度が定められ計画配給がより徹底的に行われた。その他本年度中における主要事項については特記すべきことは、遷配阿頼、前年度より引継いだ遷配は四、五、六月と漸次拡大し、六月現在に於て遷配発生道府県は十八地方に達したが、輸入食糧の放出増加、早稲甘藷の出現等から、次第にその範囲を縮小、十月に入つては北海道他四地方となり、同月末には全く解消した。甘藷の配給繰返は甘藷の配給は八月末から開始したが、大雪作により供出が激増したこと、価格引上げ等により配給繰返が次第に増加し、以前最盛期に入り消費地向輸送は混乱を呈し、配給操作は一政と困難に達した。

(2) 昭和二十四年度

本年度の産米收穫高は六千七百七十一万余石であり、平年作以上であつた。又輸入食糧の量
質両面に於ける潤沢なる放出と相まって公団手持高は漸増し、備給バランスは全く安定し
各月共政府穀欠の配給限度押を上廻ることはなく、配給実績は常に限度を下廻つていた。
米食率については多少上昇したに過ぎないが、月別の米食率は平均され、前年並に見られ
た漸増期現象は解消するに至つた。

本年度に入つて特に顕著な様相を示したのは食糧事情の良化並に均衡財政に基く経費削減
の表化による所帯金詰り現象に起因する配給辞退と之が誘因する配給不適合品の希薄現象
であつた。配給辞退既を仕入価格を割つても総合用以外への用途に配給せざるを得ない事
態が殆んど全支局に亘り生じて甚しく経理面に影響を與ふるに至つた。

消費価格の改訂は四月十日及び二十五年一月一日の二回に亘つて行われた。四月には主
食の価格が一三・五%値上され、一月には再び米麥の価格が約一〇%値上げされると同時に
代替食糧の対米価格が一般的に引下げられた。

尚方ロリー攝取量及び栄養の吸収量等から米留の検討が行われ、米穀については十二月一
日約九四%換精となつた。

又配給基準量の兩年令元の切替が二十五年一月一日から行われたが、この制度の施行によ
る食糧消費量の変化は一日当り約六〇%増加する程度であるが、事務上の処理の努力は
並大抵のものではなかつた。

更に閱讀機用資産処理を目途として全国で百ヶ所の配給所がテスト、ケースとして選ばれ
九月上旬より夫々悉足したのであつたが、次第に未端事業所切替えのためのテストの如き
模範に表脱して来た。二月中旬食糧庁と協力して実施された経営実態調査の結果は、各代
配所共に経営は独創性に欠け、又副業を捨てなければ採算がとれず、経営が極めて困難で
あることが認められ、今後の方向に幾多の示唆を與えた。

に昭和二十五年度上半期

上半期における食糧庁配給割当四〇三九、二二〇屯に對し、総合配給されたもの三、五八五六
二一屯であつて、約四十五万屯の割当差があるが、過去に於て、斯かる事は全くなく本期
の特異現象であつて、これが原因は配給辞退に依るものである。

この配給辞退は月々三万屯を上下し、四月以降次第に激増するので總司令部の要望もあり
早急に此の原因を究明し、対策を樹立すべく五月下旬全支局に亘つて此の調査を実施した。

年度	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		年別	内産	食糧	輸入食糧	合計
	買入高	売入高	買入高	売入高	買入高	売入高	買入高	売入高					
米穀	545	437	416	410	434	430	493	411	米穀				
麥類	31	19	41	84	83	87	45	43	麥類				
生甘藷	11	9	11	40	27	25	1	1	生甘藷				
生油	3	0	2	1	1	1	1	1	生油				
加工糖	1	1	1	1	1	1	1	1	加工糖				
豆類	14	6	4	5	2	8	1	1	豆類				
雜穀	33	8	5	5	5	6	5	5	雜穀				
小計	626	479	479	574	581	577	546	546	小計				
輸入食糧	351	198	191	189	185	183	157	119	輸入食糧				
合計	877	677	670	763	766	760	703	665	合計				

主要食糧総合配給取扱実績

単位 玄米換算千石

又この評選品の需貨処理として政府は旧歩留小麥粉を速かに処分すべく改食糧業臨時規整法の一部を改正し、厚生食糧、敵産食糧の他を対象として業務用の配給取扱要領に基いて六月一日より施行した。旧歩留小麥粉の不評から当初思込んだ評選品処理としての効果は少く、業務用として消費された量も全国割当總量の割前位であった。

かくして、この配給評選に伴う不適産品の処理問題は今後大きな問題として残されている。

又昨年六月「主要食糧配給制度強化措置要領」に基づいて新たに厚生食糧世帯が設けられ、この世帯の配給差引が行われて来たのであるが、食糧事情の好転に依って六月を以て世帯区分は生産、一般、炭産の家庭用区分となり、差引も本年度冬休分より停止となった。

これは食糧政策上の副期的事項と云える。

尚米食率は四月以降六二%以上を常に示しており、月を追って上昇しているが、これは輸入米穀に買入所が少く有り、

此の頃の需給状況は朝鮮動乱の勃発にも拘らず、引続きエジプト米等の輸入があり、これと其のバランスを乱すこととなく上半期を終った。

三) 糖類配給事業

1. 生甘藷(干甘藷を含む)及馬鈴薯配給業務

(1) 昭和二二年度二三年度

(1) 生甘藷

二三年産は二月二十日以降公団が政府代行機関として全国農業会を通じ生産者より買入れ総合用及び種子用を主体として配給した。

二三年産は集荷制度が改正され加うるに大豊作で未曾有の買入となった。配給は極力総合用としたが計画の三七〇、〇〇〇千貫以上は辞退となり原料用に配給した。然し原料工場も処理能力を超過したので大量の廃棄を生じた。

(2) 干甘藷

二三年産干甘藷は大部分公団が買入れた。

配給は主として総合用アルコール用であった。

二三年産は干甘藷の奨励が行われ超過放出の価格も三倍で大量の出荷があったので総合用として諸物委託加工に追加配給されたが尚多量の持越となった。

(3) 馬鈴薯

二三年産馬鈴薯は殆ど売了してあるので北海道種子馬鈴薯と内地の配給業務が若干あつたのみである。

二三年産は新集荷制度に基き概ね生産額内にて於て総合用として配給、種子馬鈴薯は北海道と一部露産のものを他處に移動した。

(4) 昭和二四年度

(1) 生甘藷

二三年産は選出及び種子甘藷の買入があった。配給は前年度より引続き行った。年向実績総合用三六五、〇〇〇千貫、原料用二八七、五〇〇千貫、種子用三二〇、〇〇〇千貫、其他用一、二〇〇千貫、合計六六〇、〇〇〇千貫、廃敗減三、〇〇〇千貫。

二四年産は前年の経験に基き計画出荷、計画輸送、計画配給を主体に対策を樹てたが統制廃止論により出荷が乱調子となり十二月一日より自田売買が認められるに及び出荷は急激に減少した。総合用の芋喰日数は計画二二日分に對し実績一三日分で総合用二三五、〇〇〇千貫、原料用二六、六〇〇千貫、廃敗減一三、〇〇〇千貫である。

る。

(2) 干甘藷

二三年産は前年度よりの持越及びその後の出荷があったので配給は大部分この年度に行われた。尚酒用の配給は追加指令が達したので年度末までかゝつた。

年向実績は綜合用三、七〇〇千貫、原料用三、五二〇千貫、事故は四八〇千貫である。二四年産は自由売買が認められたので取扱は極めて少かつた。

(3) 馬鈴薯

二四年産は東北、北海道には相当量の配給辞退が生じ消費都府に移動配給したのが残余は一五年一月以降販売用として販売した。種子馬鈴薯は従配給の配給辞退があり昨年度に配給不足は蔬菜用として配給した。その向二三年産の一割と二四年産の余剰品を輸出した。

(4) 昭和二五年度上半期

(5) 生甘藷

二四年産は二五年三月末政府買入打切となりこの年度は買入れなく前年度のもの

が持越され配給された。

(2) 干甘藷

三月末買入打切となり買入はないが前年持越分の配給が行はれた。

(3) 馬鈴薯

二四年産につき余剰を食用として配給した。

二五年産は希望供出のため取扱は極く僅かであった。

(註) 生甘藷、干甘藷とも糖粉業者委託加工用買入並びに配給についてはこの項より除

き(一)糖粉委託加工業務及び(二)加工糖類(甘藷粉)配給業務参照のこと。

糖類配給取扱実績

年度	生		干		糖	
	二、三年度	二、三年度	二、三年度	二、三年度	二、三年度	二、三年度
買入	一五、二〇六	六七、六二八	一六、四九五	五一〇、四〇四		
配給	一四、二四九	六四、八〇八	一四、三九五	四九六、三二九	七九三	

(単位千貫)

品目別	千		日		糖		(單位千貫)
	買入	売渡	買入	売渡	買入	売渡	
二二、二三年度	八、九七七	八、六〇一	二二、二三年度	八、四九九	二二、二三年度	三、〇七三	二二、二三年度
	三、六九九五	三、〇七三					
二二、二三年度	二、七一一	二、七一一	二二、二三年度	九、四四	二二、二三年度	九、四四	二二、二三年度
	二、七一一	二、七一一					
二二、二三年度	六、七三	六、七三	二二、二三年度	六、七三	二二、二三年度	六、七三	二二、二三年度
	六、七三	六、七三					

品目別	馬		鈴		薯		(單位千貫)
	買入	売渡	買入	売渡	買入	売渡	
二二、二三年度	四、二八五	四、一八七	二二、二三年度	二、四三三	二二、二三年度	二、四三三	二二、二三年度
	二、六三、四二六	二、四三三					
二二、二三年度	五、九一五	五、九一五	二二、二三年度	一、九八、九二一	二二、二三年度	一、九八、九二一	二二、二三年度
	二、二七、八二一	二、二七、八二一					
二二、二三年度	一、六七	一、六七	二二、二三年度	一、六七	二二、二三年度	一、六七	二二、二三年度
	一、六七	一、六七					

(註) 1. 生甘藷、干甘藷の買入、売渡とも業者委託加工用を除く。

2. 馬鈴薯に可糖子馬鈴薯を含む。

3. 糖類委託加工及び加工糖類(白糖粉)配給業務

4. 糖類委託加工業務

(A) 加工糖類の加工業務は生甘藷を原料として糖粉を製造するものと、干甘藷を原料として糖粉を製造する二種類である。(但し二四年度は後者のみ)

(B) 二二年度は二月二十日以後に委託工場に搬入されたものが公田扱となった。

(C) 二二年度糖粉の委託加工は切干甘藷の承前有の任意により糖粉としての製品四千貫を起した。

糖類委託加工取扱実績 (單位千貫)

品目別	二二、二三年度		二四年度		二五年度 上半期
	買入	売渡	買入	売渡	
生甘藷	二、一、〇〇〇	二、一、〇〇〇	八、三、四、六、二	一、一、一、六、四、三、七	一
	二、六、〇、三、五、八、〇	二、〇、三、三、六、〇、〇、〇	一、九、三、九、〇、〇、〇、〇	一、一、一、六、四、三、七	一
干甘藷	二、三、一、八、四、二、六	五、九、〇、九、八、四、二	三、四、四、九、六、一、一	九、〇、九、二、四、七	一
	二、三、一、八、四、二、六	五、九、〇、九、八、四、二	三、四、四、九、六、一、一	九、〇、九、二、四、七	一

(註) 1. 買入欄は生甘藷、切干甘藷を糖粉用として政府より拂下を受けた数量である。

2. 売渡欄は白糖粉(普通糖粉)、脱水糖粉(を政府に納入した数量である。

(2) 加工糖類（甘藷粉）配給業務

(A) 甘藷粉は二三年産のものにつき糖類局が政府より購入し配給業務局又は一般業者へ売却し二三年産二四年産のものについては政府が直接業配又は一般業者へ売却した。

(B) 二十四年六月以降食糧事情の好転により約二百余万貫の配給繰越を生じたが之等は同年九月頃よりアルコール用酒用に売却した。

加工糖類（甘藷粉）配給取扱実績 (単位：貫)

年度別	二二年度		二四年度		二五年度上半期
	買入	売渡	買入	売渡	
買入	七九七七、七一	六、五八七、四三九	三三、九七〇、九八九	三、四三三、六七九	九八二、〇五二
売渡	二二年度	二四年度	二二年度	二四年度	二五年度上半期
	二二年度	二四年度	二二年度	二四年度	二五年度上半期

(三) 澱粉配給事業

(1) 昭和二二・二三年度

(1) 甘藷澱粉、馬鈴薯澱粉、土肉澱粉、摺込澱粉

公団発足当時の二十三年二月は二二年産澱粉を取扱い、十二月に至り二三年産澱粉の取扱を開始した。

二二年産澱粉に付ては農業会工場以外の工場にて生産された澱粉を政府の委託によつて買入れを行い、政府に販売したる後、一般原材料用澱粉のみ払下げを受け政府の割当指示により販売した。綜合用澱粉は配給業務局が政府より払下げで販売した二三年産澱粉よりは直接政府が生産者から買入れて澱粉局の委託買入れを廃止し、又綜合用澱粉は一たん澱粉局に払下げ澱粉局より配給業務局に販売するといふ形をとることになった。

発足当時は機械の切換と整備のため二二年度の取扱数量は微々たるものであつたが、二三年度に入ると同時に澱粉出廻り期に當つたので平常に復した。六、七月に至つて関東地区の澱粉が品薄となり、政府の割当全数量に充當し得ない状態と

なつたので九州より大量の並澱粉の公団輸送を実施し、需給に事なきを得た。

(2) 小麦澱粉、澱粉糀

澱粉局が生産者より直接買入れ、政府の割当指示により販売した小麦澱粉は国内食糧事情と輸入食糧とを勘案して原料小麦粉の割当計画が樹てられ、実施せられた。

(3) 輸入澱粉

貿易庁より買入れ、政府の割当指示により販売した。織造用に充当する為輸入申請せるも輸入のため毎でなければ明確なる数量を把握し得なかつた。買入は七月以降無く、手持澱粉の販売業務のみを実施した。

(四) 昭和二四年度

(1) 甘藷澱粉、馬鈴薯澱粉、土肉澱粉、摺込澱粉

二三年産澱粉の政府よりの払下げ、実需者への販売業務を続行中にしてこの業務取扱方針は十二月二四年産澱粉の取扱方針が決定される迄実施された。

十二月に至つて食糧管理法の一部改正に依る澱粉の取扱方法の変更に伴つて総合配給以外の澱粉の売却基準及方法が改正され従来の様に政府よりの割当指示は廃

止された。販売状況をみると年度当初は順調に販売していたのであるが六、七月頃より一般金融の引締により澱粉の販売も次第に減少し又特に十月頃新物が安くなるに關係供官庁より予め発表し、更に十二月一日より前述の如く食糧管理法の改正により澱粉も政府所有品と自由品との二本建となった為、十一月十二月一月の販売は極度に減少したが自由品が次第に品薄となるに従つて二月頃より再び販売が回復し始めたのである。

(2) 小麦澱粉

十二月の統制緩和の際法規上では統制は解除となり、二月より付澱粉局は生産者よりの買入れを中止し、三月末日迄に手持中の全量を売却完了するよう措置を講じた。然し、甘藷澱粉、馬鈴薯澱粉と同様に販売は漸次減少し相当量の在庫を次年度に持越すこととなった。

(3) 澱粉粕

七月二十三日附で統制が解除となつたので、生産者よりの買入れを中止し、在庫数量の販売完了をもつて取扱品目より除外された。

(4) 輸入澱粉

業務取扱方針は二三年度と同様にして政府よりの買入れ無きため販売のみ実施し、在庫数量は皆無となった。

(ハ) 昭和二五年度上半期

(1) 甘藷澱粉、馬鈴薯澱粉、土肉澱粉、摺込澱粉

主として二三年産及二四年産澱粉の政府よりの払下げ、実需者への販売業務を前年度と同様の取扱方針のもとに実施した。

綜合用は食糧事情の好転に伴い本年度に入ってから取扱数量は激減し、九月末には在庫は極く僅少となった。一般原材料用は前年度末に引続き販売数量多く、更に政府は旧年産(二二、二三年産)澱粉が品質低下等のため五月に価格引下げの措置を講じ、更に七月、業務閉鎖と考えられた九月末迄には在庫数量の販売を完了し、新澱粉の出廻りに在庫となつて販売不可能とならぬために、公團所有の馬鈴薯精粉及甘藷浮粉の価格引下げを指示したので、七月八月九月の販売は非常

に促進し在庫は一段と減少した。

又第二四半期よりはなるべく販売先を決定して後、政府より払下げを受けようとして在庫数量の増加を抑制した。

(2) 小麦澱粉

五月に下位等級の公團販売価格引下げを行つて在庫数量の一掃を期した。

(3) 輸入澱粉

六月に輸入が再開され、政府は輸入商社より買入れ、公團は政府より払下げと同時に実需者に販売した。

澱粉配給取扱実績

(単位 貫)

年産別 買入 売渡	(1) 二二・二三年度分		計	二二	二三	計	二二	二三	計	二二	二三
	買入	売渡									
甘藷澱粉	一三八七五九一六	一三三六七一三	三二二四二六四	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一	三二二四二六四	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一	三二二四二六四	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一
馬鈴薯澱粉	一三二六七三七	一三三六七一三	二六六三四一〇	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一	二六六三四一〇	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一	二六六三四一〇	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一
土肉澱粉	五二六六四六	五二六六四六	一〇五三二九二	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一	一〇五三二九二	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一	一〇五三二九二	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一
摺込澱粉	二六四八六六	二五六八六六	五二一七三二	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一	五二一七三二	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一	五二一七三二	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一
小麦澱粉	八二二六一八	三七二五五三	一一九四七七一	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一	一一九四七七一	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一	一一九四七七一	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一
輸入澱粉				二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一		二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一		二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一
澱粉粕				二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一		二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一		二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一
計	一、九四二、三三六〇	一、九四二、三三六〇	三、八八四、六七二〇	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一	三、八八四、六七二〇	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一	三、八八四、六七二〇	二一、五二七、八九一	二一、五二七、八九一

(四) 主要食糧包装用資材取扱事業

1. 故葉工品取扱業務

(1) 昭和二二年度(暫定措置)

昭和二二年二月食糧配給公團設立と共に政府は故葉工品の買入、売却及び運送の事務を包装資材局に取扱わしめることとした。

(2) 昭和二三年度

昭和二十三年四月一日より政府の「指定故葉工品取扱要綱」が実施され包装資材局は引継ぎ政府より買入、売渡及び公運送を委託された。

(3) 昭和二四年度

昭和二十四年四月一日より同年十月三十一日迄は昭和二三年度の取扱を継続し、同年十一月一日より昭和二十五年三月三十一日迄は政府統制が解除されを諸般の情勢は一考に自由取引となし得ない事情にあつたので食糧配給公團の「故葉工品取扱要領」により実施した。

故菓工品取扱実績

年度別	二二・二三年度	二四年度	二五年度 上半期	備考
買入	一一九・七〇四	一二四・一七九		
売渡	一一九・二九〇	一二四・五八六		欠減七十枚

(単位千枚)

2. 粉袋取扱業務

昭和二十三年二月二十日食糧配給公團発足と同時に閉鎖機関に指定された製粉関係各団体所持の紙袋、布袋、麻袋を買収爾来直接当公團が製粉工場に粉袋の供給並に空袋の回収、転送、修理を行つて来た。

昭和二十四年九月迄は従来製粉工場に對して有償貸與の形態を採つて来たが十月一日よりは回収條件付ではあるが完全なる売買制度を採るに至つた。

昭和二五年度に入るや粉袋類の供給増加に伴い粉麻袋は製粉工場にては使用せざることになり又紙袋及び布袋等も直接製粉工場にて自己調達出来ることとなつたので当公團としては新袋の補給をしない方針のもとに従来よりの所有の新袋及び配給業務

務局等より回収した再生袋のみを製粉工場に供給することとなつた。

粉袋取扱実績

(単位千枚)

年度別	二二・二三年度	二四年度	二五年度 上半期
買入	九〇・三一二	九二・三七三	三三・八一
売渡	五九・二〇九	九九・〇三四	二四・〇四四

(註) 単位二二種入換算袋数

買入袋は新袋及び回収袋買入数を含む

3. 預穀用麻袋取扱業務

公團の発足に當り従来食糧管理局所有であつた麻袋三三三八四、六五九枚を其の在庫場所で購入引継ぎ、其の後輸入食糧包装麻袋の買入をも含めて四六、八八〇千枚の買入となつたものである。

売渡数については食糧包装用として不適となつたものについては飼料並に肥料公團を主体とし農林関係需要面に逐次払下したが一方特需向けには正袋を払出している。

貸與数については原穀包装用として公團が新に貸與する場合は總てハシアン麻袋を二重袋として個数計算により貸與されているもので以下各年度同様であるが二四年度末乃至二五年度に於ては一部ガンニ麻袋を一重袋で貸與されている。

年度別	二二・二三年度	二四年度	二五年度上半期
買入	四六、八八〇 千枚	一、五五七 千枚	九、四四二 千枚
売渡	七、四〇三 千個	四、三九九 千個	一、二六三 千個
貸與	一九、八〇七 千個	三、九〇七 千個	一、一六七 千個

買入 二二・二三年度に於ける政府引継数を除けば毎年輸入食糧の増加につれて買入も又増加していることが解る。

売渡 二二・二三年度に於て特に他公團に松下があつたが二四年度には他公團は減少したため商工関係が加わり数的には漸減している。又二五年度に於て増加しているのは特需向けが大量にあつた為である。

貸與 買入と同様輸入食糧の増加に伴つて増加を見ている。

三 解散の経緯

食糧配給公團は昭和二十六年三月三十一日までに廃止することに決定したが、その経緯の概要は次の通りである。

昭和二十四年十一月二十五日附をもつて總司令部経済科学局長から経済安定本部総務長官宛非公式覚書により「食糧、油糧及び食料品各公團廃止に関する件」が指示された。その内容は「食糧の集荷及び配給に必要な財政の節減、これに伴い三公團の廃止、食糧管理特別会計の増額」等であつて、特に「食糧配給公團の小売、加工施設を昭和二十五年四月一日より一年以内に民間に移す」ということが示された。

右の覚書に対し政府は直に具体案を協議検討の結果「食糧配給公團は今後一カ年以内に末端機構を逐次民間に移し、代位配給所に切替えると共に、その間に公團解散後の統制方式の改正を改めて検討すること、経済安定本部総務長官、農林、大藏三大臣名をもつて同年十二月十五日總司令部経済科学局長宛提出した。

更に政府は、前記十二月十五日附をもつて總司令部経済科学局長宛回答した方針の具體的実行計画に関し、経済安定本部総務長官、農林、大藏三大臣名をもつて、同年十二月

二十七日総司令部経済科学局長宛書面を提出した。

越えて昭和二十五年一月十九日経済安定本部生活物資局長名をもつて「小売店舗の非統合、卸の独占禁止、小売業者の委託及買取の自由選択、新規業者の自由進出、買取優先」の五条件を総司令部経済科学局長宛に提出した。

斯くして昭和二十五年一月二十七日別紙字の通り総司令部経済科学局長から経済安定本部総務長官宛に「食糧配給公団は昭和二十六年三月三十一日までに廃止、小売店は昭和二十五年九月三十日までに民間切替、卸売施設及び卸売機能は昭和二十六年三月三十一日までに民間に移す」という前同覚書に優先する非公式覚書が送せられ、ここに公団廃止の基本的方針が決定し、これに基づき「食糧配給公団の廃止に伴う主要食糧の新配給制度に関する措置要綱」が確定したのである。

しかして、これが実施の行政措置としては、昭和二十五年三月三十一日食糧管理法の改正、八月十九日、九月十一日同法施行令改正、九月十一日、十月十日同法施行規則の改正が行われた。

更に九月十一日小売マージンが決定し、公団配給所は委託配給所に切替えられ、配給所

職員は小売販売業者として発足した。なお配給所の切替は概ね九月二十一日より十月末日迄の間に完了した。

尚現在引続き卸売部門の切替を検討中である。

別紙(字)

昭和二十五年一月二十七日附

総司令部経済科学局長から経済安定本部総務長官宛の覚書

食料品配給公団、油糧配給公団及び食糧配給公団の廃止について

一、この覚書は二十四年十一月二十五日附覚書「食料品配給公団、油糧配給公団及び食糧配給公団の廃止について」に優先する。

二、二十四年十二月二十七日附経済安定本部案中の公団廃止計画は左の如きものと諒解する。

1. 食料品配給公団は二十五年三月三十一日に廃止する。

- ロ 食糧配給公団及び油糧配給公団は二十六年三月三十一日までに廃止する。
- ハ 現在食料品配給公団の行っている砂糖の統制は食料品配給公団廃止と同時に油糧配給公団に移譲する。
- ニ 食糧配給公団の小売店は二十五年九月三十日までに民間所有に切替える。
- ホ 食糧配給公団の卸売施設及卸売機能は二十六年三月三十一日までに民間経営に移譲する。
- 三 経済科学局は上述の条件の元上記ニに概述した食糧配給公団の廃止計画を承引する。

(註) 昭和二十四年十二月二十七日附

経済安定本部総務長官、農林及び大蔵大臣連名をもって総司令部経済科学局長宛提出した「経済安定本部案中の公団廃止計画」は次の通りである。

食糧関係公団の廃止に関する処理方針について

(一九四九年十二月二十七日)

宛 総司令部経済科学局長

W. F. マーカッツ少将

本日十五日附を以って経済安定本部総務長官、農林大臣並びに大蔵大臣連名によって貴官宛に提出した回答の方針に従い、その具体的実行計画につき検討の結果次の結論に到達したので提出する。

一 食糧配給公団に対する措置

- (イ) 公団機構全般の廃止期日は前回の回答に述べた通り昭和二十五年四月一日以降一カ年間に準備を完了して昭和二十六年三月三十一日までに解散を行う。
- (ロ) 末端配給機構（公団支所を除く下部機構）について同資産の処理及び人員の配置転換を行う必要上概ね昭和二十五年九月末までの期間内において各都道府県の実状に依り成る可く速かに民間に委譲し消費者の自由登録制による公団の委託配給制度に切替えるものとする。

四 公団の都道府県支局及び支所機構についても出来る限り速やかに公団から切離して民間に委譲するよう末端配給機構と並行して解体の準備を行い各都道府県毎に準備の完了次第都道府県単位に登録、末端配給業者の自由登録制により卸売業者の登録を行い支局及び支所の廃止と同時に従来これらの行つてきた卸売業務を遅滞なく引継を俾るよう措置する。従つて卸売機構の切離は末端配給機構の切離後概ね六カ月以内全国的に完了する。公団存続期間中は新たに登録を受けた卸売業者に対して政府からの買入業務及び卸売業務を委託するものとする。

(二) 以上の場合において卸売業者又は末端配給業者の濫立による配給業務の混乱を防ぐよう最低登録業者数(消費者数)を決定すると共に登録業者が取引の公正を害し又は法令に違反した場合には登録取消の措置を講ずる。

(四) 公団の搗精業務については末端配給機構の切離と並行して公団から切離し、卸売業者若しくは末端配給業者が自ら行うか、又は卸売業者若しくは末端配給業者によつて搗精業者に行わせることとする。この際搗精施設に対する監督機能を明確且つ強力に維持すると共にその用途転換によつて搗精業務に支障を来すことのないよう措置を講ずるものとする。

とする。

(八) パン類、めん類、その他二次加工品の配給については現在の公団委託制を存続するか、末端配給機構の切離しと並行して民間の選択に重点を置いて配給店舗は消費者の自由登録制を採用する。

(九) 公団廃止後における主食の配給経路については、政府は卸売業者に売渡又は販売の委託を行い、卸売業者と末端配給業者の間は売渡又は販売の委託によるものとする。

二 油糧配給公団に対する措置

(四) 油糧に対する公団統制を撤廃するためには、その供給力が年間約二〇万屯に達することを必要とするが、この点については既に終戦直後総司令部に対して油脂の年間最低需要量を一九万屯と算定し輸入の懇請をした次第である。

(四) 因みに一九四八、日本会計年度の供給量は約八万屯、一九四九日本会計年度のそれは一四万屯と予定している。

(五) 而して現在日本政府が計画している一九五一米国会計年度の生産及び公輸入量の合計は年間約二〇万屯と算定されるので、この計画目標数量が達成せられるならば油糧の公団

統制機構は撤廃可能である。即ち一九五一年度中にこの改定の供給が確保せられる見込のつき次第でできる限り速かに遅くも二十六年三月末日までには撤廃したい。

イ) 公田統制機構撤廃後は油糧統制の複雑な性格上中間的な統制方式は有名無実を終る公算が大きいので原則として油糧の統制そのものを撤廃することとし必要ある場合は為替管理を媒介として特定の輸入油脂につき需給調整をなし得る法的措置を講じ置く程度に止めたい。

ロ) 公田統制存続中と雖も公田運営の効率化及び簡素化を図るため、情勢に応じ統制品目の整理を行い漸次重点的統制に切替えるものとし差当り昭和二十五年三月末迄に、桐実、亞麻仁、芥子、落花生、蠶蛹及びこれらの油脂並びに脱脂大豆以外の雑油脂の公田統制撤廃を実現する。

三、食料品配給公田に対する措置

イ) 食料品配給公田については既定方針通り昭和二十五年三月末を以つて廃止するが砂糖については戦前の年間平均消費量約一〇〇万七に對して現在一九五〇會計年度における供給可能量は約三三万七程度と見込まれているので同公田の砂糖配給機関のみはこれを

丸内

油糧配給公田に合併せしめる。

ロ) 而して現在日本政府が計出している一九五一年度計年度の供給量は一応約四〇万七は軍需向に消費されていた実情を考慮すると現在の有効需要との関係から一九五一年度計年度内において五〇万七の供給計画が実現する見込しが立つならば配給統制の撤廃は可能であると考えられる。従つて油糧配給公田制度廃止の時期即ち遅くとも昭和二十六年三月末までの期間内の公田統制機構並にその配給統制を廃止することとした。但し特定用途に対する需要を確保する必要がある場合には為替管理を通じて需給調節をなし得る法的措置を講じ置くことは油糧の場合と同様である。

282

経済安定本部總務長官 青木孝義

農林大臣 森幸太郎

大藏大臣 池田勇人

九
外

2 可否同数のときは、通商産業大臣が清算人のうちからあらかじめ指定する清算人が決定する。

（清算人の代表権）

第八条 清算人が数人あるときは、清算人は、各自公団を代表する。

（清算人の登記）

第九条 清算人は、その就任の日から、主たる事務所所在地において二週間以内に、従たる事務所所在地において三週間以内に、その氏名及び住所を登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、主たる事務所所在地において二週間以内に、従たる事務所所在地において三週間以内に、変更の登記をしなければならぬ。

（清算人の職務制限）

第十条 清算人は左の職務を行う。

一 現務（公団が管理する政府の財産に係るものを含む。）の結了

二 債権の取立及び債務の辨済

三 残余財産の引渡

2 清算人は、前項の職務を行うため、一切の裁判上又は裁判外

（清算事務の監督）

第十一条 清算人は、就任の後直ちに公団の財産及び公団が管理する政府の財産の現況を調査し、それぞれ財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作り、通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。

2 前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならぬ。

3 清算人は、清算計画を作成し、通商産業大臣の認可を受け、その認可を受けたところに従つて清算を行わなければならない。

4 清算事務完了後は、前項の清算計画の認可を行うときは、あらかじめ当該公団に協議しなければならぬ。

6 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算に關して必要な事項を命令することができる。

(債権者に対する催告)

第十二條 清算人は、その就任の日から一月以内に、少くとも三四の公告をもつて債権者に対し、一定の期間にその債権を申し出るべき旨を催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下るることができない。

前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないときは、清算から除外されるべき旨を附記しなければならない。

清算人は、知っている債権者には、各別にその債権の申出を催告しなければならない。

清算人は、知っている債権者を清算から除外することができない。

第十三條 清算から除外された債権者は、公團の債務完済のやまだ国

庫に引渡さるる公團の財産に對してのみ請求することができる。

(清算行為の特則)

第十四條 清算人が左の行為をするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

一 公團の附屬及び公團が管理する政府の財産の移分。

二 公團の附屬及び公團が管理する政府の財産に關する契約の更改及び和解並びに仲立契約の締結

三 公團の財産に關する権利及び利益の放棄

(残余財産の帰屬)

第十五條 残余財産は、國庫に帰屬する。

(決算書類提出の義務)

第十六條 清算事務が終つたときは、清算人は、直ちに決算報告書を作り、通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

前項の決算報告書には、清算に関する重要な書類、公團の帳簿及びその事業に関する重要な書類を添附しなければならない。
第一項の決算報告書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

（清算終了の登記）

第十七條 清算人は、前條第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。
（登記の手続）

第十八條 解散の登記を除いて、公團の登記は、清算人の申請によつてする。

第十九條 第九條第一項の規定による登記の申請書には、清算人の任命を証する書面を添附しなければならない。

第二十條 第九條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第二十條 清算終了の登記の申請書には、第十六條第一項の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（清算人の復職）

第二十一條 清算人が清算終了の登記を終えたときは、通商産業大臣は、清算人のうち部内の職員である者をその就任直前における官職又はこれと同一条件の官職に復するものとする。但し、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の適用を妨げない。

附 則

この政令は、昭和二十六年一月一日から施行する。

理 由

鉱工業貿易公團及び繊維貿易公團の解散に關して、必要な事項を定める必要があるからである。

逕合閣最高司令官總司令部経済科学局覚書 (經本連終部後款)

昭和二十五年二月十八日 四二六(一八Feb五〇)ESS/IND

宛先 經本長官、通産大臣、農林大臣

件名 下必要な統制の解除

一 参照文書

(1) 昭和二十五年二月一日附 通産大臣より経済科学局長宛「指定生産資材」の七次統制解除に因する覚書

(2) 昭和二十四年十二月七日附 経済科学局長より經本長官、通産大臣、農林大臣宛「下必要な統制の解除」に因する覚書

二 右一、(2)は略述した統制解除に因する覚書に確立した基準の則として、昭和二十五年二月二十七日より次の品目の初当統制を解除する様勸告

(1) 油割 (但し、当分の向次の品目のみ)

(1) 繊維長刺

(2) 繊維用特殊物 (但し、繊維へ又はマツ他) 用り、右帳を合ます。

(2) スフ綿

(3) スフ糸

(4) スフ織物

(5) スフ、メリヤス

経済科学局長 W. F. マーカット少將 署名